

上田市立地適正化計画

～ 人々が「住みたい」「住みつづけたい」と思えるまちづくりを目指して ～

2019(平成31)年3月

長野県上田市

目 次

1 立地適正化計画策定の背景と目的	1
1-1 立地適正化計画策定の背景	1
1-2 立地適正化計画策定の目的	2
1-3 立地適正化計画の位置付け	4
1-4 立地適正化計画の目標年次	4
2 立地適正化計画の概要	5
2-1 国の動向	5
2-2 計画概要	5
2-3 計画の特徴	6
3 上田市の現況	7
3-1 上田市の概況	7
3-2 人口の現況	10
3-3 道路・交通の現況	16
4 都市^{まち}づくりの課題	20
4-1 都市 ^{まち} づくりを取り巻く社会的な動向の変化	21
4-2 都市 ^{まち} づくりの主要課題	22
4-3 都市計画に関する当面の課題	24
5 人口減少が与える影響と課題	25
5-1 現況人口と将来人口の比較	25
5-2 各施設への影響と課題	35
5-3 公共交通への影響と課題	42
5-4 公共交通利用者数の推移	44
5-5 災害リスクへの影響と課題	46
5-6 土地利用への影響と課題	47
5-7 空き家等と新築住宅への影響と課題	53
5-8 歳入歳出構造への影響と課題	57
6 上田市立地適正化計画の策定の理由	60
6-1 「拠点集約型都市構造」への転換	60
6-2 「選択と集中」へと変わる支援制度への対応	62

7 上田市立地適正化計画の概要	63
7-1 計画に定める 10 項目	63
8 基本方針	66
8-1 都市づくりの目標と方針	66
9 地域公共交通網形成に関する基本方針等	69
9-1 公共交通の現状における課題	69
9-2 地域公共交通網形成に関する基本方針及び目標	70
9-3 目標達成のための事業・施策の設定	73
9-4 今後の展開	74
10 都市の骨格と構造	75
10-1 上田市が目指す将来都市構造	75
10-2 拠点設定の基本的な考え方	77
10-3 拠点設定の流れ	77
10-4 都市計画マスタープランとの整合	77
10-5 拠点の整理	78
10-6 拠点の位置付け	79
11 都市機能誘導区域	91
11-1 都市機能誘導区域設定の基本的考え方	91
11-2 都市機能誘導区域設定の流れ	91
11-3 都市機能誘導区域の設定	92
12 都市機能誘導施設	95
12-1 想定される都市機能誘導施設	95
12-2 都市機能誘導施設の考え方	96
13 居住誘導区域	101
13-1 居住誘導区域設定の基本的な考え方	101
13-2 居住誘導区域設定の流れ	101
13-3 居住誘導区域に含めない区域の概念	106
13-4 居住誘導区域の候補地選定	107
13-5 居住誘導区域の設定	108

1 4 地域別まちづくり方針	112
1 4-1 上田市都市計画マスタープランとの調和	112
1 4-2 魅力ある地域づくりのための方針	112
1 4-3 地域区分の設定	113
1 4-4 地域別“まちづくり”方針の構成	113
1 4-5 上田中央地域	114
1 4-6 上田西部地域	119
1 4-7 上田城南地域	124
1 4-8 神科・豊殿地域	129
1 4-9 塩田地域	134
1 4-10 川西地域	139
1 4-11 丸子地域	144
1 4-12 真田地域	149
1 4-13 武石地域	154
1 5 誘導施策	159
1 5-1 都市機能誘導区域	159
1 5-2 居住誘導区域	159
1 5-3 生活複合拠点区域	160
1 5-4 交通結節拠点区域	160
1 5-5 国における支援策	161
1 6 目標値等の設定	173
1 6-1 目標値等の設定に関する基本的な考え方	173
1 6-2 目標値の設定	173
1 7 目標の達成状況に関する評価方法	174
1 8 届出制度について	175
1 8-1 居住誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第 88 条）	175
1 8-2 都市機能誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第 108 条）	175
1 8-3 都市機能誘導施設の休廃止に係る届出（都市再生特別措置法第 108 条の 2）	176
1 8-4 宅地建物取引に関する事項	176
1 9 立地適正化計画策定までの経過	184
2 0 庁内連携ワーキンググループ構成	186

1 立地適正化計画策定の背景と目的

1-1 立地適正化計画策定の背景

わが国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』（拠点集約型都市構造）の考えで人口規模に見合った“まちづくり”を進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、2014(平成26)年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、行政と住民、民間事業者が一体となって公共交通ネットワークと連携したコンパクトなまちづくりに取り組み、人口密度の維持、生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実を図るため市町村は立地適正化計画を策定できることとなりました。

上田市の人口は高度経済成長期（1955年～1973年）以降増加傾向にありましたが、2001(平成13)年の16万7千人をピークに減少へと転じ、2015(平成27)年の国勢調査では15万7千人まで減少しました。

今後も上田市の人口は更に減少することが予想されており、2010(平成22)年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015(平成27)年と比較して2055年までには人口が5万9千人減少し、上田市の総人口は9万8千人になると予想されています。（増減率▲37.6%）

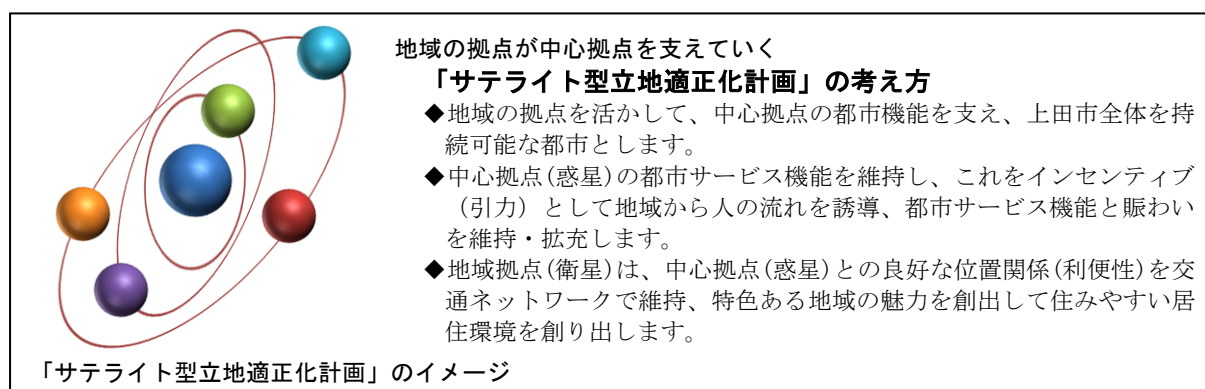
一方で、少子化、高齢化、働き手不足の波も確実に押し寄せています。

2001(平成13)年に「超高齢社会」（高齢化率21.6%）に突入した上田市の高齢化率は人口の減少に反して増加し2055年には41.2%に達すると予想されており、実に10人に4人は高齢者という時代をこれから迎えることになります。

これに対し年少人口は年々減少を続け2015(平成27)年に2万人であった年少人口は2055年には半数以下の9千5百人まで減少し、総人口に対する割合も10%を割り込むと予想されています。

さらに、社会の担い手である生産年齢人口も2015(平成27)年の9万人から4万8千人(2055年)にまで減少すると予想されており、経済成長の鈍化が危惧されます。

このように、少子化、高齢化が急速に進み、また、2055年には約4割の人口が減少すると予想される中、上田市全体が将来に渡って持続していくためには都市としての機能と魅力を維持し、この地に「住みたい」、「住み続けたい」と思える“まちづくり”を行政と市民が「**全市一体**」となって取り組む必要があります。そのため、中心市街地、郊外地域、田園地域、観光地域等、それぞれの地域の特色を生かしながら互いに依存しあう良好な関係を保ちつつ、将来の人口減少社会に対応した「住みやすい上田市」を実現するため「**上田市立地適正化計画**」＝「**サテライト型立地適正化計画**」を策定します。

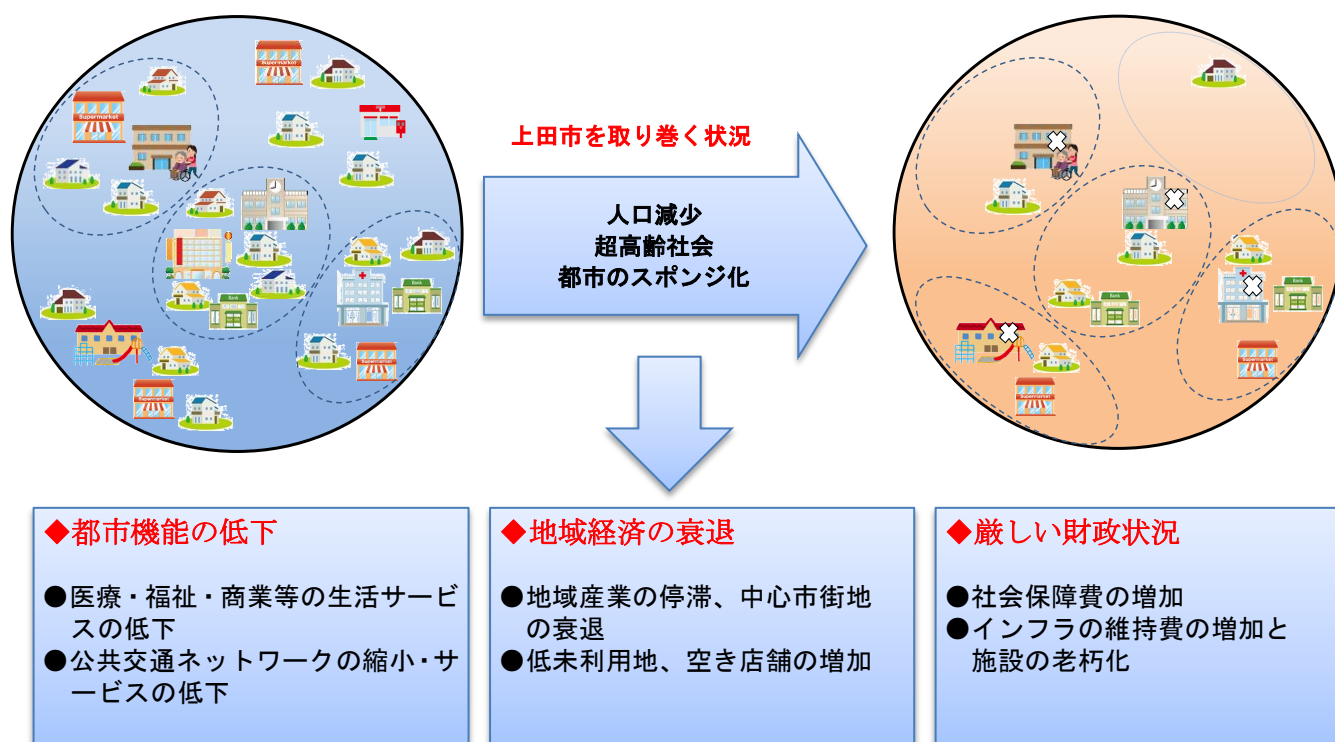


1-2 立地適正化計画策定の目的

「上田市立地適正化計画」は、上田市全域を見渡した都市計画に関する基本的な方針である「上田市都市計画マスタープラン」の高度化版として策定するものであり、概ね20年後の都市の姿を展望することとします。（目標年次2035年）

したがって、本計画の策定は「上田市都市計画マスタープラン」に準拠するものとし、同マスタープランに基づき持続可能な「拠点集約型都市構造」の実現を目的とするとともに、そのための「都市づくりの目標と方針」を次のように定めます。

- ◆地球環境への意識が高まる中、人口減少・少子超高齢社会を迎え、さまざまな生活者にとって利便性の高い「拠点集約型」の都市づくりが望まれます。このため、市街地の拡散を抑制し、豊かな自然環境を保全しながら、公共施設等の立地が集中している各地域自治センター周辺への都市機能の集積や充実を進め、地域の特色や個性を育みながら一体的かつ持続可能な都市として土地利用を展開します。また、都市活動の支えとなり、地域資源を効果的に連携させ上田市全体の魅力を高める、広域及び地域間をつなぐ道路網の充実を図り、計画的な生活基盤づくりによる「**市全体の土地利用と地域の利便性を高める都市**」を目指します。
- ◆自然環境を市民の財産として大切に保全するとともに、歴史・文化などの地域資源とあわせて、上田らしさを伝え残す風格のある景観の保全と育成を図ります。これらの地域資源を活かした、観光・交流の場の充実と連携によって、本市を訪れた人々が上田全体の魅力を感じることでできる観光都市づくりを推進するとともに、恵まれた地域資源を大切にし、人々の交流と賑わいの創出を図るため、多彩な地域資源の有効活用と相乗効果による「**人々の交流を育む都市**」を目指します。
- ◆誰もが安全で安心して生活できるように、さまざまな災害による被害をできる限り少なくするとともに、全ての人々が安全・快適に移動できる公共交通や歩行空間などの充実を進めます。市民が住み心地の良さを実感できる、豊かな自然環境や歴史・文化資源に調和した良好な住環境の保全・形成に取り組み、豊かな自然・文化にふれ合える「**安全・快適に暮らせる都市**」を目指します。

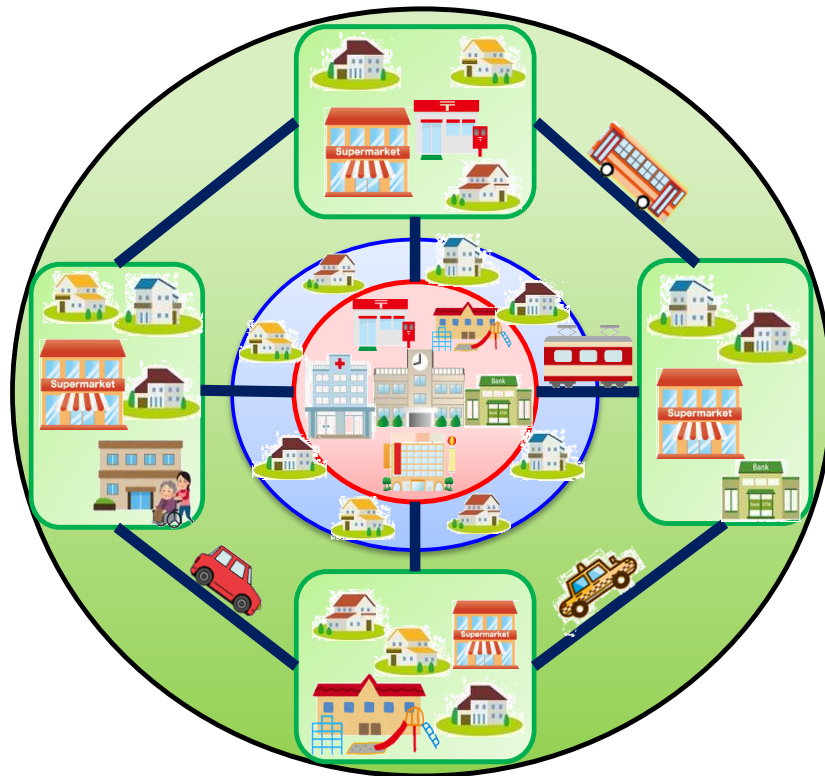


都市構造を多極的コンパクト化

多極的コンパクト 「現状の都市機能・生活サービス機能等既存ストックの活用を図り、官民連携による地域の魅力を創造するとともに、市内外に発信、良好な住環境を作り出すことで居住誘導のインセンティブを発現、拠点間の相乗効果を促す」

+

ネットワーク 「多極化した拠点間を、公共交通網や幹線道路網で繋ぐ「ベストミックスな交通ネットワーク」を構築」



多極的コンパクト化による主な効果

生活利便性の維持・向上等

- 既存ストックを活用した都市機能・生活サービス機能の維持
- 都市機能施設・生活サービス施設へのアクセス確保等利用環境の向上⇒高齢者や子育て世代が安心・快適に生活できる都市環境

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
 - CO2 排出量の削減
- ⇒車を使わない、歩いて暮らせる低炭素型都市構造の実現

地域経済の活性化

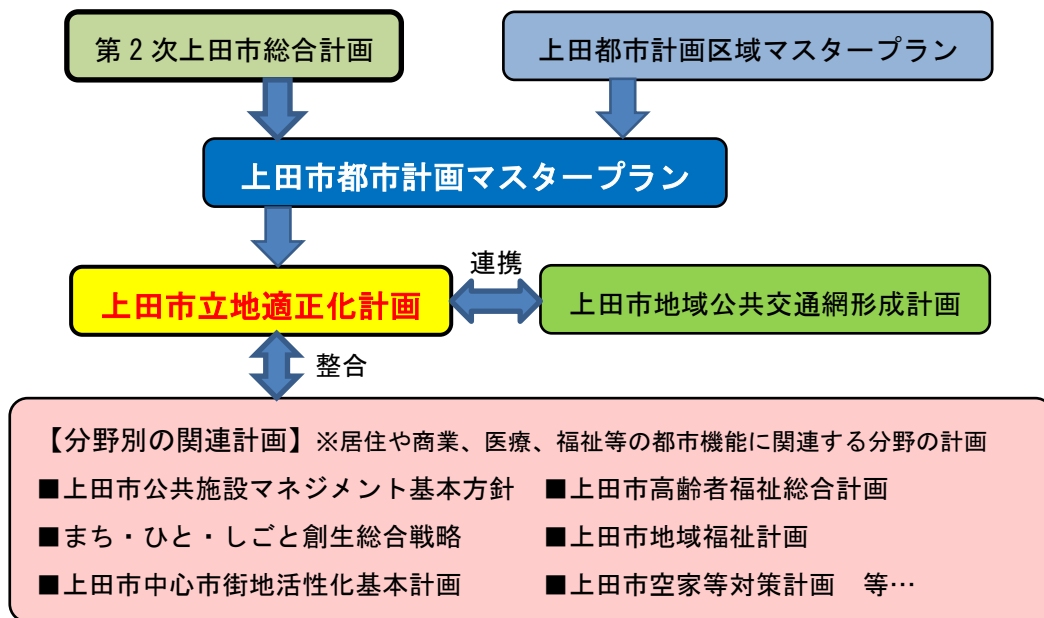
- 誘導施策等による土地利用の次の段階への展開
- 人口密度維持による、医療・福祉・商業等サービス産業の生産性向上⇒ビジネス環境の維持・向上により地域の稼ぐ力に寄与

行政コストの削減等

- 人口減少社会を意識した官民連携による行政サービスの効率化
- 健康増進による社会保障費の抑制⇒財政面でも持続可能な都市経営

1-3 立地適正化計画の位置付け

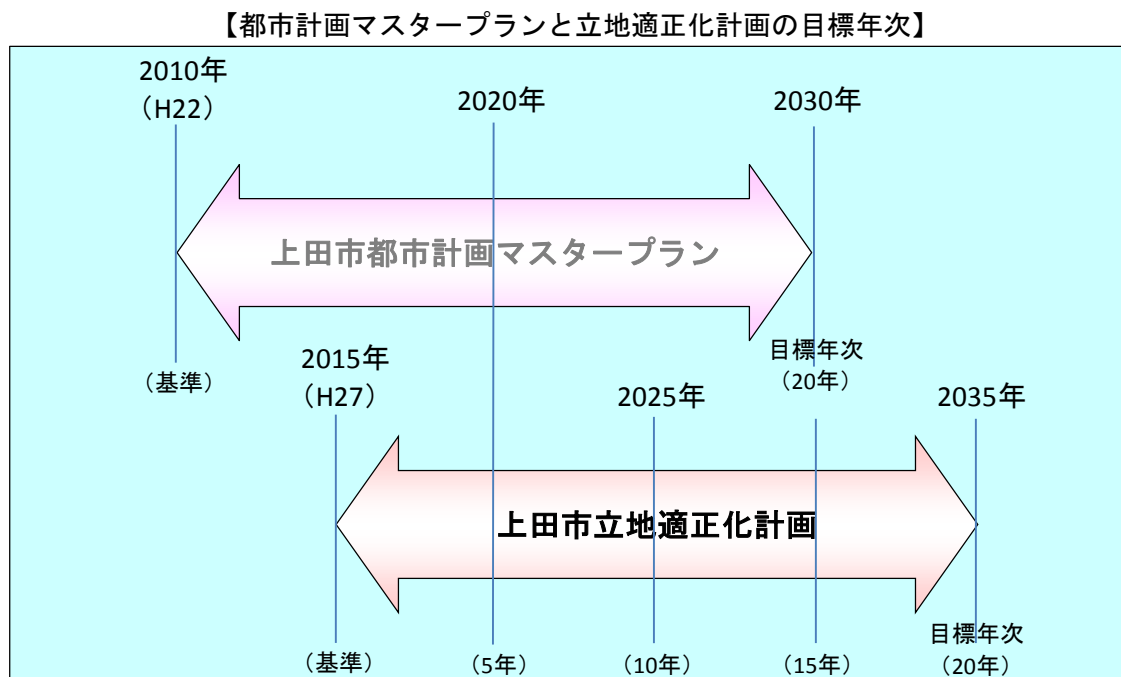
上田市立地適正化計画は、「第2次上田市総合計画」や長野県が定める広域的な都市計画の指針である「上田都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」を上位計画とした「上田市都市計画マスタープラン」に即すものとします。また、居住や商業、医療、福祉及び公共交通等の都市機能に関連する事項について、分野別の関連計画と整合を図ります。



1-4 立地適正化計画の目標年次

上田市立地適正化計画は基準年次を2015(平成27)年とし、目標年次は20年後となる2035年とします。ただし、概ね5年ごとに計画の進捗状況の確認を行い、必要に応じて見直しの検討を行います。

なお、「上田市都市計画マスタープラン」における計画の見直しについては、社会情勢の変化や関連計画及び制度の新設や変更などにより、必要に応じて見直しを行っていくこととしているため、本計画の見直し時においても、相互に調整していくこととします。



2 立地適正化計画の概要

2-1 国の動向

<背景>

- ◆日本の総人口は、2010(平成 22)年国勢調査をピークに減少しています。
- ◆高齢化率は、2010(平成 22)年国勢調査で約 23%となり、「超高齢社会」に突入しています。

<都市づくりの課題>

- ◆わが国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。
- ◆医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めていくことが求められています。

<法改正の実施>

- ◆行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むため、2014(平成26)年8月、都市再生特別措置法が改正 ⇒ 「立地適正化計画制度」の創設

2-2 計画概要

(1) 立地適正化計画とは

- ◆コンパクトシティ形成を積極的に推進するため、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン（都市計画マスタープランの高度化版）です。

※都市再生特別措置法第 81 条第 1 項（一部抜粋）

都市計画区域内について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画

(2) 計画内容（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項）

- ①計画区域
- ②住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③都市機能誘導区域
- ④居住誘導区域
- ⑤誘導施設（都市機能誘導区域内）
- ⑥誘導施策等

2-3 計画の特徴

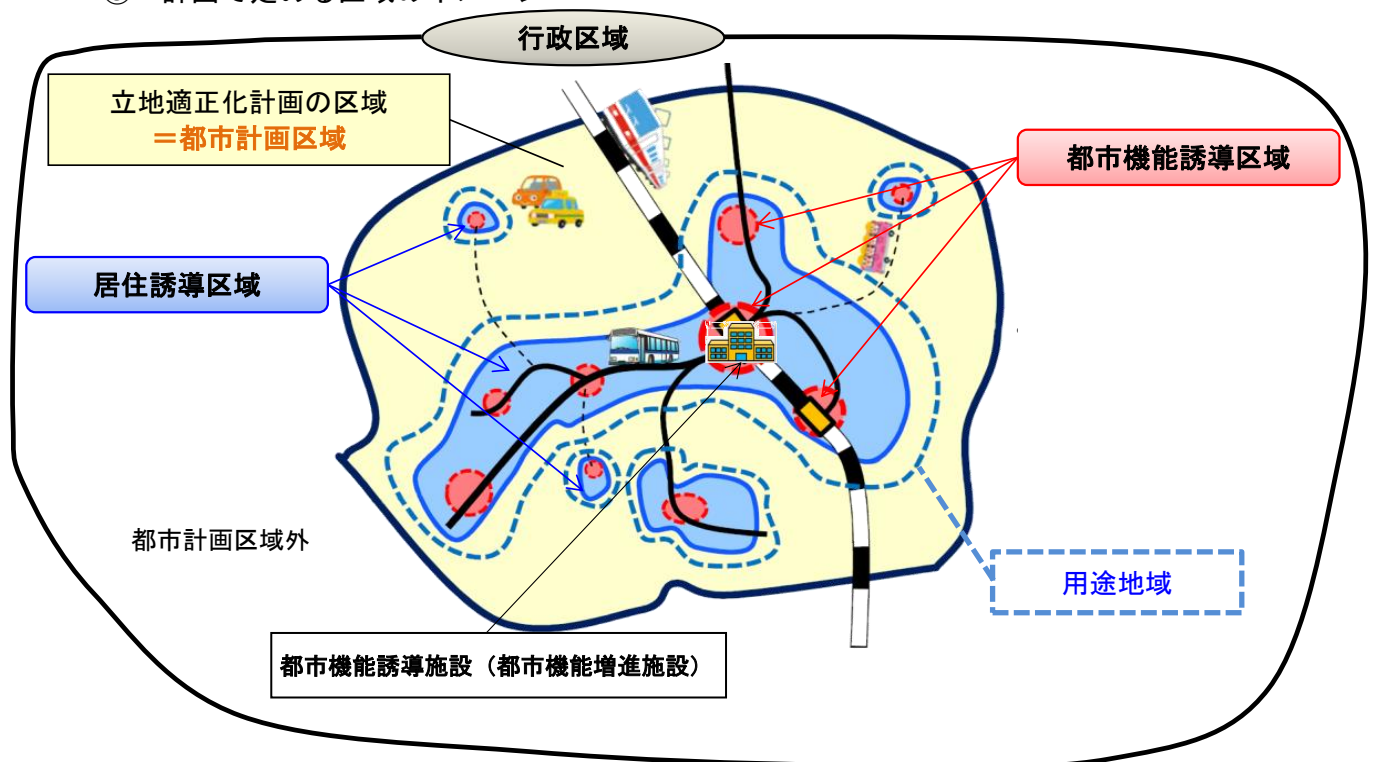
① 策定による国からの支援措置等

- 本計画を策定することで、必要な都市機能を維持・確保するための助成制度を受けることが可能です。
- 具体的には、誘導施設立地に係る事業に対する支援（補助、交付金の拡充）や税制措置（所得税、固定資産税の軽減）などがあります。

② 届出制度

- 居住誘導区域外における一定規模以上の開発行為、又は建築行為が届出・勧告の対象です。
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等が事前届出・勧告の対象です。

③ 計画で定める区域のイメージ



【国の考え方】

都市機能誘導区域

周辺からの交通アクセス性、都市機能の集積状況を勘案し、都市全体における各種生活サービス施設（医療、福祉、商業等）の効率的な提供拠点を目指す区域です。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

都市機能誘導施設（都市機能増進施設）

医療、社会福祉、教育、文化、商業、行政等の居住者の共同の福祉や利便性の向上に資する施設です。

3 上田市の現況

3-1 上田市の概況

(1) 位置・地勢

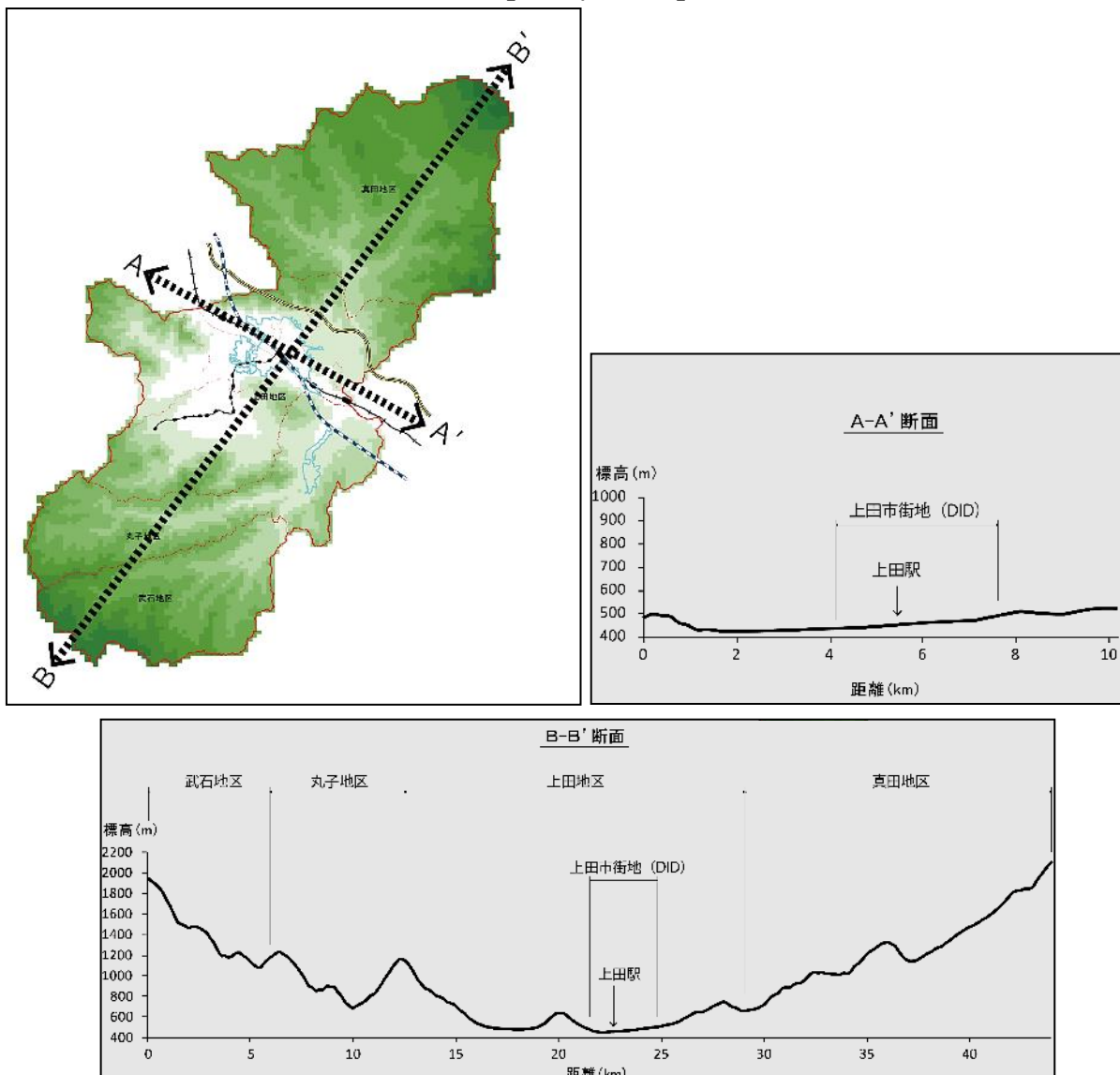
上田市は、長野県の中央からやや東北部に位置し、県庁所在都市である長野市から約40km、東京から約190kmに位置し、面積は552.04km²です。市域は、松本市、須坂市、長野市、千曲市、東御市、長和町、青木村、坂城町、立科町、筑北村、嬬恋村（群馬県）と接しています。

北部は菅平高原を中心とした、四阿山（2,354m）、根子岳（2,207m）の他、烏帽子岳（2,066m）などの2,000m級の山、南部は美ヶ原高原を中心とした、王ヶ頭（2,034m）、物見石山（1,985m）、武石峰（1,973m）などがあります。また、塩田地区の南部には、独鈷山（1,266m）、上田市中心部の北側には、太郎山（1,164m）などがあります。

上田市は全域が信濃川水系に属し、本流である千曲川の支流の主な水系としては以下が挙げられます。

- ・神川水系：市域北部を南流し、岩下地区付近で千曲川に合流する。傍陽川などを支流。
- ・浦野川水系：市域中央部の川西地区、塩田地区を流域とし、小泉地区付近で千曲川に合流する。産川、湯川などを支流。
- ・依田川水系：市域南部の丸子地区、武石地区を流域として北流し、生田地区付近で千曲川に合流する。依田川のほか、内村川、武石川などを支流。

【上田市の地形】



(2) 気 象

上田市の年平均気温は約12℃で、年間の最高気温は約36℃、最低気温は-9℃程度であり、昼夜及び冬夏の気温の差が大きい典型的な内陸性気候です。晴天率が高く、年間の平均降水量が約900ミリメートルと全国でも有数の寡雨地帯となっています。

なお、市の南にある美ヶ原高原や北にある菅平高原では、年間の平均気温が6℃程度であり、夏は避暑地として観光客に親しまれています。

【月別最高・平均・最低気温及び降水量（2015(H27)年）】

上田の気候												
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	12.4	14	25.4	29.1	32.6	29.9	36	36.1	31.8	24.2	20.8	18.6
平均気温(℃)	-0.3	1.2	5.5	11.3	18	19.8	24.4	24.1	19.3	13.4	9.8	4.1
最低気温(℃)	-8.8	-7.1	-4.2	-0.5	4.5	9.6	15.7	15.6	9.8	3.7	-1.1	-6.9
降水量(mm)	43.5	9	48	68	32.5	208	104	118	166.5	23.5	108.5	22.5
日射時間(h)	180.9	181.2	213.9	175.5	270.3	177.1	187	167.4	152.5	211.1	133.6	163.1

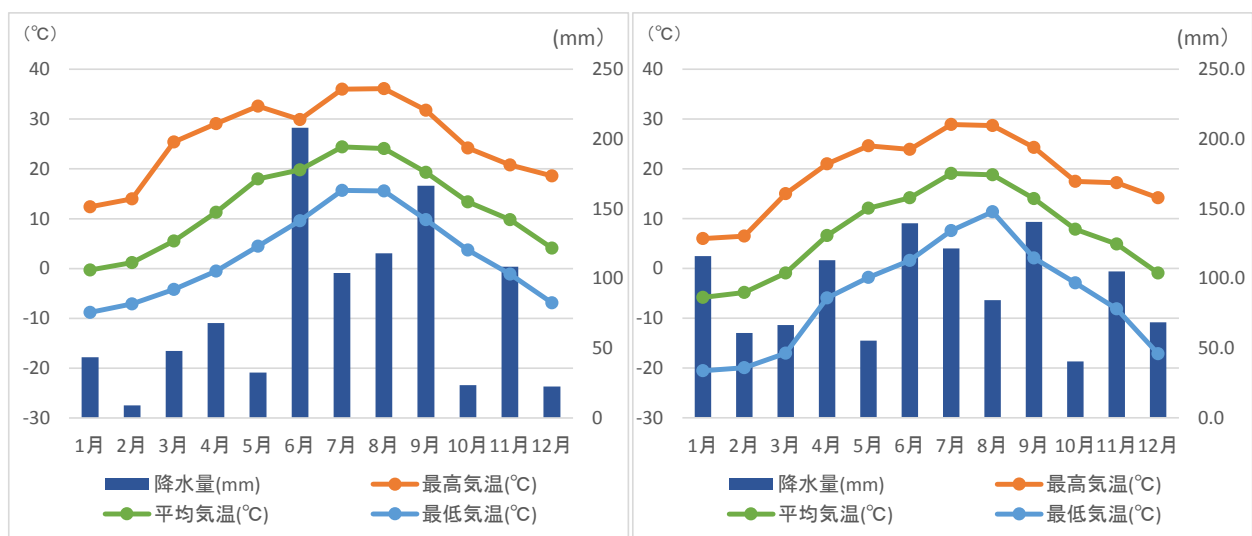
菅平の気候												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	6	6.5	15	21	24.6	23.9	28.9	28.7	24.3	17.5	17.2	14.2
平均気温(℃)	-5.8	-4.8	-0.9	6.6	12.1	14.2	19.1	18.8	14	7.9	4.9	-0.9
最低気温(℃)	-20.5	-19.9	-17	-5.9	-1.8	1.6	7.6	11.4	2.1	-2.9	-8.1	-17.1
降水量(mm)	116.0	61.0	66.5	113.0	55.5	139.5	121.5	84.5	140.5	40.5	105.0	68.5
日射時間(h)	120.3	123.4	176.3	170.2	260.6	156.6	161.5	124.6	125.6	198.6	113.4	120.9

(資料：気象庁)

【月別最高・平均・最低気温及び降水量（2015(H27)年）】

『上 田』

『菅 平』



(資料：気象庁)

（３）歴史・文化

①歴史的条件

本市の歴史は古く、大和時代には^{くにのみやつこ}国造※がこの地に派遣され、信濃国の政治・文化の中心地になっていたと考えられており、奈良時代には国分寺などが建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地ではないかとの説もあります。鎌倉時代には幕府の信濃守護職である北条氏が塩田に居を構え、鎌倉の仏教文化を花咲かせました。この塩田平は信州の鎌倉といわれ、多くの歴史的建造物や史跡が残されています。また、戦国時代に名を轟かせた真田氏発祥の地であり、1583年に上田城を築いた真田昌幸は徳川軍の侵攻を二度にわたって退けましたが、関ヶ原の戦いでの石田方敗北により、この上田城は徳川方に接収・破壊されてしまいます。その後1626年より上田城の復興に仙石忠政が取り掛かり、城下町として、また、北国街道の宿場町として発展していくこととなります。

明治時代以降からは養蚕業の発達とともに全国有数の蚕種の生産地となり、全国の蚕糸業を支える「蚕都（さんと）」として隆盛を極めました。その後もこれらで培った技術力などを活かしながら、工業をはじめ、商業、農業、観光などバランスの取れた長野県東部の中核都市として着実な発展を遂げてきています。

※律令制が導入される以前のヤマト王権の職種・姓の一つ。ヤマト王権の行政区分の一つである国の長と言う意味。

②指定文化財

本市は多くの歴史遺産や自然景観などに恵まれており、国宝をはじめとする数多くの指定文化財があり、市内の各地に存在しています。

【文化財指定状況】

種 別	件 数	主なもの
国指定文化財	19	安楽寺八角三重塔、上田城跡、信濃国分寺跡、鳥羽山洞窟遺跡、四阿山の的岩 ほか
重要美術品（国）	2	紙本墨書徳川家康日課念仏 板絵着色三浦屋の図
登録文化財（国）	7	上田蚕種協業組合事務棟、信州大学繊維学部講堂、依水館母屋 ほか
選択無形民族文化財（国）	3	八日堂の蘇民将来符領布習俗、別所温泉の岳の幟行事、戸沢のねじ行事
県指定文化財	27	上田城（南櫓、北櫓、西櫓）、真田氏館跡、生島足島神社歌舞伎舞台 ほか
市指定文化財	232	荒神宮本殿、旧上田市立図書館、安良居神社本殿、真田氏本城跡、妙見寺鳴龍 ほか

平成24年上田市都市計画基礎調査より



安楽寺八角三重塔（国宝）



上田城跡（国史跡）



信廣寺のシダレザクラ（市天然）



真田氏館跡（県史跡）



法住寺虚空蔵堂（国重文）

3-2 人口の現況

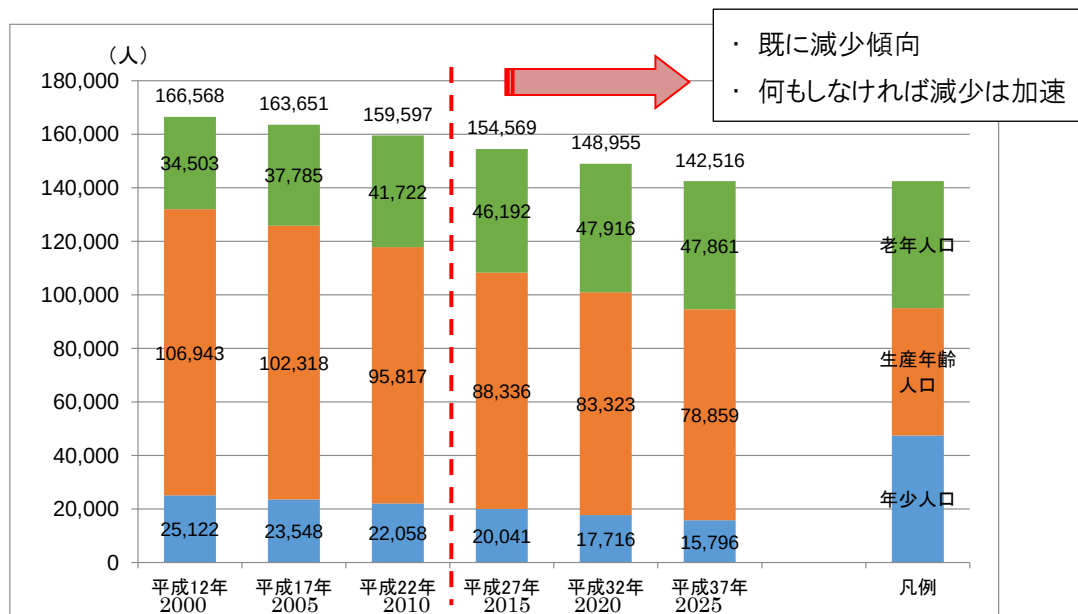
(1) 人口の推移

本市の人口は、159,597人（2010(平成22)年）で減少傾向にあり、今後の見通しでは2020年以降15万人を下回り減少が更に進むと予想されています。

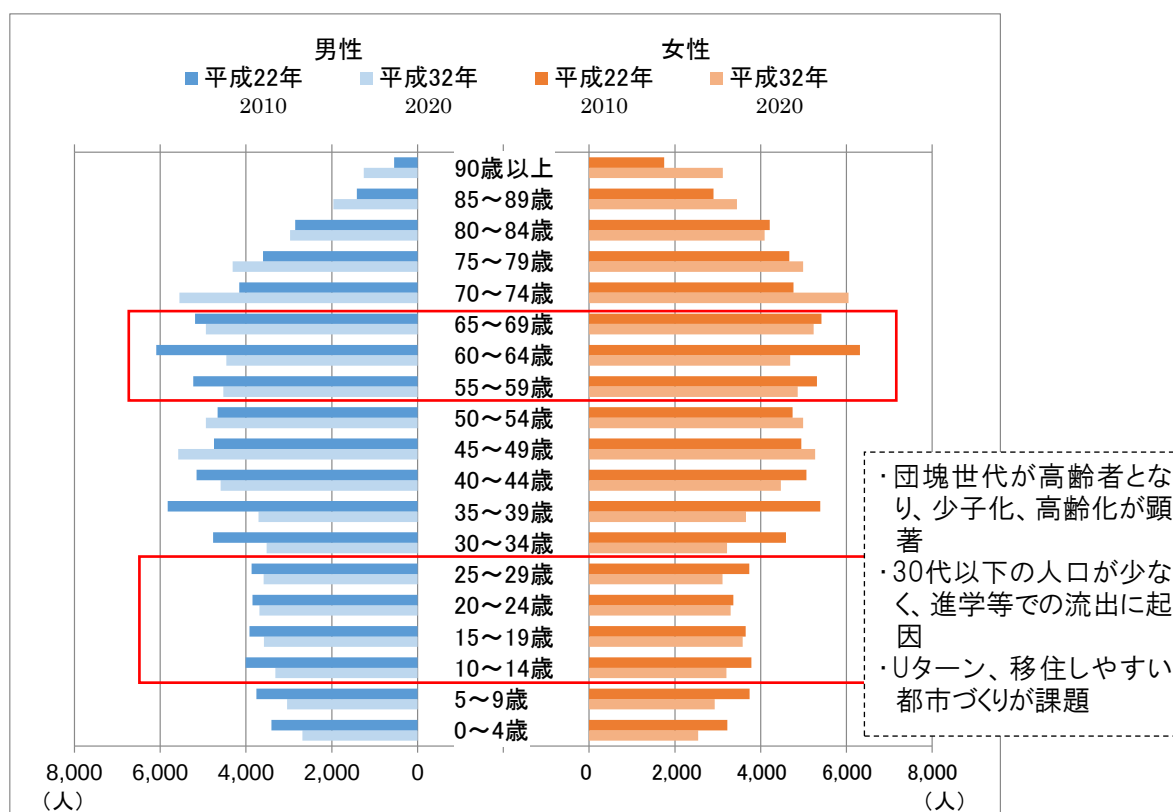
年少人口、生産年齢人口は市の総人口の減少に伴い減少しますが、老年人口はほぼ横ばいで推移し今後は高齢者の更なる高齢化が進むものと予想されています。

年齢別構成では、60歳前後の人口が多く30歳以下の若年層が少ない構造となっています。

【上田市の人口推移と年齢構成】



※総人口は年齢不詳者を含む （資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）



（資料：平成22年国勢調査）

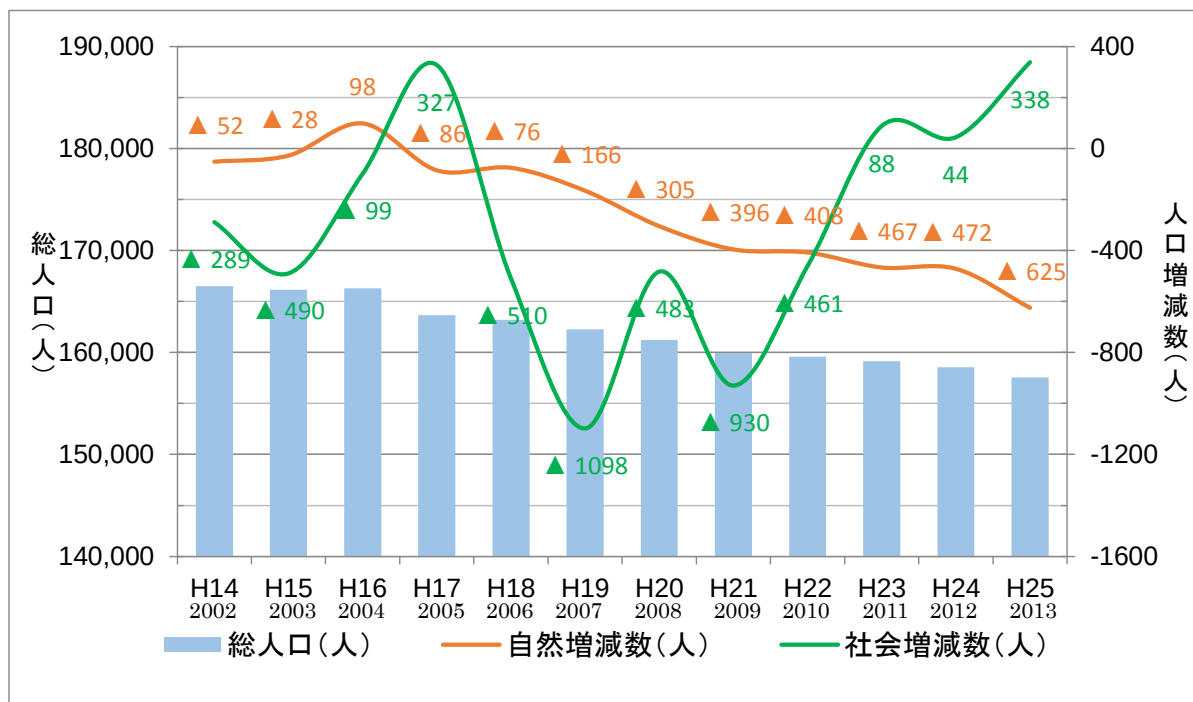
（２）人口動態

本市の人口動態を整理すると自然増減数（出生数－死亡数）は減少傾向にあり、2013（平成25）年は減少幅が大きくなっています。

一方、社会増減数（転入－転出）は、2009（平成21）年まで変動を繰り返しますが2011（平成23）年以降は転入超過に転じており、2013（平成25）年は増加幅が大きくなっています。

都市の存続やまちの活力を保つためにも、人口減少対策は必要不可欠であり、対応が急務となっています。

【人口動態の推移】



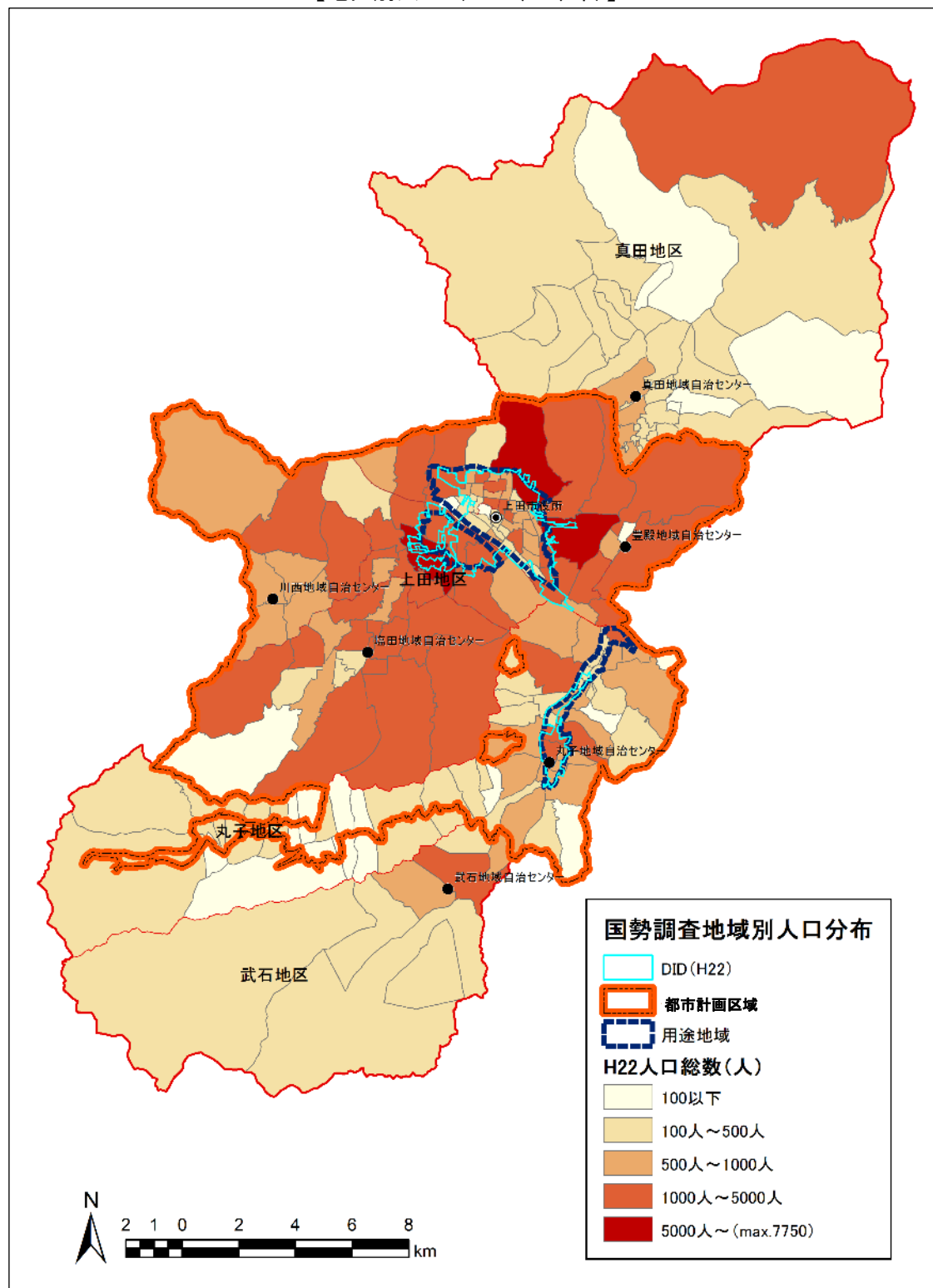
（資料：上田市統計書、長野県毎月人口異動調査）

(3) 地区別人口

①地区別人口

用途地域内及びその周辺で人口規模の高い地区（「5,000人以上」と「1,000～5,000人」）があります。また、神科・豊殿地域や塩田地域、そして高原リゾート地である菅平の人口規模も「1,000～5,000人」あり、一定の地域コミュニティが形成されています。

【地区別人口（2010(H22)年）】

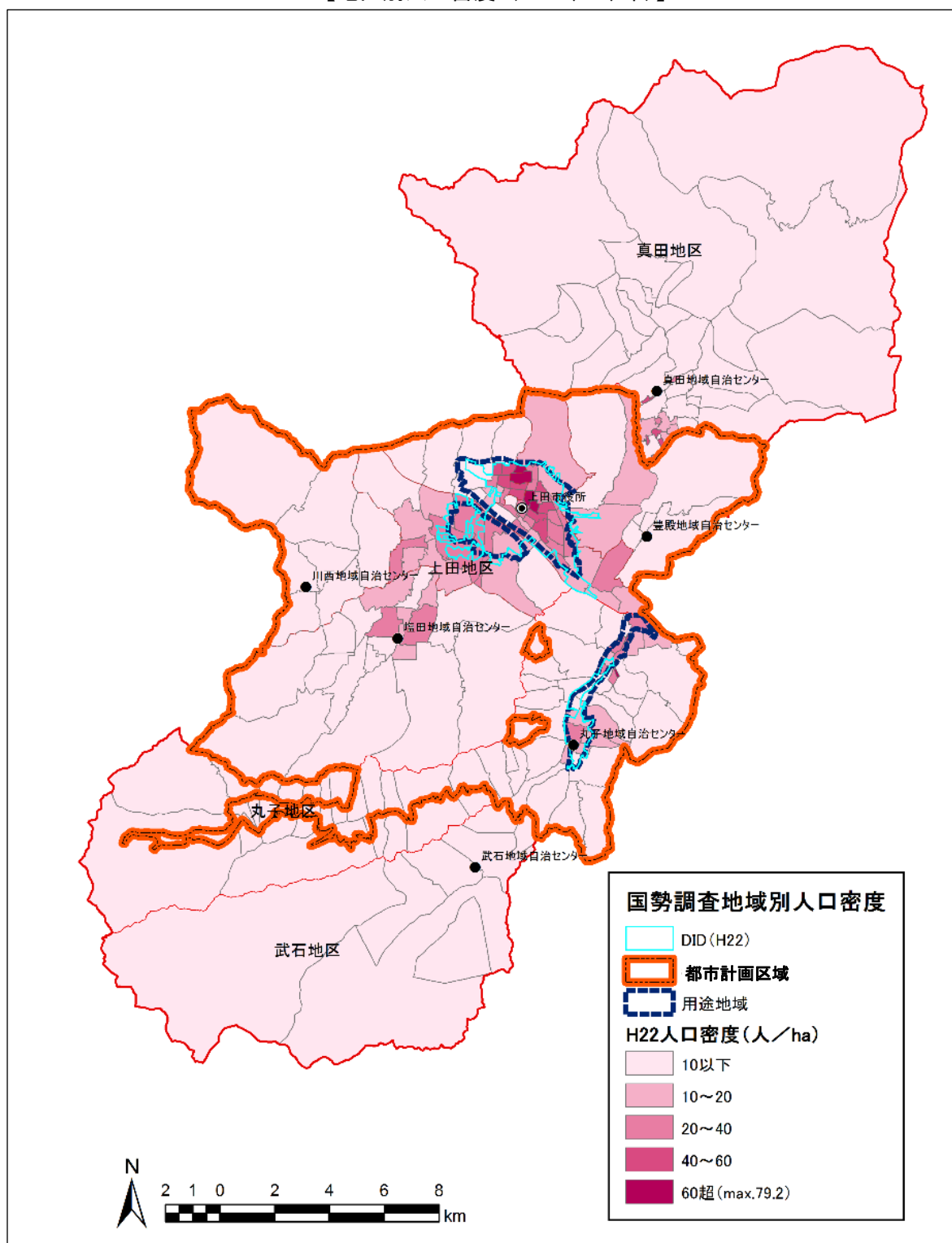


(資料：国勢調査)

②人口密度

用途地域内を中心に40人/ha以上となっています。塩田地域や丸子地域、真田地域の南側に、20～40人/haの地区が分布しています。また、用途地域周辺の城南地域や川西地域にも人口が多く分布しています。

【地区別人口密度（2010(H22)年）】

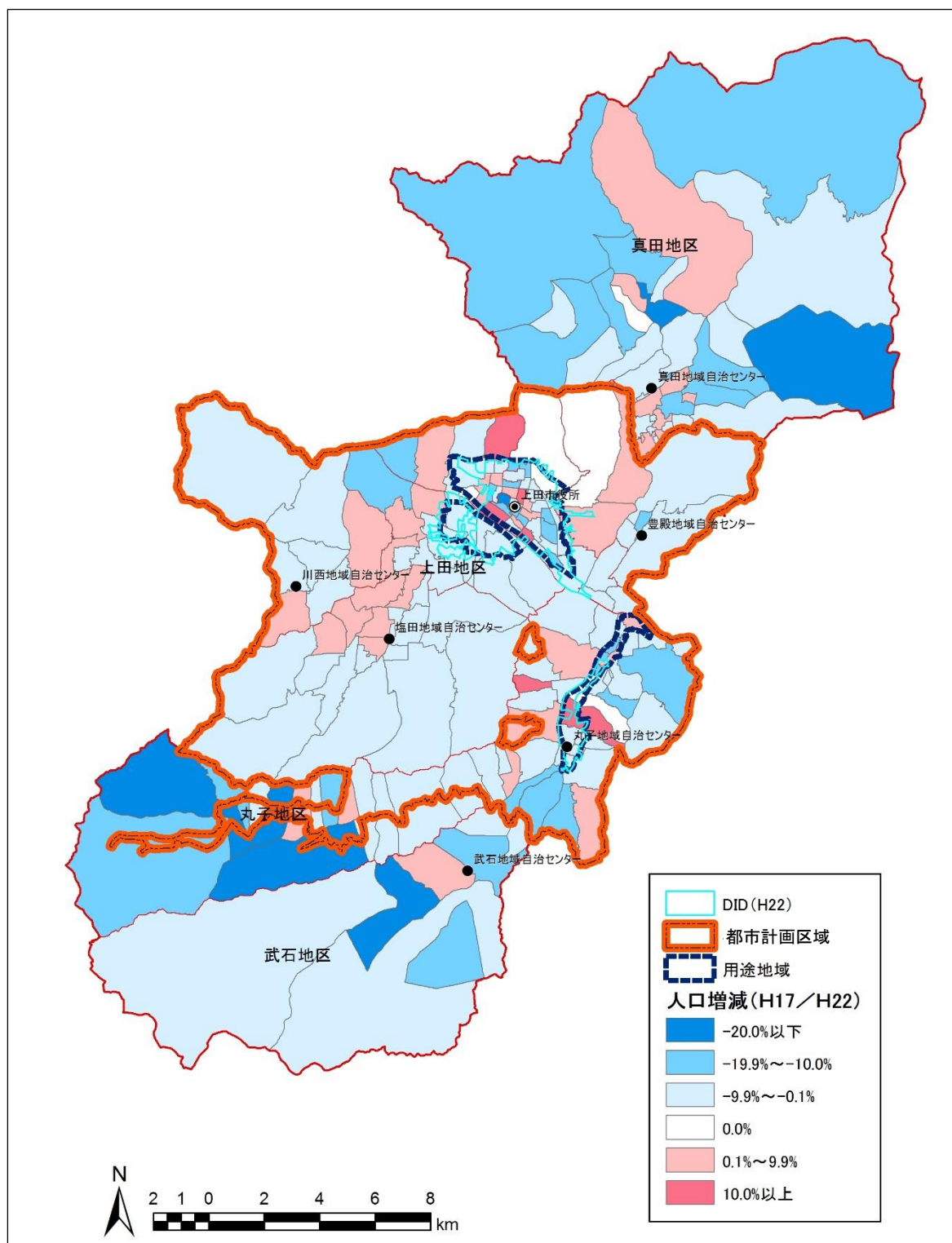


(資料：国勢調査)

③人口増減率

全般的に10%未満の減少率の地区が多くを占めており、特に真田地域や武石地域の山間部並びに上田市街地で減少率の高い地区がみられます。また、上田市街地北部、城南地域、塩田地域、丸子地域の一部で増加率の高い地区がみられます。

【地区別人口増減（2005（H17）年～2010（H22）年）】



(資料：国勢調査)

全般的に25%～40%の地区が多くを占めており、40%以上の地区は山間部や上田市街地などにみられます。20%未満の地区は上田市街地の外縁部に分布しています。

真田地区

真田地域自治センター

上田市役所

豊殿地域自治センター

川西地域自治センター

上田地区

塩田地域自治センター

丸子地区

丸子地域自治センター

武石地区

武石地域自治センター

DID (H22)

都市計画区域

用途地域

高齢者人口割合

20.0%未満

20.0%～25.0%未満

25.0%～40.0%未満

40.0%以上

N

2 1 0 2 4 6 8 km

15

3-3 道路・交通の現況

(1) 広域交通網

上信越自動車道や北陸新幹線等、本市と周辺都市及び主要都市圏を結ぶ広域交通網が整備されており、生活範囲、経済活動、観光誘客など多様な分野での効果を期待した利活用がされています。

【長野県の広域交通網計画】



（資料：長野県新交通ビジョン）

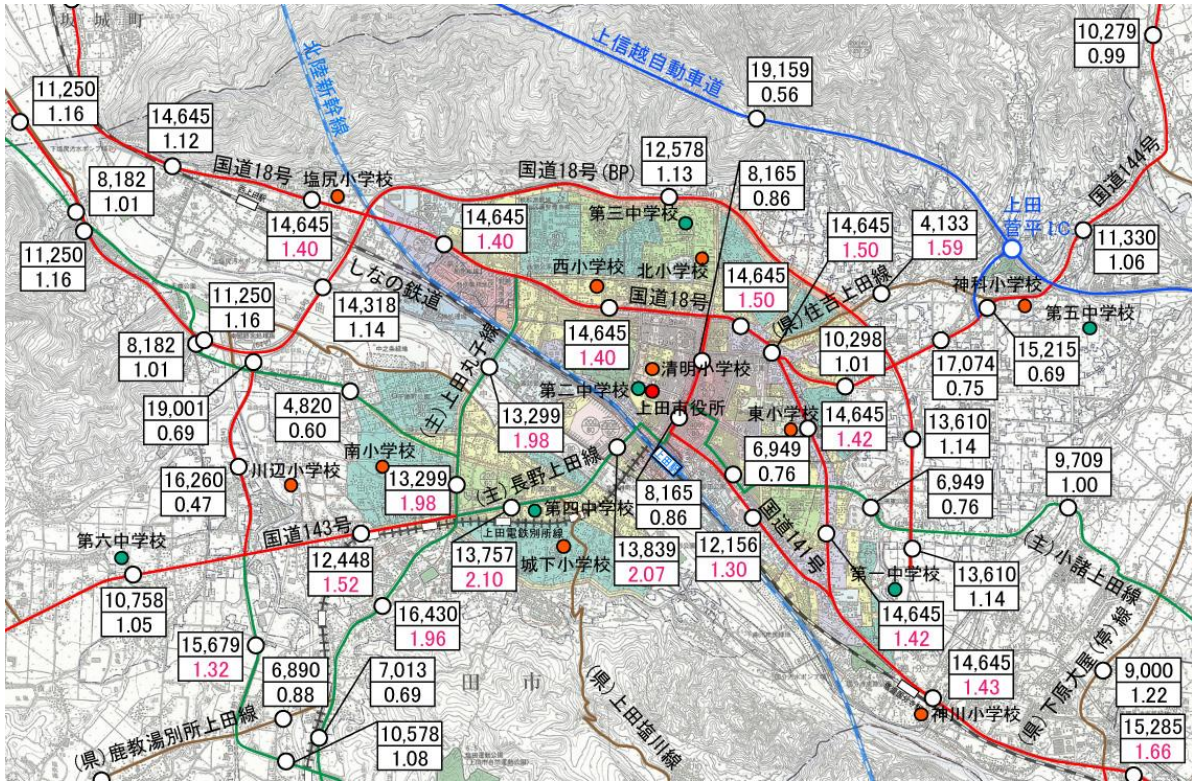
(2) 上田市内の交通現況

＜主要幹線道路＞

市内の主要幹線道路である国道18号上田バイパス、及び国道18号の交通量は約12,000～15,000台/12h、また、国道141号は約10,000台/12hで、その他市内の主要な幹線道路も含め約10,000台/12hを超える交通量となっています。

一方、混雑度が1.25を超える地点が中心市街地周辺地域に多くあり、自動車交通が集中すると同時に混雑区間が生じています。

【交通状況】



(資料：平成 22 年道路交通センサス)

※図中の凡例

12 時間交通量 (台 /12h)	
混雑度	赤字は混雑度 1.25 以上の地点

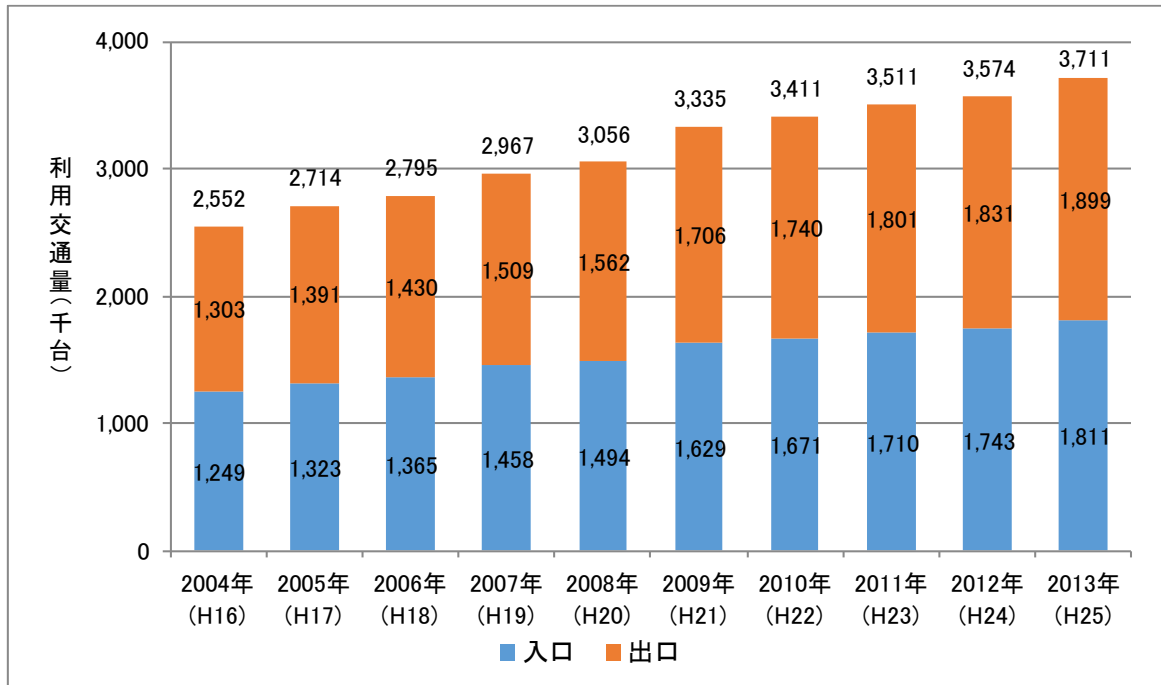
混雑度の解釈（「道路の交通容量」（社）日本道路協会より要約）

混雑度	一般的な解釈
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。
1.0～1.25	道路が混雑する可能性があるのは昼間 12 時間のうちピーク時の 1～2 時間程度、何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。
1.25～1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が増加する可能性が高い。
1.75 以上	昼間 12 時間を通して、慢性的な混雑状態となっている。

<高速道路>

本市には上信越自動車道上田菅平インターチェンジがあり、2013（平成25）年の年間利用台数は約370万台となっており、利用交通量は年々増加しています。

【上田菅平インター利用状況】

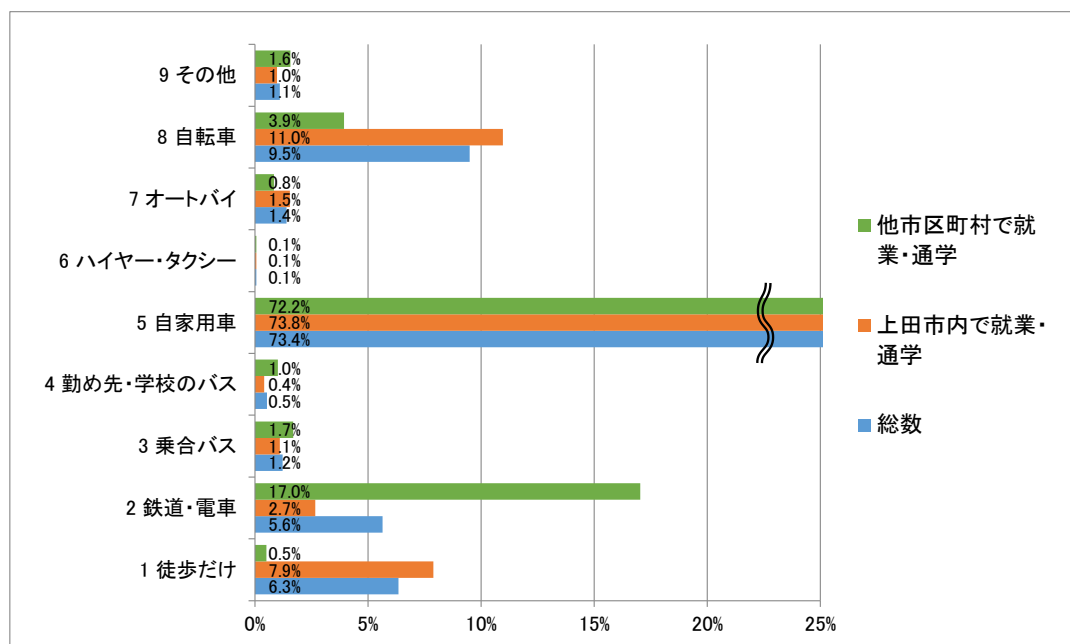


(資料：東日本高速道路株式会社関東支社佐久管理事務所)

(3) 就業・通学者の移動手段

通勤や通学時の利用交通手段では、自家用車の利用が70%以上で最も多く鉄道やバスなど公共交通の利用は10%以下となっています。

【就業・通学者の移動手段】



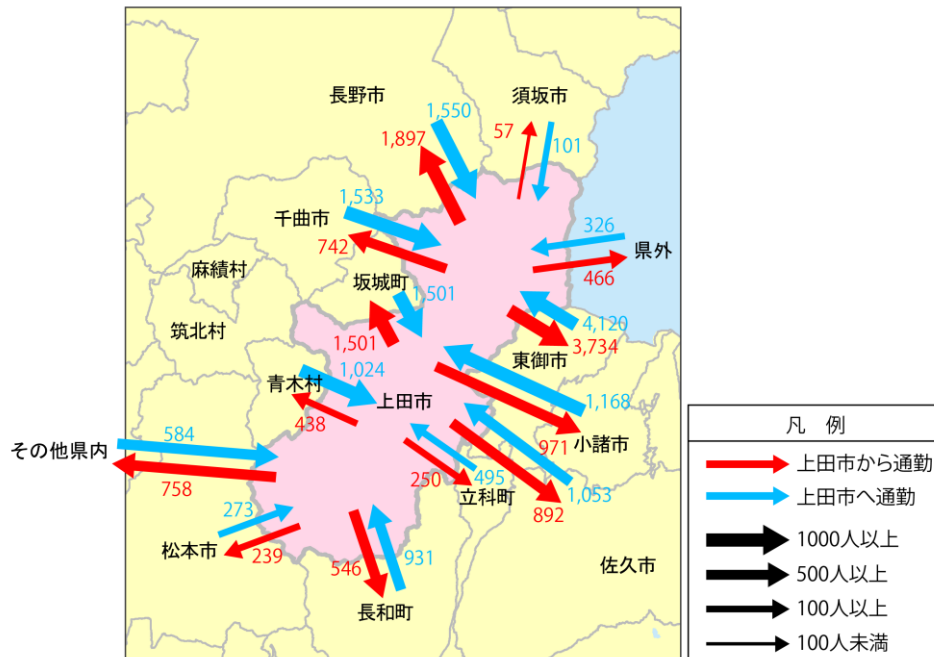
(資料：平成22年国勢調査)

(4) 通勤・通学流動

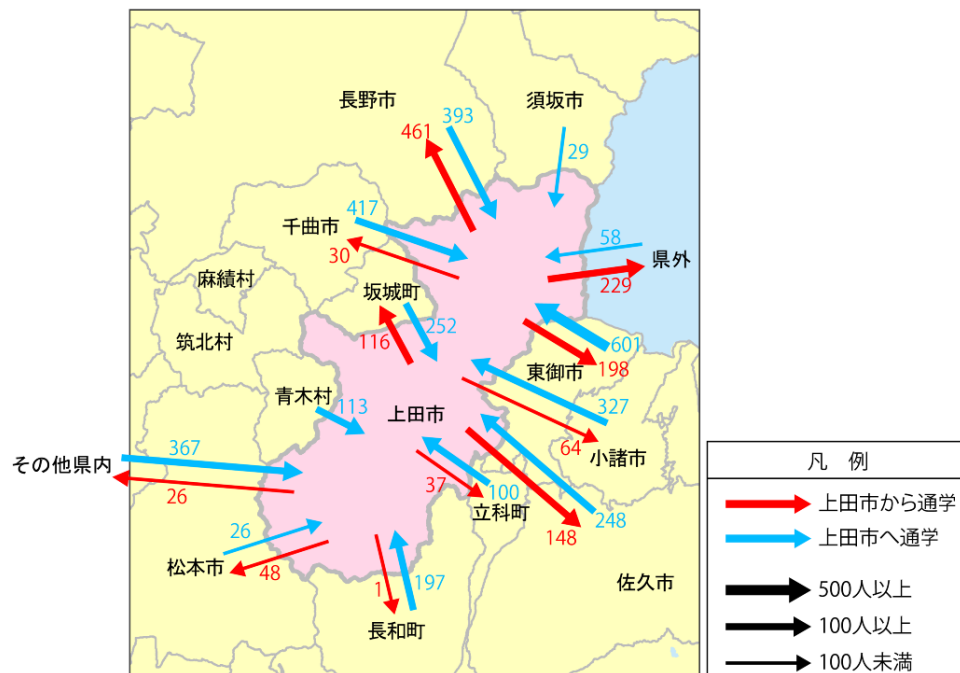
上田市は東信地域の中核都市であり、通勤・通学流動の状況は、流入が多くなっています。

通勤、通学ともに隣接する東御市との結びつきが最も強く、その他長野市や坂城町との往来も多い状況です。

[通勤流動]



[通学流動]

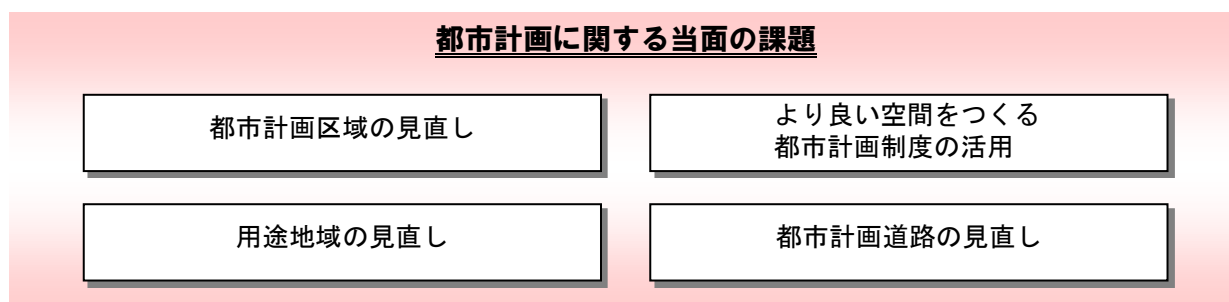
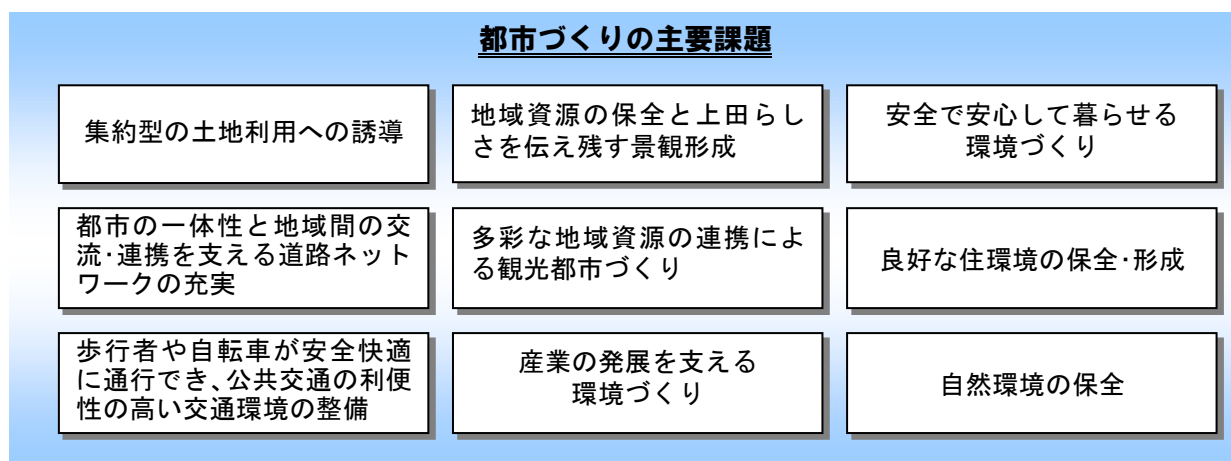
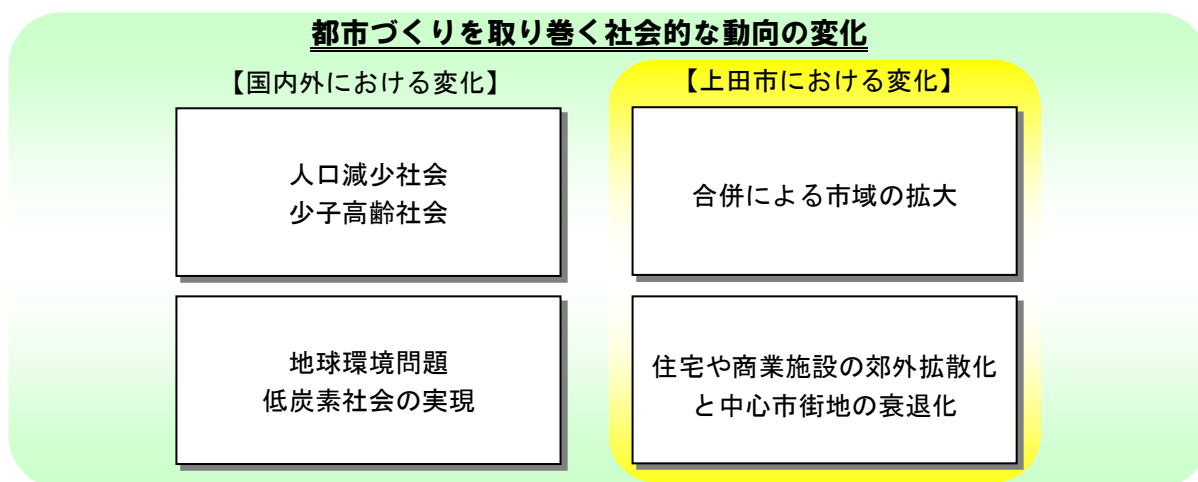


(資料：平成 22 年国勢調査)

4 都市づくりの課題

近年、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境への意識の高まりなど、都市を取り巻く情勢は大きく変化しており、上田市においては、2006（平成18）年3月の市町村合併により市域が拡大しています。また、近年では上田駅周辺を中心に大規模店舗や中高層マンション等の建設も見られるようになった一方で、住宅や商業施設の郊外拡散化や中心市街地の衰退化が顕著となっています。

【都市づくりの課題】



4-1 まち 都市づくりを取り巻く社会的な動向の変化

■ 国内外の社会的動向の変化 =人口減少社会、少子高齢社会=

日本の総人口は2010（平成22）年の国勢調査をピークに減少傾向に転じ、およそ50年前（1967（昭和42）年）には2.23であった合計特殊出生率※も2005（平成17）年には1.26まで一旦低下し、その後回復しますが2017（平成29）年には1.43となり、自然増と自然減の境目とされる2.07を大きく下回っています。

上田市においては2001（平成13）年と2015（平成27）年を比較すると、年少人口が減少（-18.6%）する一方、老年人口が増加（+29.3%）しているほか、2001（平成13）年からは市全体の人口も減少しています。

※合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15～49歳までに産む子供の数の平均を示す。

=地球環境問題、低炭素社会の実現=

地球温暖化の進行の原因といわれているCO2排出の削減は、先進国、新興国も含め世界的に深刻な課題となっています。

都市機能が拡散、散在することにより、郊外での開発と自動車利用が加速的に進展するとともにエネルギー消費量が拡大し地球環境への負荷が大きくなります。このため、コンパクトな都市構造への転換も含め、車依存社会から公共交通利用への移行を進め、CO2などの温室効果ガスの発生排出量の削減を図り、地球環境にやさしい低炭素社会の実現が重要です。我が国では、2012（平成24）年に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、都市機能の集約や、それと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化などの普及を目指しています。

また、上田市には、菅平高原と美ヶ原高原という信州を代表する2つの高原のほか、太郎山や独鈷山などの多くの里山があり、地球温暖化を抑制するこれらの山林の緑を将来にわたり保全することが大切です。

■ 本市における社会的動向の変化 =合併による市域の拡大=

2006（平成18）年3月、本市は4市町村の合併により市域が拡大し、土地利用の形態も市街地などの都市的利用から、山林、高原などの自然的利用までさまざまとなりました。これらはすべて現在の上田市を形づくるものであり、こうした市内の各地域が持つ地域資源や特性を生かしつつ、市街地から山林地域まで一体となった都市づくりを行うことが求められます。

=住宅や商業施設の郊外拡散化と中心市街地の衰退化=

近年、上田市内では中心市街地近郊での大型商業施設の立地や、上田用途地域外縁部での宅地化が進み、農地と宅地の混在する箇所や新たな上下水道をはじめとする都市基盤整備が必要となる箇所が増え、市街地の拡散が進んでいます。

また、都市基盤が整っている中心市街地においては空き店舗や空き地が点在するなど、緩やかに都市のスポンジ化が進行する一方で、まちなか居住のための高層住宅の立地が見られるようになりました。

このような状況の中、すでに都市機能が集積している中心市街地では、魅力的で利便性の高い市街地の再構築による居住推進とともに、郊外にあっては良好な住環境を形成しつつ、都市の効率的な維持と整備を行う観点から、都市機能の秩序ある立地のコントロールが必要です。

4-2 まち 都市づくりの主要課題

■集約型の土地利用への誘導

上田用途地域の外縁にある川辺・泉田地区、神科・豊殿地区では郊外農地の宅地化が進み、道路など都市基盤が未整備な地区でも市街地が広がっている状況が見られます。また、上田都市環状道路などバイパス道路沿道では大型店舗が進出し、市街地の郊外化が進行しています。

一方、中心市街地では人口減少・高齢化が進み、既存の商店街に空き店舗が目立つなど都市のスポンジ化が進んでいます。なお、これは中心市街地ばかりでなく、丸子、塩田、真田、武石地域においても中心部周辺の農地等の宅地化が進んでいる現状が見られます。

人口減少社会、少子高齢化社会、また、地球環境問題など社会的な大きな変化の中で、本市ではさまざまな生活者にとって利便性が高く、山林や農地を保全し低炭素社会の実現を目指した都市づくりが必要です。このため、都市再生特別措置法の改正（2014（平成26）年8月）による制度を活用し、中心市街地や地域自治センター等の拠点に都市機能の充実を図るとともに、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導するインセンティブを創出することで市街地の無秩序な拡散を抑制し、人口減少社会に対応した拠点集約型都市を形成していくことが望ましいです。

■都市の一体性と地域間の交流・連携を支える道路ネットワークの充実

本市は上信越自動車道や国道18号など広域的な幹線道路が通り、また、北陸新幹線上田駅を有するなど、東信地域の中核都市として周辺都市を接続する交通の要衝となっており、加えて都市部から山間部にかけて、自然や歴史・文化など数多くの地域資源を有しています。こうした地域資源を連携させ、拠点集約型都市としての魅力と利便性を高めていくために、国道18号などの広域的な幹線道路、上田都市環状道路などの各地域の交流・連携を支える主要幹線道路、また、それら幹線道路に接続する日常生活に必要な道路ネットワークを充実していく必要があります。

この道路ネットワークを効果的に整備するため、選択と集中の観点から都市計画道路について見直しを行います。

■歩行者や自転車及安全快適に通行でき、公共交通の利便性の高い交通環境の整備

高齢化社会の進行や環境保全の観点と、スマートウェルネスシティの実現に向けて、車に頼らない移動手段を充実していく必要があります。中心市街地や各地域自治センター周辺では、誰もが安心して利用しやすい安全な交通環境を整えとともに、地域間や中心市街地への公共交通の利便性を高める必要があります。特に公共交通による地域間のネットワークの形成は、広い市域を有する本市にとって重要な課題です。別所線などの鉄道や各種バスの運行を維持していくため、公共交通の利便性を高め利用促進を進めていく取り組みが必要です。

■地域資源の保全と上田らしさを伝え残す景観形成

本市には、森林や塩田平の田園風景をはじめとする自然資源や原風景、また、上田城跡や信濃国分寺史跡をはじめ、真田氏史跡などの歴史・文化資源が多く残っています。こうした地域の個性を伝え残し、上田らしい風格の漂う都市づくりを目指すために、積極的に景観を守り、形成していくことが必要です。

■多彩な地域資源の連携による観光都市づくり

本市は、自然や歴史・文化資源をはじめ、別所温泉や丸子温泉郷などを含めたさまざまな観光地が各地域に存在します。これらを貴重な財産として大切に保全し、有効に活用していくことにより、市の内外に上田市全体の魅力を伝えていく必要があります。

■産業の発展を支える環境づくり

かつて「蚕都」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業は、大きな時代の変化の中で衰退しましたが、培われた技術基盤や進取の精神は、後の製造業に受け継がれています。

現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心に、高度な技術を有する企業の集積が見られ、本市の産業の安定的な発展を支えるため、更なる交通・流通基盤等の整備が必要です。

また、工業のまちとして中小企業が市街地内に多く点在していたため、これまで、これを支援する土地利用の規制・誘導を進めてきましたが、近年は社会情勢の変化による工場の郊外化のため、市街地の工場の撤退や工業系用途地域の住宅地化が進んでおり、新たなまちづくりの方向性や周辺状況に整合した土地利用の規制・誘導が課題となるとともに、人口減少社会を見据えた新たな“しごと”の創出と、はたらく場所の誘導が求められます。

■安全で安心して暮らせる環境づくり

本市は降雨量も少なく比較的災害の少ない地域ですが、近年全国的に多発しているゲリラ豪雨による土砂災害や風水害、地震などの自然災害に対応し、被害を未然に防ぐ、或いは最小限に留める都市づくりを進める必要があります。都市の防災性を高めるための道路、緊急時に対応できる生活道路や公園などの整備をはじめ、災害時にも安定して供給できる上下水道施設を含めた震災対策などを市域全体で進めていく必要があります。

■良好な住環境の保全・形成

本市では、中心市街地の商業系用途地域において商業系用途の建物が減少し、集合住宅等への建て替えによる住宅化が進んでいます。中心市街地では家屋が密集している地域もあり、比較的土地利用規制が緩い商業系用途地域では高層建物の建設による周辺住宅への影響も懸念され、土地利用の規制・誘導の見直しが必要です。

工業系用途地域でも工業系用途の建物が減少し、集合住宅等への建替えなど住宅地化が進んでいます。そのため、現在の工業系用途の建物と共存を図りながらより良い都市環境への誘導が必要です。

また、用途地域周辺では市街地の外延化により宅地化が進んでいることから、無秩序な開発を抑制し将来の良好な住環境を目指した土地利用の規制・誘導が必要です。

■自然環境の保全

上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園という2つの自然公園をはじめ、市の周囲を取り囲む山々、それらと市街地の間の農地、一級河川千曲川や市内各地に幾筋も流れる河川など、本市の持つ魅力的で多彩な自然環境は、市民が豊かで潤いある生活を営む上でも大切な資源です。これら自然環境資源を大切に保全し、将来にわたり自然からの恵みを享受できるよう、自然と共生したまちづくりを進める必要があります。また、低炭素社会の実現に向けて、市街地と山林・農地を一体として緑や水などの自然環境の保全を進めていく必要があります。

4-3 都市計画に関する当面の課題

1 都市計画区域の見直しの検討

都市計画法では、一体の都市として総合的に整備・開発・保全をする必要がある区域を都市計画区域として指定すると定められ、市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て一体の都市として捉える必要がある区域を指定するものとしています。

上田市では2006（平成18）年3月の市町村合併以降、“一体的かつ持続可能なまちづくり”の考えの基に、真田地域及び武石地域を含む全市域を対象とする都市計画区域の検討を進めてきましたが、近年は人口減少社会に対応した“コンパクトなまちづくり”の考え方の必要性が高まるなど、まちづくりの考え方や都市計画制度の捉え方に変化が生じてきています。

上田市は様々な歴史的経過や特色ある文化・自然・産業から成り立っており、こうしたことを踏まえ、都市計画区域のあり方等について研究を進めます。

2 用途地域の見直しの検討と秩序ある開発の誘導

中心市街地にある商業系及び工業系の用途地域内では、業態の変化や複合化、郊外への移転、業種の変更を含め、土地利用の用途が混在している状況が散見されます。そのため、より良い都市環境を保全する観点から用途地域の見直しについて、具体的な検討の前提となる調査の実施が必要です。

また、用途地域の周辺部においては近年建物の立地が増えており、宅地化による農地との混在や、郊外農地への大規模商業施設の進出が見られます。このような課題に対応して、農地の無秩序な宅地化や住宅地にふさわしくない建物を抑制するなど、自然環境と調和した良好な生活環境を保全・形成するため、将来的なまちなみ形成を見据えて適切な土地利用の規制・誘導を行います。

3 より良い都市空間をつくる都市計画制度の活用

美しく豊かな自然、歴史・文化的な資源に恵まれた上田市にとって、これらの貴重な地域資源を大切に保全し、良好な景観の形成などを進め市の魅力として活かしていく必要があり「上田市景観計画」に沿った景観づくりを進めます。

また、「立地適正化計画」を策定し、都市計画制度を含めた多様な制度を活用することで、持続可能な都市構造である「多極・拠点集約型都市構造」へと市域全体の誘導を図るとともに、良好な都市空間を形成するために建物の用途や高さ、土地利用などを規制・誘導する都市計画制度を活用します。

4 都市計画道路の見直し

都市計画道路は、昭和初期に決定された路線もあり、社会構造の変革による交通軸の変化や代替路線の整備に伴い、長期末着手路線の存続または廃止について見直しを進めます。特に廃止候補とされた路線については、都市計画法第53条により個人の資産に制限を及ぼしている現状に対応するため、速やかに都市計画法に基づく廃止手続きを進めます。また、市の一体性や地域間の交流・連携を強化するための、新たな都市計画道路の位置付けを検討します。

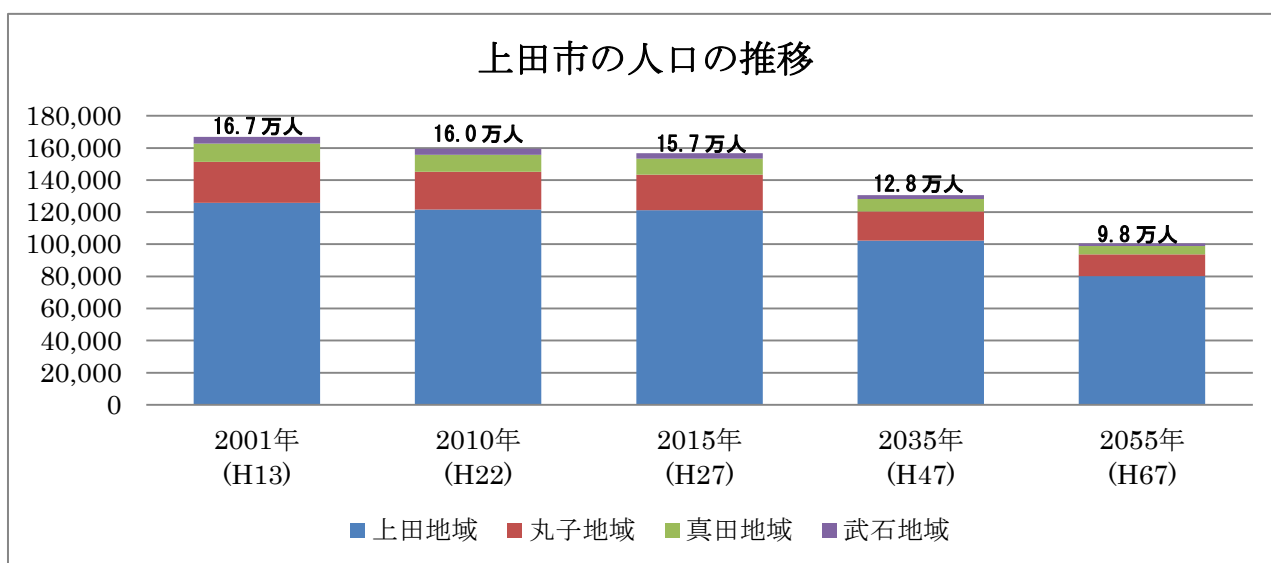
5 人口減少が与える影響と課題

5-1 現況人口と将来人口の比較

(1) 人口の推移

	【基準年】			【目標年】		人 (H22年比増減率：%)
地区別人口	2001年 (H13)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2035年 (H47)	2055年 (H67)	
上田地域	125,883 3.5%	121,642 —	121,192 -0.4%	102,304 -15.9%	80,059 -34.2%	
丸子地域	25,406 7.9%	23,554 —	22,244 -5.6%	18,133 -23.0%	13,587 -42.3%	
真田地域	11,505 8.4%	10,615 —	9,918 -6.6%	7,727 -27.2%	5,209 -50.9%	
武石地域	4,185 10.5%	3,786 —	3,473 -8.3%	2,525 -33.3%	1,602 -57.7%	
総人口	166,979 4.6%	159,597 —	156,827 -1.7%	128,382 -19.6%	98,294 -38.4%	

実績値 ← | → 社人研推計



人 (総人口に対する割合：%)

	【基準年】			【目標年】		人 (総人口に対する割合：%)
階層別人口	2001年 (H13)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2035年 (H47)	2055年 (H67)	
年少人口 (0～14 歳)	24,794 (14.8%)	21,916 (13.7%)	20,150 (12.8%)	13,125 (10.2%)	9,535 (9.7%)	
生産年齢人口 (15～64 歳)	106,852 (64.0%)	102,313 (64.1%)	89,926 (57.3%)	67,889 (52.9%)	48,164 (49.0%)	
老年人口 (65 歳以上)	35,333 (21.2%)	41,454 (26.0%)	45,685 (29.1%)	47,368 (36.9%)	40,595 (41.2%)	
総人口	166,979	159,597	156,827	128,382	98,294	

※年齢不詳人口 H22:1025 人、H27:1066 人

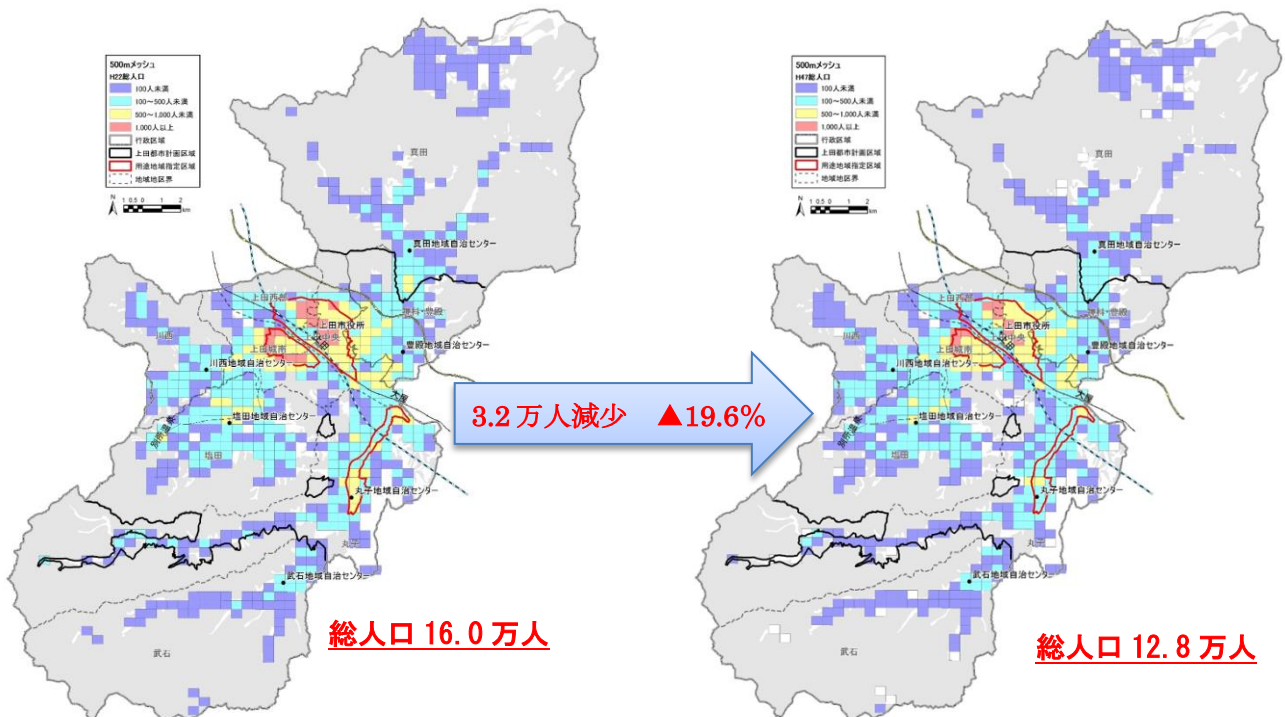
実績値 ← | → 社人研推計

(2) 将来人口の推計・現状との比較

総人口

【2010 (H22) 年人口メッシュ】

【2035 (H47) 年人口メッシュ】

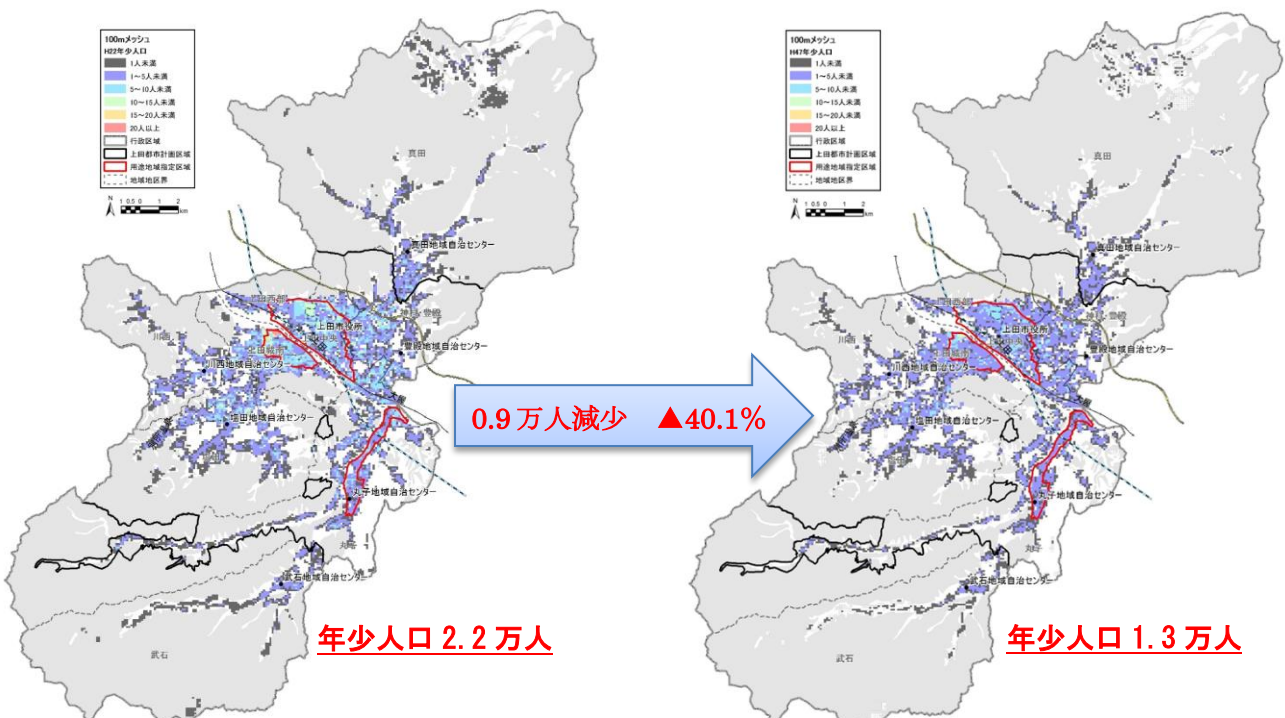


- ◆上田用途地域内においては、人口は減少しているものの、一定の密度は維持しています。
- ◆丸子用途地域内においては500人以上の分布がわずかになります。真田、武石地域は人口100人未満の分布が増えてきます。

年少人口 (0～14 歳)

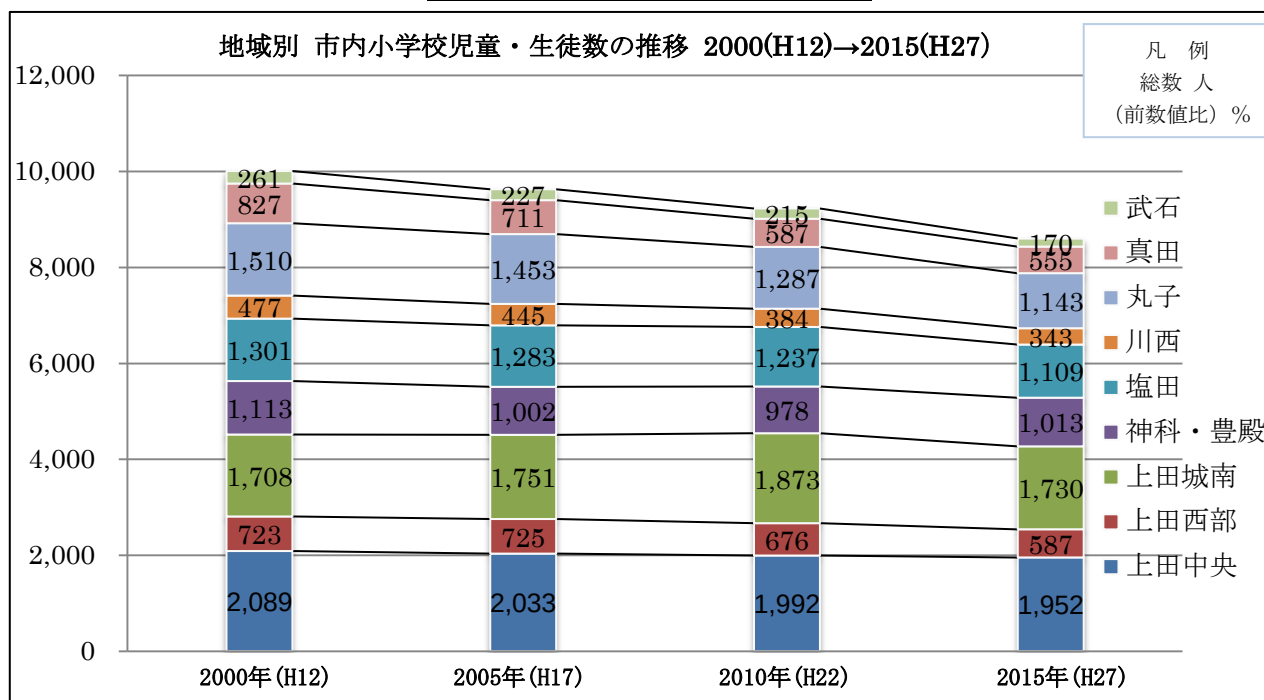
【2010 (H22) 年人口メッシュ】

【2035 (H47) 年人口メッシュ】

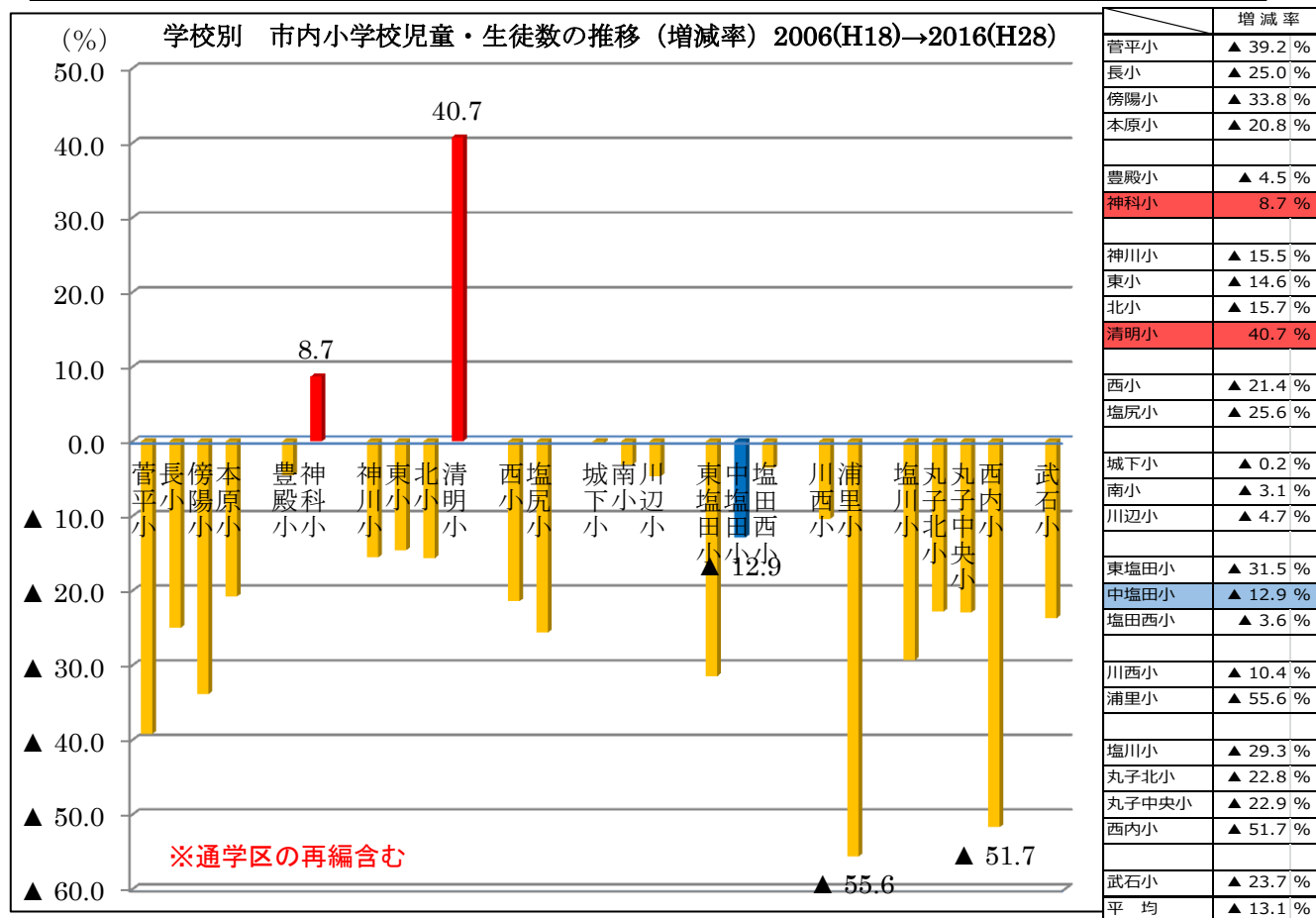


- ◆城南地域の一部に10人以上の分布が残るものの、全市的に1～5人の分布となってきます。
- ◆菅平、武石地域では0人の分布が増えてきます。

市内小学校児童・生徒数の推移



- ◆全市的に減少傾向であり、特に川西、丸子、真田、武石地域は5年ごとの減少幅が大きいです。
- ◆減少傾向にある地域が多い中、神科・豊殿、上田城南、上田中央地域は微減或いは横ばい傾向にあります。

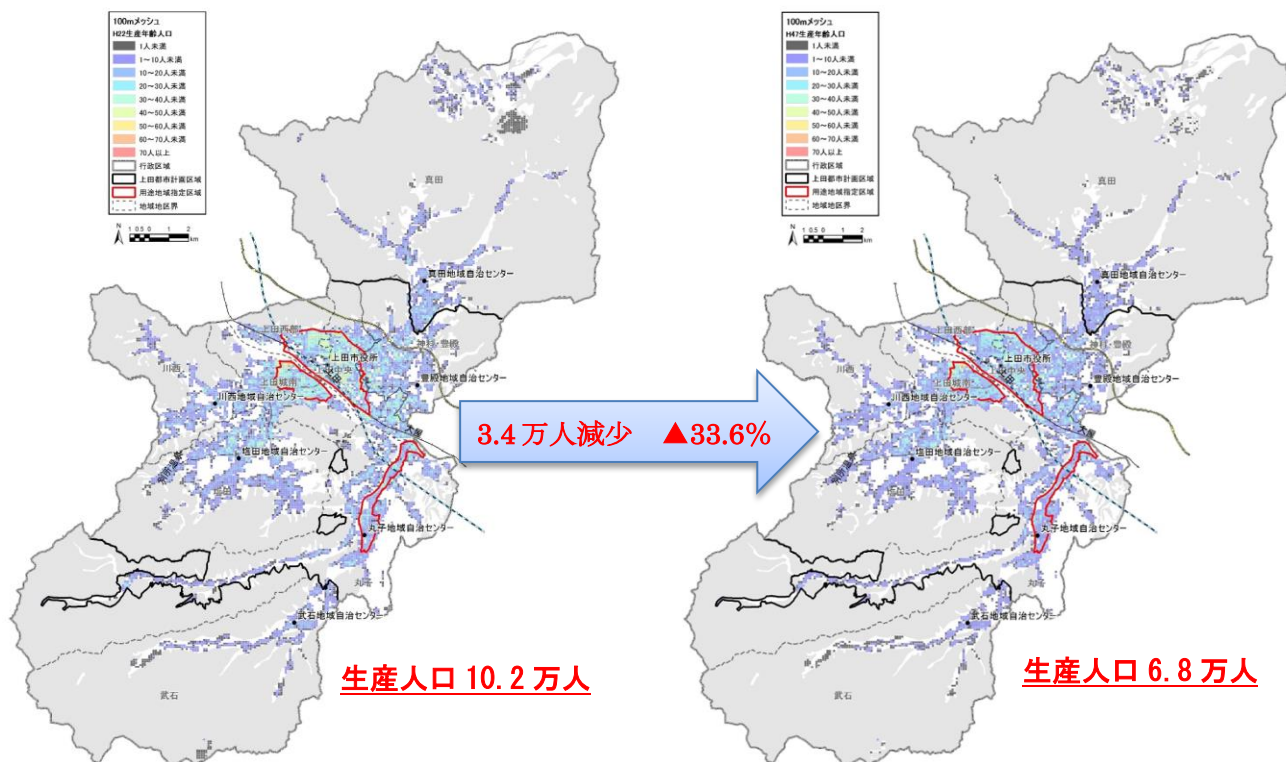


- ◆清明小の増加は、通学区内にあるJT跡地で約120区画の宅地造成が行われたことが影響したと考えられます。また神科小については、市内において開発行為が多い地域であることが要因として考えられます。
- ◆全体的に児童・生徒数は減少しており、平均増減率は▲13.1%で中塩田小学校の増減率と同じです。

生産年齢人口(15～64歳)

【2010 (H22) 年人口メッシュ】

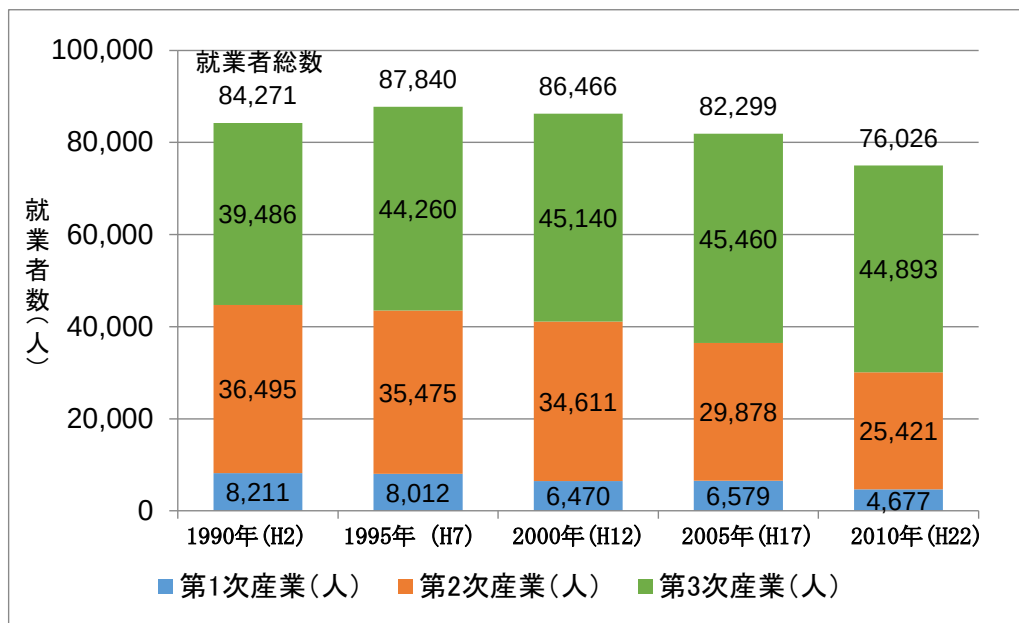
【2035 (H47) 年人口メッシュ】



- ◆城南地域の一部に50人以上の分布が残るものの、市内全体的に40人を超える分布が少なくなっています。
- ◆丸子用途地域内は20人未満の分布が増え、菅平、武石地域では0人の分布が増えてきます。

産業別就業人口

【産業別就業人口の推移 1990 (H2) 年→ 2010 (H22) 年】

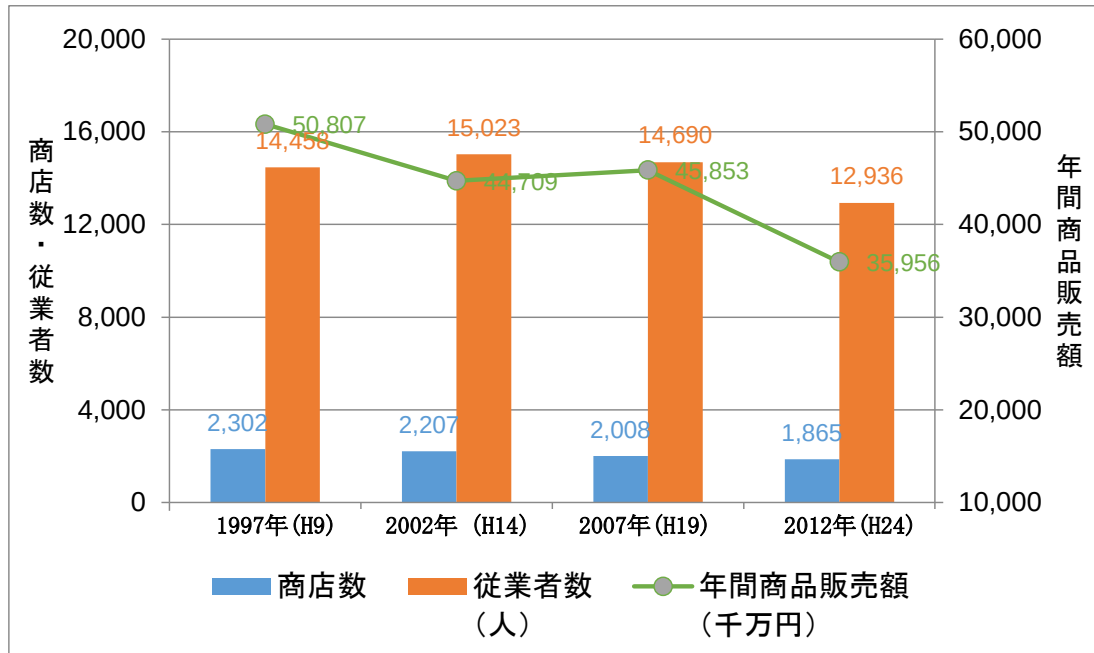


(資料：国勢調査 ※就業者総数は分類不能を含む)

- ◆本市の産業別就業人口は、1995(平成7)年をピークに減少傾向となり2010(平成22)年は76,026人です。
- ◆第3次産業就業者数は、1995(平成7)年以降約4.5万人程度で推移していますが、第1次産業、第2次産業の就業者数の減少が顕著です。
- ◆将来の人口減少に伴い、就業人口が7万人を下回ることも予想され、まちづくり、就業環境の構築、産業支援などが課題となります。

年間商品販売額と従業者数

【年間商品販売額と従業者数の推移 1997（H9）年→2012（H24）年】

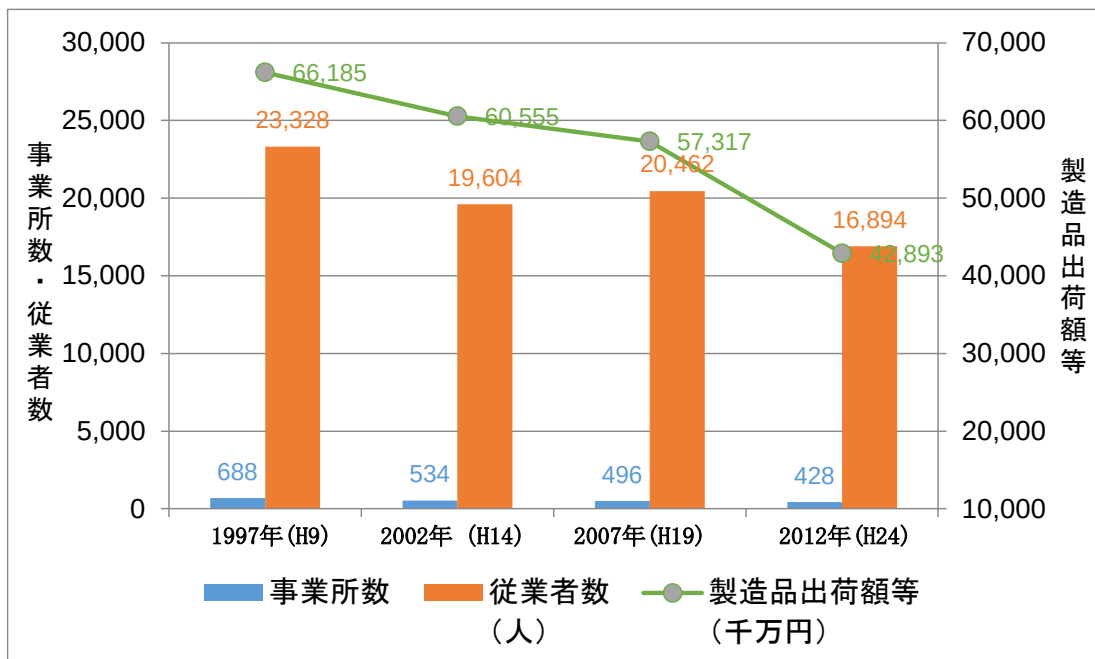


（資料：商業統計調査、経済センサス活動調査（H24）※年間商品販売額はデフレータ補正済み（H24=100））

- ◆市内の店舗数は総人口の推移と相関するように減少を続けています。また、年間商品販売額は2007（平成19）年から2012（平成24）年にかけて減少幅を大きくしています。

製造品出荷額等と従業者数

【製造品出荷額等と従業者数の推移 1997（H9）年→2012（H24）年】



※製造品出荷額等はデフレータ補正済み（H24=100）

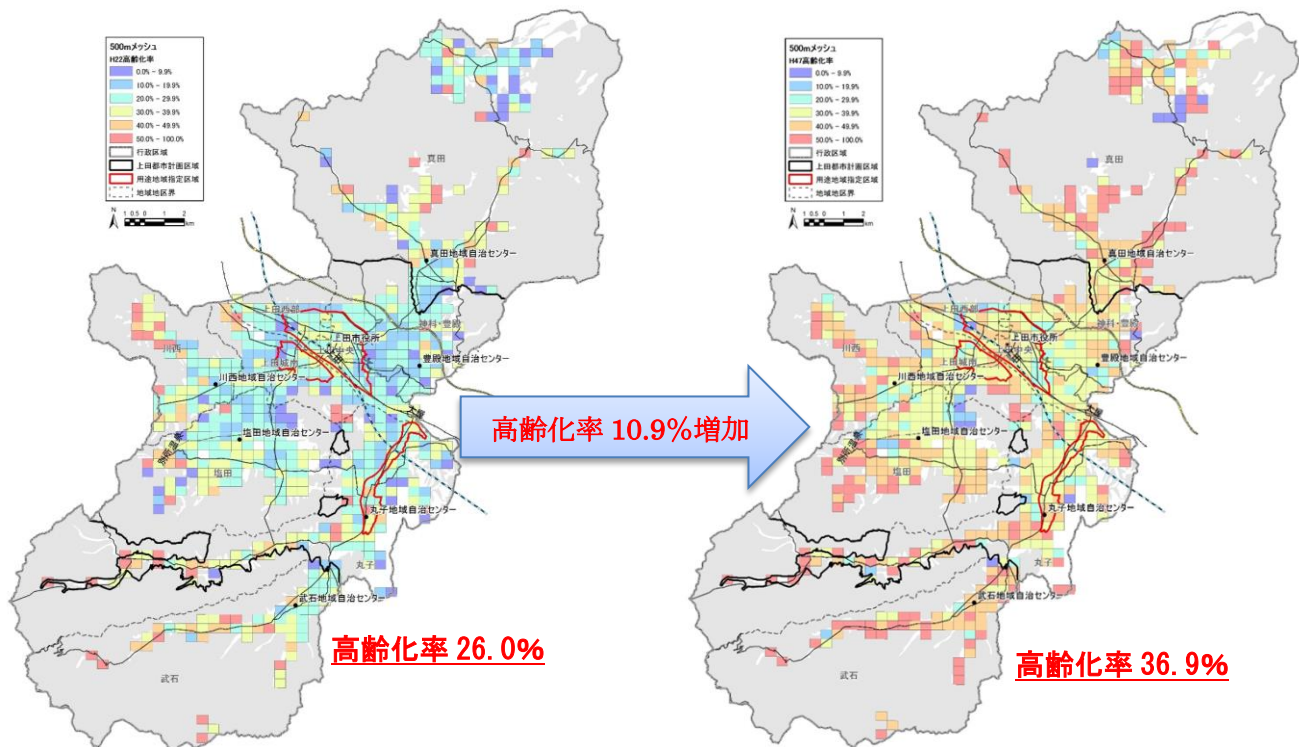
（資料：工業統計調査）

- ◆上田市には、輸送や電機、情報など幅広い分野において、特有の技術や製品を確立している企業が数多くあり、製造品出荷額は県内トップクラスの位置を占めています。
- ◆2007（平成19）年から2008（平成20）年に発生した世界的金融危機、いわゆるリーマンショックの影響により、2007（平成19）年から2012（平成24）年にかけて事業所数、従業者数、製造品出荷額等すべての項目について大きく落ち込んでいます。
- ◆人口減少社会を迎える中、定住促進を目指す上で産業支援、雇用環境の創出につなぐ取り組みが急務となっています。

高齢化率の変化(65歳以上)

【2010 (H22) 年人口メッシュ】

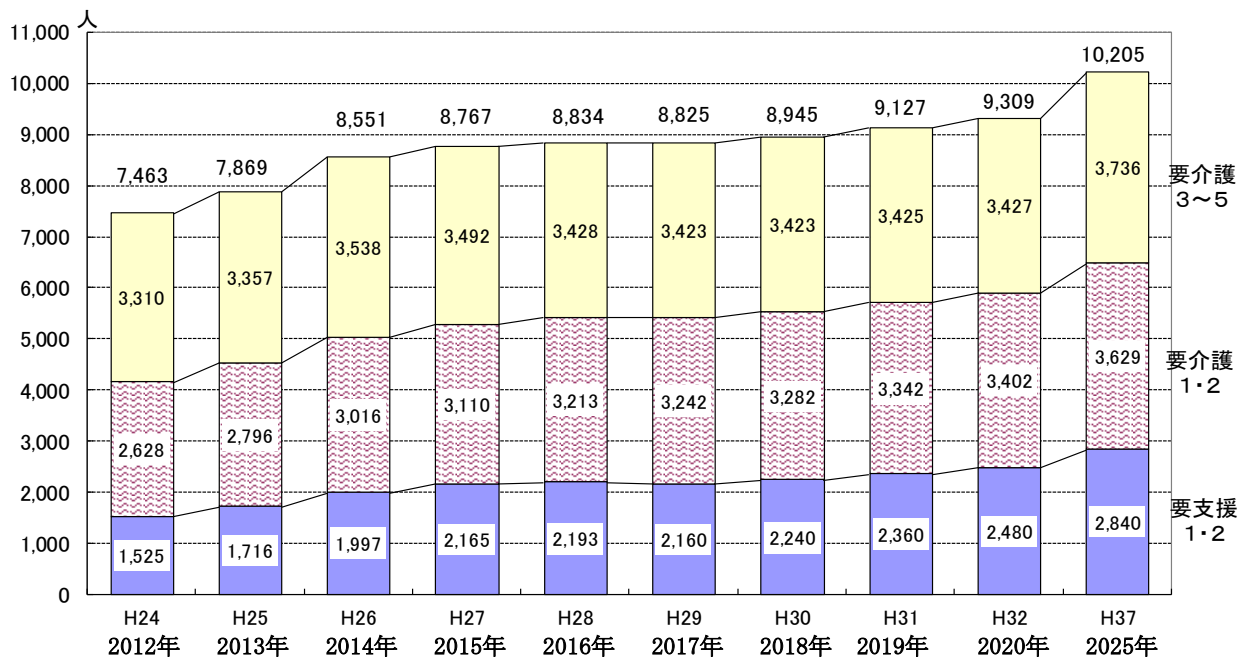
【2035 (H47) 年人口メッシュ】



- ◆全市的に高齢化が進行していくが、塩田、川西、真田、武石地域では50%を超える場所が増加しています。
- ◆丸子用途地域内は30%程度であり、他地域と比較して、高齢化の進行がやや緩やかとなっています。

要介護(要支援)認定者数の推移

2012 (H24) ~2017 (H29) 月報報告数値(各年9月末現在)、 2018 (H30) ~推計値 第1号保険者のみ



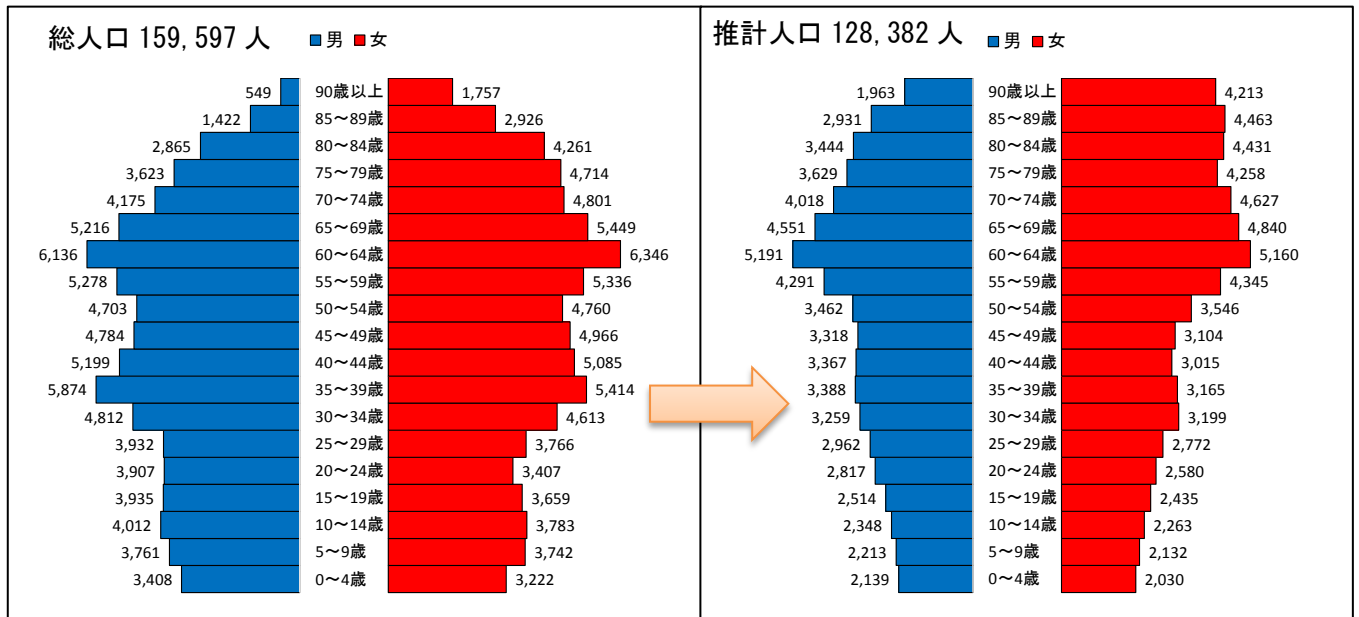
※上田市高齢者福祉総合計画より抜粋

- ◆人口減少が進行する一方で高齢化が進み、介護を必要とする高齢者は増加しています。
- ◆一方で、核家族化の進行、介護による離職が社会問題となっています。

人口ピラミッド（総人口）

【2010（H22）年】

【2035（H47）年推計】



◆2010(平成22)年の人口ピラミッドと2035(平成47)年の人口ピラミッドを比較すると、つぼ型のピラミッドが全体的に痩せていき、14歳以下の人口割合が低く、65歳以上の人口割合が高い、少子化、高齢化、人口減少が進展していく様子がよくわかります。

《参 考》

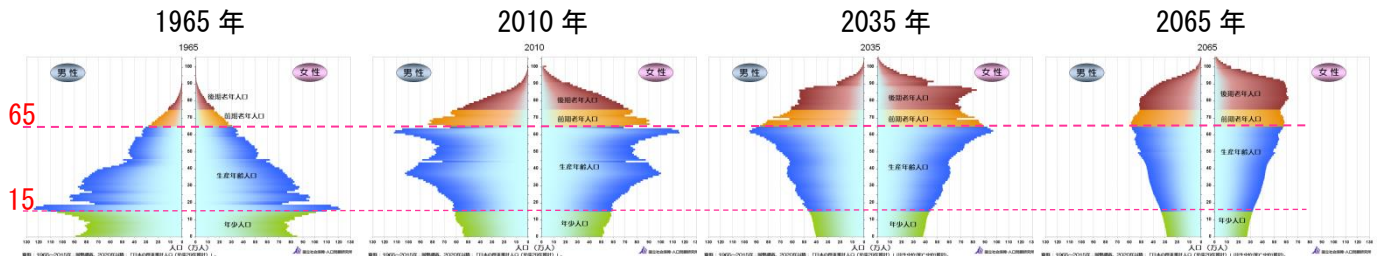
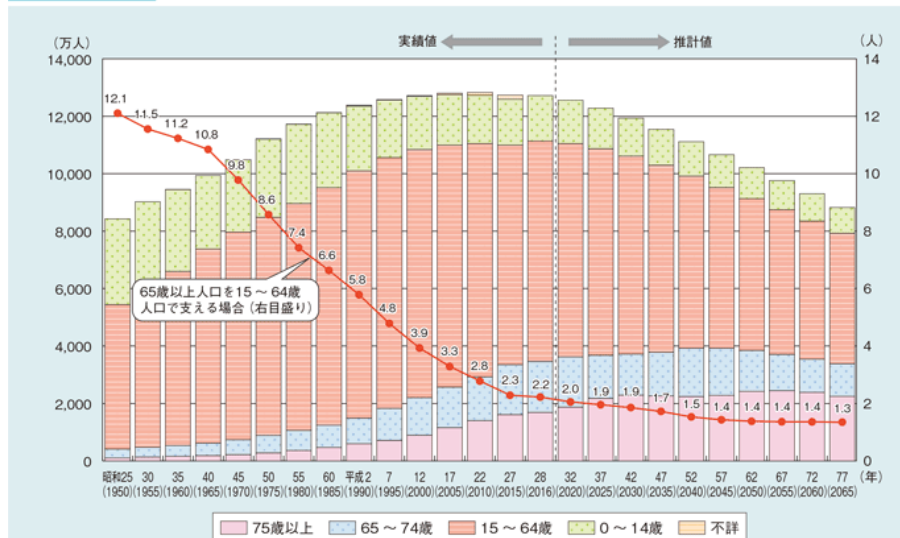


図1-1-3 高齢世代人口の比率

上記は、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計)」に掲載された人口ピラミッドです。全国的に人口減少が進み、老年人口が増加する様子が伺えます。

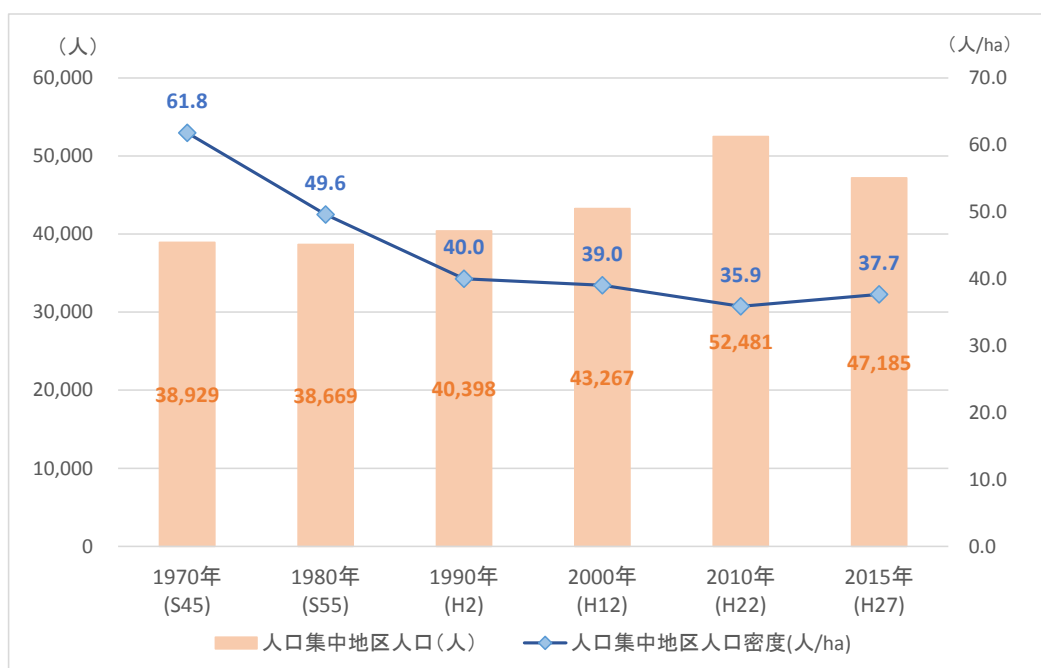
また、高齢社会白書(内閣府)では、2065年には65歳人口1人を支える15～64歳人口は1.3人になるとの推計になっています。

資料：平成29年版高齢社会白書
(内閣府)

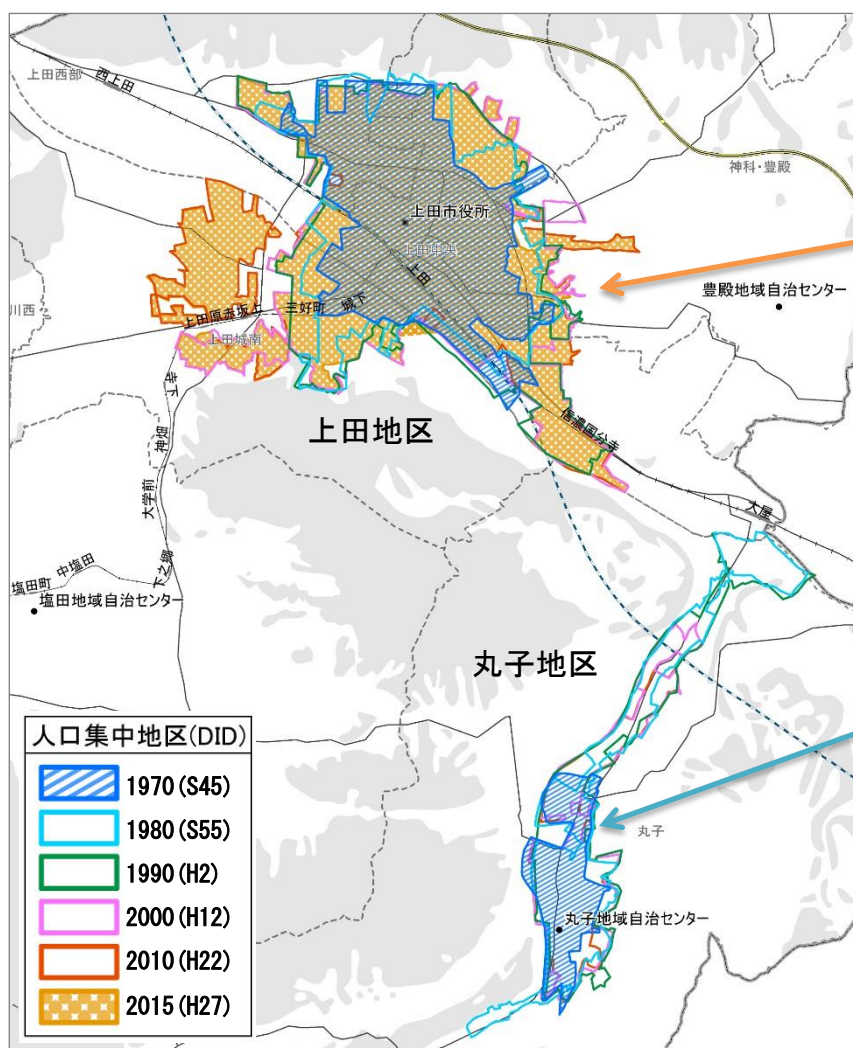


資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」(平成28年10月1日確定値)、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
(注)2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による。年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。

(3) 人口集中地区の変遷



資料：上田市の統計、国勢調査結果（総務省統計局）



上田 DID は用途地域郊外に拡大を続けています。人口密度は徐々に低下しています。

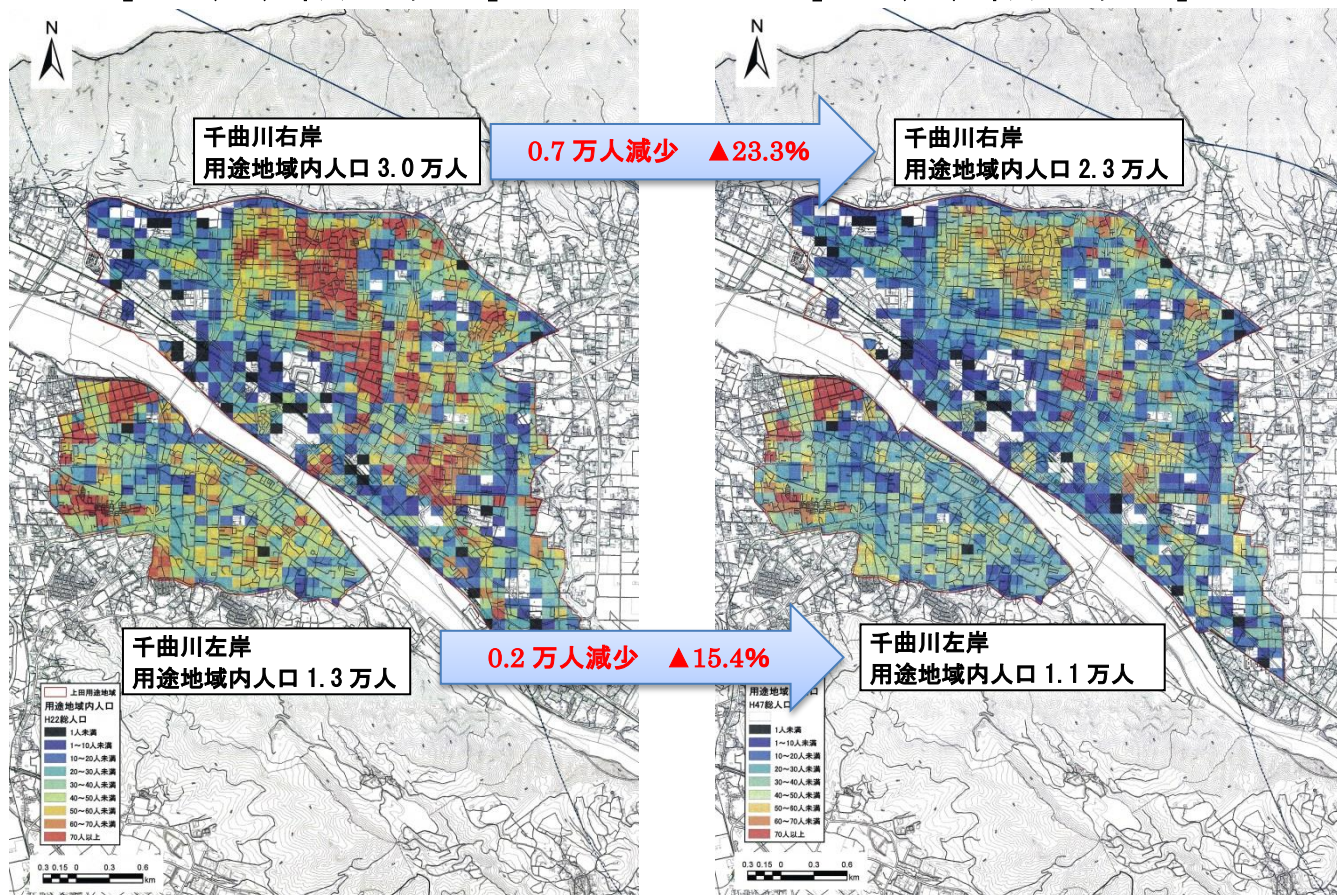
丸子DIDの区域は1990（平成2）年をピークにその後減少し、2015（平成27）年国勢調査において消滅、準DIDとなっています。

資料：国土数値情報/
総務省統計局

上田用途地域内の人口

【2010（H22）年人口メッシュ】

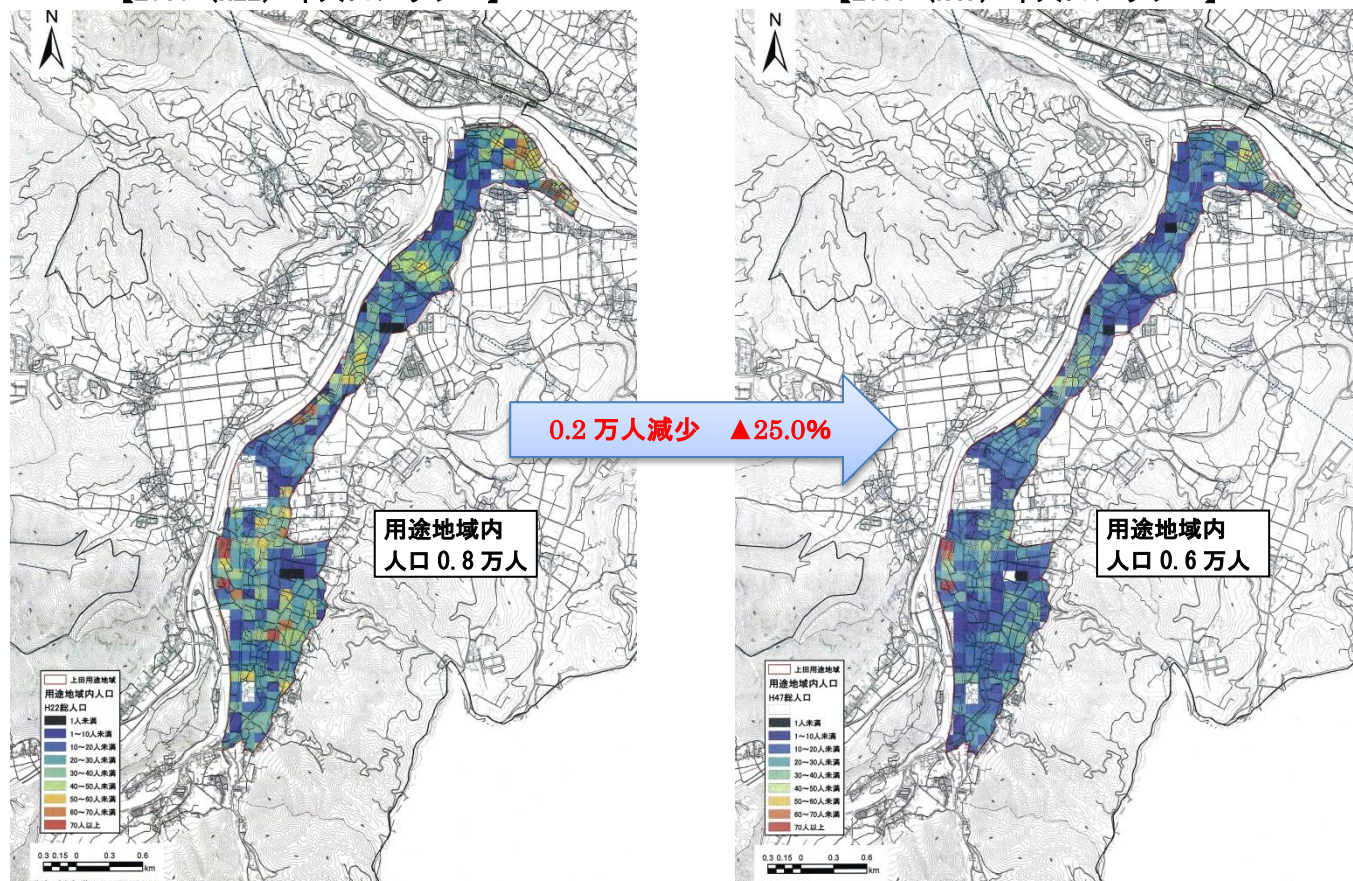
【2035（H47）年人口メッシュ】



丸子用途地域内の人口

【2010（H22）年人口メッシュ】

【2035（H47）年人口メッシュ】



(4) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

人口減少による課題	地 域
◆ 人口が加速的に減少し、2010(平成22)年と比較して2035(平成47)年には3.2万人減少、上田市の総人口は12.8万人になります。 ◆ 2015(平成27)年における老年(65歳以上)人口は45,685人で、総人口に対する割合は29.1%、20年後の2035(平成47)年には36.9%まで増加すると推計され、ほぼ10人のうち4人は高齢者の時代が到来します。 ◆ 2015(平成27)年における生産年齢(15歳以上65歳未満)人口は89,926人で、20年後の2035(平成47)年までに約22,000人減少すると推計され、働き手不足が懸念されます。 ◆ 2015(平成27)年における年少(14歳以下)人口は約20,150人、20年後の2035(平成47)年までに約7,000人が減少すると推計され、将来の地域の担い手不足が懸念されます。	全 域
◆ 丸子地域は2015(平成27)年国勢調査で人口集中地区(DID)が消滅し、準人口集中地区(準DID)になりました。丸子中心市街地の商業圏域である依田窪地域の人口減少が著しく、消費者の減少に影響することが予想され、将来的な生活サービス施設の存続が懸念されます。	丸子地域 武石地域
◆ 市街地が郊外に拡がるとともに、中心市街地の人口密度の低下が予想されます。また、空き家・空き店舗等の増加の影響により、まちなかのスポンジ化の進行が懸念されます。	上田中央地域 上田西部地域 上田城南地域
◆ 用途地域郊外のスプロール化が進行する一方で、中心市街地がスポンジ化傾向にあります。比較的低密度の人口集中地区は、徐々に拡大し、ある時期から中心市街地に向かってDIDは縮小を始めると予想されます。	上田中央地域 上田西部地域 上田城南地域 神科豊殿地域 川西地域
◆ 将来において地域内の人口規模が著しく小さくなることが予想されるため、より効率的な自治体運営が課題となることが予想されます。	真田地域 武石地域
◆ 中山間地域の人口減少により、自治会機能の存続が懸念され、今後統合などの検討が必要になります。	市内中山間地域
◆ 人口減少と同時に、空き地や空き家の増加も予想され、市街地では都市のスポンジ化が進行します。空き地や空き家等の有効活用についての検討は、上田市にとって喫緊の課題です。	上田中央地域 上田西部地域 上田城南地域 丸子地域
◆ 郊外地域や真田・武石地域など、人口集積の低い地域でもスポンジ化により人口分布が散在します。将来的なライフラインの維持や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。	市内中山間地域
◆ 武石地域、真田地域、塩田地域では、地域の高齢化が進むと予想され、後継者不足、担い手不足により、生業としての農業経営や農地等の維持が将来的に困難になると想定されます。	塩田地域 真田地域 武石地域

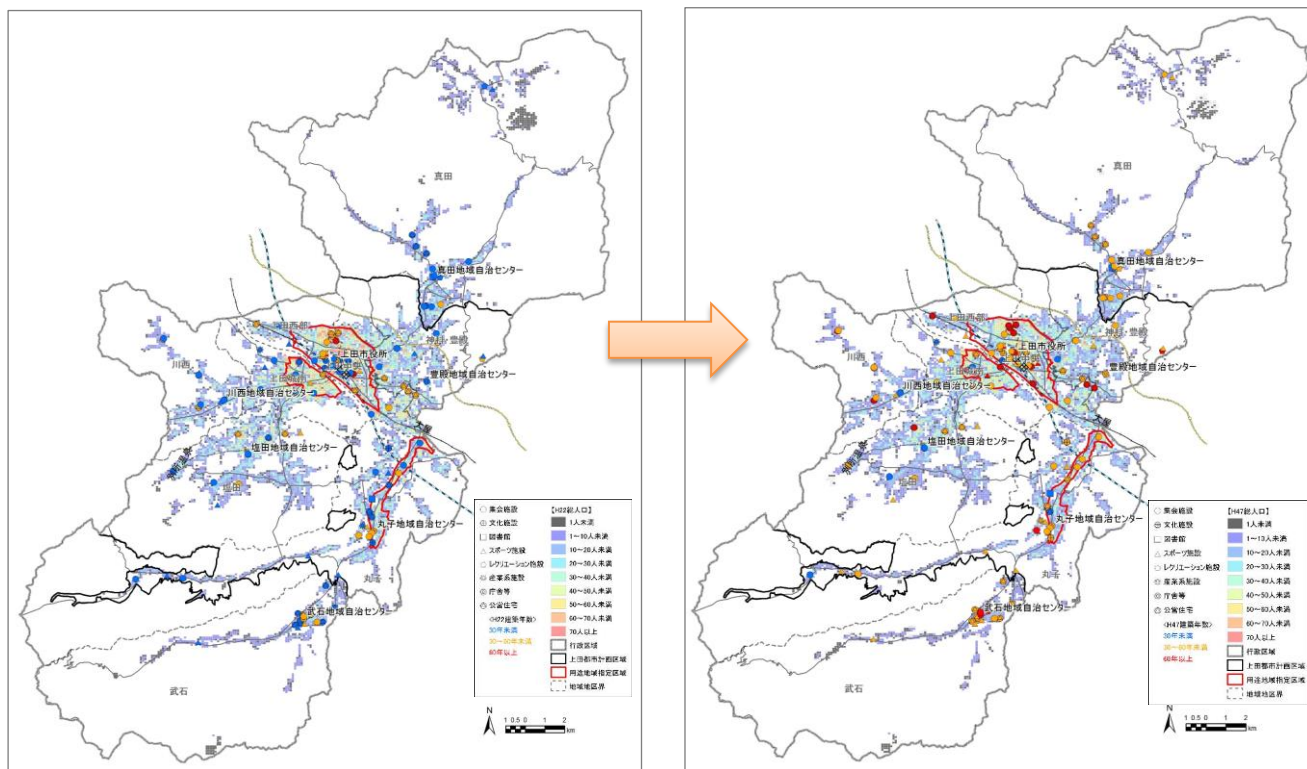
5-2 各施設への影響と課題

(1) 公共施設

公共施設と人口分布

【2010（H22）年人口メッシュ】

【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

◆上田市街地内に建築年数30年以上となる施設が集積しています。豊殿地域、塩田地域の公営住宅などがすでに30年を経過しています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

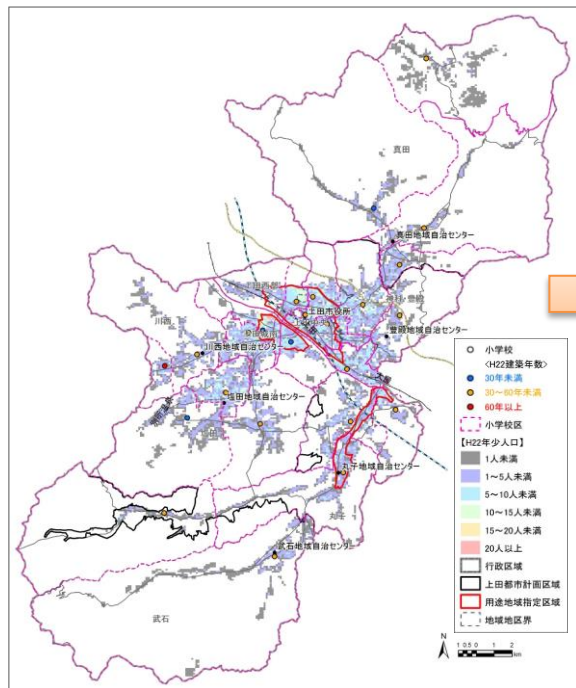
◆2035（平成47）年には建築年数30年～60年を経過する施設が大半を占めます。集会所、文化施設などは、地域のコミュニティ活動の拠点となる他、緊急時の避難場所として機能する施設も多く、必要性や求められる機能から、統廃合や計画的な配置の検討が必要になると想定されます。

地域別総人口	2010年 (H22)	2035年 (H47)	増減率 (22/47)
上田中央地域	33,941	27,714	△ 18.3
上田西部地域	11,170	8,834	△ 20.9
上田城南地域	28,639	24,834	△ 13.3
神科・豊殿地域	20,113	17,605	△ 12.5
塩田地域	20,756	17,708	△ 14.7
川西地域	7,023	5,609	△ 20.1
丸子地域	23,554	18,133	△ 23.0
真田地域	10,615	7,727	△ 27.2
武石地域	3,786	2,525	△ 33.3

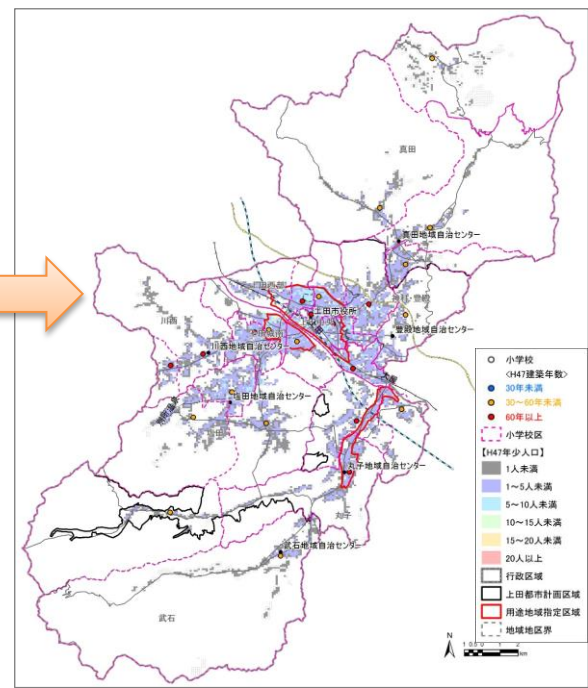
(2) 教育施設（小学校）

小学校と年少人口（0～14 歳）分布

【2010（H22）年人口メッシュ】



【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

- ◆2010（平成 22）年では、年少人口 1,000 人以上の学区を持つ学校が 11 校あります。
- ◆建築年数 30 年以上となる学校施設が半数以上となっています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

- ◆2035（平成 47）年では、年少人口 1,000 人以上の学区を持つ学校は 3 校にまで減少します。
- ◆すべての学校が建築年数 30 年以上、上田、丸子地域のほとんどの学校は築 60 年以上となり、年少人口の規模や分布状況を踏まえた、学校配置の検討が課題となります。

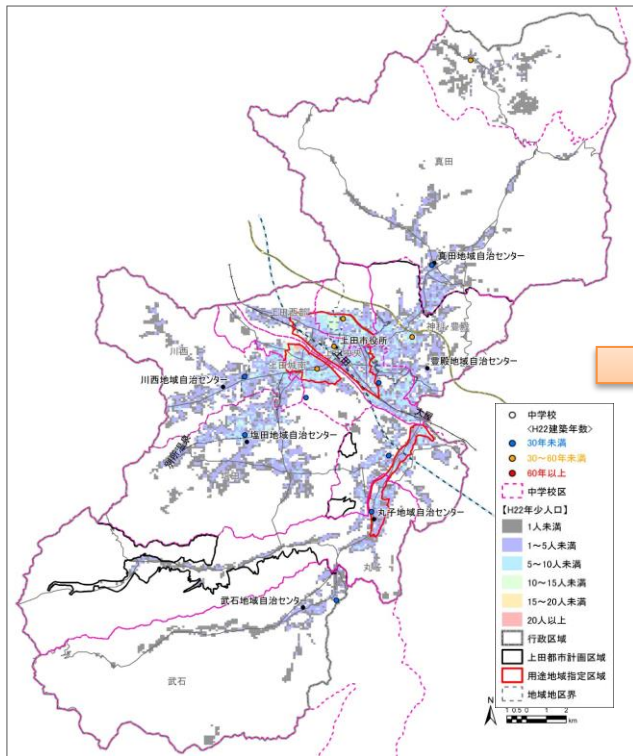
通学区	2010年(H22)			2025年(H37)		2035年(H47)	
	児童数 (人)	年少人口 (人)	割合 (%)	年少人口 (人)	増減率 (%)	年少人口 (人)	増減率 (%)
清明小学校	284	580	48.9	433	△ 25.4	361	△ 37.8
東小学校	579	1,389	41.7	1,110	△ 20.1	924	△ 33.5
西小学校	481	1,130	42.6	772	△ 31.7	657	△ 41.8
北小学校	549	1,347	40.8	999	△ 25.8	843	△ 37.4
城下小学校	445	1,016	43.8	728	△ 28.3	606	△ 40.4
塩尻小学校	195	530	36.8	434	△ 18.2	362	△ 31.7
川辺小学校	657	1,630	40.3	1,188	△ 27.1	1,007	△ 38.2
神川小学校	595	1,381	43.1	998	△ 27.7	821	△ 40.5
神科小学校	728	1,814	40.1	1,214	△ 33.1	1,014	△ 44.1
豊殿小学校	250	742	33.7	538	△ 27.6	436	△ 41.3
東塩田小学校	335	819	40.9	642	△ 21.6	560	△ 31.6
中塩田小学校	627	1,459	43.0	1,074	△ 26.4	884	△ 39.4
塩田西小学校	275	631	43.6	470	△ 25.6	385	△ 39.0
浦里小学校	108	208	52.0	138	△ 33.4	118	△ 43.3
川西小学校	276	725	38.1	531	△ 26.7	437	△ 39.7
南小学校	771	1,773	43.5	1,202	△ 32.2	1,010	△ 43.0
丸子中央小学校	529	1,199	44.1	846	△ 29.5	702	△ 41.4
西内小学校	60	140	42.8	107	△ 23.6	93	△ 33.8
丸子北小学校	465	1,198	38.8	833	△ 30.5	685	△ 42.8
塩川小学校	233	489	47.7	340	△ 30.4	283	△ 42.2
菅平小学校	65	133	48.9	103	△ 22.2	76	△ 42.6
長小学校	119	300	39.7	202	△ 32.5	152	△ 49.2
傍陽小学校	119	259	45.9	179	△ 30.7	149	△ 42.5
本原小学校	284	621	45.7	408	△ 34.4	330	△ 46.9
武石小学校	215	485	44.3	297	△ 38.7	222	△ 54.2

参考：児童数は上田市の統計 2010 版，年少人口はメッシュ別人口による推計値

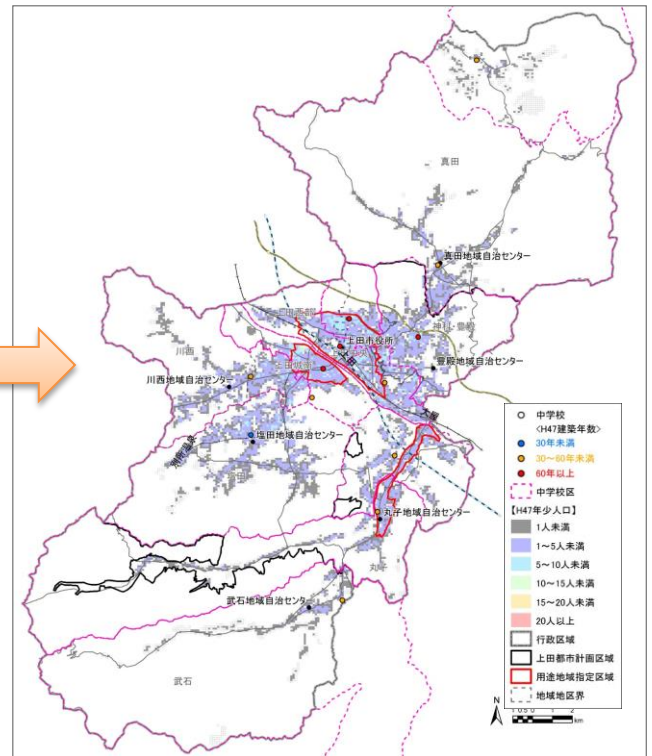
(3) 教育施設（中学校）

中学校と年少人口（0～14 歳）分布

【2010（H22）年人口メッシュ】



【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

- ◆ 学校によって人数や規模が異なるものの、現状において過不足はないと判断できます。
- ◆ 学校施設の建築年数では、上田用途地域内の学校が30年を経過しています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

- ◆ 半数以上の学校が建築年数30年以上経過するとともに、60年以上となる施設も増加します。
- ◆ 年少人口規模や分布をもとに小学校同様、施設の配置について検討が必要になります。

通学区	2010年(H22)			2025年(H37)		2035年(H47)	
	生徒数 (人)	年少人口 (人)	割合 (%)	年少人口 (人)	増減率 (%)	年少人口 (人)	増減率 (%)
第一中学校	585	2,770	21.1	2,108	△ 23.9	1,745	△ 37.0
第二中学校	271	1,302	20.8	1,010	△ 22.4	839	△ 35.5
第三中学校	460	2,301	20.0	1,638	△ 28.8	1,392	△ 39.5
第四中学校	553	2,790	19.8	1,930	△ 30.8	1,616	△ 42.1
第五中学校	465	2,556	18.2	1,751	△ 31.5	1,450	△ 43.3
塩田中学校	645	2,909	22.2	2,186	△ 24.9	1,829	△ 37.1
第六中学校	507	2,562	19.8	1,857	△ 27.5	1,561	△ 39.1
丸子中学校	337	1,340	25.2	953	△ 28.9	795	△ 40.6
丸子北中学校	371	1,687	22.0	1,173	△ 30.4	968	△ 42.6
菅平中学校	28	133	21.1	103	△ 22.2	76	△ 42.6
真田中学校	335	1,180	28.4	789	△ 33.1	631	△ 46.5
依田窪南部中学校	245	485	50.5	297	△ 38.7	222	△ 54.2

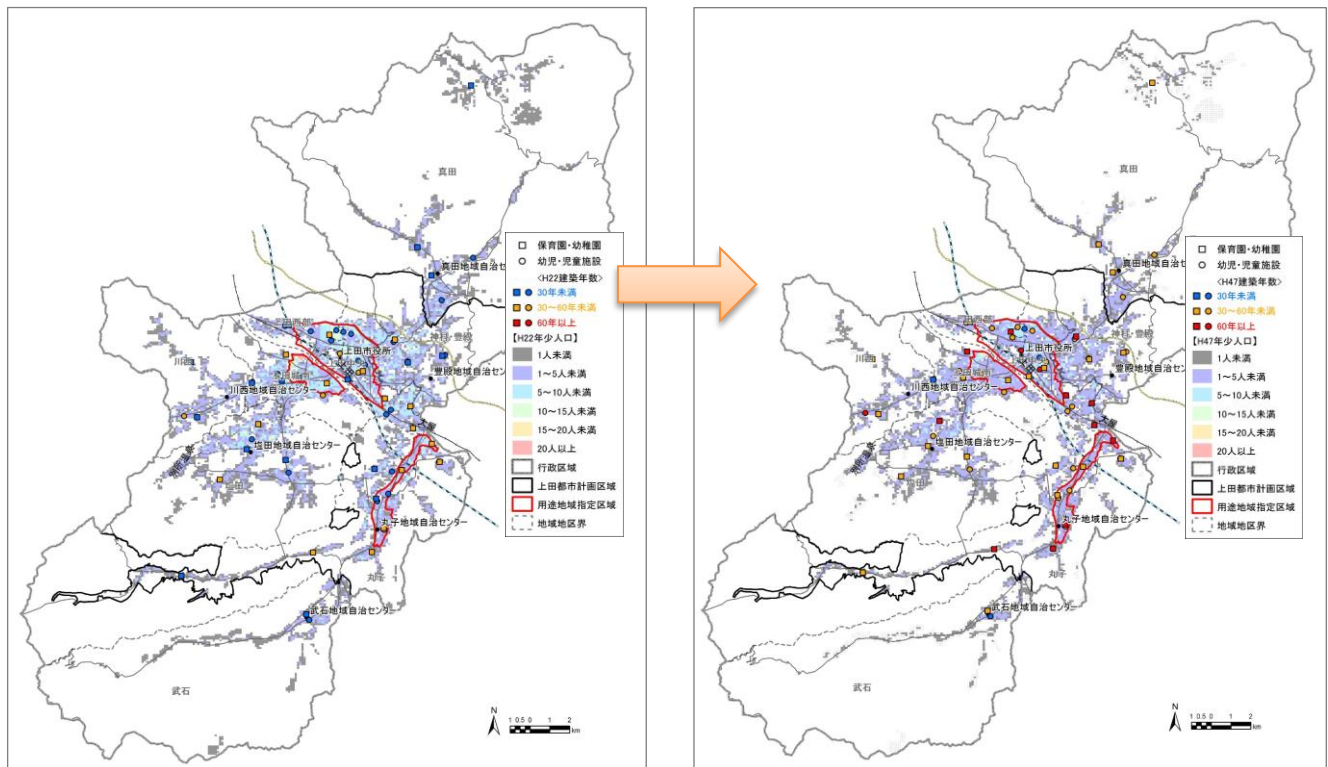
年少人口：0～14歳の人口 依田窪南部、菅平中学校は上田市内のみ 参考：生徒数は上田市の統計2010版

(4) 子育て支援施設

子育て支援施設と年少人口（0～14 歳）分布

【2010（H22）年人口メッシュ】

【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

◆市内の各地に施設が広く分布し、子育て支援の観点からは充実していると判断できます。また、多くの施設が建築年数 30 年未満となっています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

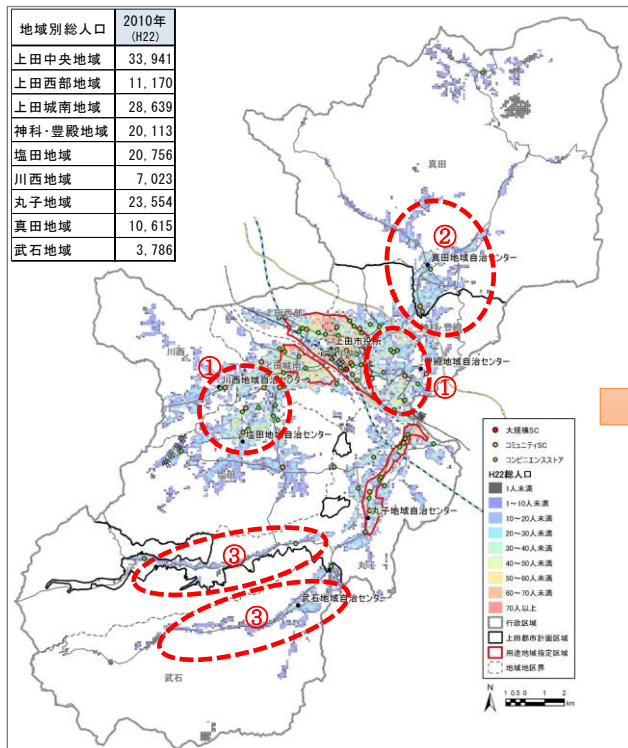
◆多くの施設が建築年数 30 年以上となり、耐震、建て替え等の対応が必要になると想定されます。
◆年少人口の規模に合わせ、統廃合や他の公共施設との複合化などの検討が必要になると想定されます。

地 域	2010年 (H22)		2035年 (H47)		
	幼稚園・保育園		年少人口 (0-14歳)	年少人口 (0-14歳)	増減率 (22/47)
	施設数	園児数			
上田中央地域	12	872	4,396	2,835	△ 35.5
上田西部地域	5	515	1,421	886	△ 37.6
上田城南地域	7	874	4,481	2,686	△ 40.1
神科・豊殿地域	7	897	3,093	1,764	△ 43.0
塩田地域	6	614	2,911	1,848	△ 36.5
川西地域	4	288	891	539	△ 39.5
丸子地域	10	659	3,036	1,785	△ 41.2
真田地域	4	283	1,340	726	△ 45.8
武石地域	1	103	487	222	△ 54.4

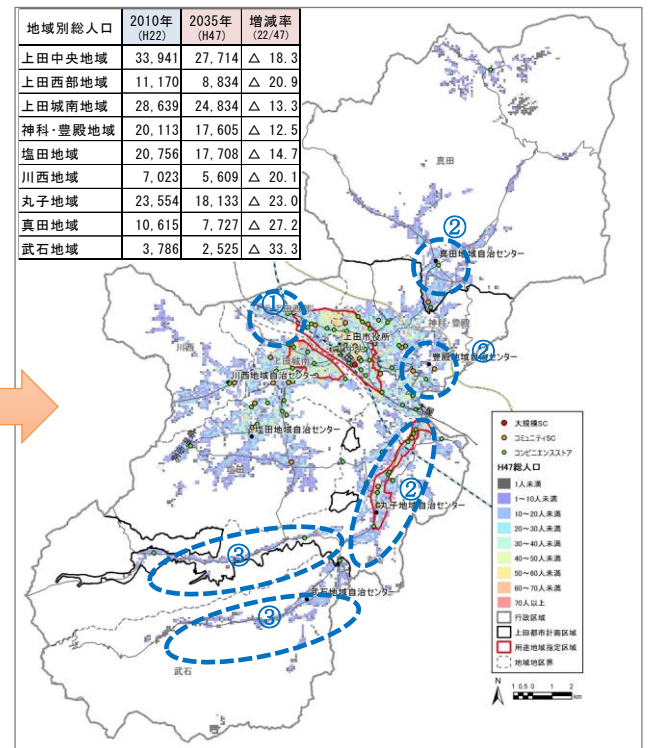
(5) 生活利便施設（商業施設）

商業施設と人口分布

【2010（H22）年人口メッシュ】



【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

- ◆ 比較的人口密度の高いエリアを中心にスーパーなどが点在しています。
- ◆ コンビニエンスストアは、人口密集地、幹線道路沿線や観光拠点など広く分布しています。
- ◆ 商業施設は用途地域内に集積しています。また、塩田、川西、神科豊殿地域にも分布しています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

- ◆ 2035（平成 47）年には、人口減少が一層進むと予想されます。これに伴い商業施設が集積する地域では共存が困難になると予想され、店舗の存続と同時に買物不便地域が新たに生じると予想されます。

〔現 状〕

①	◆用途地域外であるが人口密度が高く商業施設も充実しています。	川西地域、塩田地域、神科豊殿地域
②	◆地域内の店舗数は少ないが、上田市街地に近く、公共交通等の移動手段を維持・確保することで利便性が向上します。	真田地域
③	◆人口密度が低く広範囲に居住がある一方で、近くにスーパー等が無く買物不便地域となっており、買物支援対策が必要です。	武石地域、丸子地域（東内、西内）

〔人口減少による商業施設への影響〕

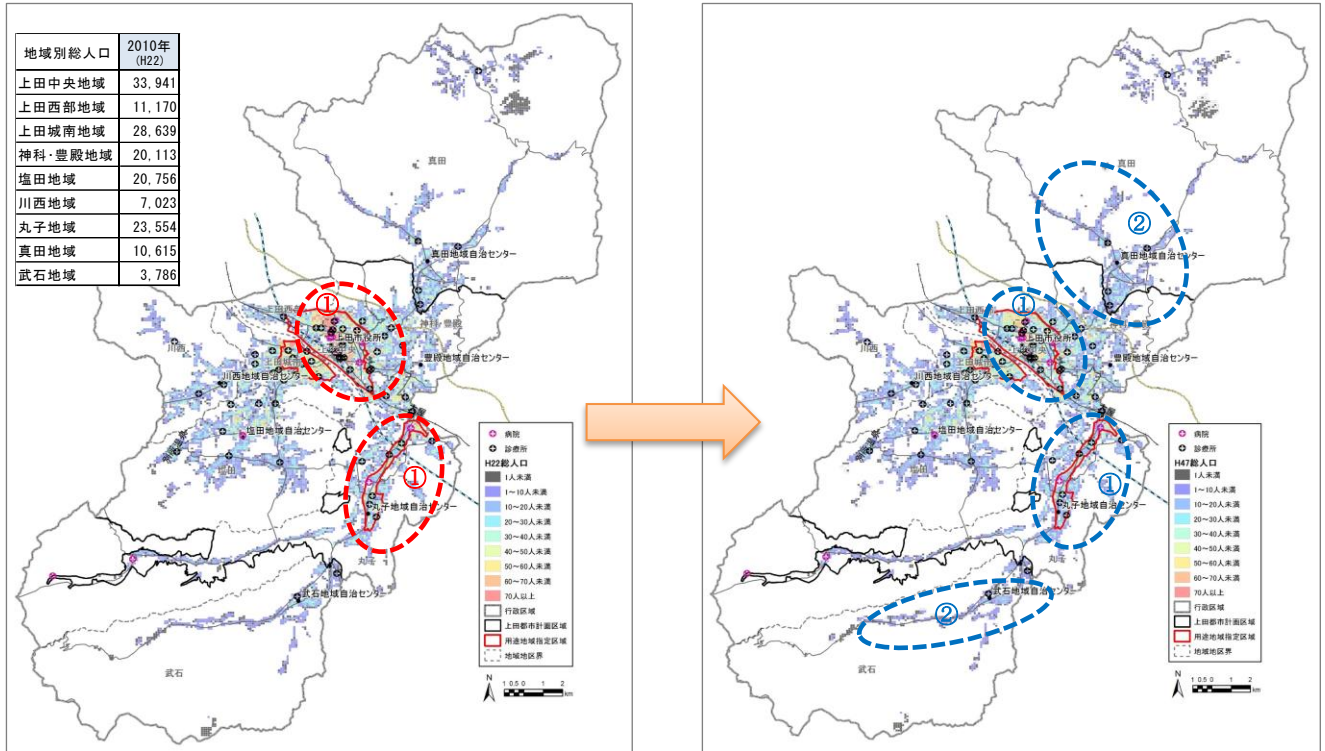
①	◆人口減少が進み、店舗数に対して人口規模が小さくなり撤退や廃業などが危惧されます。	上田西部地域
②	◆人口減少に伴い、廃業や撤退が危惧されます。 ◆近隣に店舗がない生活不便の環境から、人口減少への影響が危惧されます。	真田地域、豊殿地域、丸子地域
③	◆近くにスーパー等がなく、生活不便から人口減少への影響が危惧されます。	武石地域、丸子地域（東内、西内）

(6) 生活利便施設（医療施設）

医療施設と人口分布

【2010（H22）年人口メッシュ】

【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】			【2035（H47）年人口メッシュ】		
◆ 現状において、医師・看護師等、医療従事者の不足は、地域医療における大きな課題があり、特に周産期医療に関わる医師不足は、上田市における喫緊の課題です。			◆ 市域全体で人口減少が進み、医療従事者も減少すると予想され、医療施設の集約が避けられない課題として、将来浮上することが予想されます。 ◆ 上田市のみでなく、近隣市町村を含めた広域連携による地域医療体制の維持・確保が課題になると想定されます。		
【現 状】			【人口減少による医療施設への影響】		
①	◆病院は概ね市街地に立地し、診療所は各地に分布しています。	全 域	① ◆医療従事者の減少による施設存続への影響が懸念されます。	上田中央地域 丸子地域	
			② ◆人口減少に伴い、診療所の撤退や空白地化が懸念されます。	真田地域、 武石地域	

(7) 各施設への影響と課題

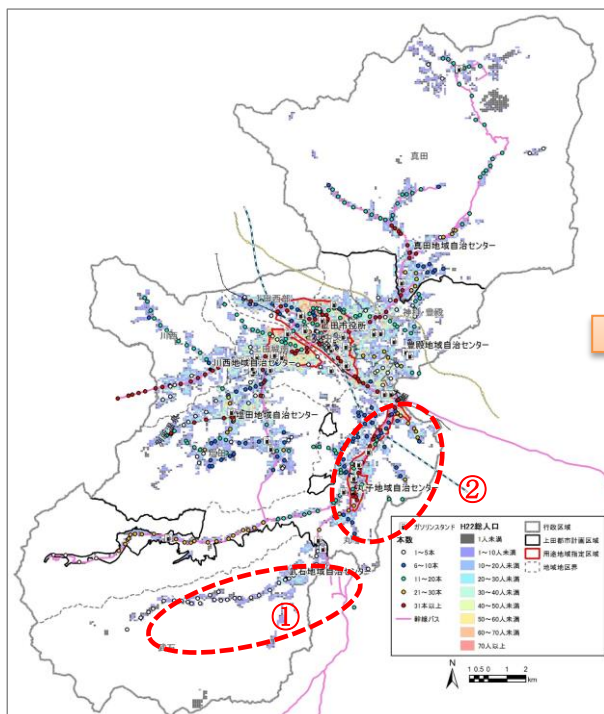
人口減少による課題	地 域
◆ 上田用途地域は、人口減少するものの一定の人口密度が保たれるため、施設縮小等の影響は小さいと想定されます。	上田中央地域
◆ 丸子用途地域では、近隣の武石地域などとともに人口減少が進むため、商圏人口の減少が予想されます。これに伴い、商業施設の撤退などが懸念されます。	丸子地域 武石地域
◆ 真田、武石など既存店舗数が少ない地域は商業施設の存続が厳しくなります。 	真田地域 武石地域
◆ 買物不便な環境が人口減少への要因にもつながります。	
◆ 病院は市街地に集中、人口が少なく高齢化率が高くなると予想される真田、武石地域では地域医療施設の存続が不安となります。 	真田地域 武石地域
◆ 利用者（患者）の減少に加え、医療従事者の減少も想定され、地域医療施設の存続が課題です。	
◆ 学校施設や子育て支援施設の老朽化の進行と同時に年少人口の減少が著しく、施設の統廃合や複合化などについて全市的に検討が必要となります。	市全域
◆ 将来の人口規模に合わせた持続可能な自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合を面的整備に併せて行っていくことが求められます。	市全域
◆ 菅平高原、美ヶ原高原、別所温泉、鹿教湯温泉など観光地域では、将来の人口減少により、施設従業者等の減少が懸念される一方、施設の運営、後継者の確保等を含め次の観光戦略への展開が必要となります。	観光拠点

5-3 公共交通への影響と課題

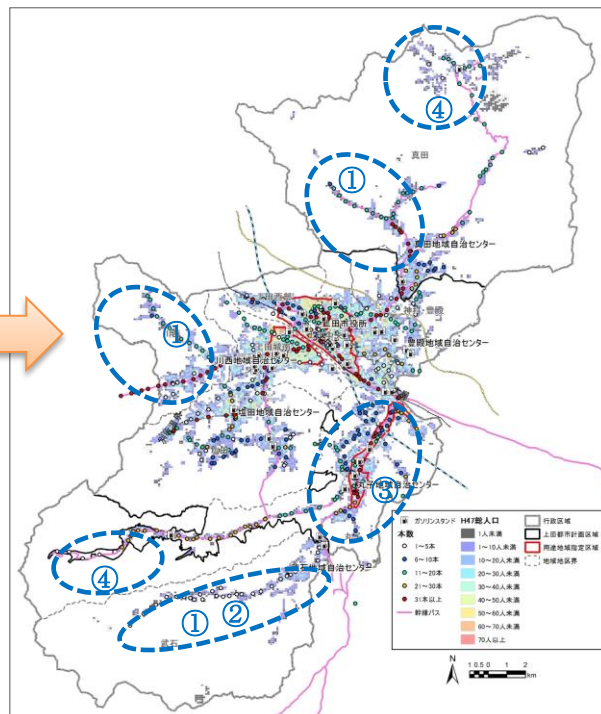
(1) 路線バス交通網

バス停・ガソリンスタンドと人口分布

【2010（H22）年人口メッシュ】



【2035（H47）年人口メッシュ】



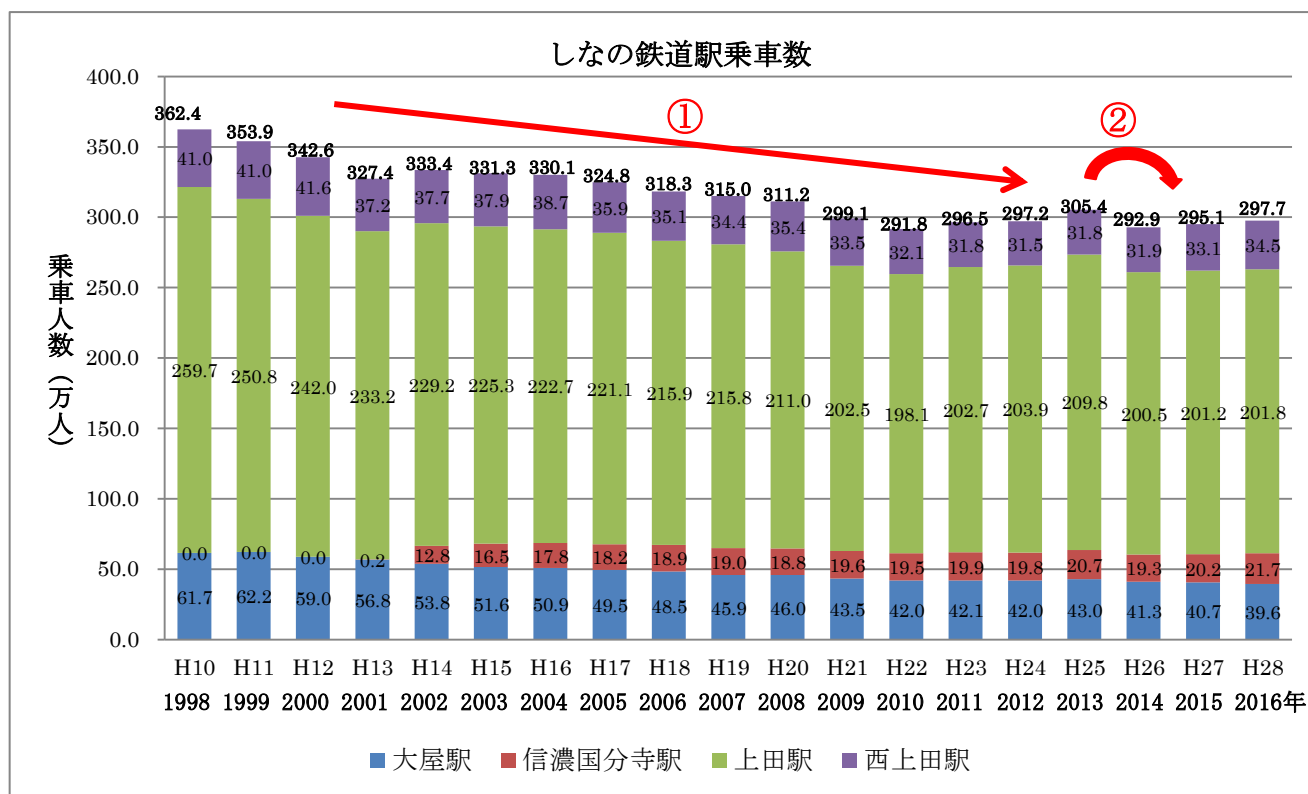
【2010（H22）年人口メッシュ】			【2035（H47）年人口メッシュ】		
◆ 市内のバス路線網は、概ね市内全域をカバーしています。一方、利便性の観点からバス停別の運行本数を見ると、幹線バス網は1日30本以上のサービス水準を確保していますが、人口密度の低い住宅地や、中山間地では1日10本以下の水準となっています。			◆ 武石地域や、川西地域の室賀地区、真田地域の傍陽地区など人口が大幅に減少する地区では、現行のサービス水準を維持することが困難になると予想され、路線又はサービスの縮小が想定されます。 ◆ 幹線バス路線でも人口減少に伴い、運行本数の縮小など見直しが必要になると予想されます。		
【現 状】			【人口減少による公共交通への影響】		
①	◆ 幹線バス路線が無く、日運行数も5本以下であり、公共交通の維持確保が現状において課題です。 ◆ 公共交通の縮小が人口減少に影響することが懸念されます。	武石地域	①	◆ 人口規模に合わせた公共交通の見直しが必要になります。 ◆ 公共交通の不便な環境が人口減少に影響することが予想されます。	真田地域(傍陽地区)、川西地域(室賀地区)、武石地域
②	◆ 丸子地域循環バスや、武石地域デマンド交通等、路線バスを補完する公共交通は、年々利用者が減少しており、存続が課題です。	丸子地域 武石地域	②	◆ ガソリンスタンドの存続が懸念されます。	武石地域
			③	◆ 高等学校の存続がバス路線存続の鍵になります。	丸子地域
			④	◆ 観光地の存続が路線バスの存続の鍵になります。	丸子地域(鹿教湯温泉)、真田地域(菅平高原)

(2) 路線バス交通網等への影響と課題

人口減少による課題	地 域
◆ 人口の減少の影響により、市街地と郊外地域を結ぶ公共交通の利用者が減少することに起因し、路線の廃止や縮小などが想定されますが、今後高齢化率が高くなり、公共交通の必要性はより高まることが予想されるため、効率的かつ効果的な見直しが必要となります。 ↓ ◆ 上田中心市街地と、真田・塩田・室賀地域、丸子中心市街地と武石地域など、郊外の地域を結ぶ幹線道路網及び公共交通の確保・維持が必要です。	市内全域
◆ 利用者の少ない路線については、減便、廃止といったネガティブ手法の効率化はなるべく避け、地域循環バス、地域デマンド交通等の導入を検討するとともに、フィーダー機能を再整備し、地域内における公共交通ネットワーク機能の維持・充実が必要となります。	市内全域
◆ 利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通(鉄道・路線バス)と、支線公共交通(タクシー・地域循環バス、デマンド交通等)の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの維持が必要となります。	市内全域
◆ 人口減少及び高齢者の増加は、自動車交通量への影響、関連する燃料供給施設の減少などに波及すると想定されます。 ↓ ◆ 公共交通の維持や郊外地域の生活を支える燃料供給施設の維持が必要となります。	真田地域 武石地域

5-4 公共交通利用者数の推移

【しなの鉄道駅利用者の推移】



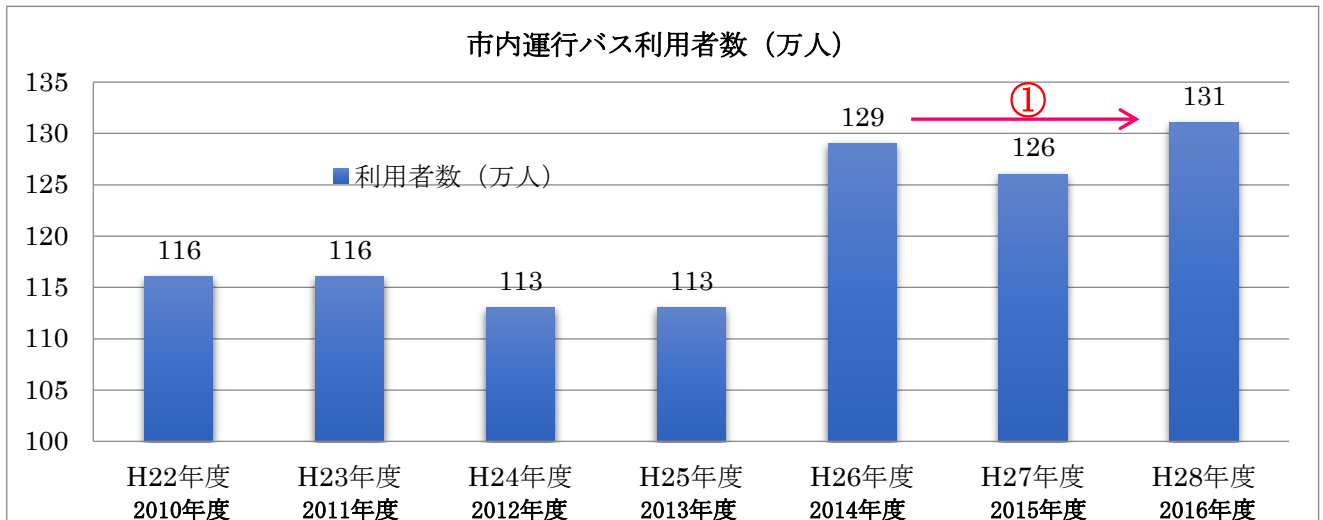
①しなの鉄道市内各駅の利用者総数は微減傾向にあり、今後も人口減少の影響を受けるためこの傾向は続くと予想されます。

②2013(平成25)年から2014(平成26)年にかけての落ち込みは、運賃低減バス実証運行開始(2013(平成25)年10月開始)による影響と思われます。それまで鉄道と路線バス、鉄道と自家用車等2種類以上の交通手段で通勤・通学をしていた利用者が、運賃が安価で乗り換えの必要がないなど通勤通学の手段をより利便性の良い路線バスに変えたことが考えられます。

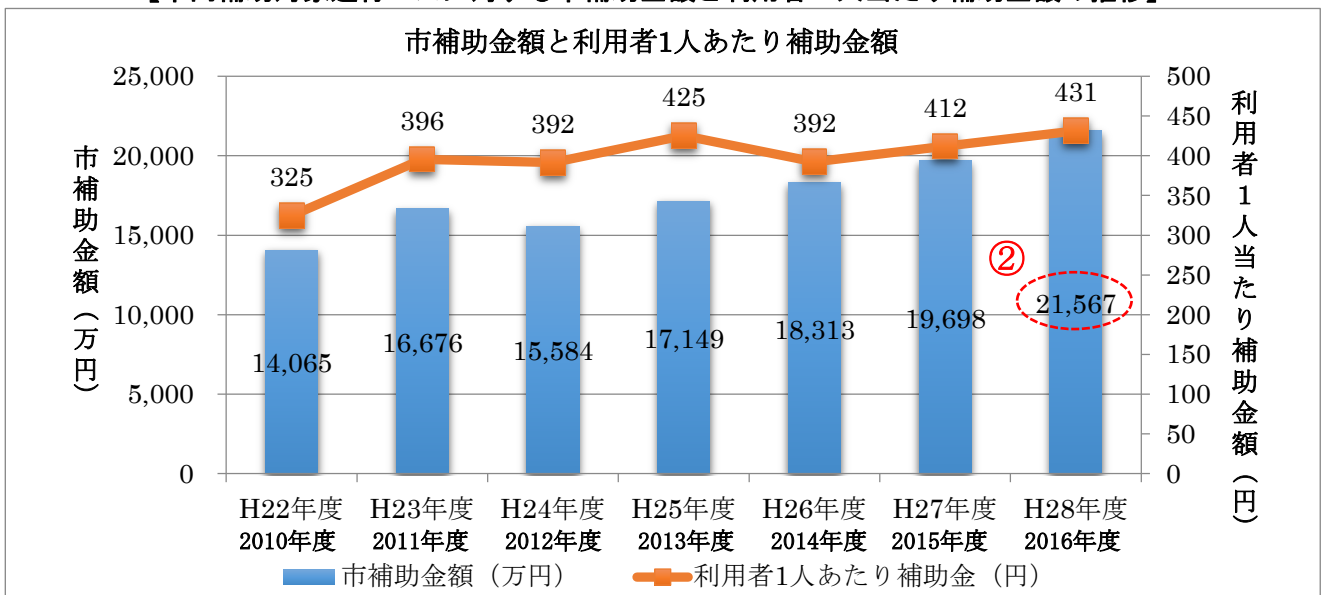
【課 題】

- ◆しなの鉄道は近隣市町村と、J R北陸新幹線上田駅を結ぶ地域の重要な鉄道交通軸です。利用者の増減は運営に直接影響するため、現状の都市機能の維持を図るとともに、鉄道軸に沿った人の流れを円滑化することが課題です。
- ◆利用者の減少に一定程度の歯止めをかけるためには利便性の向上が必要です。そのため、しなの鉄道の各駅を交通結節拠点として位置づけ、鉄道から路線バス、路線バスから他の路線バスなど、複数の公共交通が結節し公共交通を利用しやすい場所としての整備を進める必要があります。

【市内運行バス利用者の推移】



【市内補助対象運行バスに対する市補助金額と利用者1人当たり補助金額の推移】



①2013(平成25)年10月に始まった運賃低減施策によって、2014(平成26)年度の利用者数は大幅に増加していますが、それ以降は横ばいで推移しています。

②公共交通に関わる行政負担は年々微増傾向にあり、2016(平成28)年度の補助額は2億1千万円に達しました。今後の人口減少に伴い利用者数が減少することが予想される一方で、今後も同様のサービスを継続するとなると、さらに補助額が増加することが予想されます。

【課 題】

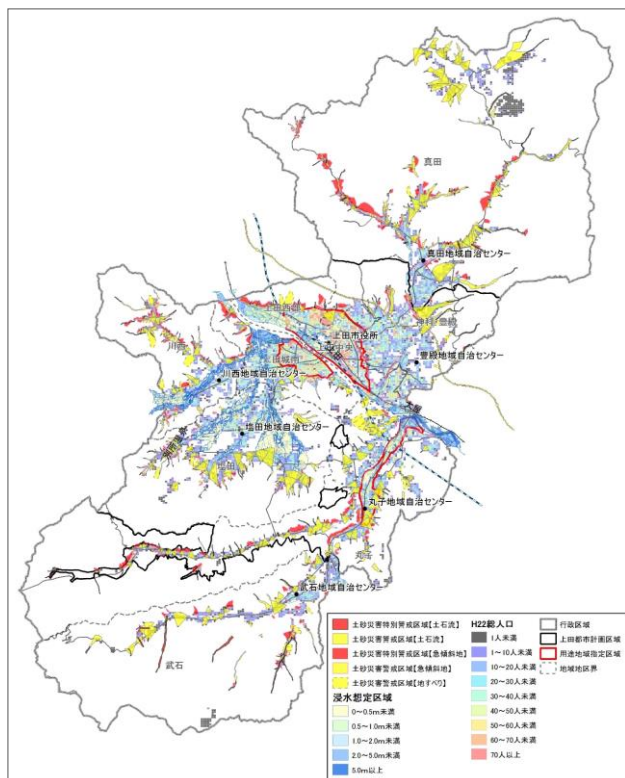
- ◆人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを進めていく上で、人口分布や高齢化の状況等に
応じて利用者に配慮した効率的な公共交通の運行が必要です。
- ◆運賃低減バス施策実施直後は利用者が増加しましたが、更なる利用者拡大を図り持続可能な公
共交通システムとしていくために、鉄道、バス、タクシー等の複数の交通機関の連携を強化し、
また各交通システムの運行を強化することで利便性を向上させた効率的な公共交通網を形成
していく必要があります。
- ◆本市と近隣中核都市とを連携する公共交通網の形成が必要です。
- ◆人口減少が今後さらに進展すると予想される中、大幅に利用者を増加させることは難しいと考
えられ、現状の利用者数を維持していくため、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な
見直しが必要です。

5-5 災害リスクへの影響と課題

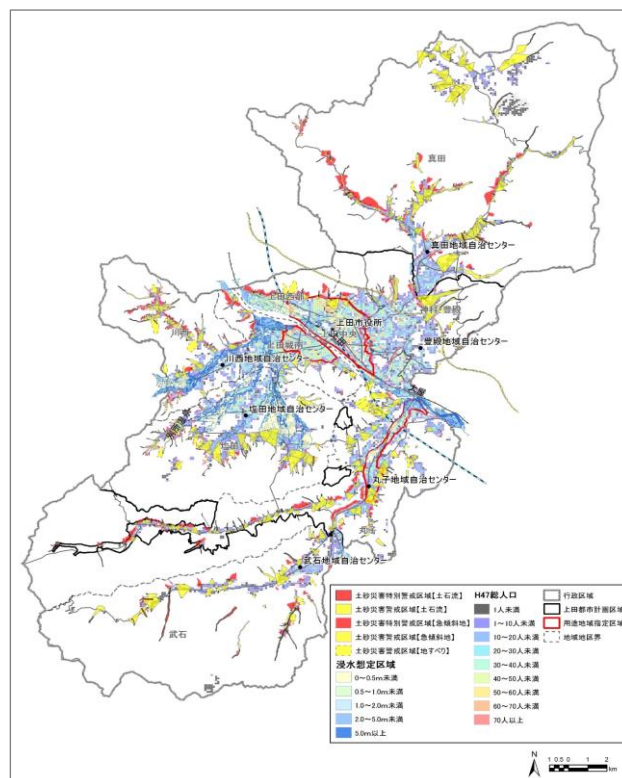
(1) 災害リスク（土砂災害（特別）区域・浸水想定区域）

災害リスクと人口分布

【2010（H22）年人口メッシュ】



【2035（H47）年人口メッシュ】



【2010（H22）年人口メッシュ】

- ◆ 上田市域は急峻な山々に囲まれており、中央の低地部に一級河川千曲川が流れています。これら地形的な条件から上田市は土砂災害、河川氾濫等の自然災害リスクを抱えています。

【2035（H47）年人口メッシュ】

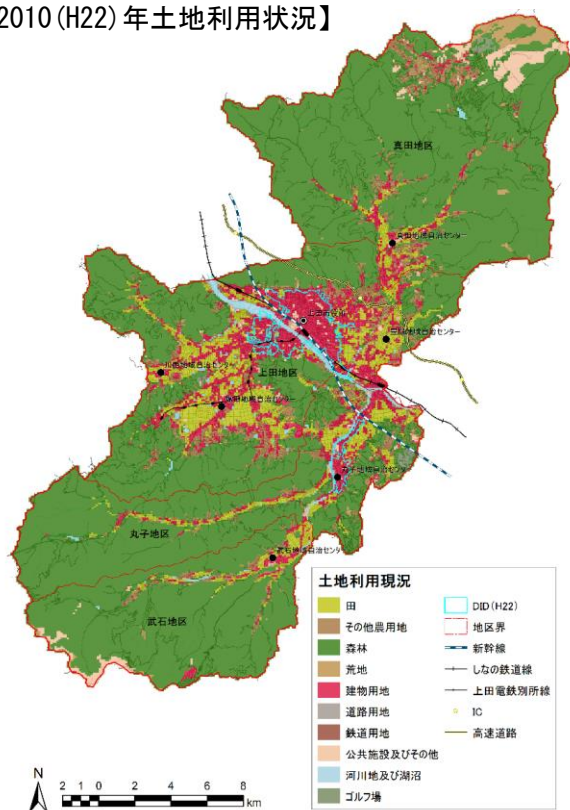
- ◆ 人口減少に関わらず、警戒区域に近接して人口分布があり、防災対策は引き続き重要です。
- ◆ 将来、災害リスクの高い箇所では人口減少が進むと予想されます。

(2) 災害リスクへの影響と課題

人口減少による課題	地域
◆ 千曲川と浦野川、依田川の合流部で想定浸水深が大きく、塩尻、川辺、泉田、塩川地区は浸水リスクが高い地区ではありますが、いずれも人口が集積している地区です。 ◆ 上田市は急峻な山々に囲まれた地形であるため、低地部の可住地周辺部に多くの土砂災害特別警戒区域及び警戒区域が指定されています。 ◆ ハザードマップの作成(定期的な更新)・市民周知が必要です。	市内全域
◆ 都市計画区域外の集落等は、セットバックなど建築基準法上の集団規定等がないため、消防車、救急車などの緊急車両が安全に通行するための、狭あい道路解消に関する独自の施策が必要です。	真田地域 武石地域

5-6 土地利用への影響と課題

【2010 (H22) 年土地利用状況】



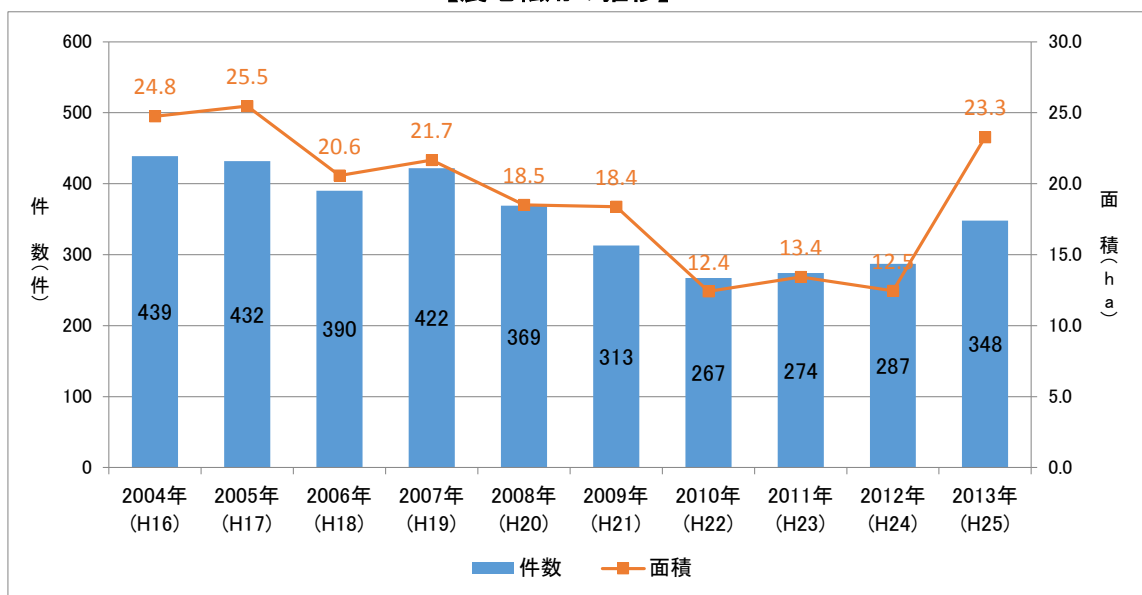
【土地利用の現況】

市域の中央を東西に割るように一級河川千曲川が流下しており、ここに周囲の山々を源流とする一級河川依田川、神川、浦野川等が合流、北信地方に流下し日本海へと注いでいます。これらの河川沿いに広がる平坦地や河岸段丘の丘陵地に市街地及び集落が形成されており、市街地を取り囲むように水田地帯が広がっています。また、市域の北側には菅平高原、南側には美ヶ原高原があり、別所温泉、鹿教湯温泉とともに観光の拠点が形成されています。

(資料：2011 (H23) 年上田市都市計画基礎調査)

(1) 農地転用

【農地転用の推移】



(資料：上田市統計書 (農業委員会))

【農地転用の推移】

農地転用の件数は不動産の取引が大きく影響し、景気の動向に大きく左右されます。

2005(平成17)年以降、毎年減少傾向であった農地転用件数は、2013(平成25)年、件数、面積ともに大きく増加しており、土地利用が活発に行われている様子が伺えます。

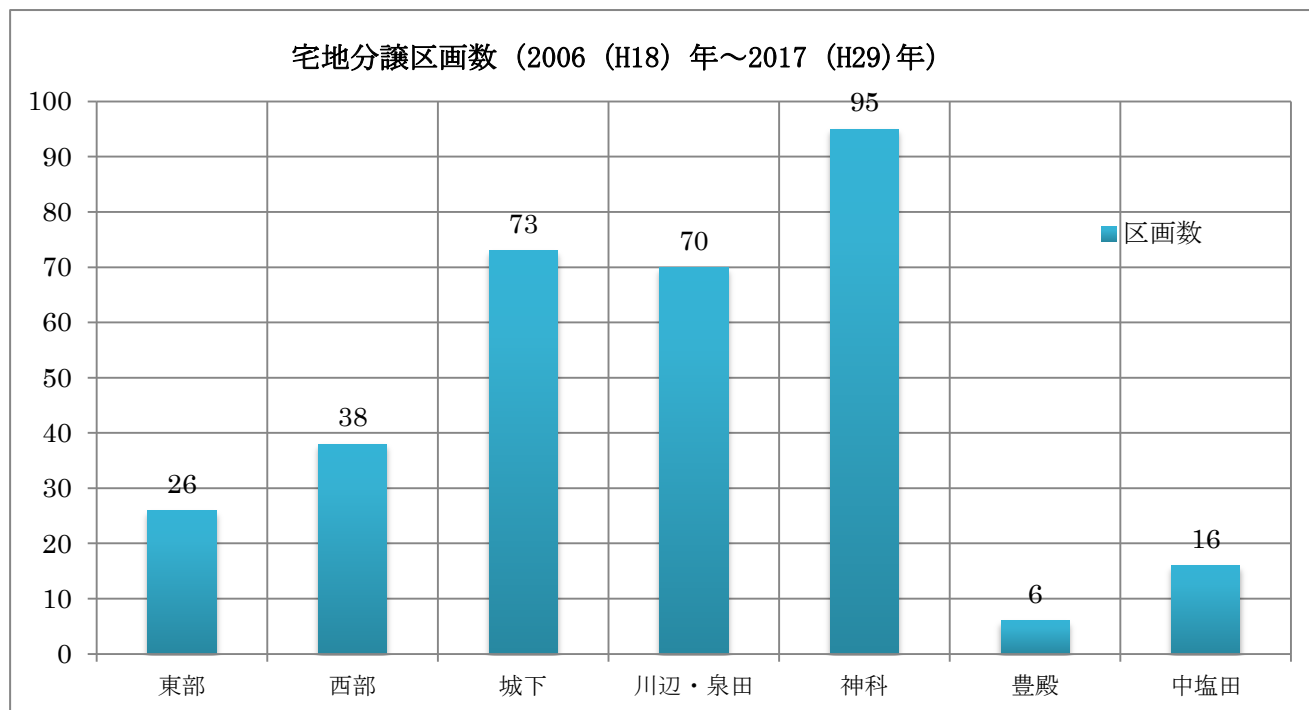
なお、特徴として用途地域外の転用件数が多く、中心市街地に比べ安価で、より利便性の良い広い宅地を求めて中心部から郊外へ居住が拡散する傾向にあります。

中心市街地のスポンジ化対策等、用途地域内への人口集積が課題です。

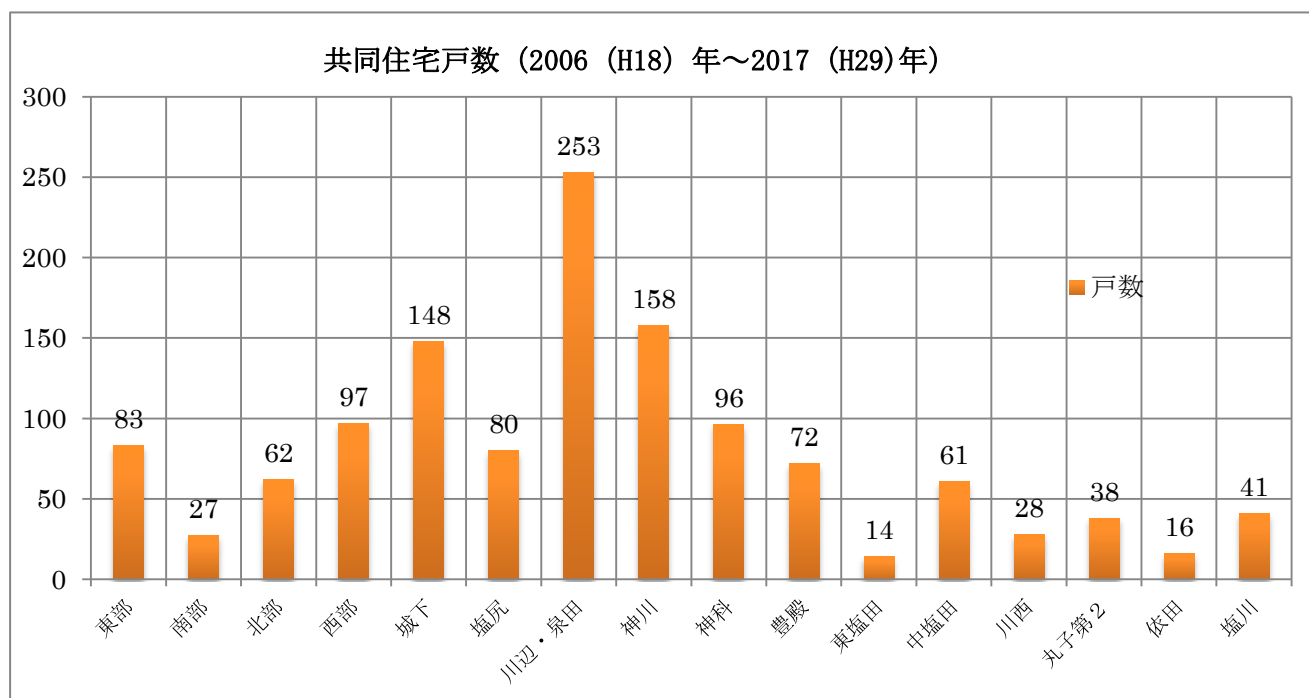
(2) 開発行為

開発事業届の状況

【開発事業届(宅地分譲)の推移】

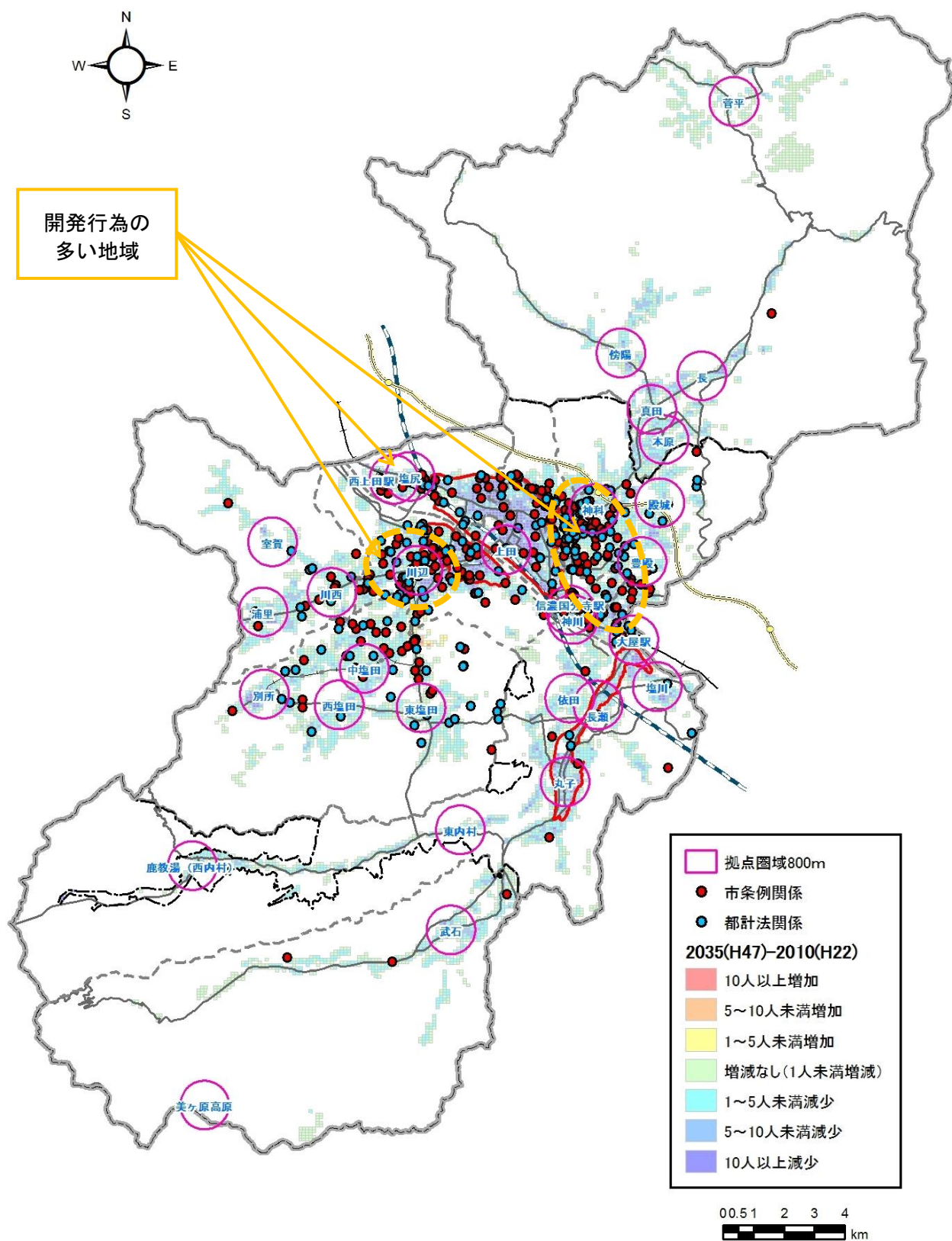


【開発事業届(共同住宅)の推移】



※上田市開発事業の規制に関する条例に基づく届出がされた、宅地分譲と共同住宅について、それぞれ区画数、戸数（部屋数）を地区毎（連合自治会単位）に整理。

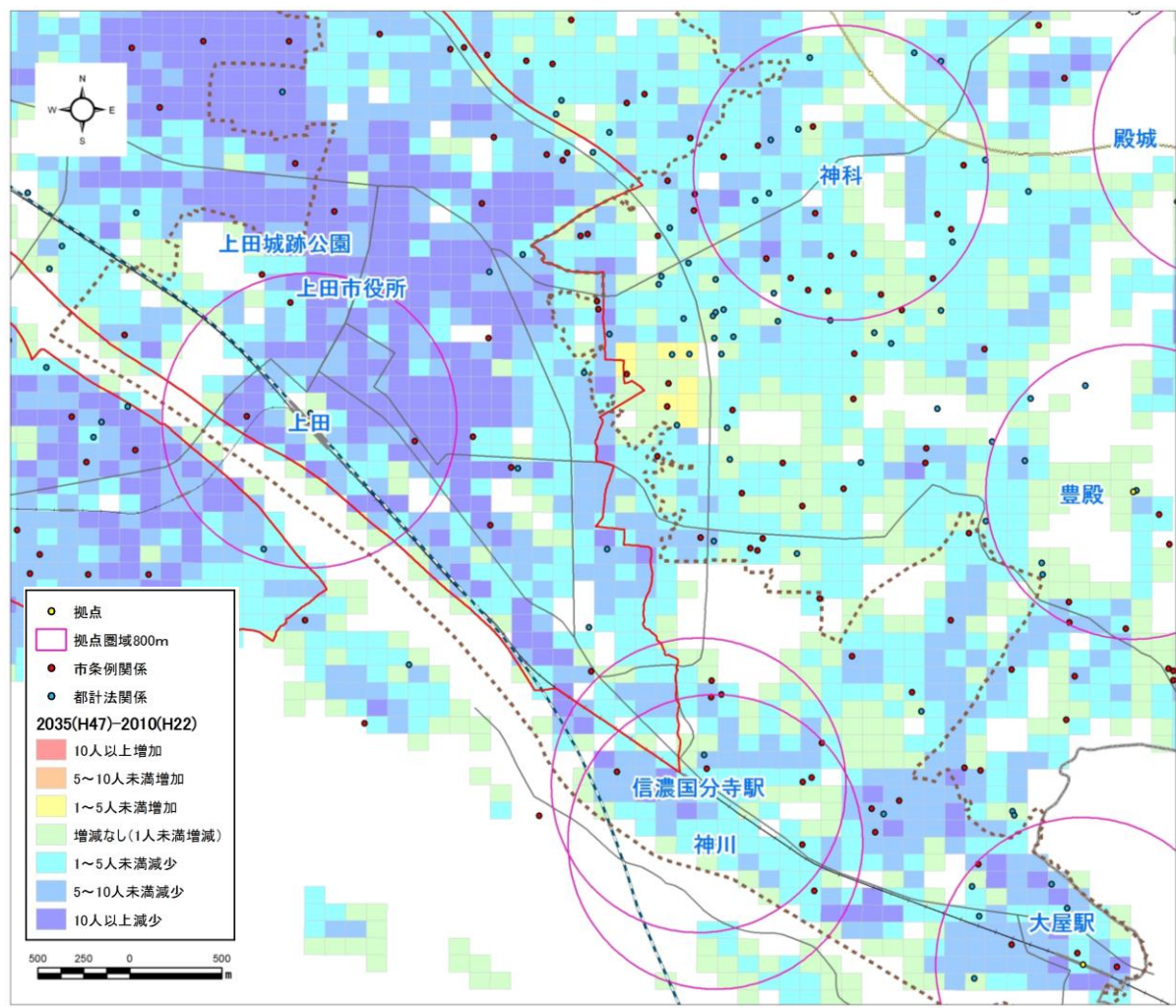
【市条例開発事業届・都市計画法開発行為申請分布図】
(2006 (H18) 年～2017 (H29) 年) 全域



【開発行為の推移】

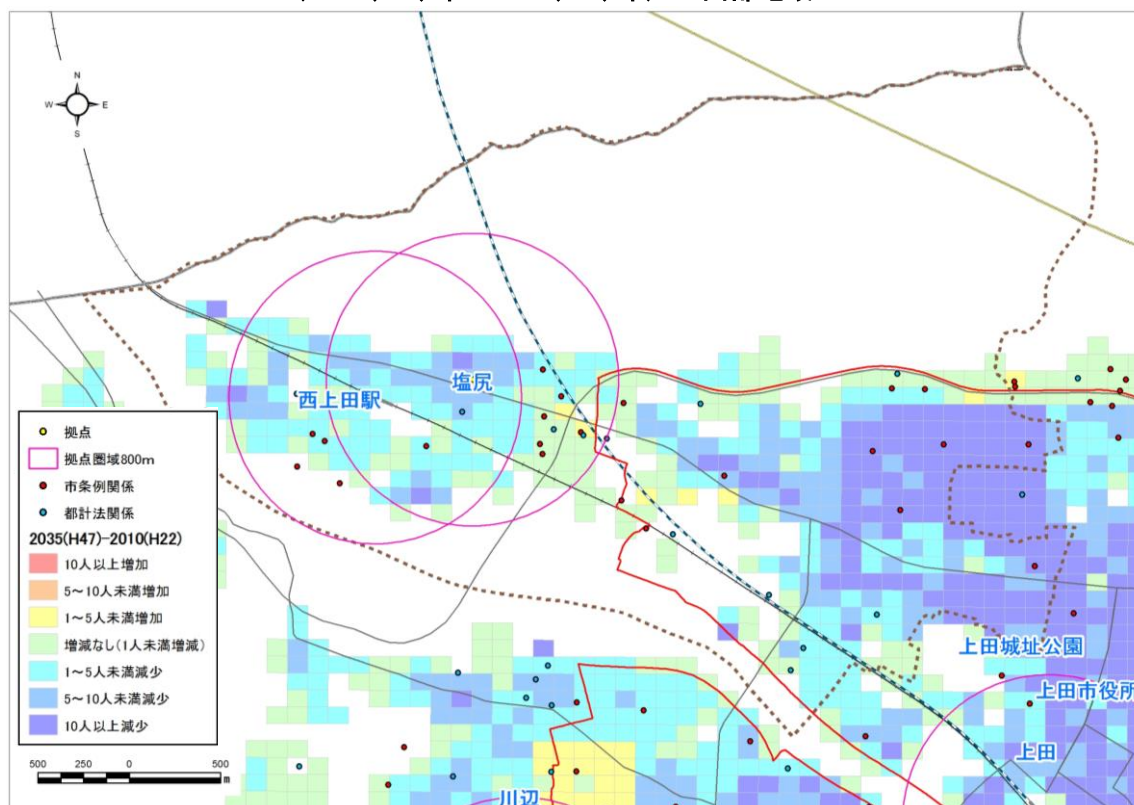
- ◆2006(平成18)年の市町村合併以降、市内における開発行為は、上田中心市街地近郊での届出が多く、宅地分譲では西部地区、城下地区、川辺・泉田地区、神科地区で、全体の約8割を占めています。
 - ◆共同住宅については、用途地域の外縁地域へ立地されるケースも多少ありますが、やはり中心市街地近郊での開発行為が多く、西部地区、城下地区、川辺・泉田地区、神川地区、神科地区で全体の約6割を占めています。
 - ◆一方で、中心市街地を含む周辺地域における届出は他地区と比較して少ない状況です。
考えられる要因として、
 - ①中心市街地を含む用途地域においては、開発事業届に該当する規模(3,000㎡以上、11戸以上)の開発行為は、土地利用がほぼ完結しているため大規模な土地の確保は困難です。
 - ②中心市街地における空き家や空き地等は、面積的に小さかったり、散在していたりするため、まとまった土地での新たな不動産取引の展開には、様々な調整が必要です。
 - ③不動産取引価格が中心市街地に近づくほど高くなるため、ある程度まとまった広い土地を求めようとする場合、比較的安価な用途地域郊外の農地等に流れる傾向にあります。
- 以上のことが考えられ、都市のスポンジ化が危惧される中、中心市街地における土地利用の棲み分けを整理すると共に、居住誘導のためのインセンティブが課題です。

【市条例開発事業届・都市計画法開発行為申請分布図】
(2006(H18)年～2017(H29)年) 神科、神川地域



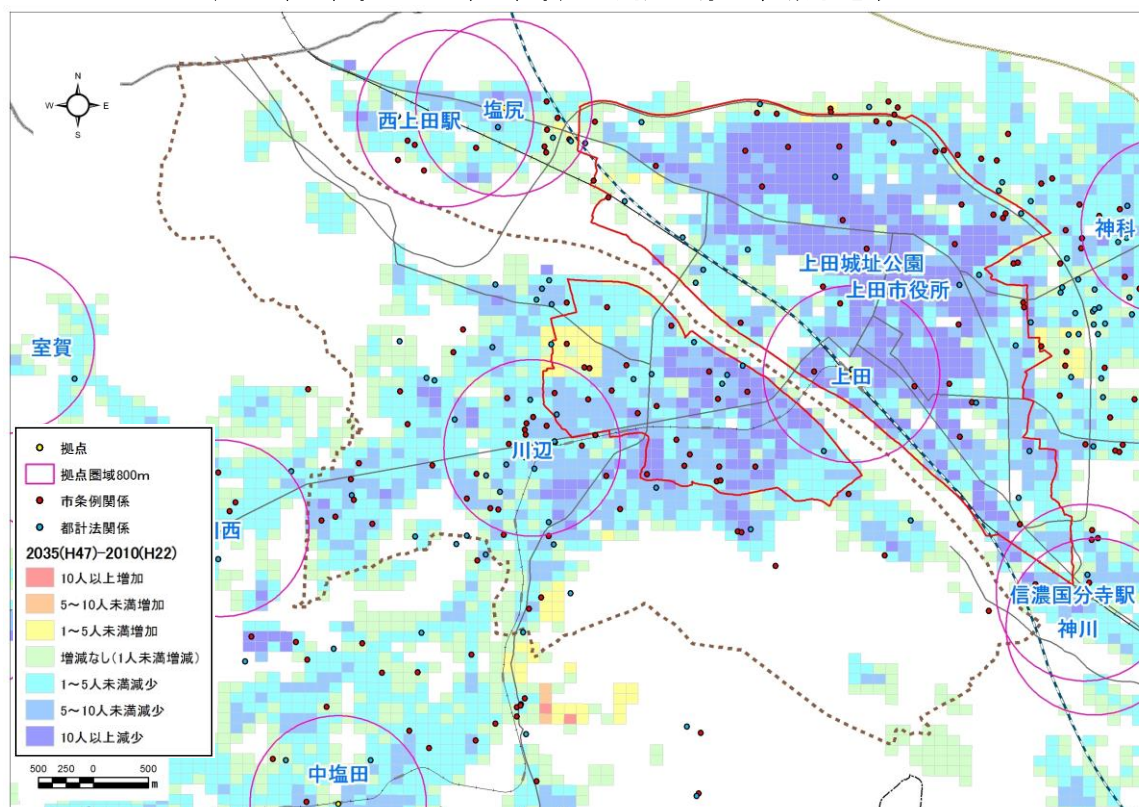
※人口増減推計2010(H22)年～2035(H47)年

【市条例開発事業届・都市計画法開発行為申請分布図】
(2006 (H18) 年～2017 (H29) 年) 西部地域



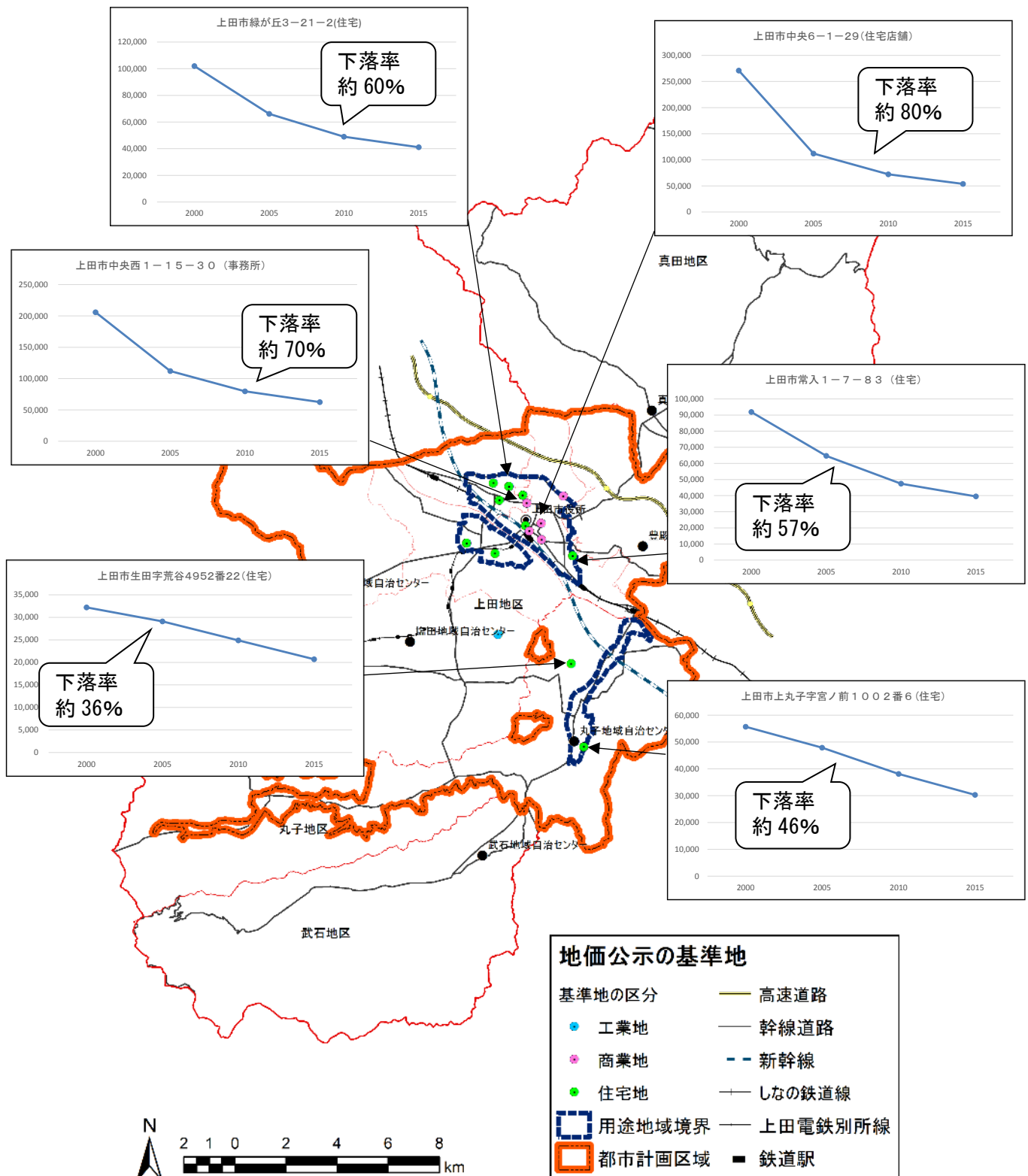
※人口増減推計 2010 (H22) 年～2035 (H47) 年

【市条例開発事業届・都市計画法開発行為申請分布図】
(2006 (H18) 年～2017 (H29) 年) 川辺・泉田、城下地域



※人口増減推計 2010 (H22) 年～2035 (H47) 年

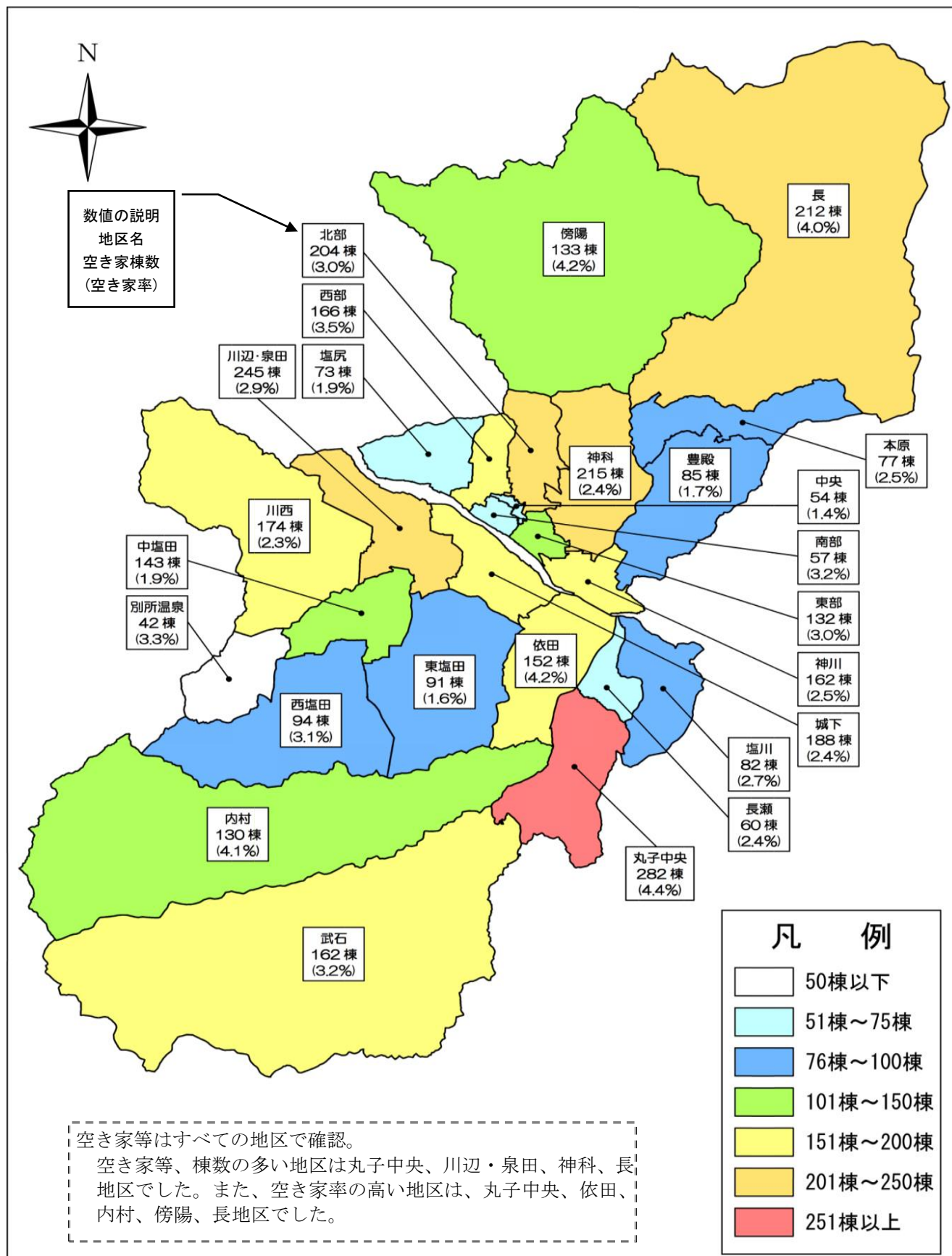
(3) 地価の動向



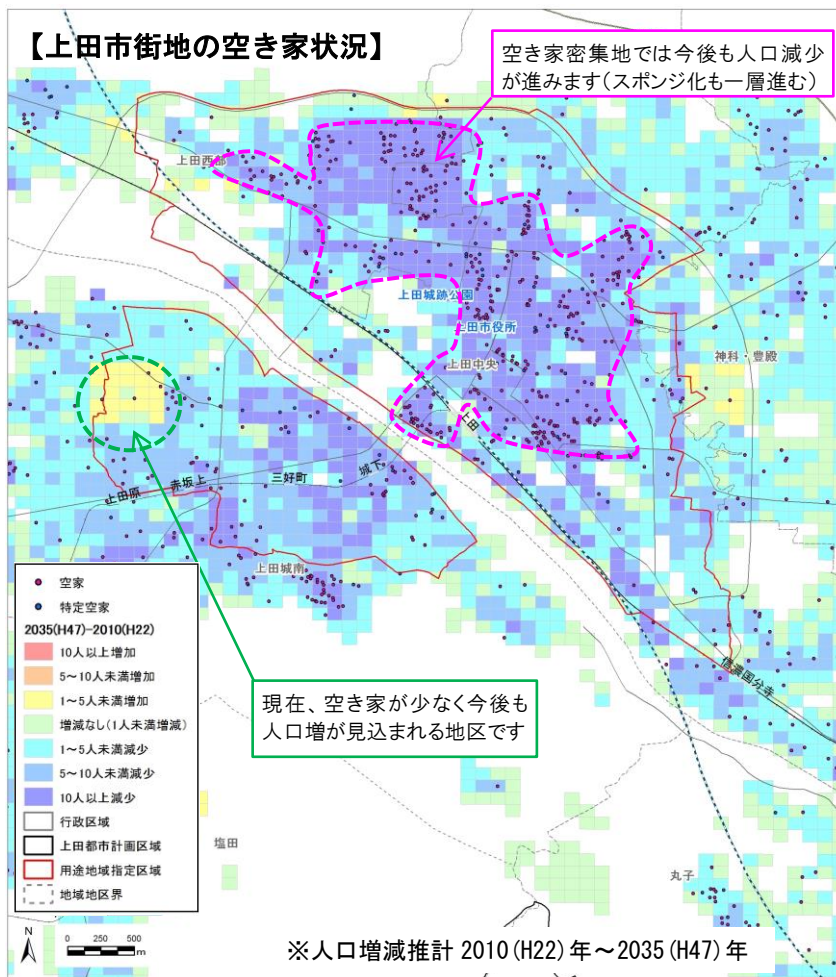
- ◆ 2000(平成12)年から2015(平成27)年の15年間における地価は、全般的に下落傾向となっています。特に上田市中心部の地価下落が著しく70%~80%の下落率となっています。
- ◆ 一方、郊外では中心部に比べて下落率がやや低くなっていることから、中心部と郊外部での地価の格差が縮小傾向にあると言えます。
- ◆ 長期的な下落傾向により固定資産評価額への影響が懸念され、安定した税収を目論んだ居住の誘導や都市機能の再整備等、地価の下落を抑止する施策の検討が課題です。

5-7 空き家等と新築住宅への影響と課題

(1) 空き家等



(資料：上田市空家等対策計画（建築指導課）)

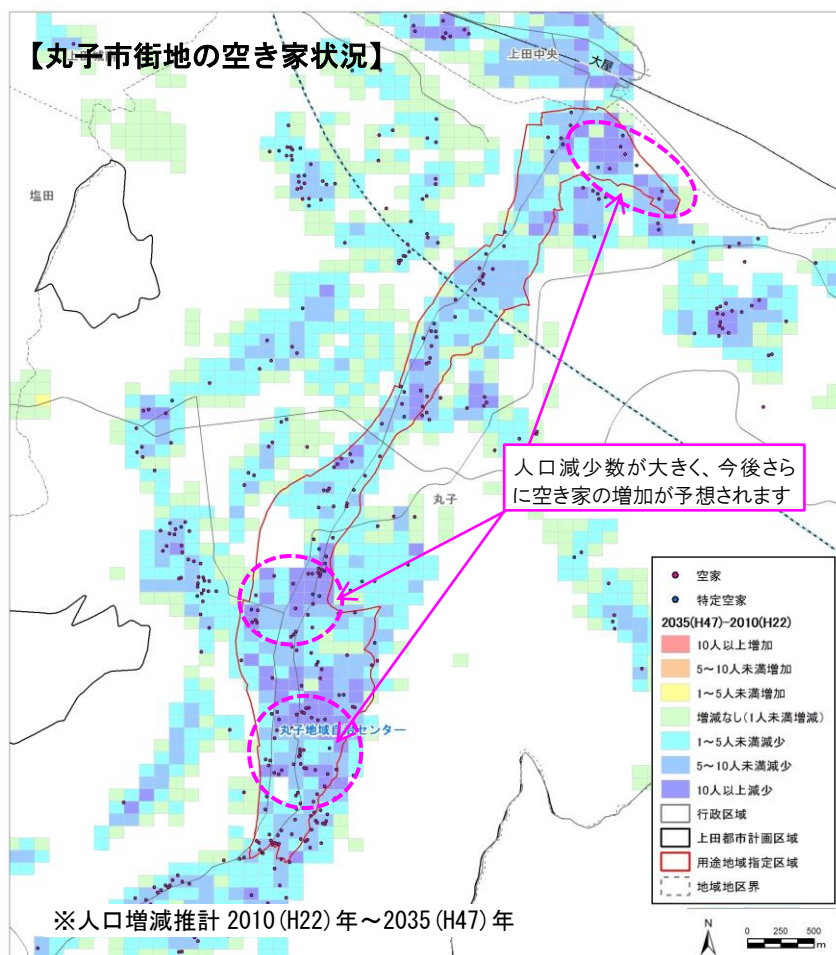


【上田市街地の空き家状況】

- ①空き家数と人口減少傾向は、概ね比例しており、人口減少数が多い地区は空き家が多く発生しています。
- ②空き家が少ない地区は人口が微増しています。
- ③都市機能が集中する右岸地域において都市のスポンジ化が生じています。

【丸子市街地の空き家状況】

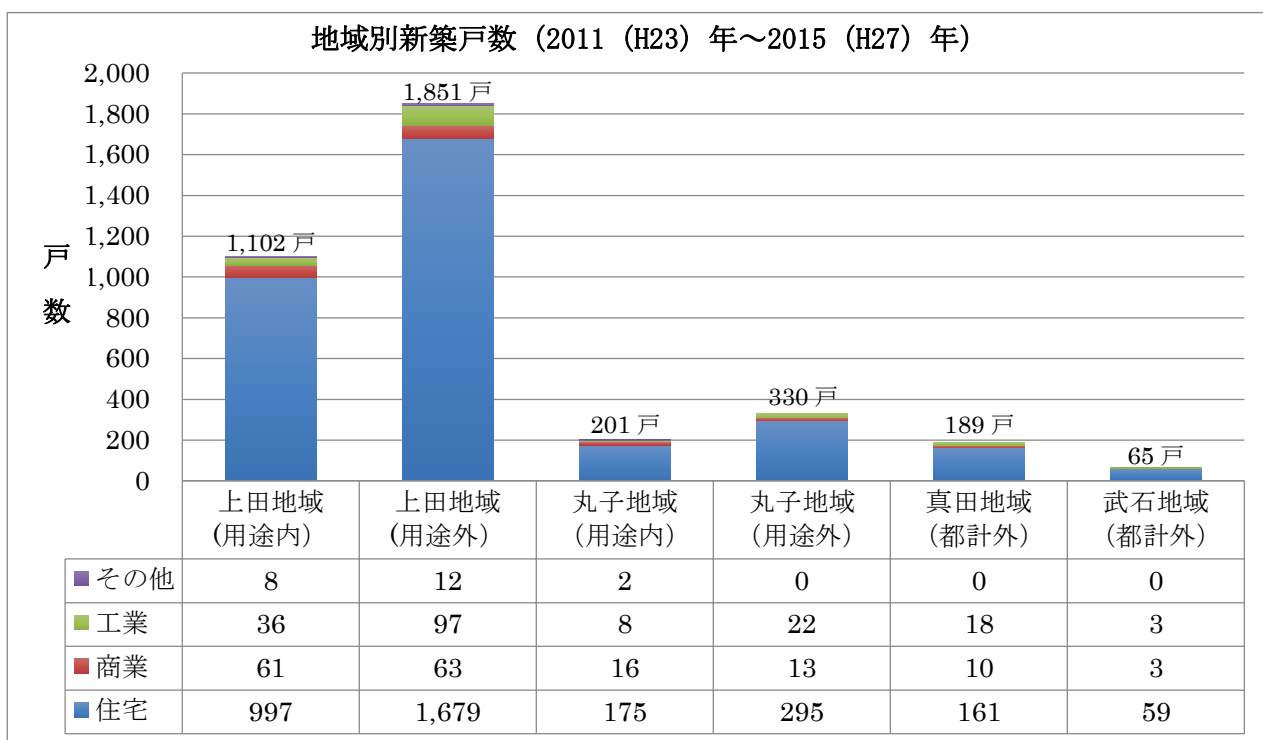
- ④人口減少数が多い地区は空き家の増加が危惧されます。
- ⑤丸子地域の空き家数は 282 棟、空き家率 4.4%は市内で最も多い数値です。
- ⑥丸子地域は人口減少が著しく、並行して都市のスポンジ化も進行しています。



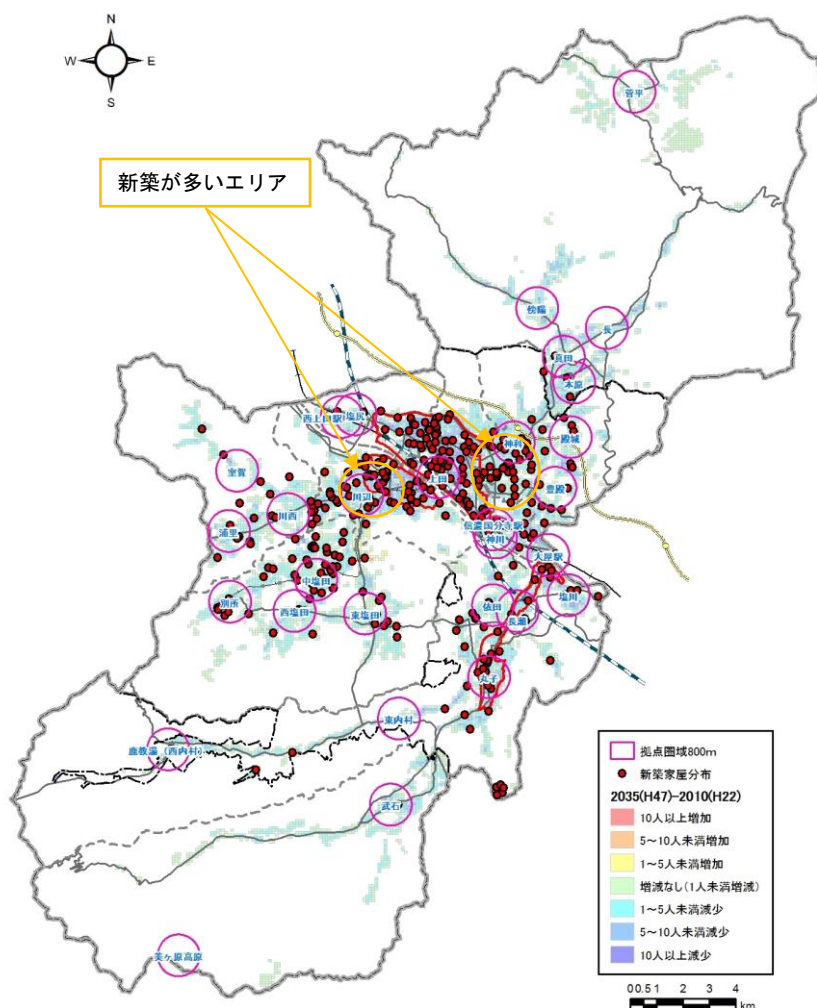
【課 題】

- ◆空き家等とすることで所有者にデメリットが生じる仕組み等を検討する必要があります。
- ◆空き家等に関する不動産取引の活性化が課題です。
- ◆空き家等を利用したい人が活用し易くするため、官民が情報を共有し、協働して不動産取引を活性化、空き家等の不動産取引を生業として地域に根付かせる仕組みを作ることが課題です。

(2) 新築住宅の動向



【新築家屋分布 2011 (H23) 年～2015 (H27) 年】



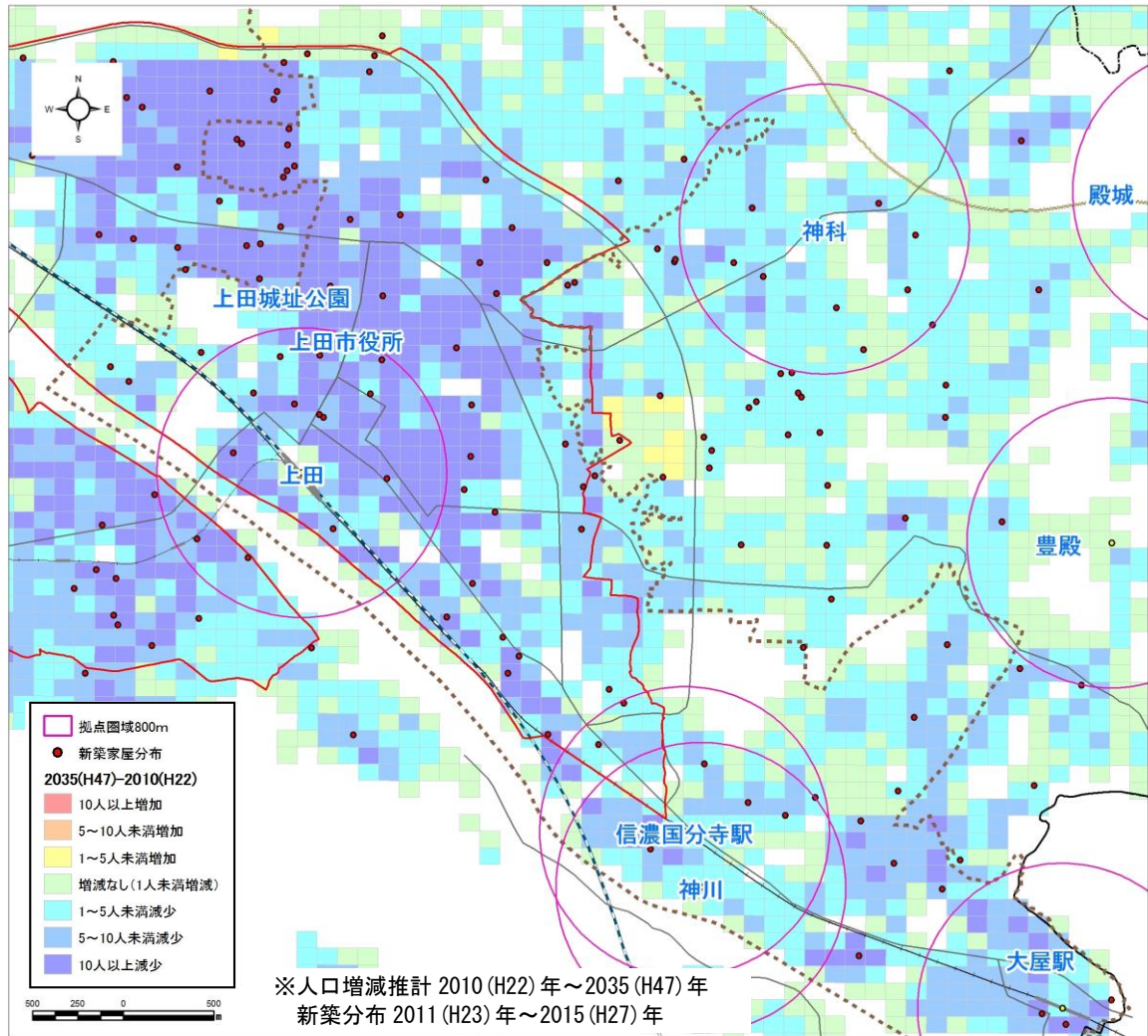
- ① 中心市街地のスポンジ化が進行する一方、家屋の新築は郊外への立地が多い傾向です。
- ② 空き家率が増加する一方で、住宅の新築件数は高い水準を保っています。人口減少による住宅需要の低下が予測されるため空き家の増加が予想されます。

【課 題】

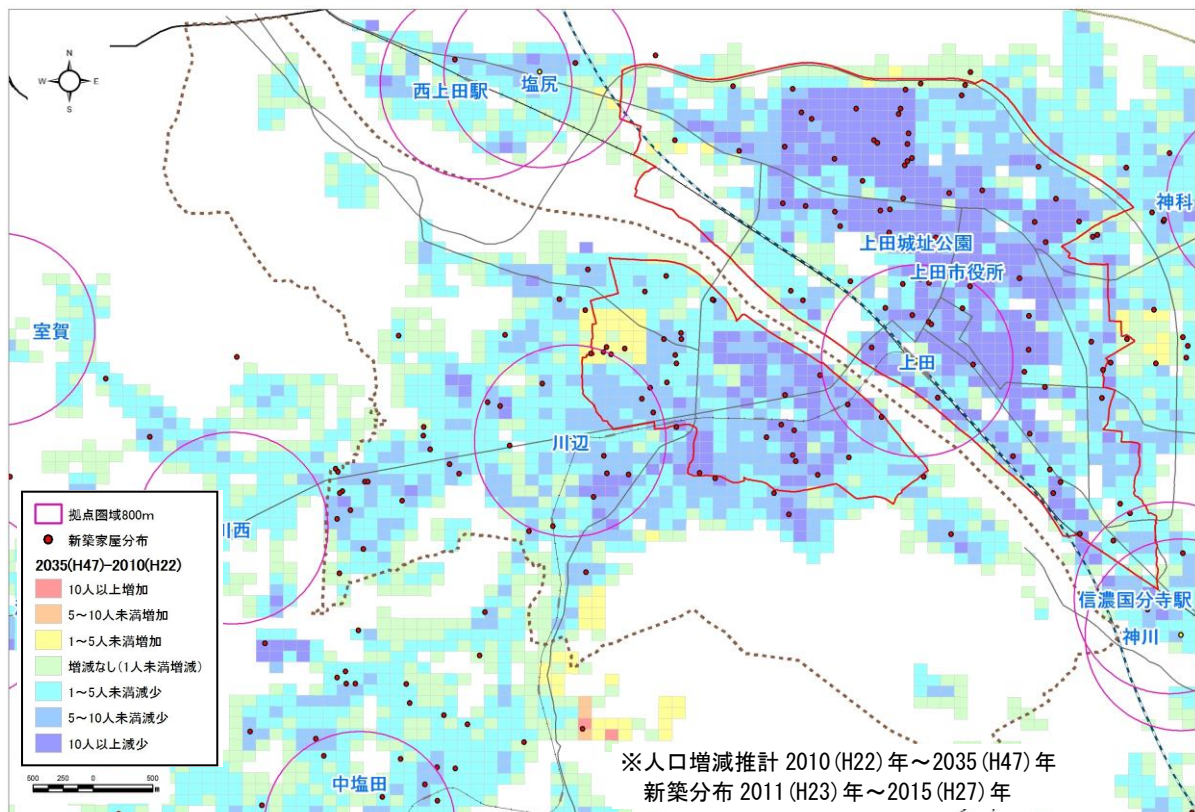
- ◆ まちなか居住を誘導するためのインセンティブが課題です。空き地等スポンジ化対策のため、郊外への居住に対し、中心市街地が持つ利便性という特徴をインセンティブとして、市民に印象づけることが課題です。
- ◆ 市の開発条例を改正する等、土地利用の差別化を図ることが課題です。

※人口増減推計 2010 (H22) 年～2035 (H47) 年

【新築家屋分布 2011 (H23) 年～2015 (H27) 年】神科地域

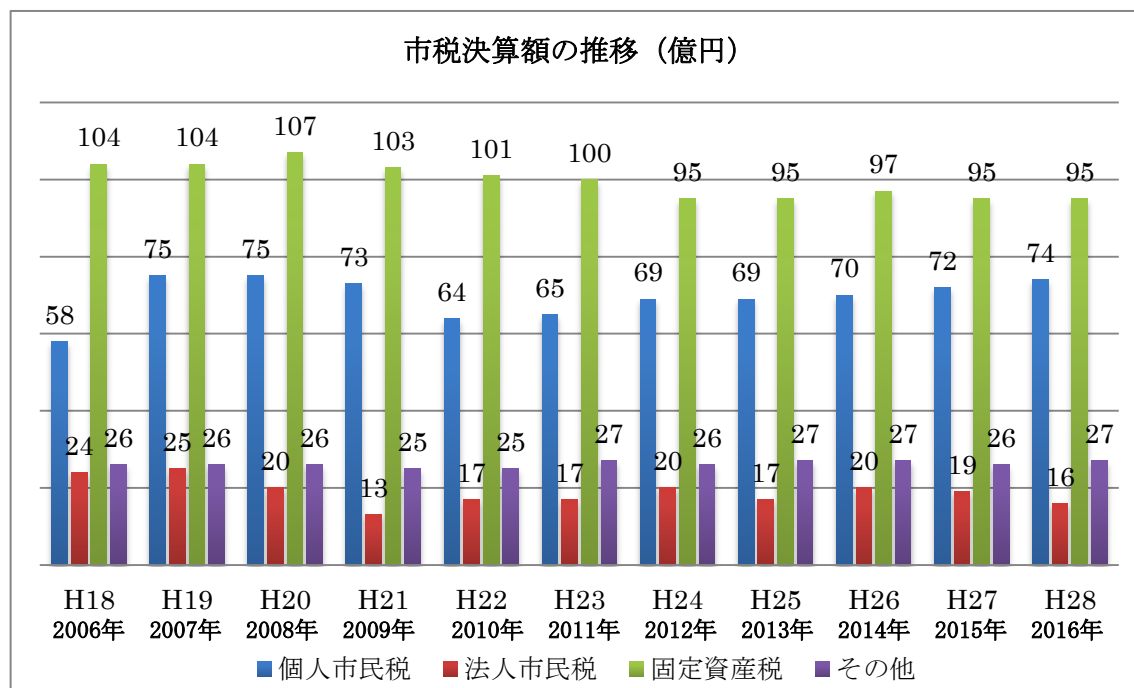


【新築家屋分布 2011 (H23) 年～2015 (H27) 年】川辺地域

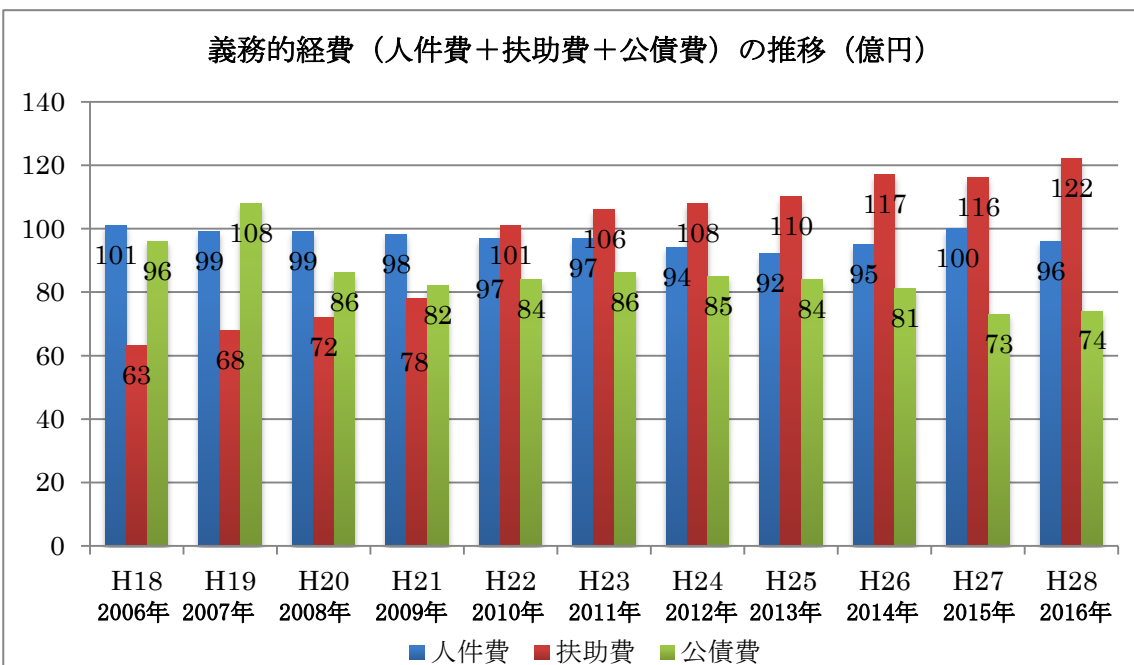


5-8 歳入歳出構造への影響と課題

(1) 財政状況



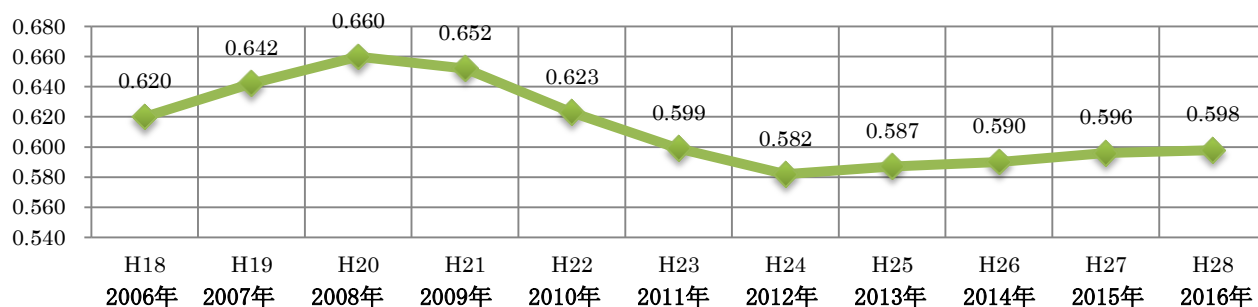
個人市民税・法人市民税は2008(平成20)年のリーマンショック以降、世界的不況の影響などにより大幅な減額となりましたが、近年は回復傾向にあります。一方、固定資産税は地価の下落が続く中で減収傾向にあります。



支出が義務付けられた経常的な経費（人件費・扶助費・公債費）のうち、人件費は、合併効果や行財政改革大綱に基づき職員数の適正化に努めてきた影響もあり、ほぼ横ばいで推移しています。一方、扶助費は、支給対象者の増加などにより毎年増加しています。また、公債費は計画的な繰上償還の実施など、将来負担の平準化に向けた取組みもあり、近年は安定して推移しています。

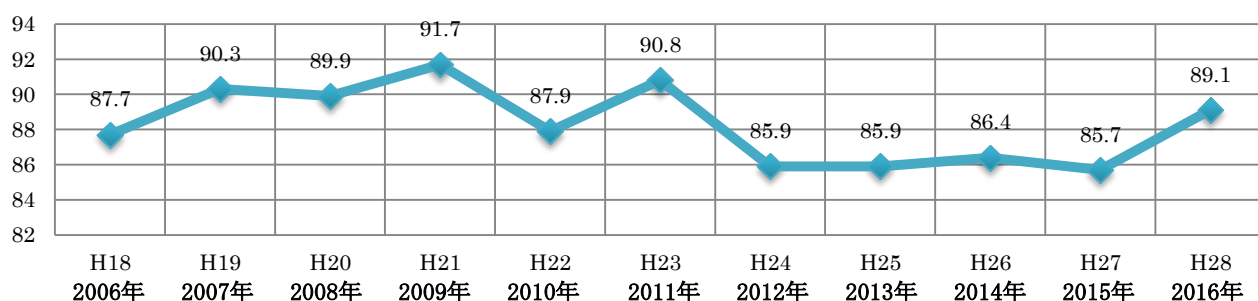
(2) 財政力

財政力指数の推移



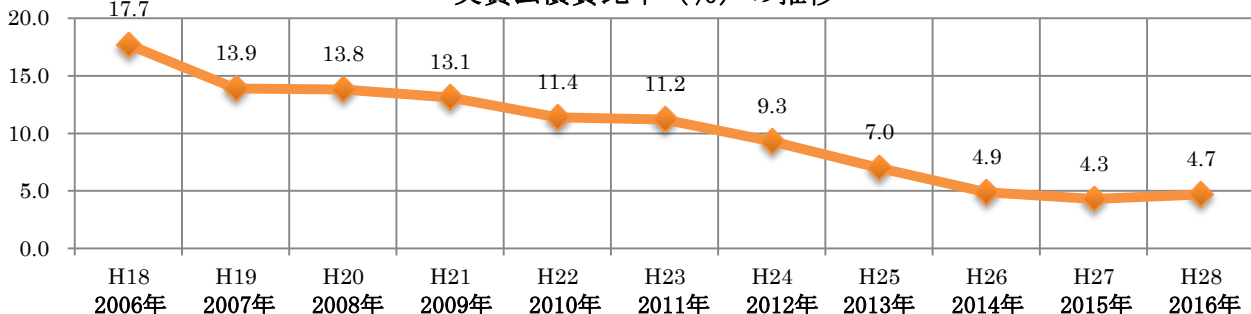
財政力指数は、2008(平成20)年以降低下傾向にありましたが2013(平成25)年以降は4年連続の上昇となり、改善傾向にあります。

経常収支比率(%)の推移



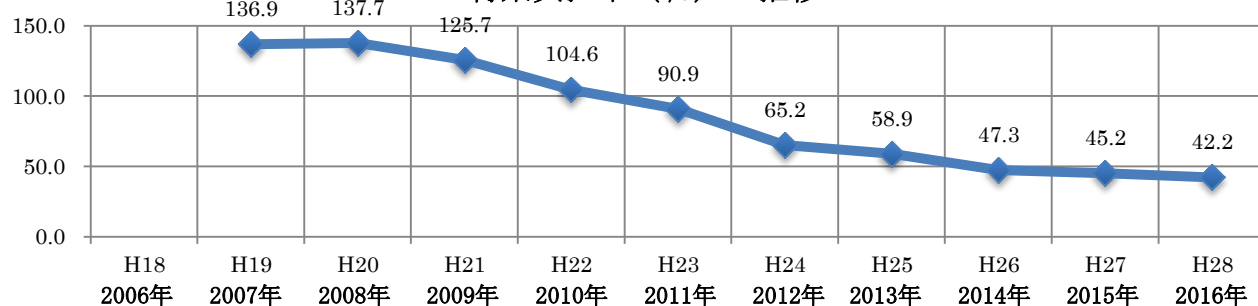
経常収支比率は、近年90%を下回って推移していますが、経常経費の見直しと自主財源の確保が求められます。

実質公債費比率(%)の推移



実質公債費比率が25%を超えると、早期健全化団体となります。近年はこの基準を大幅に下回って推移しており、財政の健全性が維持されています。

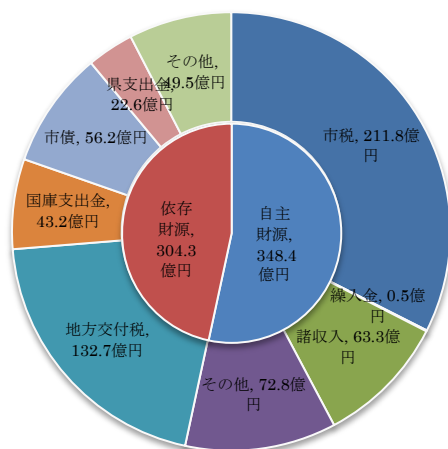
将来負担率(%)の推移



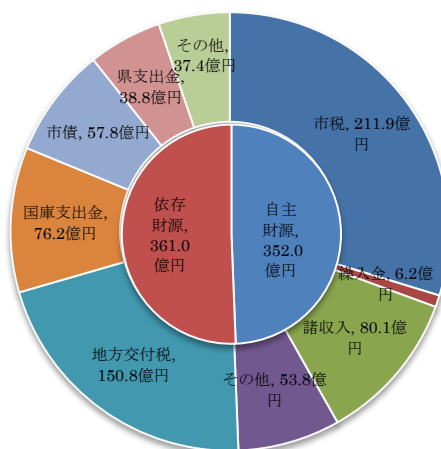
将来負担率が350%を超えると早期健全化団体となります。近年はこの基準を大幅に下回って推移しており、今後も将来的な負担が過度にならないような財政運営が求められます。

(3) 財政状況の比較 [2006 (H18) 年度 : 2016 (H28) 年度]

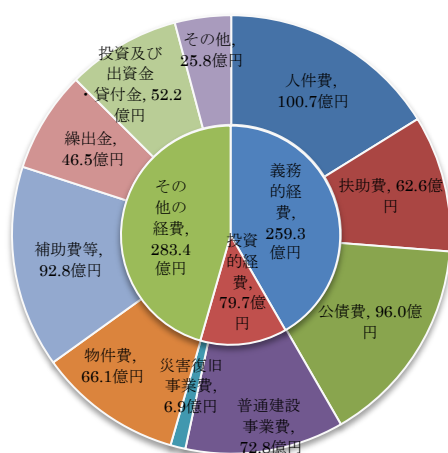
2006 (H18) 年度財源別 (歳入) の状況



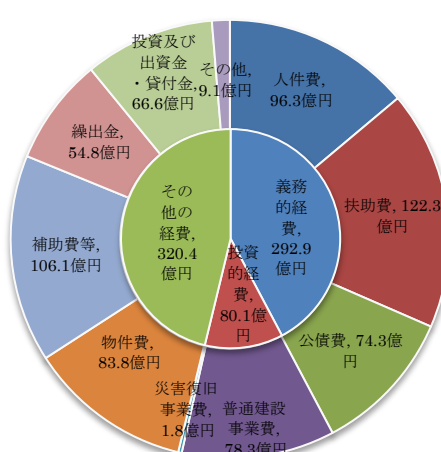
2016 (H28) 年度財源別 (歳入) の状況



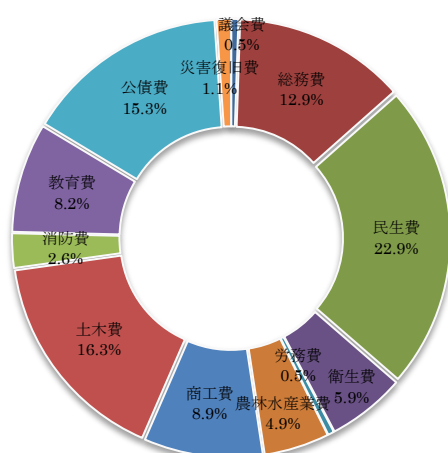
2006 (H18) 年度性質別歳出の状況



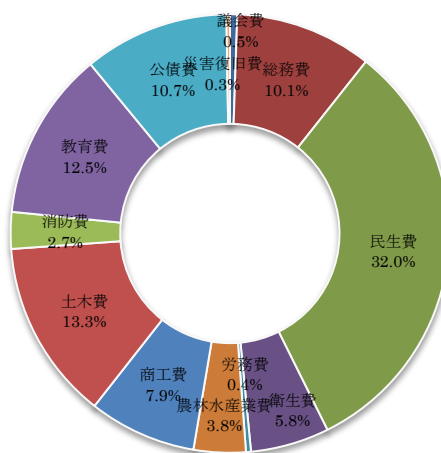
2016 (H28) 年度性質別歳出の状況



2006 (H18) 年度目的別 (歳出) の状況



2016 (H28) 年度目的別 (歳出) の状況



- ◆財源別歳入状況を見ると、歳入は増加していますが、一方で自主財源率は低下しています。
- ◆性質別歳出状況を見ると、義務的経費である人件費や公債費は減少していますが、扶助費は10年で約2倍に増加しています。
- ◆目的別歳出状況を見ると、民生費が約 1.5 倍に増加した反面、他の費目が圧縮されています。

6 上田市立地適正化計画の策定の理由

6-1 「拠点集約型都市構造」への転換

上田市の人口は、2001(平成13)年の16万7千人をピークに減少に転じており、この傾向は今後もさらに進むことが予想されています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、上田市の総人口は2035年には約12万8千人、2055年には約9万8千人まで減少すると推計されています。

●地域別人口の推移

【基準年】

【目標年】 人 (H22 比増減率：%)

地区別人口	2001年 (H13)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2035年 (H47)	2055年 (H67)
上田地域	125,883 3.5%	121,642 —	121,192 -0.4%	102,304 -15.9%	80,059 -34.2%
丸子地域	25,406 7.9%	23,554 —	22,244 -5.6%	18,133 -23.0%	13,587 -42.3%
真田地域	11,505 8.4%	10,615 —	9,918 -6.6%	7,727 -27.2%	5,209 -50.9%
武石地域	4,185 10.5%	3,786 —	3,473 -8.3%	2,525 -33.3%	1,602 -57.7%
総人口	166,979 4.6%	159,597 —	156,827 -1.7%	128,382 -19.6%	98,294 -38.4%

実績値 ← | → H22 社人研推計

上田市の高齢化率は2001(平成13)年に21%を超えており、「超高齢社会」へと移行しています。また、年少人口は今後も減少し、2055年には総人口の10%を割り込むと予想されています。さらに、生産年齢人口についても減少が進行し、将来における社会の担い手不足、働き手不足といった問題の深刻化が予想されます。

●階層別人口の推移

【基準年】

【目標年】 人 (構成率：%)

階層別人口	2001年 (H13)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2035年 (H47)	2055年 (H67)
年少人口 (0～14 歳)	24,794 (14.8%)	21,916 (13.7%)	20,150 (12.8%)	13,125 (10.2%)	9,535 (9.7%)
生産年齢人口 (15～64 歳)	106,852 (64.0%)	102,313 (64.1%)	89,926 (57.3%)	67,889 (52.9%)	48,164 (49.0%)
老年人口 (65 歳以上)	35,333 (21.2%)	41,454 (26.0%)	45,685 (29.1%)	47,368 (36.9%)	40,595 (41.2%)
総人口	166,979	159,597	156,827	128,382	98,294

※年齢不詳人口 H22:1025 人、H27:1066 人

実績値 ← | → H22 社人研推計

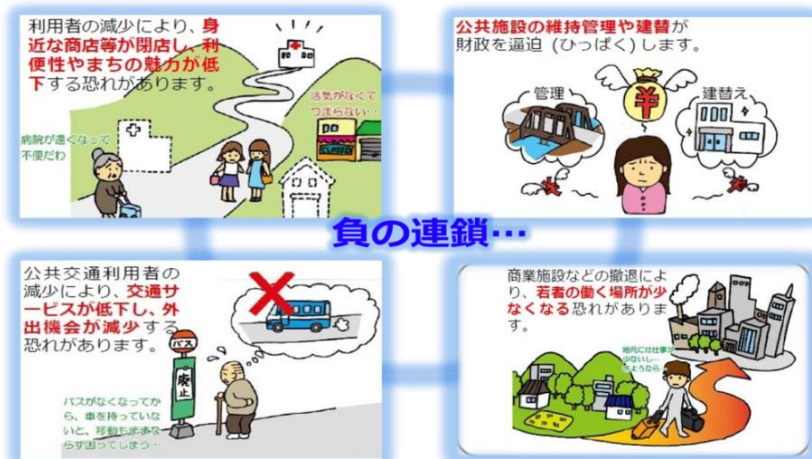
少子・超高齢化、人口減少社会は、趨勢として避けることのできない将来図と言えます。

2010(平成22)年から2055年の45年間で上田市の総人口は約4割減少し、地域によっては5割を超えて人口が減少すると推計されています。この推計は現状の人口の年齢別構成や、社会増減、自然増減等の状況から推計したものであり、2055年の上田市の人口は、概ねこのような状況になると予想されています。

人口が大きく減少することで、様々なことが危惧されます。

利用者が減少し、病院や食品スーパー、集客施設等の商業施設や、教育施設など、生活サービス機能（都市としての機能）が衰退したり、路線バス等の利用者が減少して公共交通の存続が困難になったり、また、税収の減少が予想され自治体経営も厳しい対応が迫られるなど、急激な人口減少に起因した様々な「負の連鎖」が危惧されます。

人口が大きく減少すると…



**こうした状況を次世代において招かないために
将来の人口規模にあわせたまちづくりが必要！**

こうした危惧される将来の予想に備え、「人口は減少しても人々が「住みたい」、「住み続けたい」と思える魅力ある“まちづくり”」の考えを基本に、現状の「生活の質」を維持し向上することが必要です。

そのためには、従来からの市街地や集落を中心に拡散してきた現在の上田市の都市構造を、市の中心拠点だけでなく、郊外にある地域の拠点を含めて形成する「拠点集約型都市構造」への転換が必要であり、「立地適正化計画」はこれを具現化するための制度で、その方針等を定めた計画です。

～「拠点集約型都市構造への転換」～

中心拠点や地域の拠点の生活サービス機能や都市機能の維持と誘導を図る施策を講じ、利便性の維持又は向上することで、人々がこの地に「住みたい」「住み続けたい」と思える「効果」を生み出し、この「効果」を各地域が保つことで、2～3世代先、その時代の市民に「住替え」という事象が発生して居住場所を選ぶとき、中心市街地周辺は勿論、郊外の地域についても住む場所を選ぶときの選択肢の一つとして、便利に暮らせる環境を将来において維持するものです。「人口は減少しても、生活の質は維持する」という考え方が「拠点集約型都市構造」の根底にあります。

※ 「拠点集約型都市構造」は、本計画の上位計画である「第2次上田市総合計画」に「拠点集約型都市構造による持続可能な都市づくりを進める」と記されており、また「上田市都市計画マスタープラン」の目標別都市づくり方針には「既存ストックを活かした拠点集約型都市構造の実現」が記されています。

6-2 「選択と集中」へと変わる支援制度への対応

地方都市の急激な人口減少や、全国的な傾向にある高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題とされています。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながらか住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それに連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村による“コンパクトなまちづくり”を推進することが必要とされています。

このため、2014(平成26)年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による「立地適正化計画」の策定が定められるとともに、立地適正化計画に記載された誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置が講じられることとなりました。

この都市再生特別措置法の改正にあわせて、従来の都市再生整備計画事業が拡充され、まちの活力の維持・増進(都市再生)、持続可能な都市構造への再構築の実現に向けて、まちの拠点となるエリアにおいて立地適正化計画に位置付けられた医療・福祉等の都市機能の整備等を支援するための事業が創設されました。なお、都市再生整備計画事業に基づく事業については、その支援を受ける対象区域が、以下の表のように変更されます。

都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の対象区域 (関係部分)		
平成三十年度まで	市街化区域・用途地域・居住誘導区域	市街化区域または非線引き都市計画区域における用途地域内、なお、立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域内。
	市街化区域外・用途地域外・居住誘導区域外	地方公共団体において観光等地域資源の活用に関する計画 ^{※1} が策定されており、且つ当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬が無いもの。ただし、用途地域外(立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域外)。
平成三十一年度以降	市街化区域・用途地域・居住誘導区域	立地適正化計画を作成している市町村は居住誘導区域内。 立地適正化計画を作成していない市町村は、用途地域内であって、駅から半径1kmの範囲内、またはバス停から500mの範囲内(何れもピーク時運行本数片道3本以上)。
	市街化区域外・用途地域外・居住誘導区域外	地方公共団体において観光等地域資源の活用に関する計画 ^{※1} が策定されており、且つ当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬が無いもの。ただし、用途地域外(立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域外)。

※1 : 歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」、観光圏整備法に基づく「観光圏整備実施計画」等。

※その他: 都市再生整備計画事業のうち、「都市再構築戦略事業」は、立地適正化計画に誘導施設として位置付けるとともに、「都市機能誘導区域内」であること。

市町村による“コンパクトなまちづくり”が推進される一方で、全国的に進む少子・超高齢化、人口減少を背景に、「選択と集中」の考え等、地方に対する国の支援策がより効果的で効率的な制度へと変わってきており、人口減少、コンパクトシティに配慮した事業実施が必要になってきています。

なお、上田市には、現時点において早急に整備を必要とする都市機能施設はありませんが、将来的な施設の老朽化に伴う再整備に合わせ「都市再生整備計画事業」等の国の支援策を活用する等、「受け皿」として本計画を策定しておく必要があります。

7 上田市立地適正化計画の概要

7-1 計画に定める 10 項目

① 計画区域

立地適正化計画の区域は制度上、都市計画区域と同一となりますが、都市再生特別措置法第 82 条の規定より、立地適正化計画は市町村マスタープランの一部とみなされます。したがって本立地適正化計画を策定する上での対象とする区域は、上田市都市計画マスタープランとの整合を図るため「全市域」とし、全市一帯の考えを基本に本計画を策定します。

② 基本方針

目指すべき都市像とともに一定の人口密度の維持、都市機能や生活サービス機能の計画的配置、公共交通の充実のための施策を行う上での基本的な方針を、上田市都市計画マスタープランの「都市づくりの目標と方針」に準拠して定めます。

③ 地域公共交通網形成に関する基本方針

「上田市地域公共交通網形成計画」に基づいた、公共交通の基本方針を定めます。

④ 拠点

上田市都市計画マスタープランの目指す「将来都市構造」と、拠点間及び地域間交通の連携に基づき、中心拠点、生活複合拠点、交通結節拠点を定めます。

⑤ 都市機能誘導区域

都市としての機能を持続していくため、医療、福祉、子育て支援、商業、金融等のサービス、教育・文化施設等、既存の都市機能施設の維持と必要な都市機能施設の立地を誘導し、まちなかの賑わいを持続する区域を居住誘導区域の内側に設定します。

⑥ 居住誘導区域

都市機能誘導区域を含むその外縁の区域で、中心拠点にある都市機能施設へのアクセス性が良い等利便性が高く、目標年次において一定の人口密度の維持が期待できる区域に設定します。
(用途地域内)

⑦ 生活複合拠点区域

行政機能や生活サービス施設が集積し、地域コミュニティが形成された場所を生活複合拠点とし、地域自治センター等拠点施設の半径 800m の範囲を基準に生活複合拠点区域を設定します。

⑧ 交通結節拠点区域

上田市が隣接する市町村と J R 北陸新幹線上田駅を繋ぐ地域間交通で、2 種以上の公共交通手段が結節する鉄道軸上の駅を交通結節拠点とし、各鉄道駅の拠点施設を中心とした半径 800m の範囲に交通結節拠点区域を設定します。

⑨ 都市機能誘導施設

病院、福祉センター、高校・大学、文化センター、商業施設、行政施設等、市民の共同の福祉や利便性の向上のための施設（人々が集まる施設、賑わい施設など）等、都市の機能を持続するために必要な施設で、都市機能誘導区域ごとに設定します。

⑩ 誘導施策

都市の機能を持続するために必要な都市機能施設と日常生活に必要な生活サービス施設の維持と立地の誘導を図るため、誘導施策（振興施策）を設定します。

上田市立地適正化計画イメージ

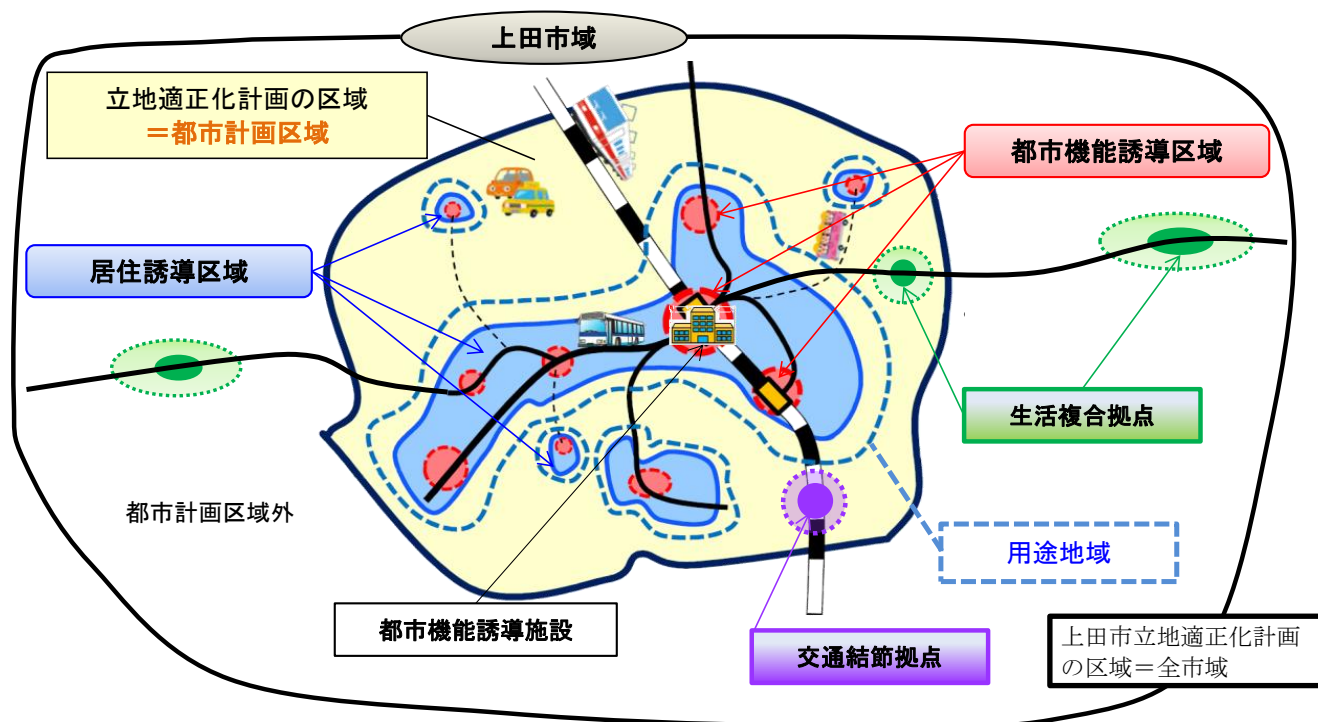
◆**都市機能誘導区域** ⇒ 都市としての機能を持続していくため、医療、福祉、子育て支援、商業、金融等のサービス、教育・文化施設等、既存の都市機能施設の維持と必要な都市機能施設の立地を誘導し、まちなかの賑わいを持続する区域。居住誘導区域の内側に設定。

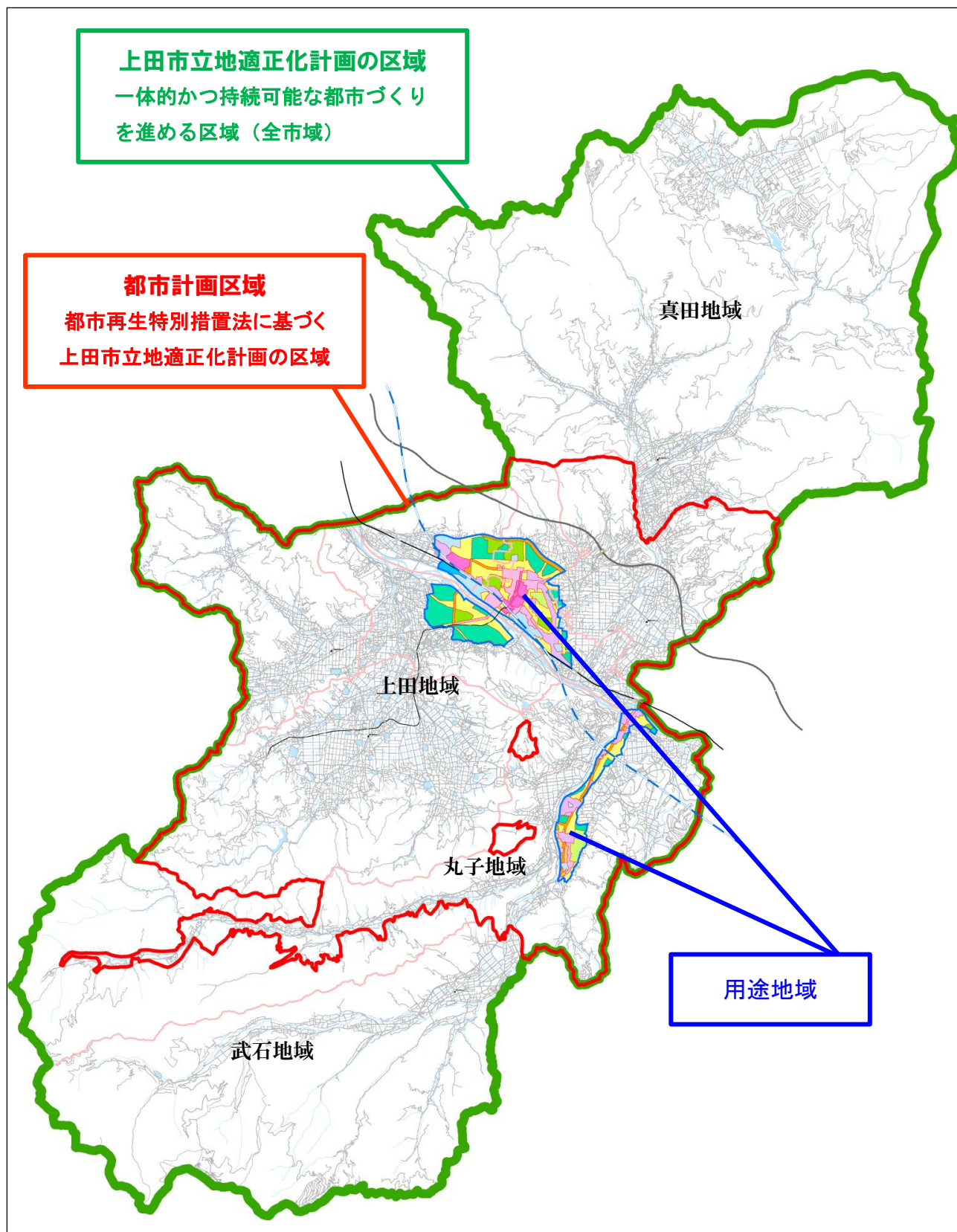
◆**居住誘導区域** ⇒ 都市機能誘導区域を含むその外縁の区域で、中心拠点にある都市機能施設へのアクセスが良い等利便性が高く、目標年次において一定の人口密度の維持が期待できるエリアに設定。（用途地域内）

◆**都市機能誘導施設** ⇒ 病院、福祉センター、高校・大学、文化センター、商業施設、行政施設等、市民の共同の福祉や、利便性の向上のための施設（人々が集まる施設、賑わい施設など）など、都市の機能を持続するために必要な施設。

◆**生活複合拠点** ⇒ 行政機能や生活サービス施設が集積し、地域コミュニティが形成された場所を生活複合拠点として設定し、地域自治センター等拠点施設の半径 800m の範囲を基準に生活複合拠点区域を設定。

◆**交通結節拠点** ⇒ 隣接する市町村と J R 北陸新幹線上田駅を繋ぐ地域間交通で、2 種以上の公共交通手段が結節する鉄道軸上の駅を交通結節拠点として設定し、各鉄道駅を中心とした半径 800m の範囲に交通結節拠点区域を設定。





8 基本方針

上田市の将来あるべき姿、目指すべき都市像とともに、一定の人口密度の維持、都市機能や生活サービス機能（施設）の計画的配置、公共交通の充実のための施策を行う上での基本的な方針を定めます。

8-1 都市づくりの目標と方針

人口減少や少子化及び高齢化が急速に進む中、誰もが元気に暮らせる社会を実現するため、第2次上田市総合計画では「ひと笑顔あふれ輝く未来につながる健幸都市」を将来都市像とし、上田市の将来にわたる持続的な発展を目指しています。

また、上田市都市計画マスタープランにおいては、“住みつづけていきたい”、“住んでみたい”と感じられる「地域の個性が輝く生活快適都市上田」を基本理念に掲げ、将来都市構造の基本的な考え方として「拠点集約型都市構造」の形成を目指すとし、高齢化や人口減少社会に対応したまちづくりの目標、方針を定めています。よって、本計画の基本方針については、これら上位計画との整合を図ることとします。

地域の個性が輝く生活快適都市“上田”

～ 魅力あるふるさと 活気ある交流 風格ただようまち ～

計画的な生活基盤づくりによる「市全体の土地利用と地域の利便性を高める都市」

多彩な地域資源の有効活用と相乗効果による「人々の交流を育む都市」

豊かな自然・文化にふれ合える「安全・快適に暮らせる都市」

目標 1

計画的な生活基盤づくりによる

「市全体の土地利用と地域の利便性を高める都市」

郊外への宅地化、都市化の進行を抑えると同時に、各地域自治センター等周辺への都市機能の集積や充実を進め、一体的かつ持続可能な都市とします。また、広域及び地域間をつなぐ道路網を充実します。

方針

(1) 地域の特色や個性を育む土地の活用

- ◆既存ストックを活かした拠点集約型都市構造の実現
- ◆賑わいと活力ある中心市街地の充実
- ◆自然との共生に配慮した、地域特性にふさわしい土地利用

(2) 市域全体の多様な都市活動を支える道路網の整備

- ◆都市の一体性と地域間の交流・連携を支える幹線道路網の形成
- ◆快適な都市活動を支える生活道路の充実

目標 2

多彩な地域資源の有効活用と相乗効果による「人々の交流を育む都市」

自然環境、歴史、文化などの地域資源、及び景観の保全と育成を図り、これらを活かした観光と交流の場の充実と連携により、人々の交流と賑わいを創出します。

方針

(1) 恵まれた地域資源を大切に作る都市づくり

- ◆豊かな自然環境の保全と活用
- ◆上田らしさと地域の個性を伝える景観の保全と育成
- ◆みんなで守り育てる自然と景観

(2) 人々が交流し、賑わいあふれる都市づくり

- ◆多彩な地域資源が相乗効果を発揮する観光・交流空間の充実
- ◆上田市の発展を支える産業基盤の充実
- ◆拠点集約型都市構造の実現に向けた拠点・エリアの形成

目標 3

豊かな自然・文化にふれ合える「安全・快適に暮らせる都市」

災害リスクに関する情報共有とともに、防災対策等を進めると同時に、高齢者、障がい者などすべての人々が安全、快適に移動できる公共交通や歩行空間などを充実します。

方針

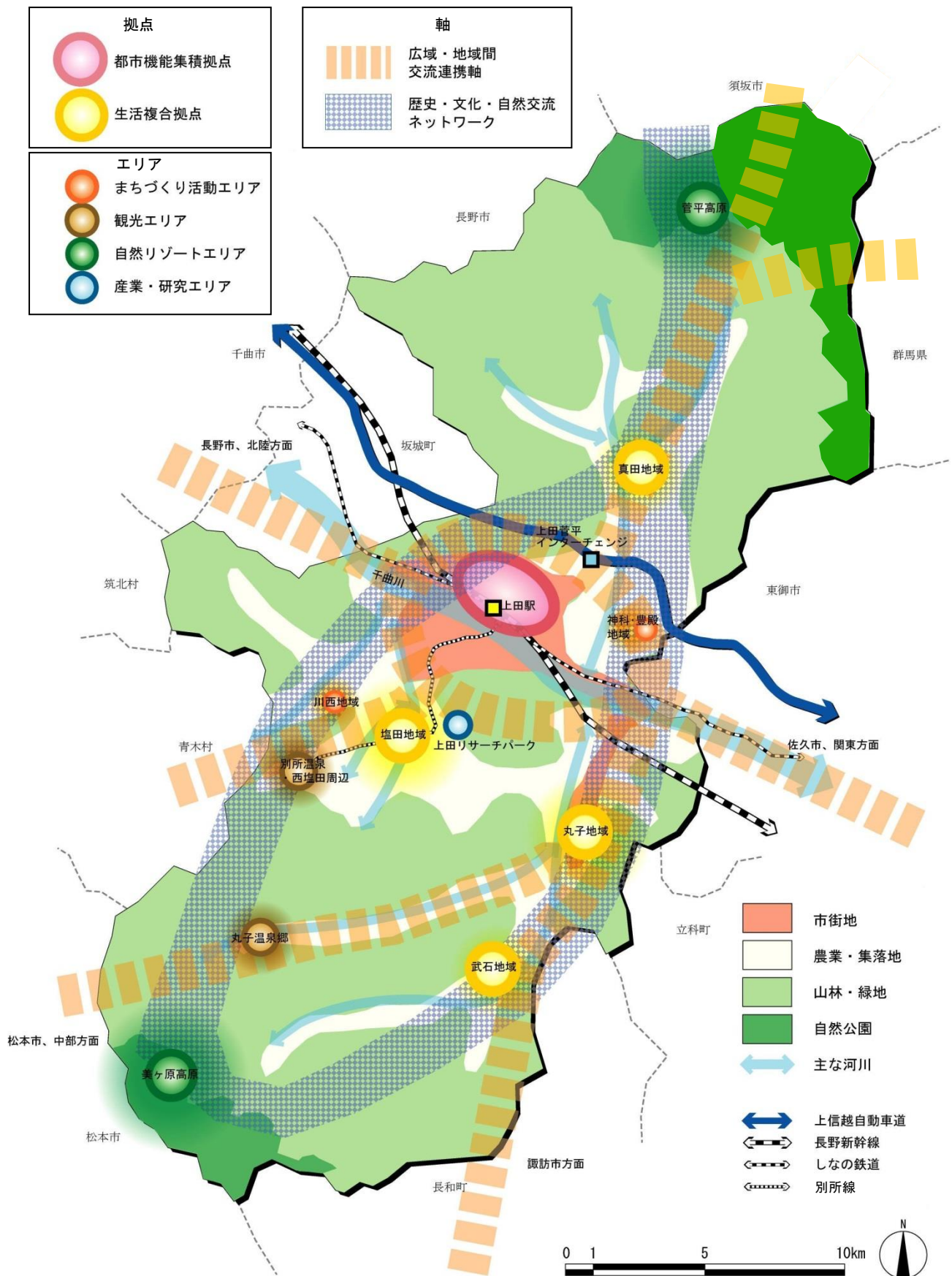
(1) だれもが安全で安心して生活できる都市づくり

- ◆地域に安全をもたらす防災力の向上
- ◆拠点集約型都市構造の実現に向けた公共交通の充実
- ◆だれもが安全に安心して利用できる施設づくり

(2) 住み心地の良さを実感できる都市づくり

- ◆地域特性に応じた良好な住環境の保全・形成
- ◆憩いと潤いを感じられる緑の創出
- ◆暮らしやすさを支え地域ニーズに対応した施設づくり

【上田市が目指す将来都市構造】



資料：上田市都市計画マスタープラン「将来都市構造図」

9 地域公共交通網形成に関する基本方針等

9-1 公共交通の現状における課題

(1) 公共交通に係る課題

【“まちづくり”の視点での公共交通の課題】

全市的に人口減少が進行する中、満足度の高いサービス提供の持続等、利用者に配慮した効果的な公共交通の運行が必要です。

また、「環境やひとにやさしいまちづくり」や「拠点集約型都市構造の構築」等、持続可能な“まちづくり”の視点で公共交通ネットワークの形成を進めます。

【公共交通の運行等に係る課題】

運賃低減バスの施策実施により急激に利用者が増加しましたが、以後は横ばい状態が続いています。今後利用者の拡大を図るとともに持続可能な公共交通システムとするため、鉄道、バス、タクシー等、各公共交通機関相互の連携を強化し、効率的で且つ効果的な公共交通網形成のため、それぞれの交通システムを再点検する必要があります。

【都市間連携に係る課題】

本市と県内中核都市との都市間交流を促し、連携強化を目的とした公共交通網の形成を図る必要があります。

【住民意向に係る課題】

住民アンケート等の結果を踏まえ、年少者や高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した利用環境の整備が重要です。

9-2 地域公共交通網形成に関する基本方針及び目標

(1) 基本方針の設定

上位計画によるまちづくりの方針や、公共交通の課題の整理を踏まえ、上田市の地域公共交通網形成に関する基本方針を下記のとおり定めます。

● 少子高齢社会や環境保全に対応した地域づくりを支える公共交通体系の構築

- 人口減少の進展と少子化・高齢化に伴い利用者の減少が見込まれ、利用者確保のために多様な利用促進策が必要です。
- 高齢者の外出や移動手段を公共交通に頼る市民らを支援する役割が公共交通にはあり、利用者にやさしい公共交通の在り方が求められます。
- CO2 排出削減を目論み自家用車に頼らない移動手段の充実を図り、過度に自動車に依存しない交通体系の検討を進めます。
- 人口減少社会に対応するため持続可能な都市構造である「ネットワーク+拠点集約型都市構造」への転換を進めるとともに、公共交通による地域間ネットワークの形成を目指します。

● 公共交通網の連携強化による利便性の確保

- JR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線の鉄道網が上田駅で結節し、市内における多くのバス系統が同駅を起点に運行されています。また、しなの鉄道大屋駅や別所線下之郷駅には路線バスが乗り入れており2種の交通機関が結節しています。今後持続可能な公共交通としていくために、交通機関相互の連携を強化し、公共交通の利用を促すためのサービスレベルを維持する効果的な公共交通網の形成を目指します。

● 都市間連携を支援する公共交通網の形成

- JR北陸新幹線上田駅は首都圏と北陸圏の入り口であり、また、しなの鉄道は沿線市町村と上田市を結ぶ地域間公共交通です。これらの公共交通網は上田市と他の都市との連携を図る上での重要な交通ネットワークであり、幹線道路交通網と併せた都市間連携の強化を進めます。

● 利用者主体の公共交通体系の構築

- 公共交通の持続には、安定した運営のための効率の良さが求められます。そのためには行政、事業者、利用者、そして地域を含め、「公共交通に関係する者全員が共同経営者である」という考え方に立ち、地域の実情に鑑みた、関係者一体となった取り組みが必要です。なお、近年利用者数の伸び悩みが公共交通に影を落とす中、利用者への配慮を重視した施策を実施し、満足度の高い持続可能な公共交通体系を目指します。

(2) 計画の目標

基本方針を実現するため、以下のとおり目標を定めます。

■「少子高齢社会や環境保全に対応した地域づくりを支える公共交通体系の構築」の目標

評価指標	現況値 2014(平成26)年度	目標値 2020年度	実績 2017(平成29)年度	達成率
路線バス及び地域を運行するバスの利用者数	129 万人/年	160 万人/年	130 万人/年	81.2%

■「公共交通網の連携強化による利便性の確保」の目標

評価指標	現況値 2014(平成26)年度	目標値 2020年度	実績 2017(平成29)年度	達成率
別所線輸送人員数	122 万人/年	123 万人/年	128 万人/年	104.1%

■「都市間連携を支援する公共交通網の形成」の目標

評価指標	現況値 2015(平成27)年度	目標値 2020年度	実績 2017(平成29)年度	達成率
上田市と他都市を結ぶバス系統数	5 系統	5 系統以上	5 系統	100.0%

■「利用者主体の公共交通体系の構築」の目標

評価指標	現況値 2015(平成27)年度	目標値 2020年度	実績 2017(平成29)年度	達成率
バス利用者満足度※	86%	90%	91.5%	100.0%

※「②目標2：バス利用者満足度UP」と同様の方法で、バス利用実態調査におけるアンケート調査にて満足度の評価を行う。

(3) 公共交通の機能分担

幹線の公共交通ネットワークにより、需要の多い各地域の「生活複合拠点」と、都市機能が集積する中心市街地を効果的に結び、支線の公共交通ネットワークにより「生活複合拠点」と周囲の地域を効率的に結びます。また、輸送能力の大きい「鉄道軸」によって都市間の広域的な移動サービスを提供します。



※拠点の設定は「上田市都市計画マスタープラン」の「将来都市構造図」による

9-3 目標達成のための事業・施策の設定

(1) 事業・施策の設定

目標達成のための事業・施策を以下のとおり設定します。

事業・施策一覧 (1/2)

基本方針	個別事業・施策	事業・施策の内容
少子高齢社会や環境保全に対応した地域づくりを支える公共交通体系の構築	路線バスの維持・改善	①路線バスの運行見直し
	地域バスの維持・改善	①市街地循環バスの運行見直し
		②まちなか循環バスの運行見直し
		③丸子地域循環バスの運行見直し
		④武石地域デマンド交通の運行見直し
	高齢者、障がい者への配慮	①オレンジバスの運行見直し
		②ふれあいバスの運行見直し
		③バリアフリー車両の導入
地域の移動手段の確保	①地域自主運行バス等地域主導型公共交通の導入支援	
公共交通網の連携強化による利便性の確保	鉄道の連携強化	①新幹線の始発、終着列車とバスの接続
		②しなの鉄道の長野方面への朝夕の列車とバスの接続
		③別所線と新幹線、しなの鉄道の接続
		④別所線下之郷駅におけるバスの接続
		⑤別所線沿線のP＆R駐車場の維持・整備
		⑥別所線のサービスレベル向上のための検討
		⑦別所線の維持・活性化に伴う事業
都市間連携を支援する公共交通網の形成	都市間連携の強化	①上田・松本都市間バスの運行（H28 運行開始）
		②他都市と連絡している路線の運行見直し

事業・施策一覧（2/2）

基本方針	個別事業・施策	事業・施策の内容
利用者主体 の公共交通 体系の構築	利用者への支援	①「上田市運賃低減バス」の継続
		②乗り継ぎ料金制度の導入・継続
	観光客への配慮	①観光客に対応できる乗務員の育成
		②観光客が利用しやすい停留所の改良
	利用促進ソフト施策の強化	①分かりやすい時刻表と路線図の提供
		②モビリティマネジメントの実施
		③バス待ち環境の改善・向上 (バスロケーションシステムの導入等)
		④運転免許自主返納支援

9-4 今後の展開

上田市には、鉄道、路線バス、デマンド交通、タクシー等、様々な公共交通が運行しています。

特に鉄道や路線バスの多くは、古くから地域に根差し、地域に欠かせない移動手段としての役割を果たしてきており、地域に定着した貴重な交通資源であると言えます。

このような背景から、今後も市民の利用機会の増加を目論む多種多様な施策を講じるとともに、運行事業者の協力を得る中、公共交通の持続を図りたいと考えています。

近年利用者数の伸び悩みが公共交通に影を落とす中、公共交通の持続には、安定した運営のための効率の良さが求められるとともに、利用を促すためのサービスレベルを維持する効果的な事業展開が必要であり、そのためには行政は勿論のこと、事業者、利用者、地域を含め、「公共交通に関係する者全員が共同経営者である」という考え方に立ち、地域の実情に鑑みた、関係者一体となった取り組みが必要です。

今後人口減少が進む中、「効率的な運行」と「効果的なサービス提供」は両輪の関係と位置付け、目標とする地域公共交通網形成のため、バランスの良い施策展開が求められます。

10 都市の骨格と構造

10-1 上田市が目指す将来都市構造

上田市は、上田駅周辺を中心拠点と市内各地域が、公共交通網や幹線道路等のネットワークで結ばれており、現状において良好なバランスが保たれています。

しかしながら、今後人口減少が進むと予想される中、中心拠点が引き続き都市機能を維持するには、衛星となる地域が同様に持続する必要があります。そのため、各地域に生活複合拠点を位置付け、それぞれの地域の実状に沿った施策を講じ拠点の維持を図ります。

市民の憩いの場である都市公園や図書館、美術館等の公共施設、大規模商業施設等の賑わい施設、高等学校や大学等の教育施設など、市の公共交通の中核結節点である上田駅を中心とした中心拠点周辺区域に、将来の再整備とともに都市機能の持続を図り、利便性とまちなかの賑わいを維持・向上することで、人の流れを中心拠点に誘導し、以て上田市全体を支える都市機能の維持を図ります。

一方、旧市町村を単位とする既存の地域の拠点についても、将来の人口減少社会を見据え既存ストックの活用を図ると共に、生活サービス施設を将来の再整備においても持続し、拠点の利便性を確保することで周辺地域の良好な居住環境と人口を維持していきます。

さらに、拠点間を結ぶ公共交通や幹線道路のネットワークの実用的な充実を図ることで、相互に依存する関係を継続します。

上田市は、地形的な特性や歴史的な沿革、さまざまな住民生活の営みにより、社会的、経済的、文化的な特徴を持った、さまざまな地域で形成されています。

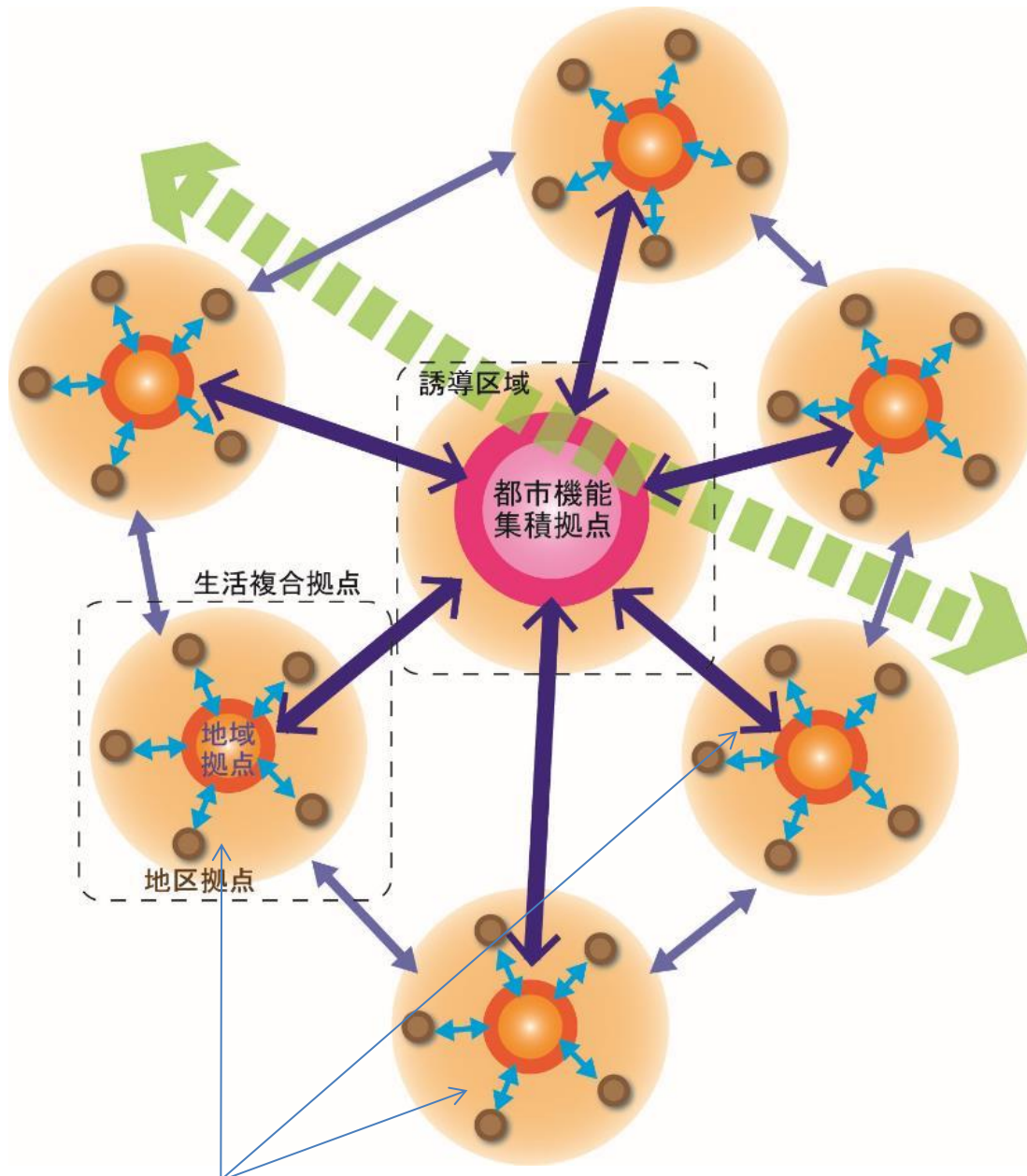
このため、地域の成り立ちや特徴、個性を十分に活かした“まちづくり”を進めることが重要となり、「全市一体」の考えを基本に、「ネットワーク＋多極・拠点集約型都市構造」の構築を進めます。

【ネットワーク＋多極・拠点集約型都市構造】

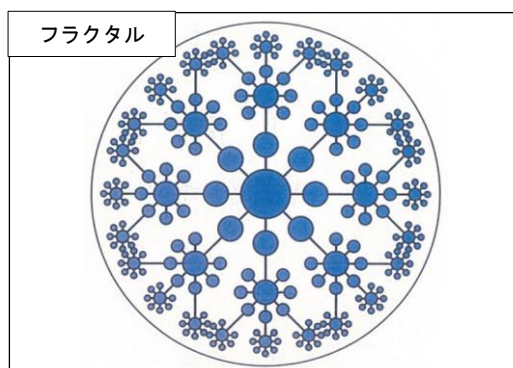
拠点名称	包括する地域
上田中心拠点	全市域（上田中心地域）
丸子中心拠点	丸子・武石地域（依田窪地域）←
塩田生活複合拠点	塩田地域
川西生活複合拠点	川西地域 → 連携
豊殿生活複合拠点	豊殿地域
真田生活複合拠点	真田地域
武石生活複合拠点	武石地域 ←
大屋交通結節拠点	公共交通ネットワーク持続のために、公共交通結節機能を維持
信濃国分寺交通結節拠点	
西上田交通結節拠点	

【ネットワーク＋多極・拠点集約型都市構造のイメージ】

多極・拠点集約型都市構造 ⇒ 複数の拠点の周囲に形成された小さな集約型都市（コンパクトシティ）が、中心拠点に形成する大きなコンパクトシティに包括される都市構造



それぞれの地域拠点を中心にフラクタルな地域構造を形成



※道路交通網、公共交通ネットワークにより、多極な拠点間を結ぶ

※フラクタル：樹木や雲、海岸線などの自然界にある複雑な形状を、同じパターンの図形で表す数学的概念。フラクタルによって描かれる図形は、全体像と図形の一部分が相似になる性質がある。

10-2 拠点設定の基本的な考え方

立地適正化計画の区域は制度上、都市計画区域内であることが規定されていますが、人口減少・高齢化に対応したまちづくりは、「全市一体」の考えを基本に行っていく必要があるため、全市域を対象に中心拠点、生活複合拠点、交通結節拠点等を設定し、多極的な観点から“一体的かつ持続可能なまちづくり”を進めます。

10-3 拠点設定の流れ

① 拠点候補地の選定

- 市内全域を対象に、上田市都市計画マスタープランに位置付けた9つの地域内に、拠点候補地を選定します。
- 歴史的な経緯から、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村が形成される以前の旧市町村の拠点（市町村役場所在地）を拠点の候補地として選定します。
- 地域間交通で交通結節機能を有する鉄道軸上の駅を拠点の候補地として選定します。

② 拠点の整理

- 各拠点候補地の拠点施設から800m圏域を設定。その区域内に立地する、商業、医療、子育て、教育、金融、介護福祉、高次・文化のそれぞれの機能施設を整理します。
- 各機能施設の立地状況と、人口分布を重ね合わせた中でそれぞれ中心拠点、地域拠点、観光拠点、交通結節拠点に分類します。

③ 立地適正化計画における拠点の位置付け

- 「立地適正化計画作成の手引き」における地域／生活拠点は、生活複合拠点とします。
- ②において分類した拠点のうち、中心拠点及び行政機能のある地域拠点を、**中心拠点**及び**生活複合拠点**として設定します。
- 公共交通ネットワークを結合する**交通結節拠点**の周辺区域は生活利便性が高く、居住や生活サービス施設等の誘導に優れていることから、**交通結節拠点区域**として設定します。

④ 立地適正化計画における拠点と区域設定の関係

- **中心拠点**の周辺区域に**都市機能誘導区域**を設定します。
- **都市機能誘導区域**とその外縁部に**居住誘導区域**を設定します。
- **生活複合拠点**の周辺区域に**生活複合拠点区域**を設定します。
- **交通結節拠点**の周辺区域に**交通結節拠点区域**を設定します。

10-4 都市計画マスタープランとの整合

本計画における拠点の位置付けと上田市都市計画マスタープランにおける、拠点とエリアについて以下のとおり整理します。

上田市都市計画マスタープラン	上田市立地適正化計画	立地適正化計画作成の手引き
都市機能集積拠点、生活複合拠点	中心拠点	中心拠点
生活複合拠点、まちづくり活動エリア	生活複合拠点	地域/生活拠点
まちづくり活動エリア、観光エリア、自然リゾートエリア、産業・研究エリア	※本計画においては位置付けない	
交通結節点	交通結節拠点	

10-5 拠点の整理

		都市計画 ⅡPの拠点	土地利用条件	公共交通結節又は 中心目安施設	2010(422) 圏域人口	2025(437) 圏域人口	2035(447) 圏域人口	拠点の中心となる施設から、800mの範囲にある現状の都市機能							
								行政機能	商業機能	医療機能	子育て機能	教 育	金融機能	介護福祉機能	高次・文化機能
上田中央 地域	上田	◎	用途地域内 中核基本計画 都市再生整備計画	上田駅 199本	5,565	4,631	4,038	上田市役所 上田駅前ビル・ パレオ	大規模SC:2 コミュニティSC:0 コンビニ:5	病院:1 診療所:6	幼稚園・保育施設:4 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:1 高校:1	銀行:9 郵便局:3 JAバンク:0	介護施設:14	大学・短大:0 文化施設:1
	神川		用途地域外	JA信州うえだ 神川店	2,808	2,592	2,365		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:2	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:2	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:1	大学・短大:0 文化施設:0
上田西部 地域	塩尻		用途地域外	JA信州うえだ 塩尻店	1,962	1,797	1,636		大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:1	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:7	大学・短大:0 文化施設:0
上田城南 地域	川辺		用途地域外	JA信州うえだ 川辺店	6,088	5,656	5,195		大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:4	病院:0 診療所:3	幼稚園・保育施設:2 幼児・児童施設:2	小学校:2 中学校:0 高校:0	銀行:1 郵便局:2 JAバンク:1	介護施設:11	大学・短大:0 文化施設:0
神科・豊殿 地域	神科		用途地域外	JA信州うえだ 上田東支所	4,246	3,999	3,698		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:3	病院:0 診療所:2	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:1 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:6	大学・短大:0 文化施設:0
	豊殿 (豊里)	△	用途地域外	豊殿地域 自治センター	1,303	1,215	1,109	豊殿地域自治 センター	大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:0	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:1	大学・短大:0 文化施設:0
	殿城		用途地域外	JA信州うえだ 殿城	868	776	691		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:3	大学・短大:0 文化施設:0
塩田 地域	中塩田	○	用途地域外	塩田町駅 61本	3,618	3,360	3,078	塩田自治セン ター	大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:2	病院:1 診療所:0	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:1 高校:0	銀行:2 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:10	大学・短大:0 文化施設:0
	別所	△	用途地域外	別所温泉駅	1,326	1,088	915		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	東塩田		用途地域外	JA信州うえだ 東塩田店	1,672	1,582	1,466		大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:1	介護施設:1	大学・短大:0 文化施設:0
	西塩田		用途地域外	J A信州うえだ 塩田支所西塩田店	1,331	1,185	1,055		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
川西 地域	川西 (泉田)	△	用途地域外	小泉バス停 44本	1,782	1,672	1,531	川西自治セン ター	大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:2	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:0	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:2 郵便局:0 JAバンク:0	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	浦里		用途地域外	浦里小学校	1,505	1,318	1,161		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:0	大学・短大:0 文化施設:0
	室賀		用途地域外	J A信州うえだ 上田西支所室賀店	477	401	341		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:1	大学・短大:0 文化施設:0
丸子 地域	丸子	○	用途地域内 都市再生整備計画	沢田バス停 76本	3,963	3,221	2,824	丸子自治セン ター	大規模SC:0 コミュニティSC:1 コンビニ:1	病院:0 診療所:3	幼稚園・保育施設:2 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:1 高校:1	銀行:3 郵便局:2 JAバンク:1	介護施設:6	大学・短大:0 文化施設:0
	依田		用途地域外	JA信州うえだ 依田店	1,768	1,627	1,475		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:2	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:1 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:1	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	塩川		用途地域外	塩川小学校	1,549	1,333	1,162		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	長瀬		用途地域内	丸子老人福祉セン ターたんぽぽ	2,635	2,372	2,128		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	東内		用途地域外	東内保育園	352	298	254		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:0	介護施設:0	大学・短大:0 文化施設:0
	鹿教湯 (西内)	△	用途地域外	JA信州うえだ 鹿教湯病院	673	490	390		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:1 診療所:0	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:3	大学・短大:0 文化施設:0
真田 地域	真田	○	都市計画区域外	真田自治センター 入口バス停: 64本	1,756	1,490	1,291	真田自治セン ター	大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:2 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:1 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:0	介護施設:5	大学・短大:0 文化施設:0
	菅平	△	都市計画区域外	JA信州うえだ 菅平店	360	318	281		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:2	大学・短大:0 文化施設:0
	長		都市計画区域外	JA信州うえだ 長店	602	473	389		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:1	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:4	大学・短大:0 文化施設:0
	本原		都市計画区域外	本原小学校	2,448	2,174	1,943		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:2	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:0	介護施設:1	大学・短大:0 文化施設:0
	傍陽		都市計画区域外	J A信州うえだ 真田支所傍陽店	1,013	818	699		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:2	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:0	介護施設:4	大学・短大:0 文化施設:0
武石 地域	武石	○	都市計画区域外	武石地域 自治センター	1,185	937	792	武石地域自治 センター	大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:1	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:2	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:4	大学・短大:0 文化施設:0
	美ヶ原	△	都市計画区域外	道の駅美ヶ原	0	0	0		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:0	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:0	介護施設:0	大学・短大:0 文化施設:1
		都市計画 ⅡPの拠点	土地利用条件	公共交通結節又は 中心目安施設	2010(422) 圏域人口	2025(437) 圏域人口	2035(447) 圏域人口	拠点の中心となる施設から、800mの範囲にある現状の都市機能							
鉄道駅	大里		用途地域外	大里駅 67本	2,663	2,299	2,010		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:3	幼稚園・保育施設:2 幼児・児童施設:0	小学校:0 中学校:0 高校:0	銀行:1 郵便局:2 JAバンク:0	介護施設:6	大学・短大:0 文化施設:0
	信濃国分寺		用途地域外	信濃国分寺駅 63本	3,234	3,004	2,752		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:2	幼稚園・保育施設:1 幼児・児童施設:2	小学校:1 中学校:0 高校:0	銀行:0 郵便局:0 JAバンク:1	介護施設:3	大学・短大:0 文化施設:1
	西上田		用途地域外	西上田駅 69本	1,912	1,695	1,504		大規模SC:0 コミュニティSC:0 コンビニ:1	病院:0 診療所:0	幼稚園・保育施設:0 幼児・児童施設:1	小学校:0 中学校:0 高校:1	銀行:0 郵便局:1 JAバンク:1	介護施設:3	大学・短大:0 文化施設:0

10-6 拠点の位置付け

本計画に、中心拠点、生活複合拠点、交通結節拠点を位置付けます。

(1) 中心拠点の設定

市内各所からの公共交通アクセス性に優れ、行政中枢機能、総合病院、教育施設、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する場所を中心拠点として設定します。

また、中心拠点内にある核となるそれぞれの施設の半径 300m程度の範囲を都市機能誘導区域として設定します。

【上田中心拠点】

拠点施設：上田駅、上田市役所、サントミュージゼ、上田図書館、信州大学繊維学部、その他

【丸子中心拠点】

拠点施設：丸子ベルシティ、丸子地域自治センター、丸子修学館高校、その他



参考データ：国土数値情報（昭和25年行政区域）

(2) 生活複合拠点の設定

行政機能を有しており、生活サービス施設が集積し、地域コミュニティが形成された場所を生活複合拠点として設定します。生活複合拠点は、地域における拠点として生活利便性の維持・向上とともに、多様な地域活動を行える環境整備などにより、都市機能の持続を図ります。

また、拠点施設の半径 800m 程度の範囲を、生活複合拠点区域として設定します。

【豊殿生活複合拠点】	拠点施設：豊殿地域自治センター、あやめの里ショッピングパーク
【塩田生活複合拠点】	拠点施設：塩田地域自治センター、上田電鉄別所線塩田町駅
【川西生活複合拠点】	拠点施設：川西地域自治センター、デリシア上田川西店
【真田生活複合拠点】	拠点施設：真田地域自治センター
【武石生活複合拠点】	拠点施設：武石地域自治センター（武石公民館）



参考データ：国土数値情報（昭和25年行政区域）

【豊殿生活複合拠点】

○拠点施設：豊殿地域自治センター、あやめの里ショッピングパーク

豊殿地域は旧小県郡豊殿村が前身であり、1958(昭和33)年、昭和の大合併で当時の上田市が最初に編入合併した自治体が豊殿村です。

当時の合併の経過から村役場を市役所支所として存続させ、豊殿村役場は合併後上田市役所豊殿支所となり、これ以降の合併相手の役場も市役所支所として存続されることになりました。なお現在は上田市役所直轄の豊殿地域自治センターとなっています。

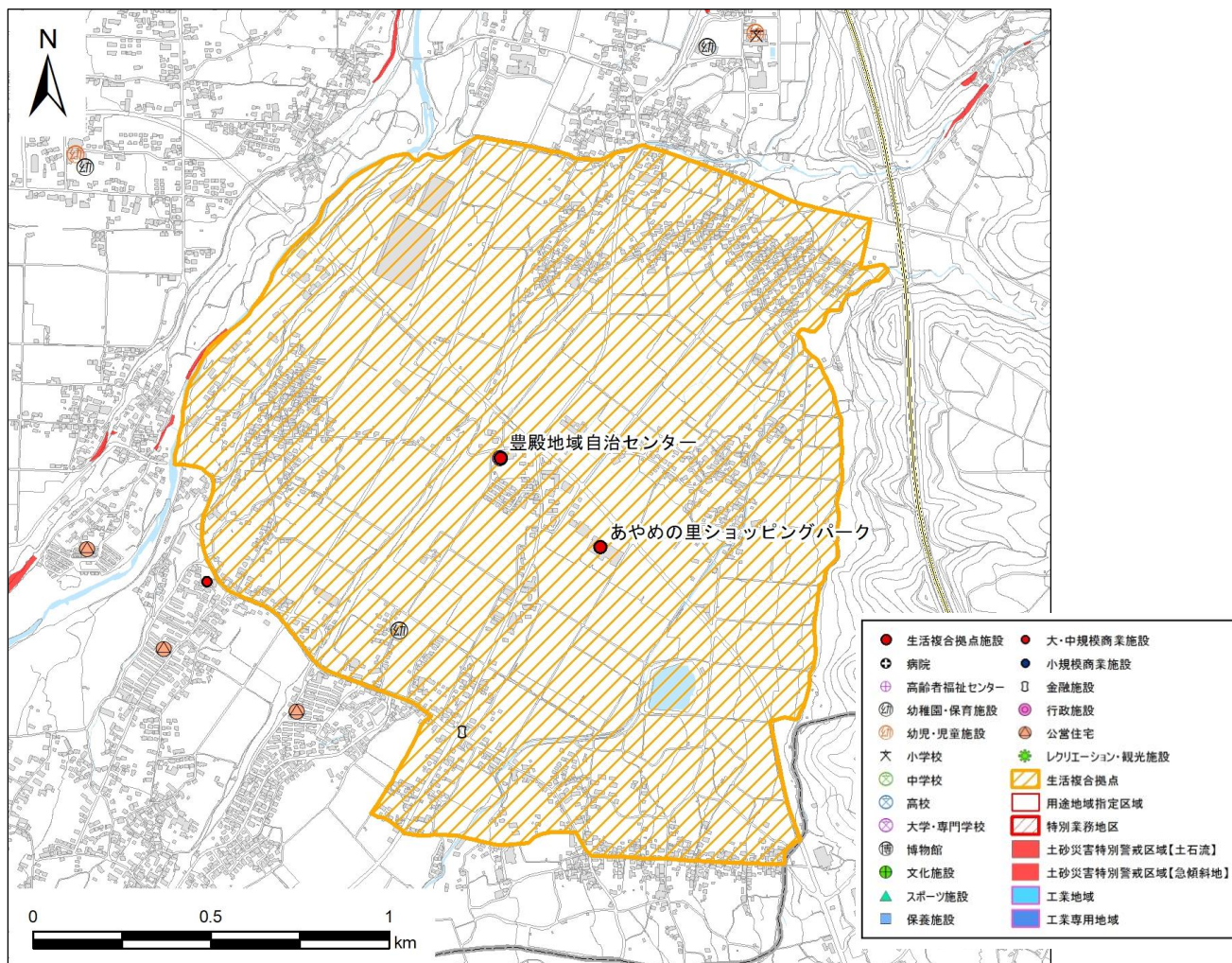
上田市内9地域に設置されている地域協議会単位では、隣接する神科地域とともに「神科・豊殿地域協議会」の括りとなっていますが、神科地域の中心地は上信越自動車道上田菅平インター付近であり、また用途地域に隣接するため、実際の日常生活圏は上田中央地域に包括されます。

したがって豊殿生活複合拠点は、旧豊殿村一帯を対象とした地域拠点とし、過去の合併の経過から地域の拠点として地域市民に認知された、地域づくりの拠点でもある現在の豊殿地域自治センターを拠点施設として位置付けることとします。

また、浅間サンライン沿いに立地するあやめの里ショッピングパークは、業務用食品スーパーを中心とするネイバーフッド型のショッピングセンターであり、豊殿地域と神科地域、隣接する東御市を商圏とする生活サービス施設です。

以上の2施設を豊殿生活複合拠点施設として位置付け、拠点から半径800mの範囲を基準に「豊殿生活複合拠点区域」を設定します。

【豊殿生活複合拠点区域】



【塩田生活複合拠点】

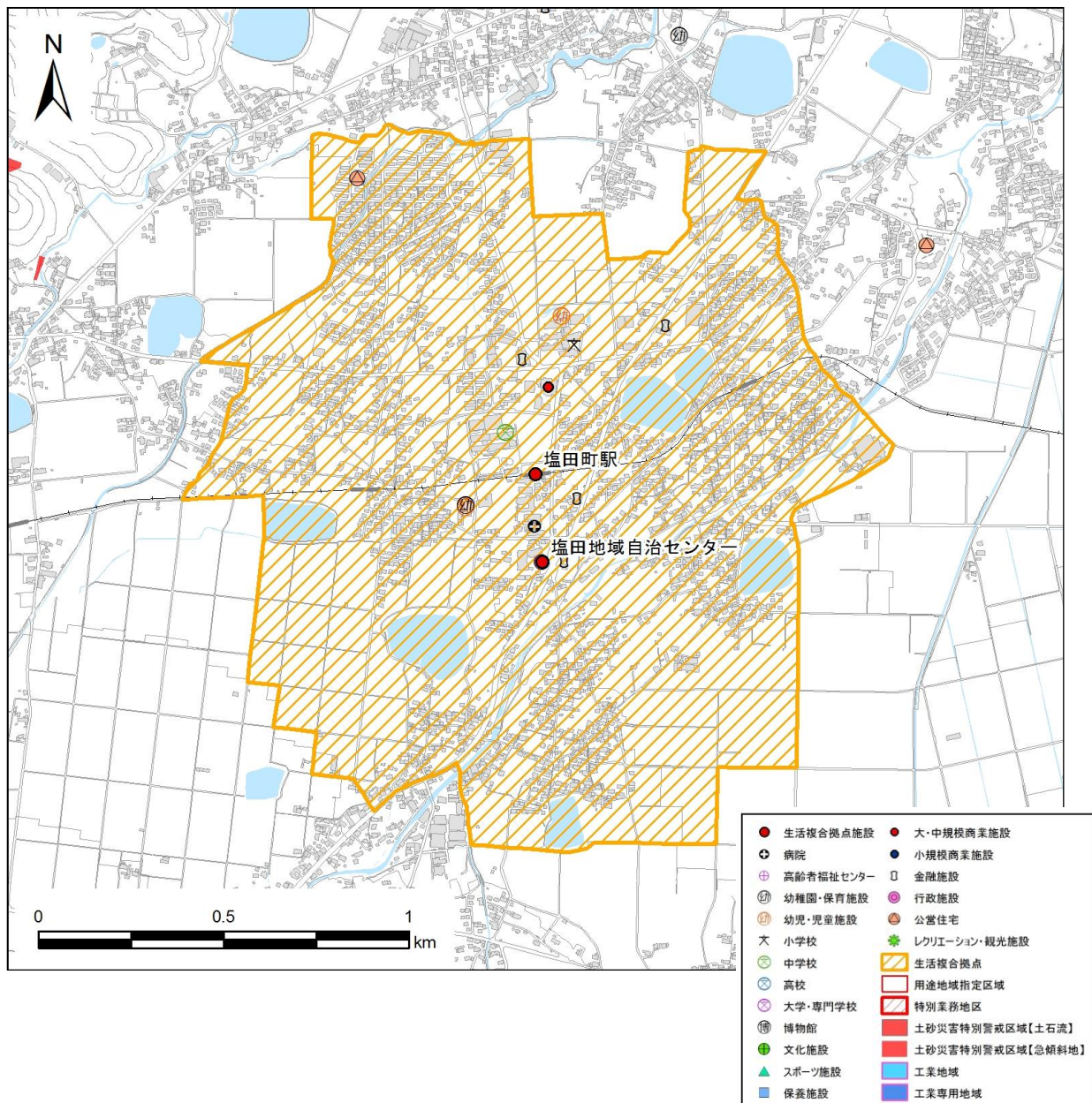
○拠点施設：塩田地域自治センター、上田電鉄別所線塩田町駅

塩田地域の前身は旧小県郡塩田町で、1970(昭和45)年に旧上田市に編入合併されており、その後上田市役所塩田支所を経て、上田市役所直轄の行政機関である塩田地域自治センターとなっています。

塩田地域は旧塩田町役場最寄りの、上田電鉄別所線塩田町駅周辺に食品衣料スーパー、金融機関、病院等の生活サービス施設が集積しており、また中塩田小学校、塩田中学校が立地した教育施設を通じた地域コミュニティの中心地区でもあります。

これらのことから、塩田地域自治センター、及び上田電鉄別所線塩田町駅の2施設を塩田生活複合拠点施設として位置付け、拠点から半径800mの範囲を基準に「塩田生活複合拠点区域」を設定します。

【塩田生活複合拠点区域】



【川西生活複合拠点】

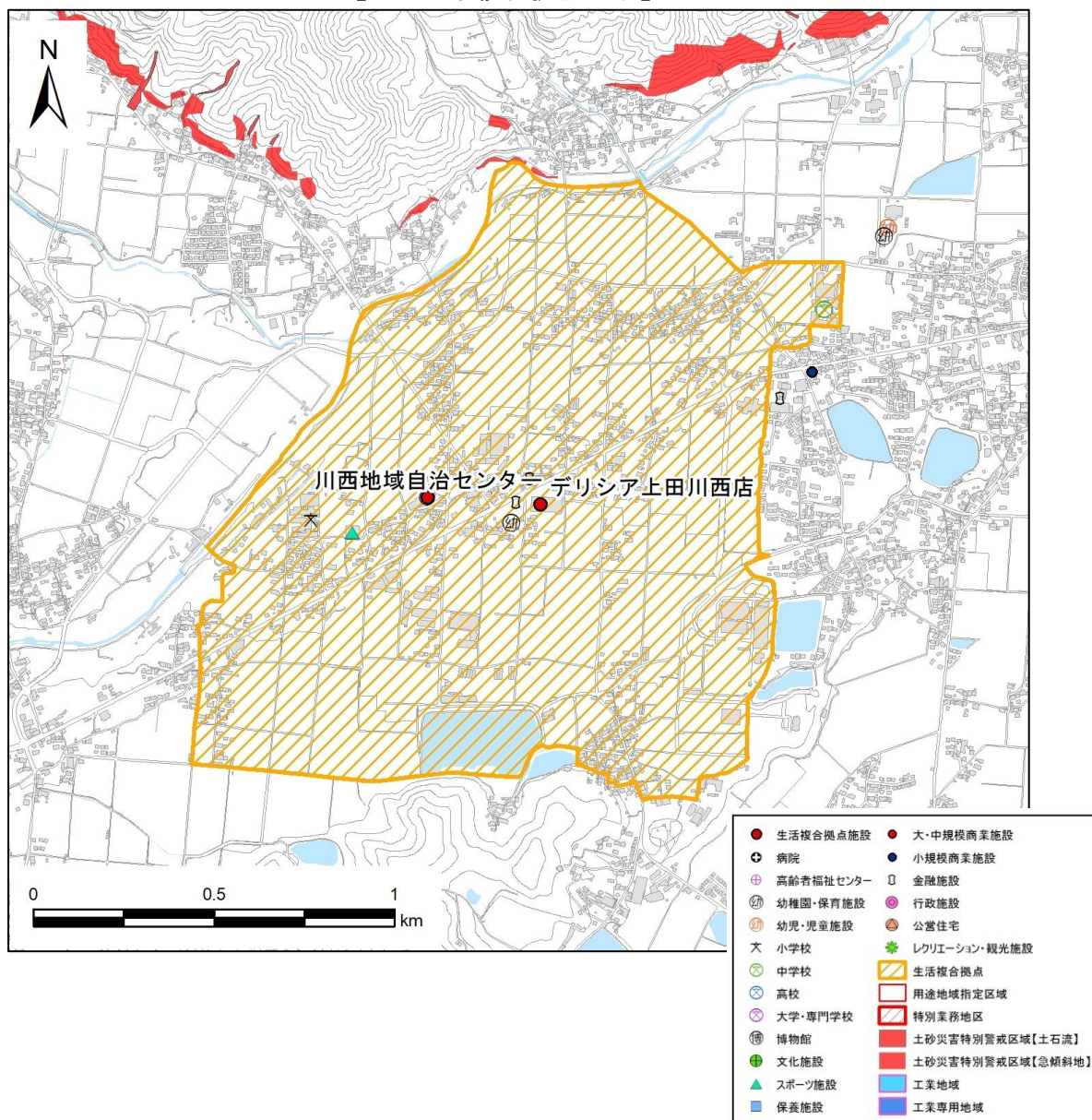
○拠点施設：川西地域自治センター、デリシア上田川西店

川西地域は旧小県郡川西村が前身であり、1973(昭和48)年の合併により上田市に編入され、当時の川西村役場は上田市役所川西支所となり、2006(平成18)年の上田市、丸子町、真田町、武石村の4市町村合併以降は、上田市役所直轄の行政機関である川西地域自治センターとして浦里地区の同所にありました。その後は建物の老朽化に伴う2011(平成23)年の建替えに併せて公民館機能と合築する形で小泉地区に移転し現在に至ります。

川西地域自治センターのある小泉地区は、食品衣料スーパーやホームセンター、金融機関などの生活サービス機能が集積しており、その商圈は川西地域及び隣接する青木村に及びます。また川西小学校、第六中学校が立地し教育施設を通じた地域コミュニティの中心地区でもあります。

これらのことから、川西地域自治センター、及び食品衣料スーパーのデリシア上田川西店の2施設を川西生活複合拠点施設として位置付け、拠点から半径800mの範囲を基準に「川西生活複合拠点区域」を設定します。

【川西生活複合拠点区域】



【真田生活複合拠点】

○拠点施設：真田地域自治センター

真田地域は旧真田町が前身であり、1958(昭和33)年に当時の長村、傍陽村、本原村が合併して発足しています。現在真田地域自治センターが立地する周辺地区は、旧真田町が発足した当時から3村のほぼ中央に、行政機能を中心とした新たな拠点を築いてきた経過があります。そのため、真田地域自治センターの周辺には真田中学校、真田中央公民館、総合福祉センター、真田町商工会、総合体育館、運動公園、日帰り温泉施設などが立地しています。

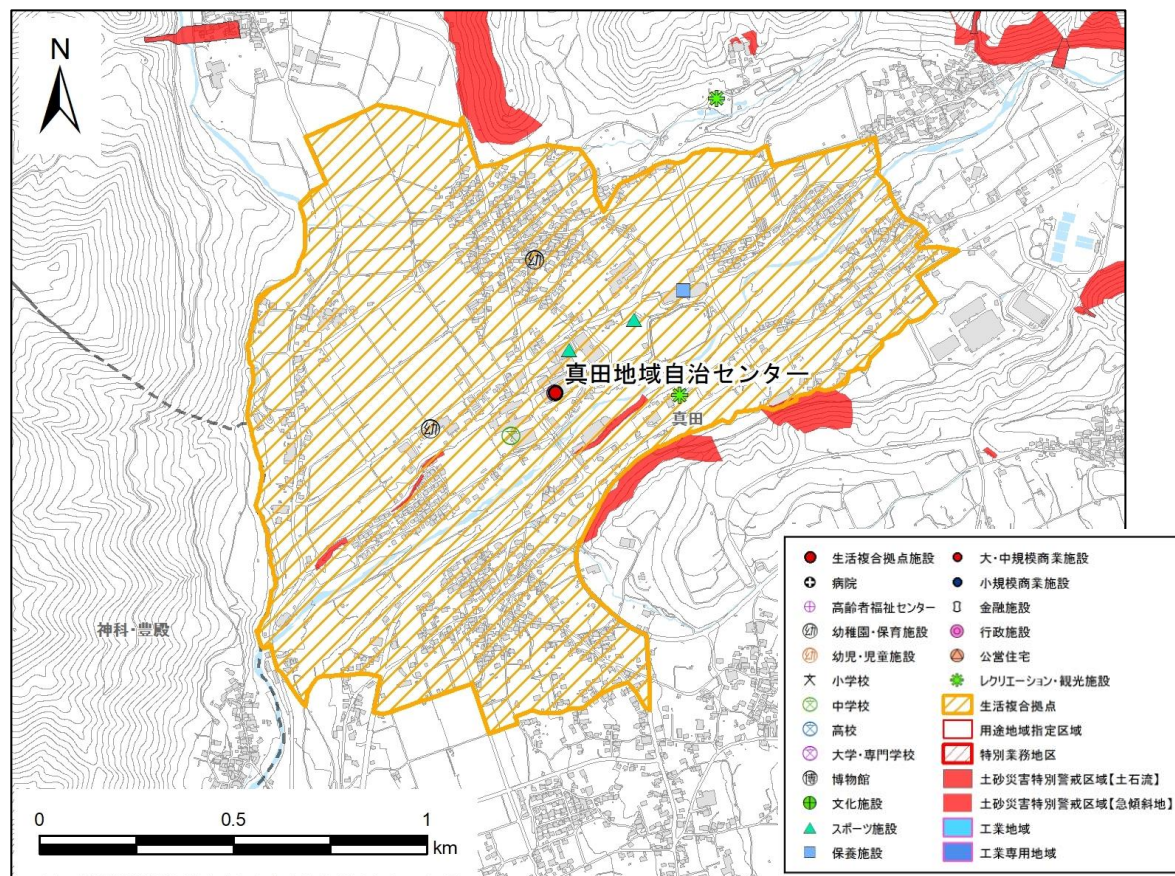
一方、旧真田町では人口減少対策の一環として、1985(昭和60)年代から1994(平成6)年頃にかけて、町の土地開発公社が主体となった住宅団地造成を、旧上田市に隣接する本原地区を中心に実施してきており、造成戸数は450戸程に上ります。このうち約9割が町外からの転入者が居住しており、当時の町の施策として、旧上田市のベッドタウンを目論んだ“まちづくり”を行ってきた経過があります。本原地区には食品スーパーやホームセンター、商店、金融機関、診療所等の生活サービス機能が集積しており、真田地域の中において最も人口密度の高い地区となっています。なお、商圈は真田地域一帯と、豊殿、神科地域の一部が商圈となります。

真田地域のまちづくりは、旧真田町が誕生した3村合併時に新たに拠点を設定したことで、それぞれの地域バランスを保ってきた経過があります。それ故旧村役場のあった旧村の拠点については時間の経過とともに拠点性が希薄になり、人口の減少とともに生活サービス機能も減退の傾向にあります。

真田地域自治センターは、丸子地域、武石地域とともに現地機関直営の行政機関であり、今後のまちづくりには旧町時代のまちづくりの考え方を考慮する中で、人口減少社会に対応したまちづくり施策を実施していく必要があります。

これらのことから、真田地域自治センターを生活複合拠点施設として位置付け、拠点から半径800mの範囲を基準に「真田生活複合拠点区域」を設定します。

【真田生活複合拠点区域】



【武石生活複合拠点】

○拠点施設：武石地域自治センター（武石公民館）

武石地域の前身である旧武石村の歴史は古く1889(明治22)年の町村制の施行前、古くは室町時代から依田之庄武石郷としての記録が残されています。戦国時代に信濃國小県郡武石村から同国同郡上武石村、下武石村の2か村に分割され、さらに江戸時代は上武石、下武石、上本入、下本入、余里、鳥屋、沖、小沢根の8か村に分割され明治維新を迎えます。江戸時代は上田藩領に属しており、歴史は自治体として107年、記録が残っているものを含めると700有余年に及びます。

武石地域自治センターは2006(平成18)年の4市町村合併以来、武石村役場の行政機能を引き継ぎ、丸子地域、真田地域と並んで現地機関直営の行政機関です。

武石地域の人口のピークは1947(昭和22)年の5,866人であり、その後減少に転じますが1975(昭和50)年代から2005(平成17)年までは4,100人～4,200人の間で増減を繰り返し、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

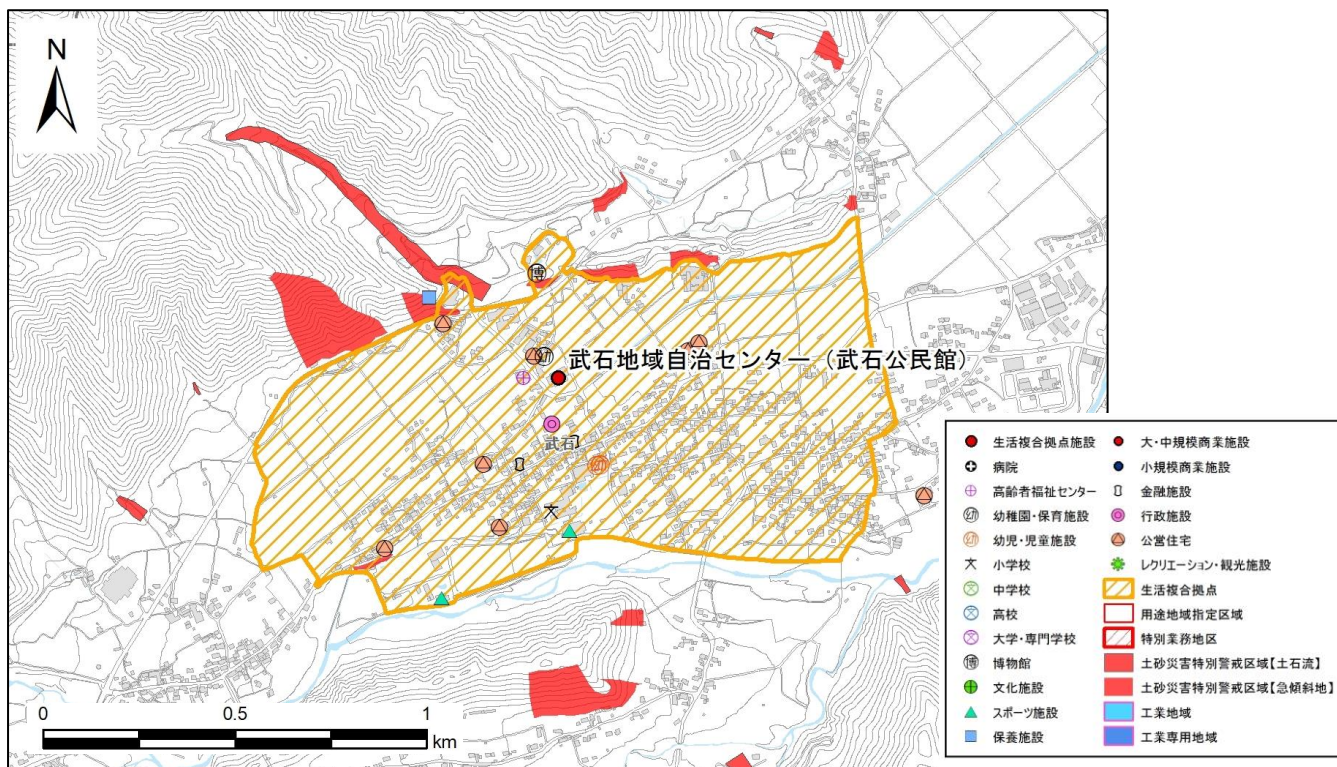
急激な人口減少が始まったのはこれ以降で、2005(平成17)年4,120人であった人口は、2010(平成22)年に3,786人、2015(平成27)年には3,473人まで減少し、わずか10年で647人(▲15.7%)の人口が減少しています。

武石地域では2017(平成29)年2月、地域内で唯一営業を続けていた生鮮食料品店が閉店し、地域住民は地域内において肉や魚などの生鮮食料品を買い求めることができなくなり、生活利便を求める住民の地域離れが懸念され、また一方で、公共交通機能の拡充等が求められます。

旧武石村は、これまで武石地域自治センターを中心として周辺地域に公共施設等を整備し、村の拠点としてきた経過があります。1955(昭和30)年代に建てられた武石地域自治センターは老朽化のため建て替えが決定し、市道を挟んで隣接する既存公民館施設と合築され、さらに健康センター、老人福祉センターと複合化されて2020年度完成を目途に今後建設が進められていくことになっています。

以上のような経過から、武石地域の生活複合拠点施設は、今後改築予定である武石地域自治センターとし、拠点から半径800mの範囲を基準に「武石生活複合拠点区域」を設定します。

【武石生活複合拠点区域】



(3) 交通結節拠点の設定

上田市が隣接する市町村とＪＲ北陸新幹線上田駅を繋ぐ地域間交通で、２種以上の公共交通手段が結節する鉄道軸上の駅を交通結節拠点として設定します。

交通結節拠点の周辺地域は、徒歩、自転車等の端末交通等を介して容易に公共交通が利用できるため、生活利便性が高く、居住や生活サービス施設等の誘導のインセンティブが整っていることから、交通結節拠点の半径 800m 程度の範囲を、交通結節拠点区域として設定します。

【大屋交通結節拠点】	拠点施設：しなの鉄道大屋駅、大屋駅前バス停
【信濃国分寺交通結節拠点】	拠点施設：しなの鉄道信濃国分寺駅
【西上田交通結節拠点】	拠点施設：しなの鉄道西上田駅、西上田駅前バス停



参考データ：国土数値情報（昭和25年行政区画）

【大屋交通結節拠点】

○拠点施設：しなの鉄道大屋駅、大屋駅前バス停

1888(明治21)年に信越本線が開通すると、それまで甲州街道を使用して八王子駅まで生糸を陸送していた諏訪地域の蚕糸業者は、和田峠を越えて信越本線の田中駅まで陸送するようになりました。

しかしながら、田中駅までは遠く不便であったため、諏訪地方の養蚕業者や地域住民が陳情を行い、日本初の請願駅として1896(明治29)年に大屋駅が開業しました。

その後、上田丸子電鉄が設立され、1918(大正7)年に大屋駅 - 丸子町駅間、1925(大正14)年には上田東駅 - 大屋駅間が開通しました。鉄道が物流の中心であった当時、大屋駅は上田市及び関東圏への玄関口となっていました。しかし、その後のモータリゼーションの台頭により、貨物輸送の主流がトラック輸送に移り、上田丸子電鉄丸子線は1969(昭和44)年廃止となっています。鉄道交通は他の交通に影響を受けることなく、時間通りに移動可能な交通手段であり、人員輸送が主流になった現在も依田窪地域を中心に、東御市、立科町方面からの通勤・通学等の利用者が多く、上田、長野、小諸方面への玄関口として利用されています。一方で、他地域から丸子修学館高校へ通う学生の足として利用されており、丸子地域への玄関口としての役割も担っています。

また、交通の利便性が高い大屋駅周辺地域は、地元地区だけでなく、丸子地域の長瀬地区、塩川地区、また、東御市和地区等、郊外に比較的広い居住環境が得られることもあり、住居系の市街地が形成されています。

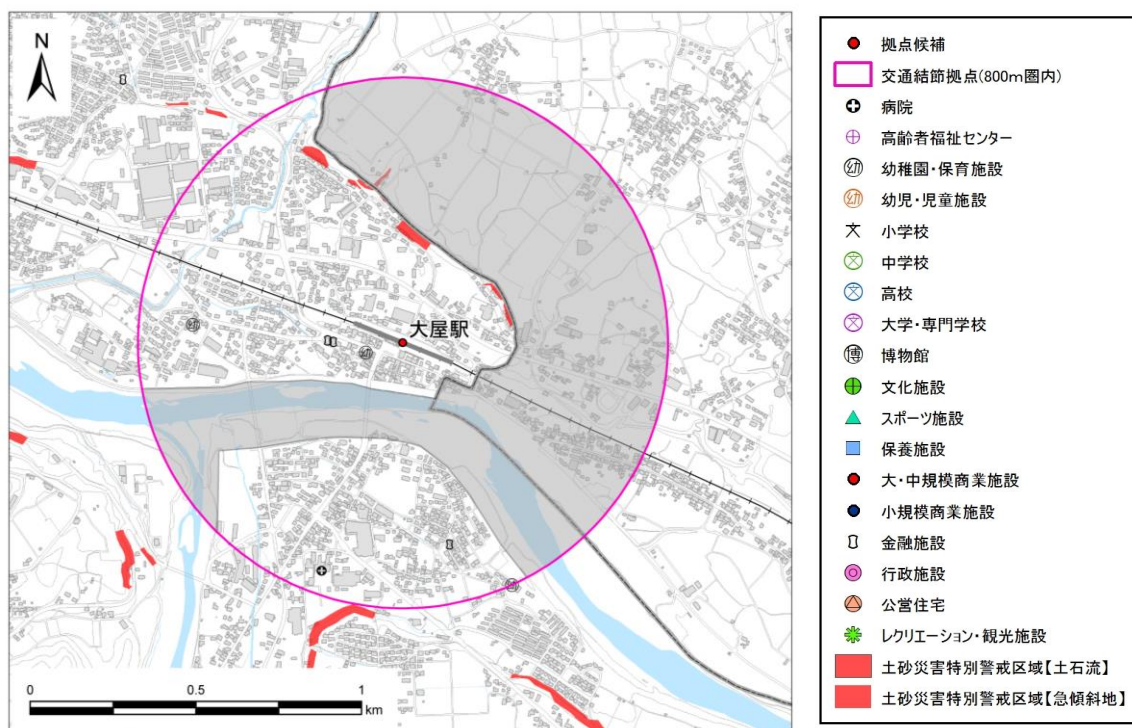
人口減少の傾向が著しい丸子地域の再生のためには、今後、交通結節点としての大屋駅のハブ化と、交通ネットワークの強化が求められます。

よって、大屋駅及び大屋駅前バス停を拠点施設とした大屋交通結節拠点を設定し、拠点施設から半径800m圏内を「大屋交通結節拠点区域」として設定します。

＜大屋駅乗降者数の推移＞

	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年	2016 (H28) 年
乗降者数(人)	838,238	859,273	825,089	813,412	782,818
1 日あたり乗降者数(人)	2,297	2,354	2,261	2,222	2,145

【大屋交通結節拠点区域】



【信濃国分寺交通結節拠点】

○拠点施設：しなの鉄道信濃国分寺駅

信濃国分寺駅は、2002(平成14)年に開業した、市内の鉄道駅としては一番新しい駅です。

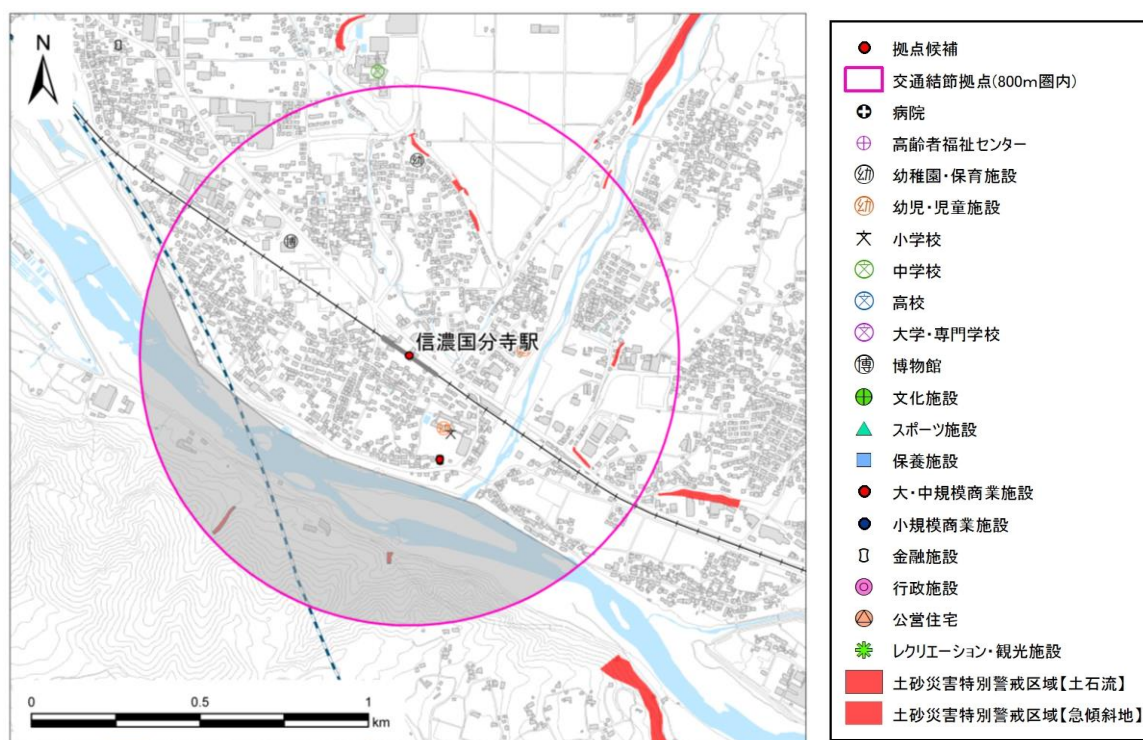
駅の西側には史跡公園として整備された、国指定史跡の信濃国分寺跡があり、信濃国の国府が設けられた古代信濃国の中心地であったと考えられています。現在の国分寺はその南側に位置し、毎年1月7日、8日に開催される八日堂縁日には、市内外から多くの参拝客が訪れています。

用途地域の郊外にあたる周辺地域は、これまでも比較的住宅開発の多い地域でしたが、新たに鉄道駅ができたことにより、更に生活利便性が増し、現在でも駅周辺及び駅徒歩圏周辺への宅地開発や集合住宅の建築が増加しています。当該地区は中心拠点へのアクセスが良く、今後も開発等の可能性が見込まれることから、信濃国分寺駅を拠点施設として、信濃国分寺交通結節拠点を設定します。また、拠点施設から半径800m圏内を「信濃国分寺交通結節拠点区域」として設定します。

＜信濃国分寺駅乗降者数の推移＞

	2012(H24)年	2013(H25)年	2014(H26)年	2015(H27)年	2016(H28)年
乗降者数(人)	400,608	416,994	387,622	405,978	433,124
1日あたり乗降者数(人)	1,098	1,142	1,062	1,109	1,187

【信濃国分寺交通結節拠点区域】



【西上田交通結節拠点】

○拠点施設：しなの鉄道西上田駅、西上田駅前バス停

西上田駅は、1920(大正9)年国鉄信越本線の北塩尻駅として開業し、1956(昭和31)年に現在の駅名に改称されました。しなの鉄道線の間駅であり、しなの鉄道の旅客駅という側面と、J R貨物の貨物駅という側面を併せ持つ駅です。

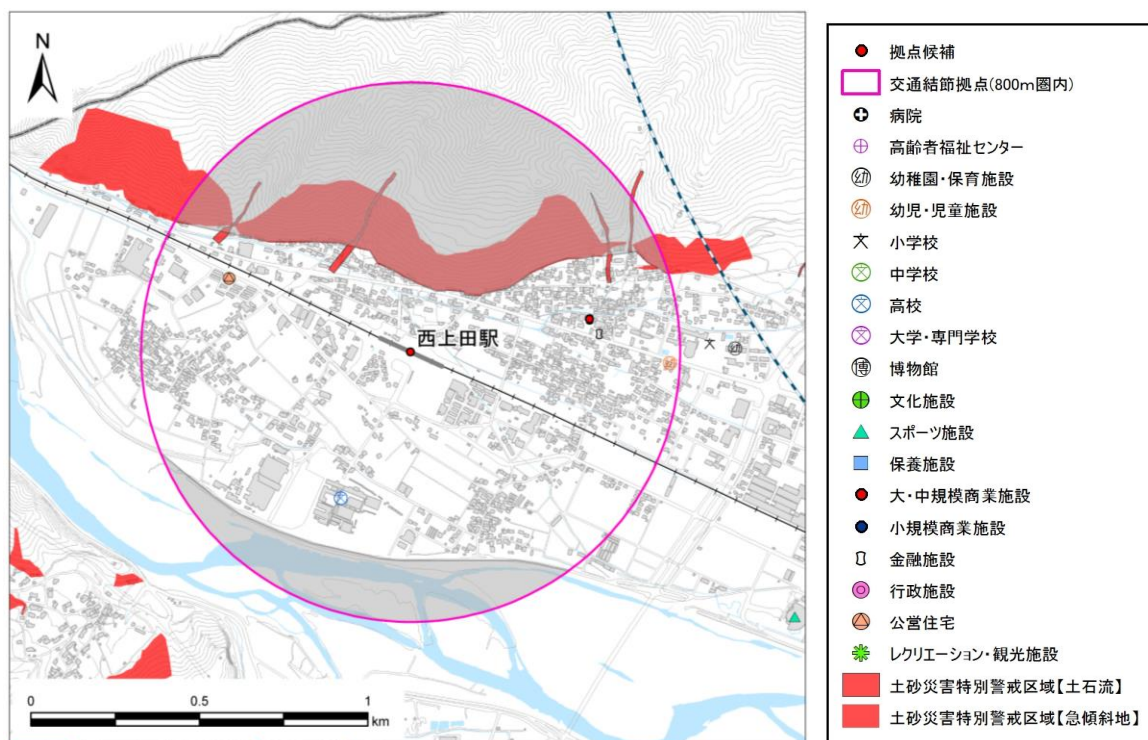
駅周辺には工場団地、オイルターミナル等が立地する工場地帯であったことから、かつては貨物輸送が主流の駅として営業していましたが、1987(昭和62)年、生徒数1,000人を超える上田西高校が駅近くに移転し、通学生の多くがこの駅を利用することから、人員輸送数も次第に増え、現在においても増加傾向にあります。

また、地元塩尻地区は人口が増加傾向にあり、信濃国分寺駅同様、中心拠点へのアクセスが良く、今後も開発等の可能性が見込まれることから、西上田駅を拠点施設として、西上田交通結節拠点を設定します。また、拠点施設から半径800m圏内を「西上田交通結節拠点区域」として設定します。

＜西上田駅乗降者数の推移＞

	2012(H24)年	2013(H25)年	2014(H26)年	2015(H27)年	2016(H28)年
乗降者数(人)	631,368	636,232	637,147	661,651	685,032
1日あたり乗降者数(人)	1,730	1,743	1,746	1,808	1,877

【西上田駅交通結節拠点区域】



[illegible]

90

1 1 都市機能誘導区域

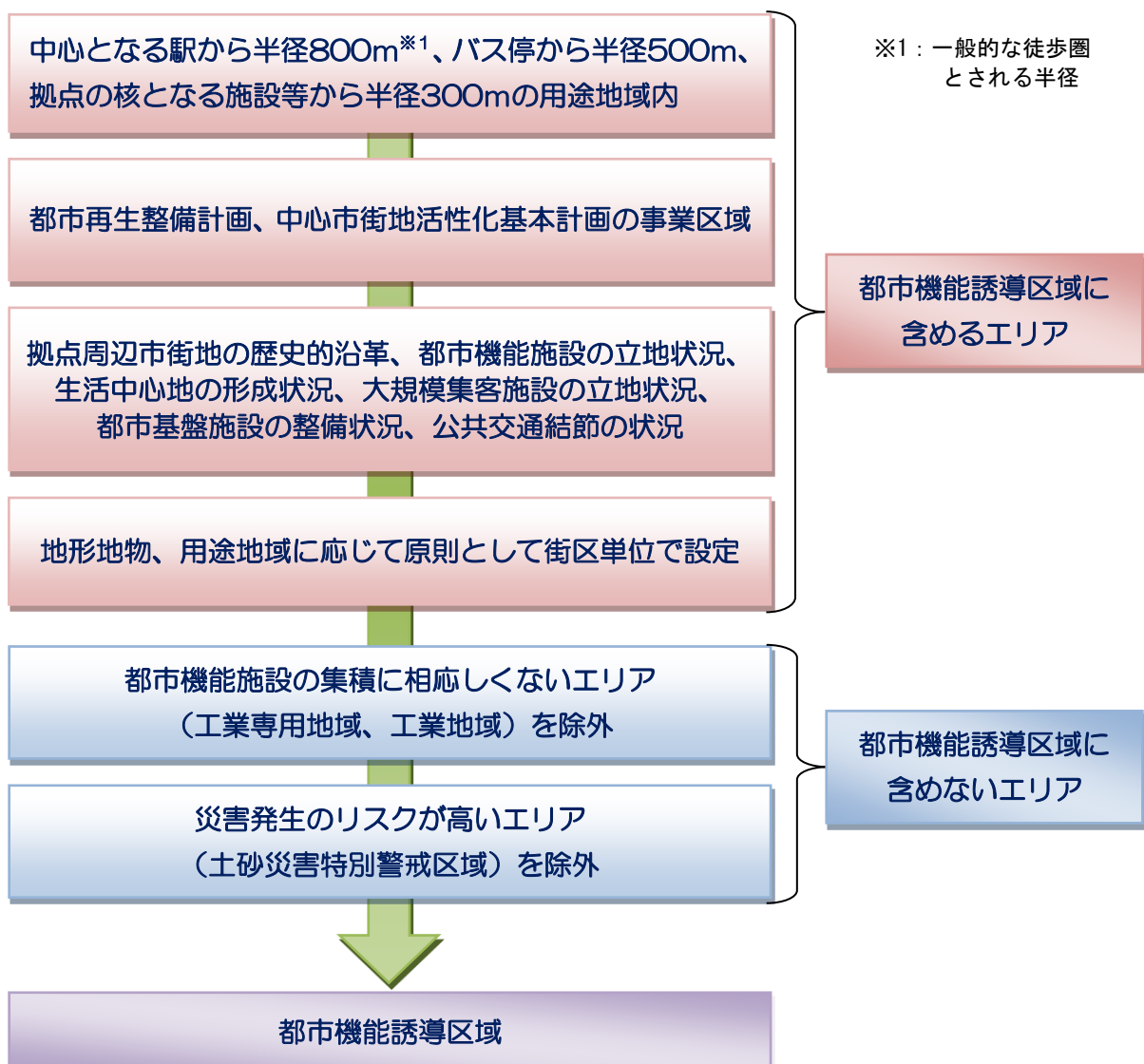
都市機能誘導区域は都市としての機能を持続していくため、医療、福祉、子育て支援、商業、金融等のサービス、教育・文化施設等の都市機能施設の立地を誘導し、まちなかの賑わいを維持・持続する区域です。賑わいや利便性を保つことで居住や都市機能を誘導するインセンティブの発現を図ります。

1 1-1 都市機能誘導区域設定の基本的考え方

中心拠点の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、各種サービスの効率的な提供が図れる区域とします。

- 鉄道や公共交通網結節点に近い商業等が集積する地域等、都市機能が充実している区域
- 周辺地域からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- 用途地域内で都市の拠点となるべき区域

1 1-2 都市機能誘導区域設定の流れ



1 1-3 都市機能誘導区域の設定

1 1-3-1 上田中心市街地を拠点とした「上田都市機能誘導区域」

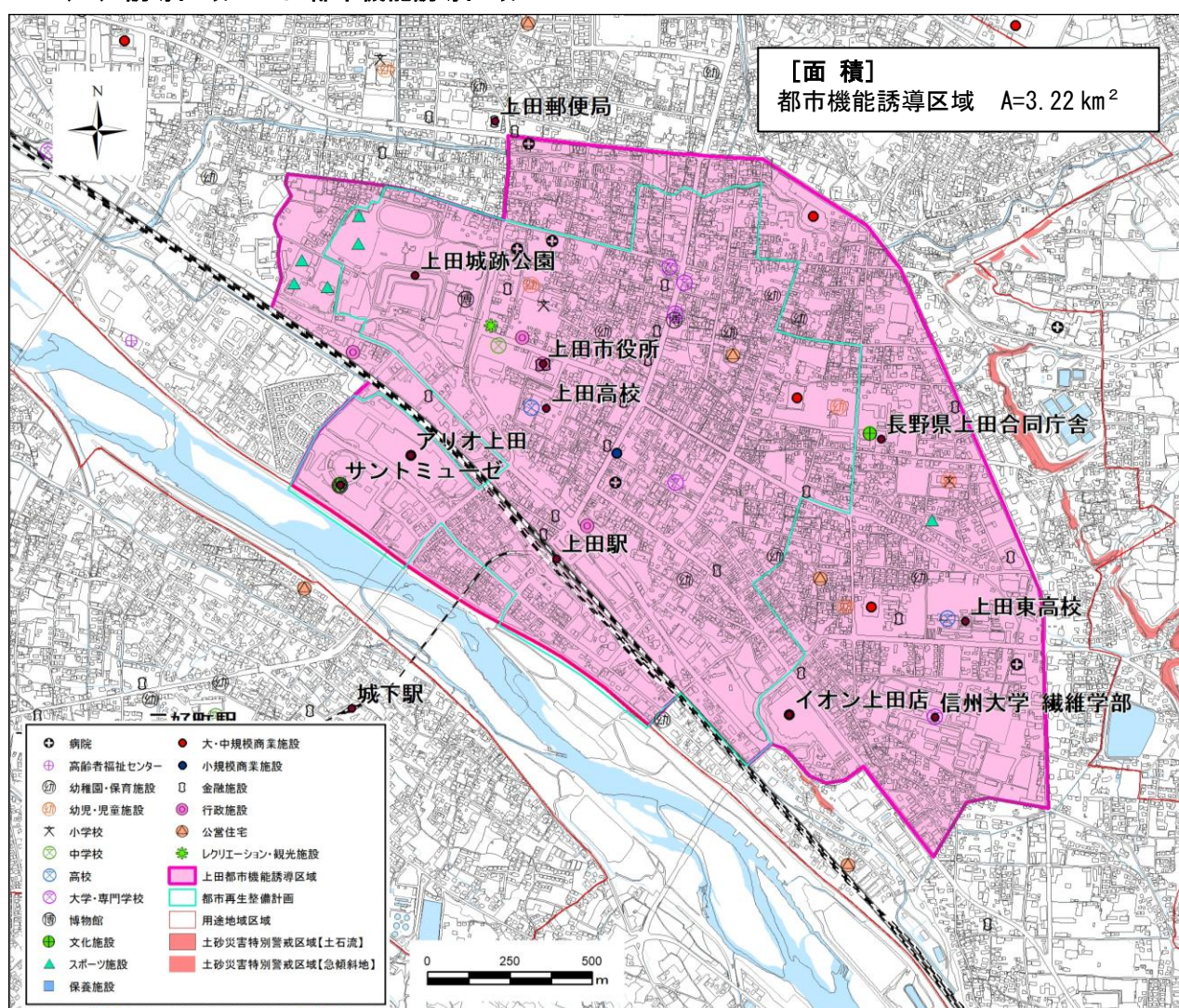
(1) まちづくりの方針

上田駅を中心としたその周辺区域は、上田市域だけでなく、隣接する他市町村を含む上田圏域全体の都市機能サービス拠点であり、上田圏域が将来に渡って持続していくための重要な都市機能集積エリアと言えます。

首都圏や北陸圏への玄関口であるＪＲ北陸新幹線上田駅、市民の憩いの場であり上田市の代表的な観光施設である上田城跡公園、文化・芸術の交流拠点であるサントミュージゼ、イオン上田店やアリオ上田などの大規模商業施設、高等学校や各種専門学校、大学等の教育施設、さらに救命救急医療等の施設など、都市機能施設が集積する上田中心市街地とその周辺区域は、上田市全体が持続していくために、将来に渡って都市機能の維持を図る必要があります。

これらの理由により、本計画において上田駅を中心とする周辺区域に「上田都市機能誘導区域」を設定し、多様な施策の中で既存の都市機能施設の維持を図るとともに、必要な都市機能施設を、**低未利用土地**の活用等も含め都市機能誘導区域内への誘導を図り、利便性とまちなかの賑わいを維持・向上し、人の流れを誘導します。

(2) 誘導区域：上田都市機能誘導区域



1 1-3-2 丸子中心市街地を拠点とした「丸子都市機能誘導区域」

(1) まちづくりの方針

丸子地域は、旧丸子町域はもとより、これまで生活サービス機能提供の場として、依田窪地域（丸子・武石地域、長和町 ※下図参照）の中心的な役割を担ってきた歴史的経過があり、救急病院等の医療施設、高等学校・文化会館・図書館などの教育文化施設、コミュニティ型ショッピングセンターや、金融・商業・サービス等の生活利便施設などの都市機能施設が集積しており、現状においてもその役割は変わっていません。

丸子地域の中心拠点は、都市機能の集積状況から丸子地域自治センター周辺地区及び中丸子ベルシティ周辺地区であり、旧上田丸子電鉄丸子駅前と、旧鐘紡丸子工場跡地の中丸子ベルシティが公共交通の結節点となっています。

丸子地域は、戦前から製糸業の町として、最盛期には紡績絹糸生産における国内生産量の50%のシェアを担う時代もあり、戦後は機械・金属・食品・電子など、工業の町として発展を遂げ2000年初頭までは、町政を数く自治体としては県内で最大規模の人口を誇りました。

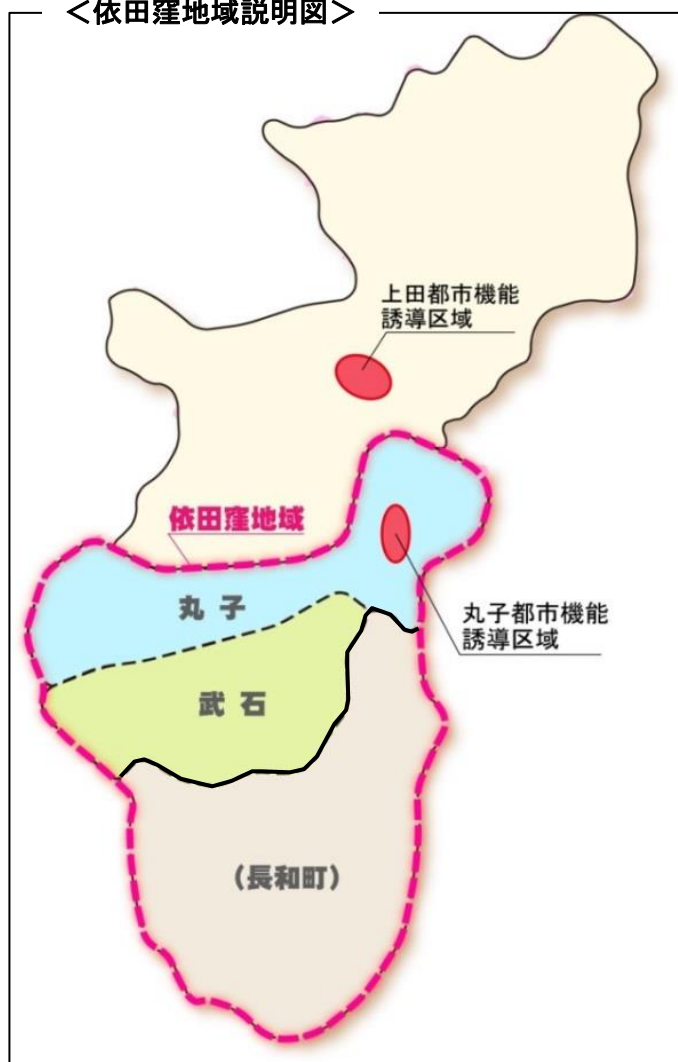
しかしこの時期を境に人口は減少の一途をたどり、1970(昭和45)年以降続いた人口集中地区（D I D）も2015(平成27)年の国勢調査では消滅しています。

都市機能誘導区域を人口集中地区の無い区域に設定しても支援措置の恩恵が薄く、都市機能誘導区域を設定するメリットが少ないのが実情です。

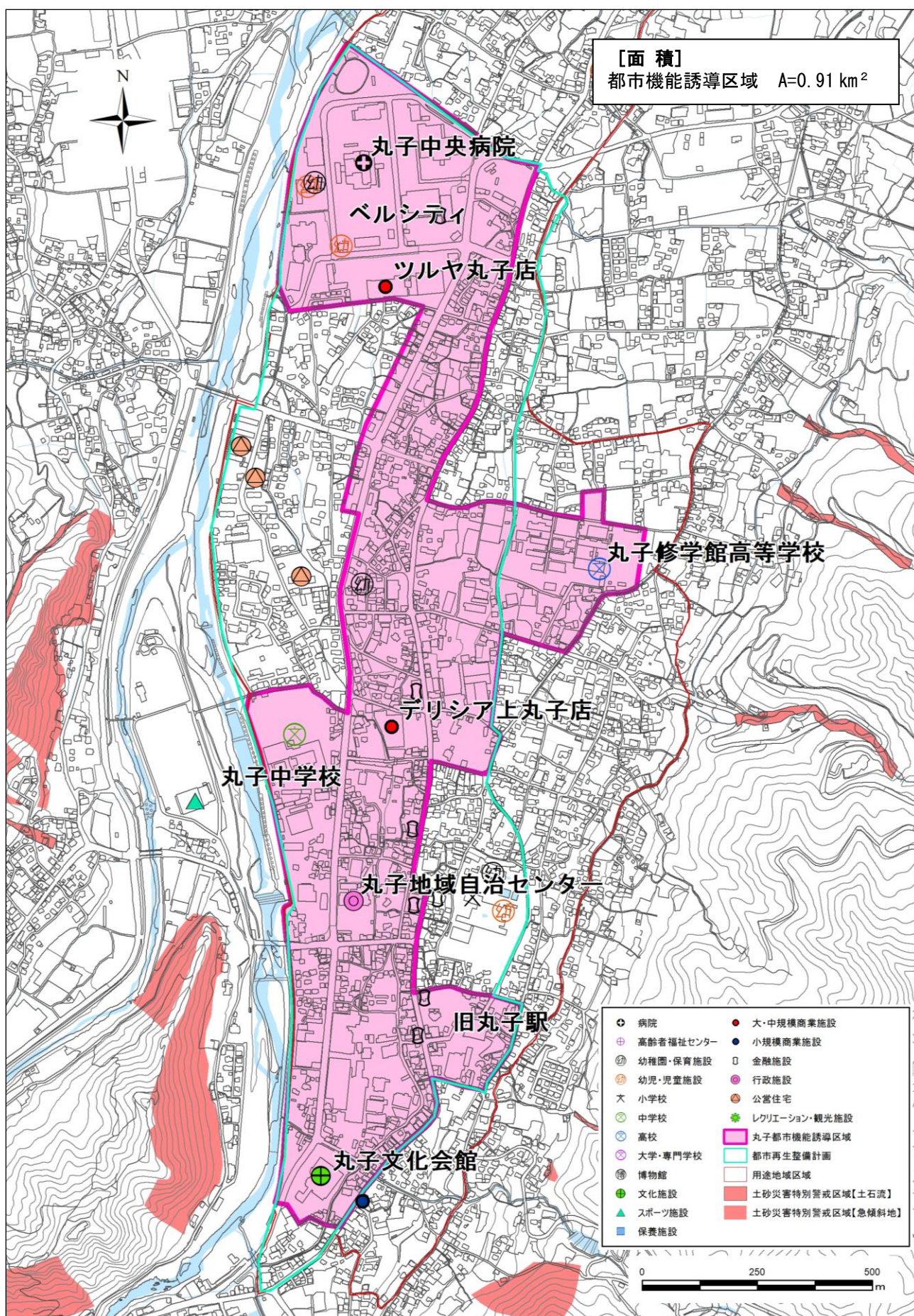
しかしながら、今後人口減少が加速的に進むと予想される中、依田窪地域全体の生活環境を維持していくためには、丸子地域中心拠点の都市機能サービス及び公共交通ネットワークを維持する必要があります。さらに、丸子地域における公共交通の利用者の多くは丸子修学館高校の生徒であることから、同校を現在の場所に存続することは単に高次都市機能の持続のみならず、地域公共交通存続のための必要不可欠な要素であると言えます。

したがって、丸子地域の都市機能誘導区域を設定することは、市として丸子中心拠点を維持していく姿勢を内外に示すために必要であり、支援措置に対する特別な期待はできないものの、市の独自施策を含めた多様な事業施策により市民が健康で快適に暮らすことのできる環境づくりと、都市機能施設の集積を活かした賑わいのある市街地拠点を再生するため、「丸子都市機能誘導区域」を設定します。

＜依田窪地域説明図＞



(2) 誘導区域：丸子都市機能誘導区域



1 2 都市機能誘導施設

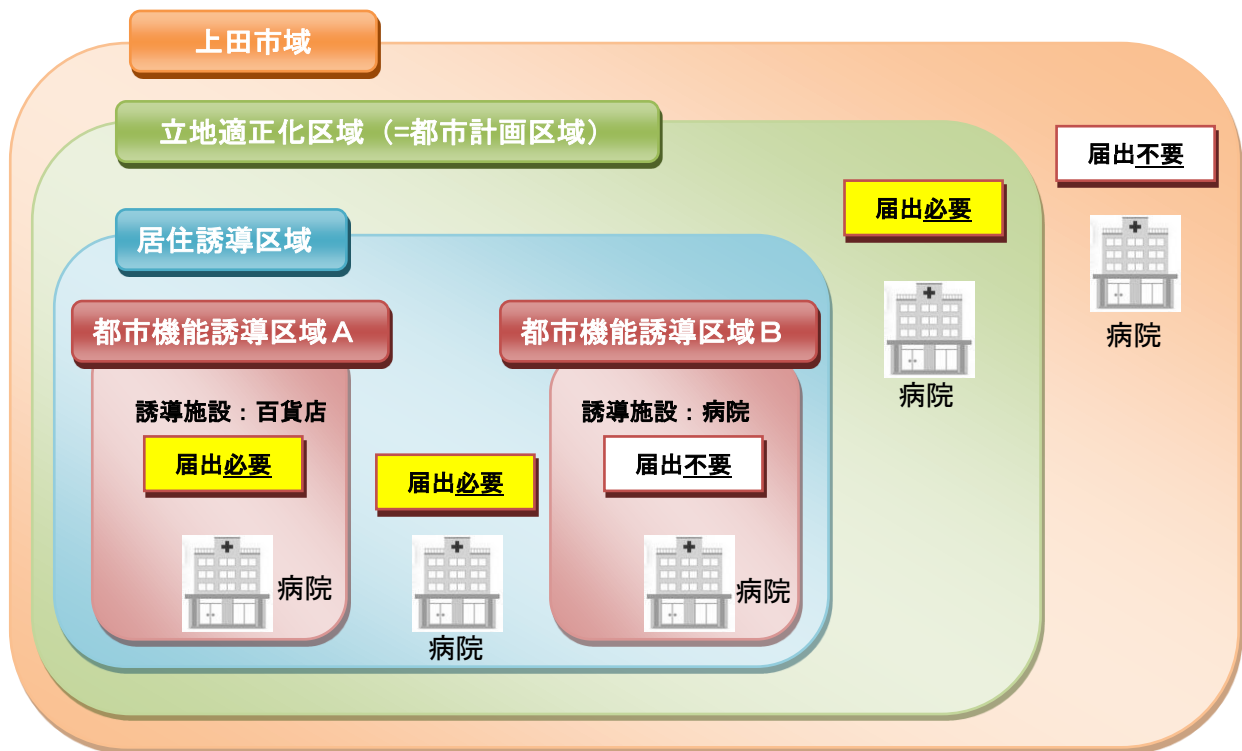
都市機能誘導区域内における、賑わいと利便性を持続するために必要な都市機能施設を、都市機能誘導施設として設定します。

1 2-1 想定される都市機能誘導施設

都市機能誘導施設は、都市の機能を持続するために必要な施設で、利便性と利用頻度の高い施設が想定されます。なお、原則として都市機能誘導施設は、都市機能施設の中から選定され、それぞれの「都市機能誘導区域」ごとに設定されます。

一方で、都市機能誘導施設に設定された施設は、都市機能誘導区域外では、「立地を抑制する施設」として位置付けられます。よって、市内に立地する日常的な生活サービス施設などを都市機能誘導施設に設定してしまうと、身近な場所での利便性に影響する恐れがあります。

したがって、都市機能誘導施設の設定にあたっては都市機能誘導区域の人口や面積の規模、外縁地域の状況、加えて都市機能誘導区域それぞれの状況等の勘案が必要です。



【一般的に想定される都市機能誘導施設】

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他高齢化の中で必要性の高い施設。
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設。
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設。
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設。

1 2-2 都市機能誘導施設の考え方

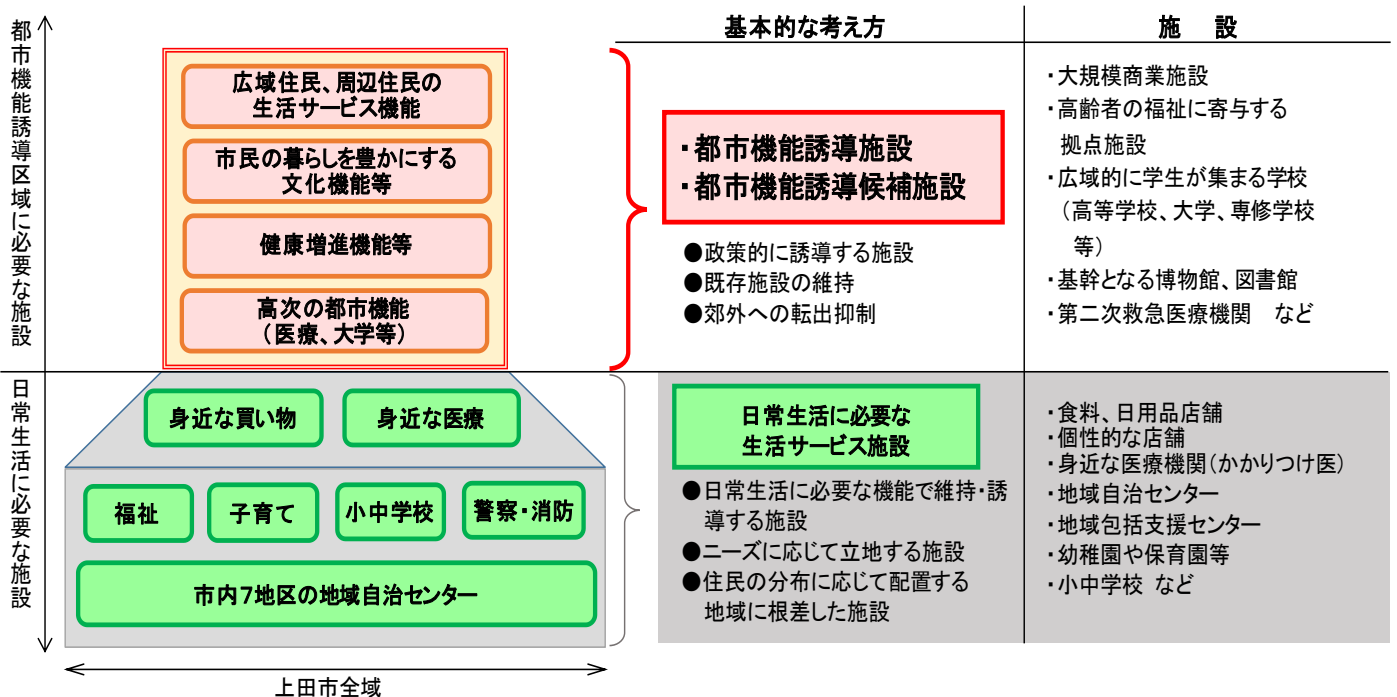
都市機能誘導区域内に立地している既存の都市機能の状況、及び市街地に必要な都市機能・サービス機能の整理を踏まえた誘導施設の考え方は、次のとおりです。

- ◆「上田都市機能誘導区域」は、大規模商業施設や救命救急医療及び入院救急医療を担う病院、高等教育機関等、多くの市民が利用する高次都市機能を維持していくことに加え、市民が健康で暮らし続けることを支援する施設、市民の暮らしを豊かにする文化施設等の維持と必要な都市機能施設の誘導を図ります。
- ◆「丸子都市機能誘導区域」は、依田窪地域の都市機能集積拠点であり、地域全体を持続可能な地域とするため、中心拠点を維持することが“まちづくり”の主眼となります。よって、既存の食品スーパーやショッピングセンター、救命救急医療及び入院救急医療を担う病院、高等学校の存続に加え、市民が快適に暮らし続けることを支援する生活サービス施設の維持と必要な都市機能施設の誘導を図ります。

居住者の共同の福祉又は利便のために必要な医療施設や商業施設等の都市機能の増進に著しく寄与する施設と、当該施設が都市機能誘導区域外へ転出することで都市構造や公共交通等に影響を与える施設を都市機能施設とし、その中から「都市機能誘導施設」を選定します。

また、将来都市機能誘導施設となり得る候補施設として、「都市機能誘導候補施設」を同様に設定し、概ね5年毎の計画の見直し時に「都市機能誘導施設」とするかの検討を行います。

なお、都市機能誘導区域やその周辺に立地し、概ね充足している生活サービス施設については「都市機能誘導施設」には設定しないものとします。

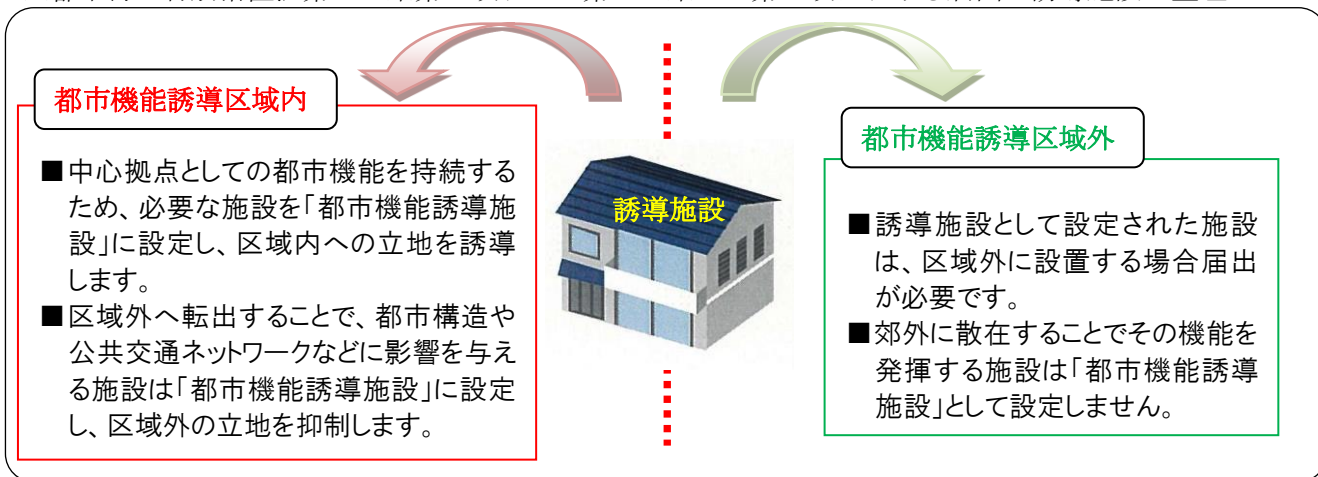


◆都市機能誘導施設のまとめ

都市機能施設		医 療		高 齢 者 福 祉		子 育 て 支 援	交 通	教育・ 文化					健康・ 増進		商 業		金 融	コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア	行 政	そ の 他		
1 都市機能誘導施設 ●: 既存施設と同等機能を確保・維持する施設 2 都市機能誘導候補施設 △: 見直し時に、都市機能誘導施設とするかの検討をする施設 3 日常生活に必要な生活サービス施設 ◇: 日常生活に必要な機能で維持・誘導する施設		第二次救急医療機関		診療所（第一次救急医療機関）		高齢者福祉センター	高齢者福祉センター	子育て支援施設	駅・バスターミナル	小学校・中学校	高等教育機関	基幹となる図書館	基幹となる博物館	文化会館 （客席数200席以上）	厚生労働省健康増進認定規定及び同規定に準ずる高齢者健康増進施設	総合体育館・プール	大規模商業施設 （店舗面積10,000㎡以上）	小規模商業施設	金融機関ATM	コンビニエンスストア	行政施設	優良建築物等整備事業により整備する建築物
都市機能誘導区域		上田	△	◇	◇	△	◇	△	◇	△	●	◇	△	△	△	●	◇	◇	◇	◇	●	
		丸子	△	◇	◇	△	◇	●	◇	●	●	◇	△	△	△		◇	◇	◇	◇	△	

- ◆ 「都市機能誘導施設」は「既存施設（現状ある施設）と同等の機能を有する施設」であり、個別名称での設定はできません。
- ◆ 「都市機能誘導候補施設」は、概ね5年毎に実施する上田市立地適正化計画の見直し時に再調査を行い、「都市機能誘導施設」として設定するか検討を行います。

※都市再生特別措置法第108条第1項および第108条の2第1項における届出と誘導施設の整理



【都市再生特別措置法】（抜粋）

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

第百八条の二 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

都市機能誘導施設、都市機能誘導候補施設の考え方

都市機能	都市機能施設	都市機能誘導施設、都市機能誘導候補施設の考え方
医療	病院	■医療機能については、今後、高齢化が進む中で、公共交通が充実した都市機能誘導区域内に立地することが求められます。 ■医療機能の中でも、救急医療は高次都市機能であり、都市機能誘導区域外に立地することは、都市構造や公共交通ネットワークなどに影響を及ぼすおそれがあります。また、夜間休日の二次救急医療の輪番制の確保が課題となっていることから都市構造を踏まえ「第二次救急医療機関」は都市機能誘導候補施設とします。 ■初期救急医療を担う病院については、都市構造への大きな影響はないことから都市機能誘導施設には設定しません。
	診療所	■診療所(内科・小児科)については、都市機能誘導区域内及びその近隣エリアも含めると充足しており、将来においても十分な施設数の確保が見込まれることから、都市機能誘導施設には設定しません。
高齢者福祉	高齢者福祉施設	■今後、高齢化率は高まりますが、高齢者数はほぼ横ばいで推移する見込みです。 ■高齢者福祉施設(訪問介護事業所、通所施設、入居施設)については、今後高齢化が進む中で、引き続きその機能を維持・誘導することが求められる施設です。 ■これらの施設は、各地域に散在することでその機能を発揮することから、都市機能誘導施設には設定しません。
	高齢者福祉センター	■今後更に高齢化率が増加すると予想される中、医療費等の社会保障費の増大は大きな課題といえます。高齢者が元気に暮らし続けるための健康づくり、生きがいづくりの拠点として高齢者福祉センターを都市機能誘導候補施設とします。
子育て支援	子育て支援施設	■保育所や幼稚園をはじめとする子育て支援施設については、人口減少が進む中で引き続きその機能を維持・誘導することが求められる施設です。 ■これらの施設は、都市機能誘導区域内及びその近隣エリアも含めると充足しており、将来においても十分な施設数の確保が見込まれることから、都市機能誘導施設には設定しません。
交通	駅・バスターミナル	■拠点間を結ぶ鉄道の駅やバス停のハブ化は、公共交通の利便性を向上させ、さらに施設の複合化等により、人が集まる場所として賑わいの創出につながると期待できることから、バスターミナル施設を都市機能誘導施設とします。 また、近隣の市町村をつなぐ、地域間公共交通の鉄道駅についても都市機能誘導施設とします。

都市機能	都市機能施設	都市機能誘導施設、都市機能誘導候補施設の考え方
教育・文化	小学校・中学校	■ 小学校・中学校については、地域のコミュニティ拠点や災害時の避難所としての機能も有しており、今後も重要な役割を担うことになります。 ■ 全市的に児童・生徒数が減少している中で、学校の規模・配置等について、地域住民と慎重に検討を重ねて方向性を決定していくほか、余裕教室の有効活用についても検討していく必要があります。 ■ 小・中学校の立地は市がコントロールできることから、都市機能誘導施設には設定しません。
	高等教育機関	■ 高等教育機関のうち高校、大学及び専修学校については、高次都市機能（広域都市機能）であり、公共交通の利用に大きく影響しています。これらの施設の立地は、都市構造や公共交通ネットワークなどに影響があることから、高等学校、専修学校、及び大学を誘導候補施設として設定します。 ■ なお、丸子地域における高等学校の存続は、地域に与える社会的影響が大きいことから、総合学科を有する高等教育機関を、丸子都市機能誘導区域の都市機能誘導施設に設定します。
	図書館	■ 図書館は、人の流れを誘導し賑わいを創出する文化機能施設であり、他の都市機能と複合化・多機能化することで、さまざまな施設間の相乗効果を生み出すことのできる施設であることから、都市機能誘導施設として設定します。
	博物館	■ かつて真田氏の居城であった上田城跡は、市の歴史のシンボリックな史跡であり、歴史博物館は観光資源にもなる高次都市機能施設です。一般的に博物館は観光拠点にも必要となる施設であるため都市機能誘導施設に設定しません。
	文化会館	■ 交流・文化施設における公演や展示、及びコンベンション等での集客や、講座やワークショップなどでの定期的な来場者は、まちに賑わいと活力をもたらし、観光や商業、地場産業なども含めた経済活動に対して好影響が期待できます。また、交流・文化施設は高次の都市機能を有する施設であることから、都市機能誘導候補施設に設定します。
健康増進	健康増進施設	■ 今後、高齢化が進む中で高齢者の健康増進やコミュニティの場ともなり、高齢者が元気に暮らし続けるために有効な機能として、特に健康増進高齢者のためにその機能を誘導することが求められていることから、厚生労働省健康増進認定規程及び同規程に準ずる高齢者健康増進施設を都市機能誘導候補施設に設定します。 ■ 集客効果の高い体育館、プールその他の健康増進施設（都市公園その他の公共空地に設置され、一般公共の用に供されるもの）を都市機能誘導候補施設に設定します。

都市機能	都市機能施設	都市機能誘導施設、都市機能誘導候補施設の考え方
商業	大規模商業施設	■大規模商業施設のうち、大型ショッピングモールや、コミュニティ型ショッピングセンターについては、広域を基本商圈とする高次都市機能です。 ■これらの機能が都市機能誘導区域外へ立地することは、都市構造や公共交通ネットワーク、生活の利便性などに影響を与えるおそれがあります。 ■したがって、現状における立地を維持することを主たる目的として、店舗面積10,000㎡を超えるリージョナル型ショッピングセンターや、コミュニティ型ショッピングセンターを都市機能誘導施設に設定します。
	中・小規模商業施設	■食料品スーパーを核として、ホームセンターや衣料品店、ドラッグストア等と併設されるネイバーフッド型ショッピングセンターは、都市機能誘導区域外へ立地することは、都市構造や公共交通の維持、生活の利便性などに影響があります。 ■しかしながら、郊外地域における生活利便性の確保には、生活複合拠点を含めバランスの取れた立地が必要であるため、中小規模のネイバーフッド型ショッピングセンター等は都市機能誘導施設に設定しません。 ■小規模な食料品スーパーについては、都市構造への大きな影響はないことから都市機能誘導施設には設定しません。
金融	金融機関 ATM	■金融機能については、地域経済や居住者の生活を支える重要な機能ですが、コンビニ内のATMなども含め、都市機能誘導区域内及びその近隣エリアも含めると充足しており、将来においても十分な施設数の確保が見込まれることから、都市機能誘導施設には設定しません。
ストア	コンビニエンスストア	■コンビニエンスストアについては、都市構造への大きな影響はないことから、都市機能誘導施設には設定しません。
行政	行政施設	■市役所支所・出張所などについては、市民に行政サービスを提供する施設として、市が整備するものでありコントロールできることから、都市機能誘導施設には設定しません。
建築物 その他の	優良建築物等 整備事業により 整備する 建築物	■市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等整備事業により整備する建築物を、都市機能誘導施設に設定します。

※「都市機能誘導施設」に設定すると、同等の機能を有する「都市機能施設」を、「都市機能誘導区域」に整備又は維持することを計画に位置付けることになります。従って、「当該都市機能施設」を整備（立地・誘導）する場所が未定の場合は、当面「都市機能誘導候補施設」とし、「当該都市機能施設」を「都市機能誘導区域」に整備（立地・誘導）する方針が定まった時点で、「都市機能誘導施設」に設定します。

1 3 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持していこうとする区域で、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう将来の人口等の見通しを踏まえ適切な範囲に設定します。また、都市機能誘導区域の賑わいと利便性を保ち続けることが居住を周囲に誘導するインセンティブとなり、居住者の自由な意思で居住地を選択する緩やかな誘導の中で一定規模の人口密度を維持していく区域です。

1 3-1 居住誘導区域設定の基本的な考え方

居住誘導区域は、中心拠点へのアクセス、人口密度の確保、災害発生リスクなどの点に留意した中で選定され、原則として土地利用のルールが設定された用途地域内に設定します。

1 3-2 居住誘導区域設定の流れ

土地利用のルールが設定された区域

土地利用のルールが設定されている用途地域内の区域

(+)

生活利便性が確保される区域

都市機能誘導区域となる中心拠点に容易にアクセスすることのできる区域であり、公共交通軸の駅から半径 800m、バス停から半径 500m（徒歩・自転車利用圏）に存する区域

(+)

目標年次において、一定程度の人口密度が確保される区域

目標年次である 2035 年において、現状の DID（人口集中地区）と同程度の人口密度が確保される区域

※上田:2015(平成 27)年DID人口密度 37.66 人/ha

丸子:2010(平成 22)年DID人口密度 25.57 人/ha

(-)

災害発生リスクが高い区域、居住に適さない区域を除外

土砂災害特別警戒区域及び、用途地域の指定が工業専用地域、工業地域である居住には適さない区域を除外

(=)

居住誘導区域

1 3-2-1 生活利便性が確保される区域

生活利便性が確保される区域とは、「都市機能誘導区域の拠点施設へ容易にアクセスすることのできる区域で且つ公共交通軸の駅やバス停の徒歩・自転車利用圏に存する区域」とし、

- ・鉄道駅から徒歩で10分程度の範囲（半径800m程度）
- ・ピーク時片道運行本数が3本以上を満たすバス停へ徒歩で5分程度の範囲（半径500m程度）とします。

1 3-2-2 目標年次において、一定程度の人口密度が確保される区域

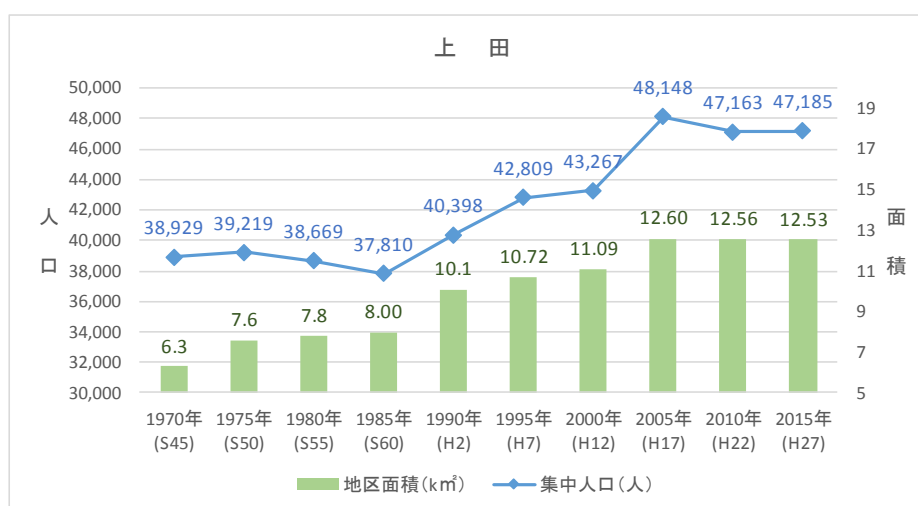
居住誘導区域の設定において、「目標年次において、一定程度の人口密度が確保される区域」は「生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲」と考え、区域の設定については1970（昭和45）年以降の人口集中地区（DID）の推移を参考に、以下のとおり検討しました。

（1）上田地域

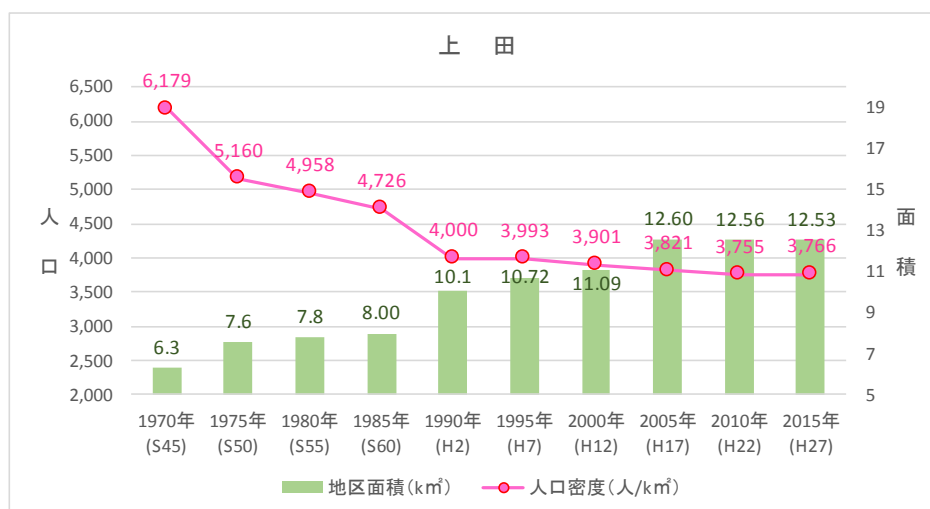
1970（昭和45）年以降、DIDは拡大し、2005（平成17）年以降は横ばいとなっています。また、DID人口については、1985（昭和60）年までは微減、その後2005（平成17）年まで増加し、それ以降は横ばいとなっています。

DID人口密度は1970（昭和45）年以降減少し、1990（平成2）年からは微減、2010（平成22）年以降は横ばいで推移しています。

【上田地域人口集中地区面積と地区内人口の推移】



【上田地域人口集中地区面積と人口密度の推移】



1970(昭和45)年以後拡大してきた上田DIDは、2005(平成17)年からはほぼ横ばいになるものの、今後は予想される人口減少とともに、徐々に面積も減少することが予想されます。また、DIDの大部分を占める用途地域内の人口減少が進む一方で、用途地域外縁部の人口については、当面微増しながら横ばいへと移行し、ある時期を境に減少へ転ずると予想されます。

1965(昭和40)年頃から急速にモータリゼーションが進展したことで市民の生活様式は一変しました。高度経済成長と併せ、国民の暮らしは豊かになり、一家に1台であった車は2台、3台へと増えていきました。

さらに、上田市は、大都市圏と比較して地価の安い地方都市特有の傾向として、庭付き一戸建て、ひとり一部屋への執着傾向があることから、豊かになった暮らしとともに、プライバシーを重視した生活空間への関心が高まり、より広く暮らしやすい生活環境を求める傾向と変化していきました。そのため、比較的地価が高い中心拠点への居留意欲は薄れ、安価な広い土地と閑静な居住環境を求めて、中心市街地から郊外へと居住地が拡がり、やがてDIDは用途地域を越えて、外縁へと広がっていきました。

このような背景を踏まえると、「生活サービス機能の持続的確保が可能な範囲」には、市民が住みたい、住み続けたいと思える良好な居住環境が必要になると言えます。

本計画の目標年次である2035年における上田地域の人口は、約10万2千人と推定され、1970(昭和45)年から1975(昭和50)年当時の人口と同程度であることから、目標年次における居住誘導区域は、1970(昭和45)年のDIDと同程度とすることも考えられます。

しかしながら前述のとおり、モータリゼーションの台頭や生活様式の進展、市民が求める居住環境等から鑑みると、「生活サービス機能の持続的確保が可能な範囲」は、DIDの面積の推移が横ばいとなり始めた2005(平成17)年DIDを基本に用途地域内に設定することが妥当と考えられ、用途地域外へ広がりつつあるDIDの範囲を、人口減少の進行とともに土地利用の規制のある用途地域内に収束を図ることで、コンパクトなまちづくりをイメージすることとします。

また、「生活サービス機能の持続的確保が可能な範囲」の人口密度は、基本的に現状維持とし、2015(平成27)年DIDの37.66人/haとし、用途地域内で2035年の推計人口密度が37.66人/haを確保し連担している区域を範囲とします。

さらに、居住誘導区域内人口の目標値を達成可能な値とするには、目標年度までの人口減少を極力抑える必要があります。したがって、2035年において目標とする人口密度が確保された生活サービス機能の持続的確保が可能な連担した区域は、バス停の徒歩圏内(半径800m程度)を限度に区域に含めることとします。

(2) 丸子地域

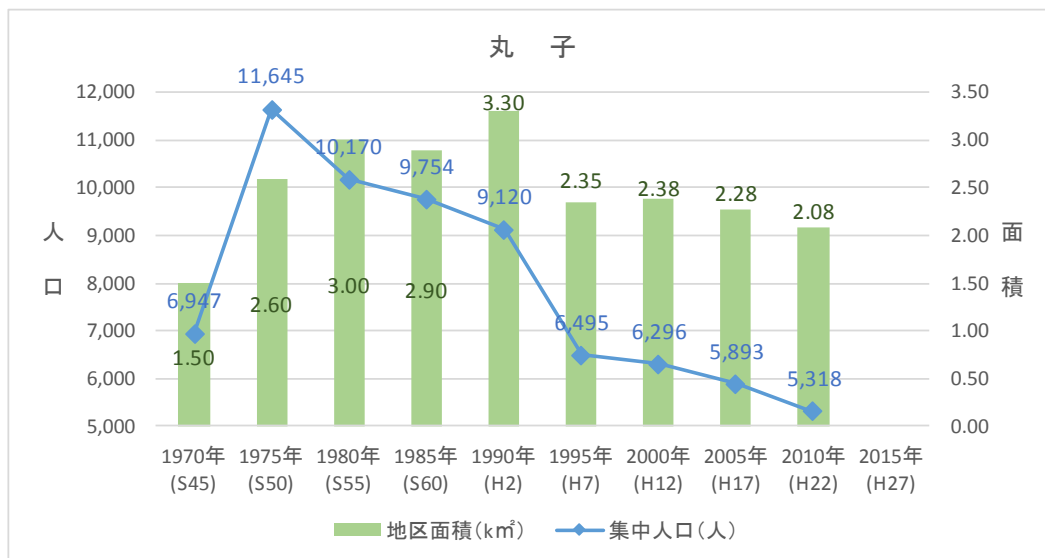
1970(昭和45)年～1975(昭和50)年にかけてDIDの拡大とともに急激にDID人口が増加しました。1990(平成2)年～1995(平成7)年にかけて急激にDID人口は減少した後も減少傾向は続き**2015(平成27)年にはDIDが消滅**しています。

また、DID面積は1990(平成2)年まで増加傾向で推移しますが、その後は人口減少とともに減少します。その結果、DID人口密度は1975(昭和50)年から1990(平成2)年にかけて、45人/haから28人/haへと急激に減少しており、その後26人/ha程度で推移しますが、前述のとおり2015(平成27)年にDIDは消滅します。

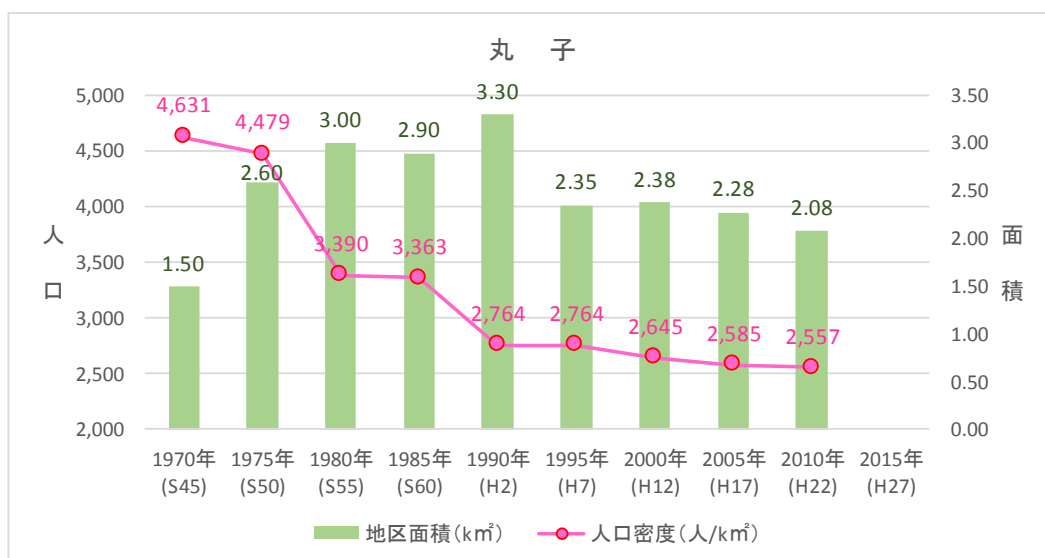
丸子地域は、1950(昭和25)年当時、2万8千人の人口がありましたが、1965(昭和40)年には2万5千人まで減少しました。以後2010(平成22)年まではほぼ横ばいであり、この頃までは、町制を敷く自治体としては、県内で最大規模の人口を誇っていました。

しかしながらこの時期を境に再び人口は減少し、2015(平成27)年には2万2千人まで落ち込んでいます。

【丸子地域人口集中地区面積と地区内人口の推移】



【丸子地域人口集中地区面積と人口密度の推移】



丸子地域は、都市機能誘導区域の設定で記述したとおり、依田窪地域全体の都市機能集積拠点として今後も維持していかなければならないという地域の実情があり、現在の都市機能や生活サービス機能を持続させていくため多種多様な施策を講じていく必要があります。

したがって、丸子居住誘導区域については、現状の都市機能を持続していくことに主眼を置いて設定することとし、人口減少が今後も進むことが予想される中、周辺地域へ与える影響も考慮する等、その設定には現実的な考えが必要です。

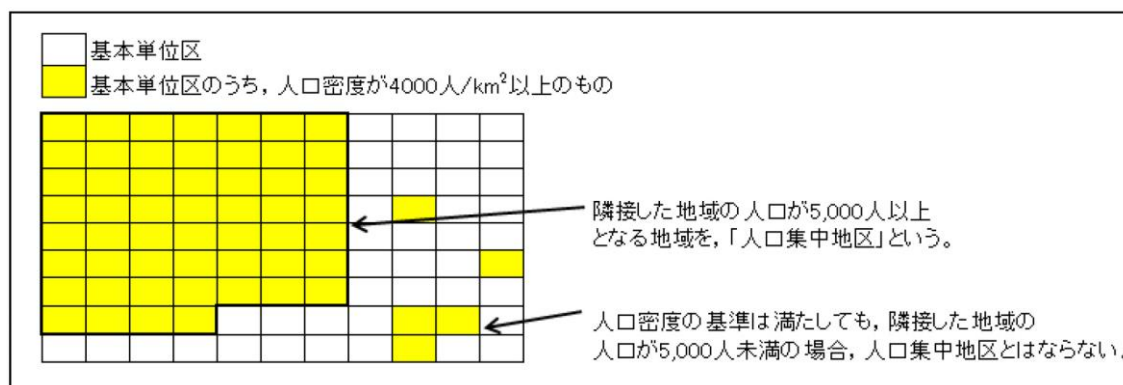
以上のことを踏まえ、「生活サービス機能の持続的確保が可能な範囲」において、当該区域を設定することとし、将来における人口密度が一定程度維持できる区域で、かつ居住誘導による区域外への影響が最小限にとどめられる区域を用途地域内に設定します。

※DID とは

DID とは、Densely Inhabited District の略で「人口集中地区」のことです。

人口集中地区は、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域です。

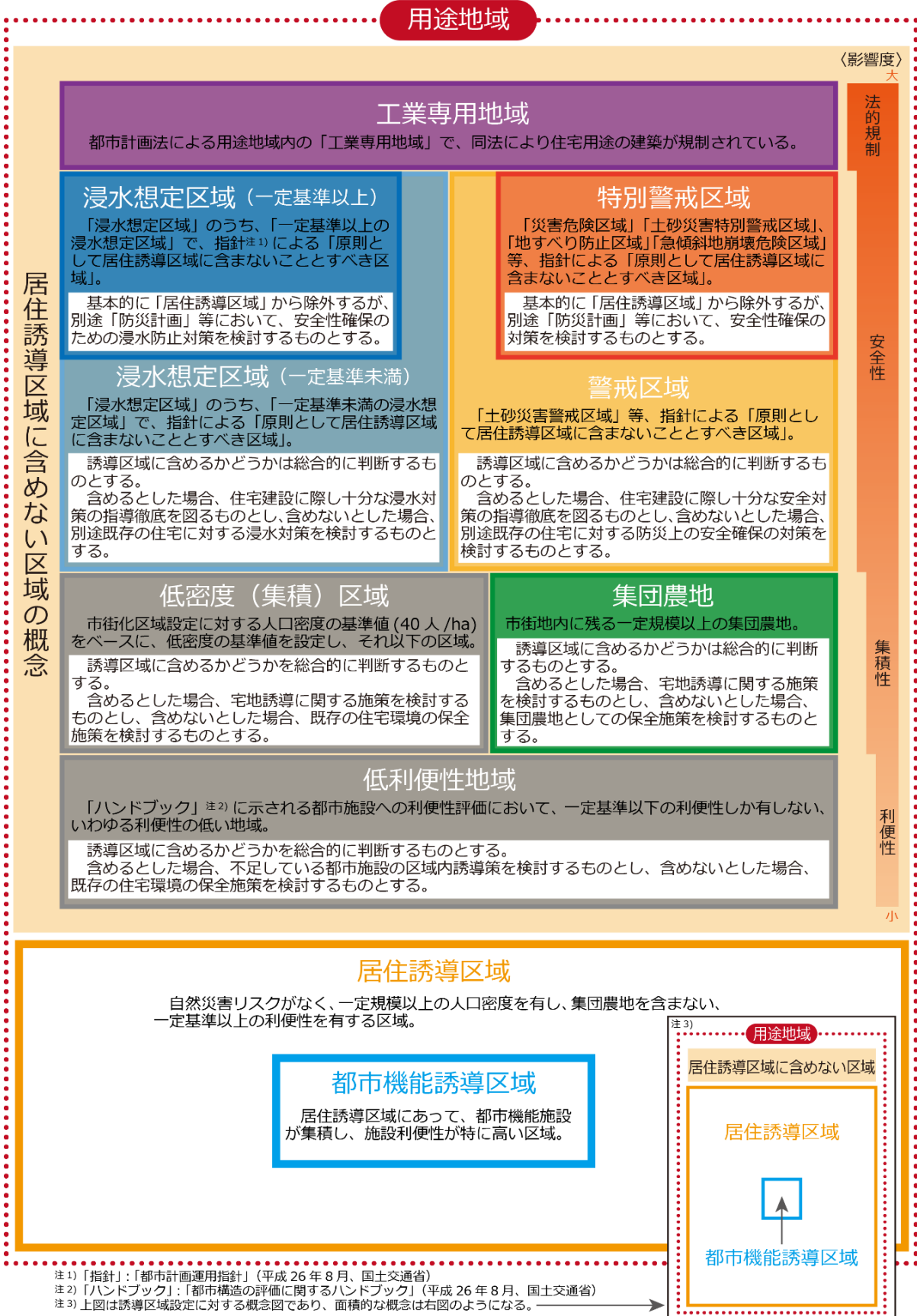
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含まれます。



1 3-3 居住誘導区域に含めない区域の概念

居住誘導区域は、法令に準じて居住制限が設けられている区域、安全性から考慮すべき区域等を除いて、一定の人口集積を保つべき区域を設定することとなっています。

＜誘導区域設定の概念＞



13-4 居住誘導区域の候補地選定

居住誘導区域は、上田・丸子の用途地域内に設定することとし、次表「居住誘導区域に含まない区域」を基本に、目標年次において一定の人口集積がある連坦した区域を居住誘導区域の候補地に選定します。

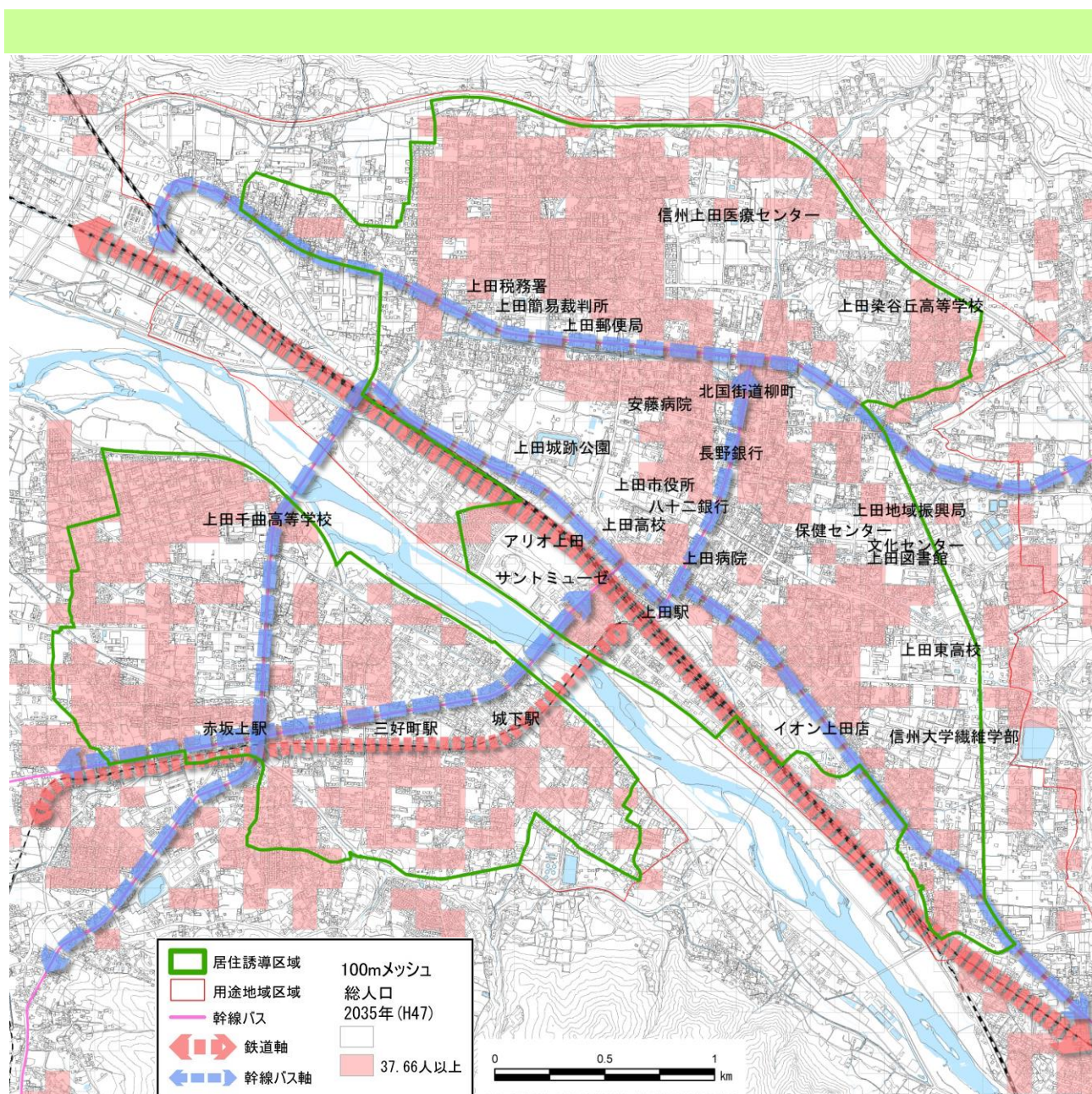
都市計画運用指針		上田市の選定要件
居住誘導区域に「含まない区域」	「含まない区域」	
	ア 市街化調整区域	－ ＜非線引き都市＞
	イ 建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	－
	ウ 農業振興地域の整備に関する法律 農用地区域又は農地法若しくは採草放牧地の区域	－
	自然公園法の特別地域	－
	森林法の保安林の区域	－
	エ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区	－
	森林法の保安林予定森林の区域	－
	森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	－
	「原則、含まない区域」	
	ア 土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
	イ 津波災害特別警戒区域	－
	ウ 災害危険区域	－
	エ 地すべり防止区域	地すべり防止区域
	オ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
	「適当でないと判断の上、含まない区域」	
	ア 土砂災害警戒区域	※1
	イ 津波災害警戒区域	－
	ウ 浸水想定区域	※1
	エ 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	－
	オ ア・イの他、調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域	－
	「慎重に判断を行うことが望まれる、含まない区域」	
	ア 法令により住宅の建築が制限されている区域 (工業専用地域・流通業務地区等)	工業専用地域
	イ 条例により住宅の建築が制限されている区域(特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域)	特別用途地区(特別業務地区)
	ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	－
	エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	－
	その他「含まない区域」	
		都市公園のうち歴史文化史跡のある公園 (上田城跡公園、国分寺史跡公園)

※1 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域については、区域内であってもこれを理由に、開発行為や建築物等建築行為は制限されていないため、本市においては土砂災害警戒区域及び浸水想定区域は居住誘導区域に含むものとし、警戒避難体制の整備をはじめ予防・啓発・警戒などのソフト対策により災害の軽減に努めるものとします。

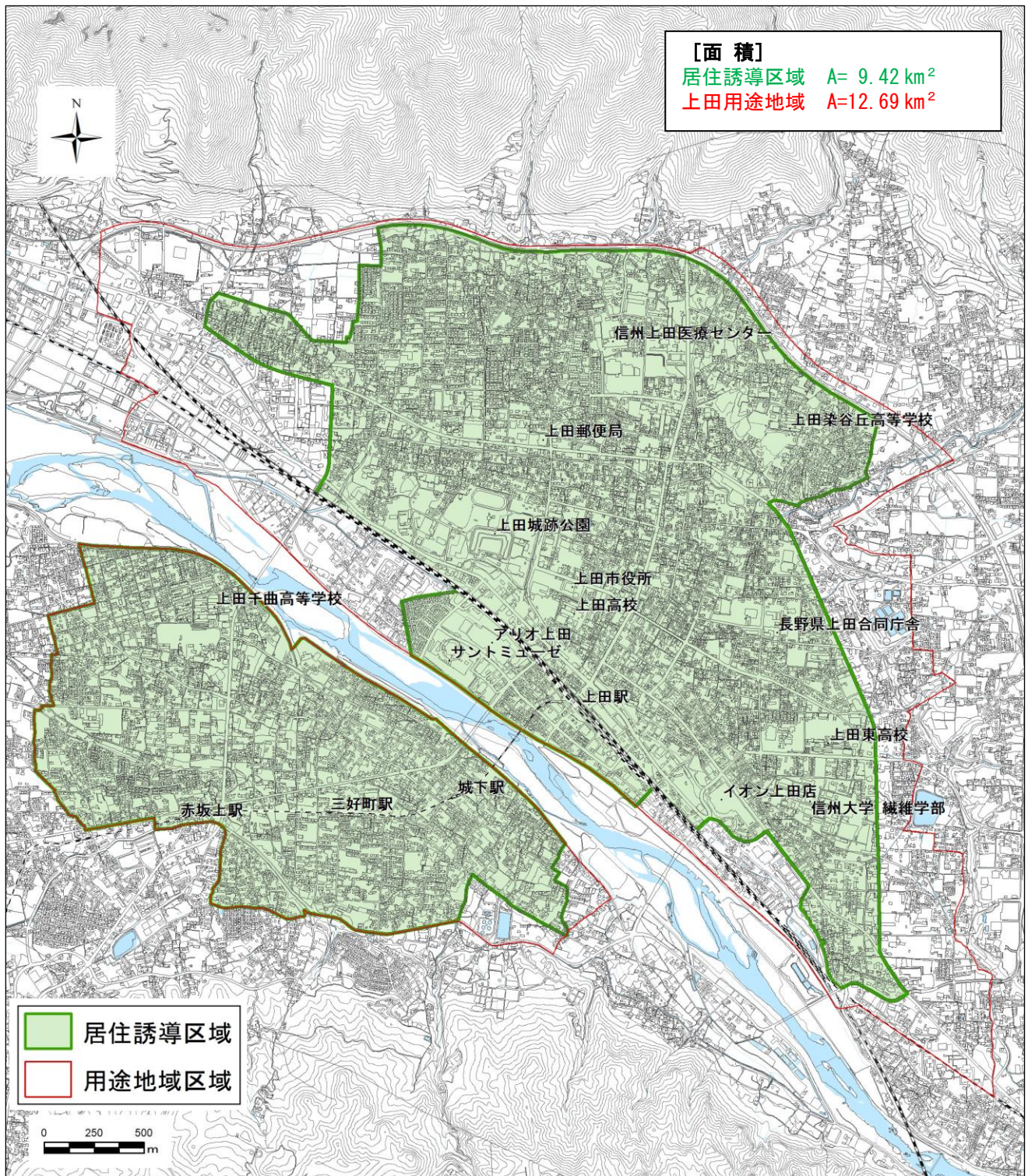
1 3-5 居住誘導区域の設定

1 3-5-1 上田居住誘導区域

- 「上田都市機能誘導区域」を含むその外縁に展開する居住に適した区域であって、用途上の「工業地域」、「工業専用地域」、「特別業務地区」を除いた用途地域内。
 - 2035年時点で人口の集積が見込まれ、上田都市機能誘導区域の中心部に容易にアクセスすることのできる区域であって、公共交通軸の駅やバス停の徒歩・自転車利用圏に存する区域。鉄道駅から徒歩で10分程度の範囲(半径800m程度)、及びピーク時運行本数が片道3本以上を満たすバス停から徒歩5分程度の範囲(半径500m程度)。
 - 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域。
 - 将来における人口密度が一定程度維持でき、生活サービス機能の持続的確保が可能な区域。
- [①2005(平成17)年DIDを基本に用途地域内に設定 ②用途地域内で2035年時点の推計人口密度37.66人/haが連担している区域 ③バス停の徒歩圏(半径500m程度)を限度に2035年時点において目標とする人口密度が確保される区域、及び当該区域と連担した生活サービス機能の持続的確保が可能な区域]



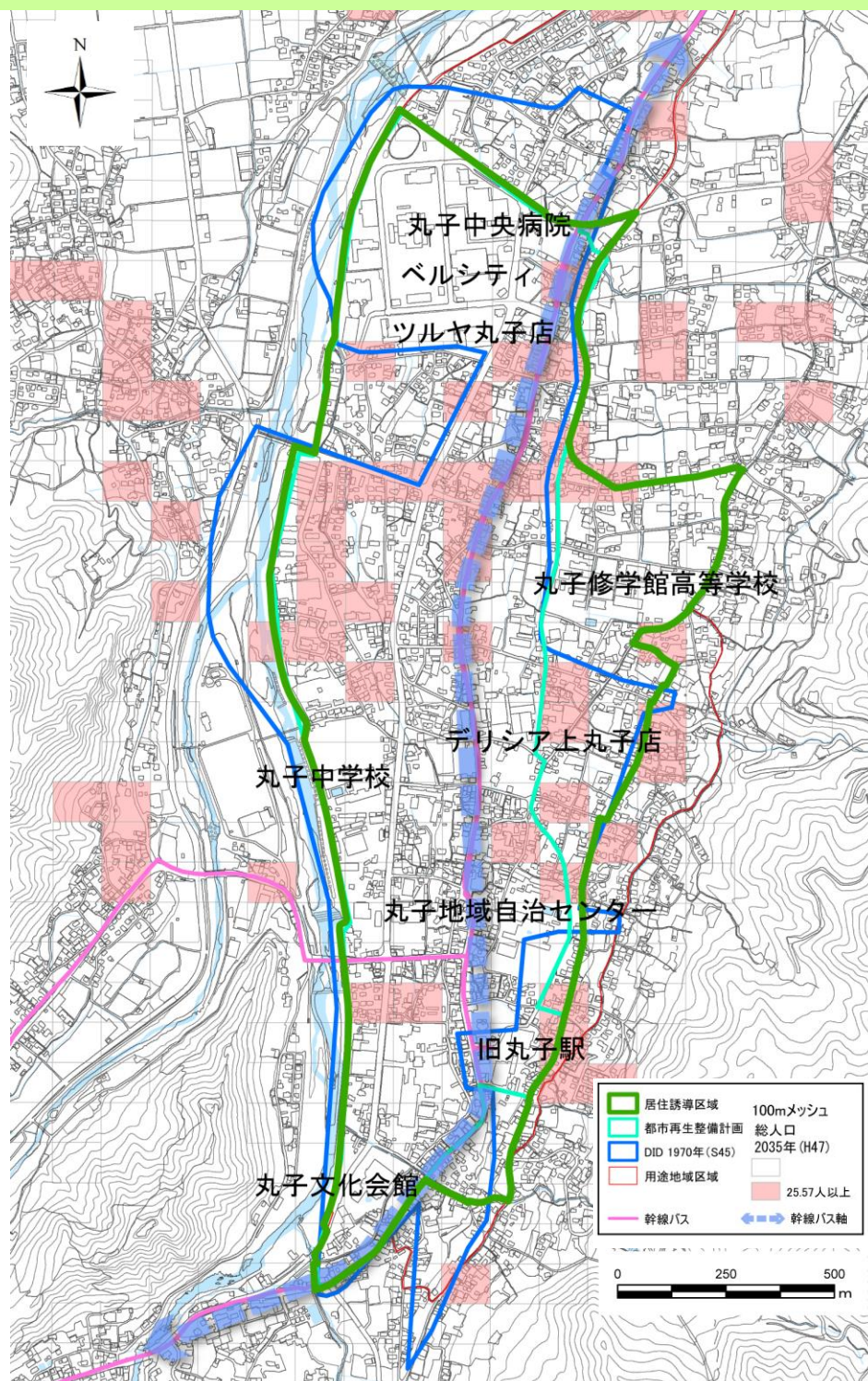
上田居住誘導区域



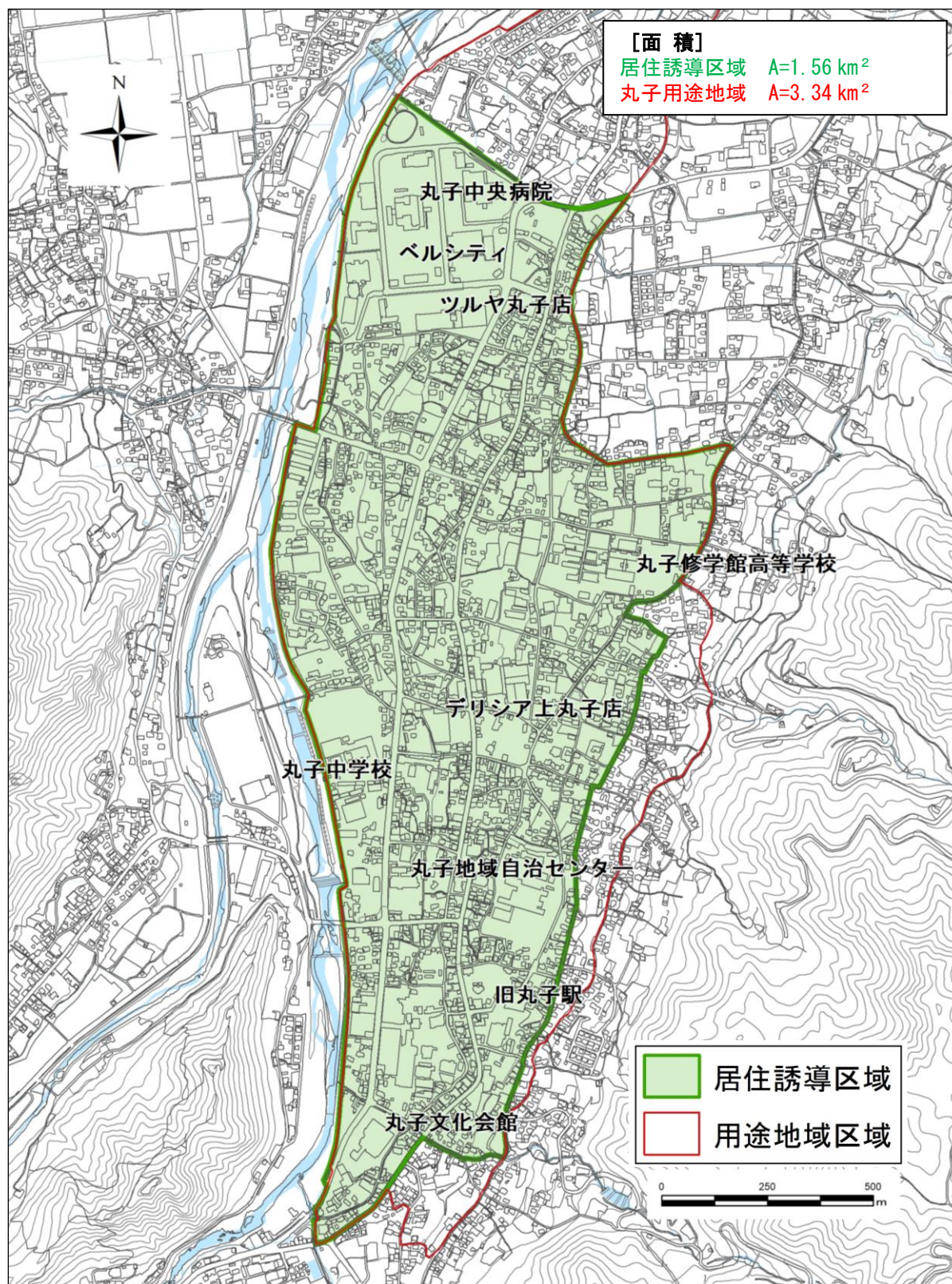
※用途地域に対する面積比率： $9.42 / 12.69 \times (1 / 100) = 74.2\%$

1 3-5-2 丸子居住誘導区域

- 丸子中心市街地を中心とした「丸子都市機能誘導区域」を含むその外縁に展開する居住に適した地域で、用途上の「工業地域」、「工業専用地域」を除いた用途地域内。
- 丸子都市機能誘導区域の中心部に容易にアクセスすることのできる区域であって、ピーク時運行本数が片道3本以上を満たすバス停へ徒歩で5分程度の範囲(半径500m程度)。
- 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域。
- 将来における人口密度が一定程度維持できる区域であって、かつ居住誘導による区域外への影響が最小限にとどめられる区域。(1970(昭和45)年DIDを基本とした用途地域内とする)



丸子居住誘導区域



※用途地域に対する面積比率： $1.56 / 3.34 \times (1 / 100) = 46.7\%$

1 4 地域別まちづくり方針

1 4-1 上田市都市計画マスタープランとの調和

「上田市立地適正化計画」は、上田市全域を見渡した都市計画に関する基本的な方針である「上田市都市計画マスタープラン」の高度化版であり、同マスタープランに基づいた、持続可能な都市構造である「拠点集約型都市構造」への転換を目指した計画です。

また、都市再生特別措置法第82条（都市計画法の特例）には、市町村で策定された立地適正化計画は、市町村都市計画マスタープランの一部とみなすことが規定されていることから、本立地適正化計画は上田市都市計画マスタープランとの調和を基本とし同計画に準拠するものとします。

「上田市立地適正化計画」は、中心市街地を中心とした用途地域内のみの計画ではなく、上田市全域を対象とした計画です。これは、鉄道駅など交通利便性が高く賑わいのある拠点周辺に生活利便性を求める多くの人々が居住し、同様に郊外では自然に囲まれてゆったりとした暮らしを求める人々がいる等、市内どこの地域においても魅力ある多様な住まい方のできる都市構造への転換を図るものです。またこれらと併せて、公共交通や幹線道路など利便性の高い地域交通網の充実を図り“まちづくり”と交通ネットワークが一体となった「ネットワーク＋多極的コンパクトシティ」への取組みを進めます。

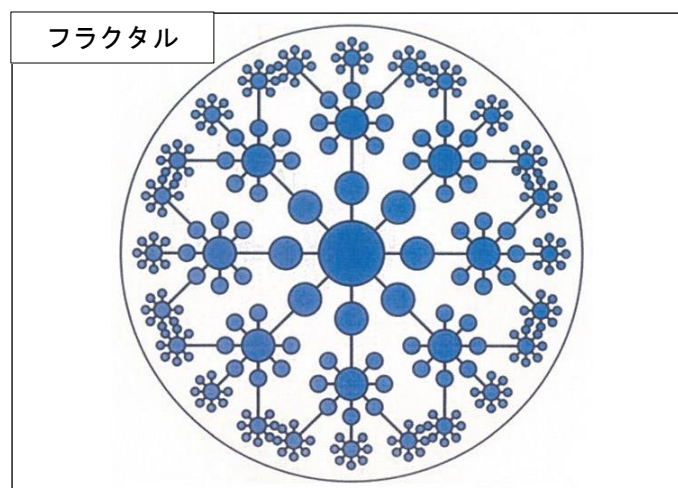
1 4-2 魅力ある地域づくりのための方針

「上田市立地適正化計画」は、上田市全体が目指す都市構造を示し、その方針を定めたものです。よって、各地域における“魅力ある地域づくり”は、これまでと同様に行政と市民の協力により、地域全体を見渡した観点で行っていく事が大切です。

また、地域コミュニティ醸成の基本単位は、各自治会単位が核となり拠点となって形成されるとともに、それぞれが地域内の交通ネットワークで結ばれ、地域全体が「拠点」を中心にフラクタル的な地域構造を形成していくことが、目指すべき地域未来像と言えます。

上田市は、地形的な特性や歴史的な沿革、さまざまな住民生活の営みにより、社会的、経済的、文化的な特徴を持ったさまざまな地域で形成されています。

このため、地域の成り立ちや特徴、個性を十分に活かした“まちづくり”を「全市域」「各地域」「各自治会」の各単位で、それぞれの役割において進めて行くとともに、各地域コミュニティの持続と強化を目指します。



※フラクタル：樹木や雲、海岸線などの自然界にある複雑な形状を、同じパターンの図形で表す数学的概念。
フラクタルによって描かれる図形は、全体像と図形の一部が相似になる性質がある。

1 4-3 地域区分の設定

地域区分は「上田市都市計画マスタープラン」、「地域別都市づくり方針」に準拠するものとし、以下のとおりとします。

本市は、2006(平成18)年3月、上田市、丸子町、真田町、武石村の4市町村が合併し市制を施行しており、合併前の地域の成り立ち、地域自治センター・公民館の区域を踏まえ、「上田中央」「上田西部」「上田城南」「神科・豊殿」「塩田」「川西」「丸子」「真田」「武石」の9地域の区分を設定します。

地 域 名	区 域
上田中央地域	東部、南部、中央、北部、神川地区
上田西部地域	西部、塩尻地区
上田城南地域	城下、川辺、泉田地区
神科・豊殿地域	神科、豊殿地区
塩田地域	東塩田、中塩田、西塩田、別所温泉地区
川西地域	川西地区
丸子地域	丸子地区
真田地域	真田地区
武石地域	武石地区



1 4-4 地域別“まちづくり”方針の構成

それぞれの地域別“まちづくり”方針は、以下のように構成しています。

区分	内容
(1) 将来像	将 来 像：地域が目指す将来の姿 基本目標：将来像を実現するために3つの柱となる目標
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題	I 地域の現況
	II 地域の“まちづくり”における課題
	III 解決すべき主要課題（ターゲット）
(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針	I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー） ①土地利用の誘導方針 ②道路や公共交通の整備方針
	II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー） ①自然環境や景観の保全・活用方針 ②地域エリア※の形成方針 ※地域内における拠点的エリア
	III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）
(4) 地域別構造図	“まちづくり”の骨格となる概要を示した図
(5) “まちづくり”方針図	地域における都市基盤整備や土地利用の誘導方針とともに、地域エリアの形成方針等を示した図

1 4-5 上田中央地域

(1) 将来像

(将来像)

**中心市街地に集積された都市機能、風格ある景観、
潤いある近郊農地 多彩な交流と活力がみなぎるまち**

(基本目標)

- 市の中心市街地にふさわしい多様な都市機能を備えた、市民や来訪者が行き交う賑わいと交流にあふれる中核拠点づくりを目指します。
- 上田城跡・信濃国分寺などの歴史的空間と千曲川・神川などの自然空間が身近に感じられる、風格ある都市景観の形成を目指します。
- 城下町や宿場町のなごりがある景観や市街地近郊の農地など、自然環境と調和し快適な居住環境の創出を目指します。また、消費地が近接する近郊農地の利点を活かし、活用と保全を目指します。

(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

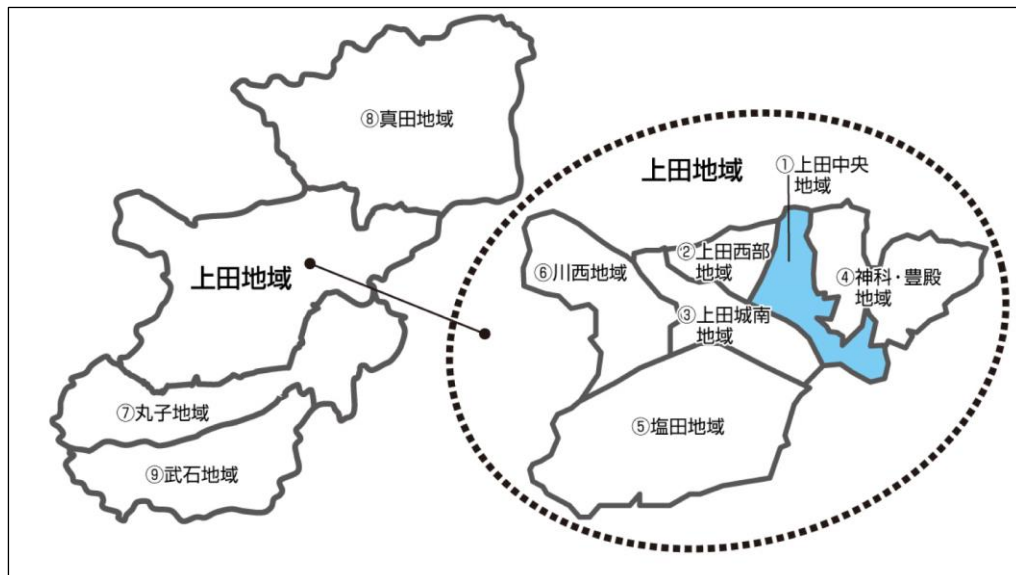
I 地域の現況

北陸新幹線、しなの鉄道や別所線が乗り入れる上田市の玄関口である上田駅を中心に市街地が形成されています。

上田城跡や信濃国分寺跡など歴史的遺産があり、商業・業務や行政施設など都市機能が集積しています。

神川地域には農地が広がり、また、国道18号沿道には商業施設、工場が立地しているほか、しなの鉄道大屋駅・信濃国分寺駅の利便性から住宅地化が進んでいます。

また、太郎山、千曲川や神川、河岸段丘の緑地などの自然環境に恵まれています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・市街地が郊外に拡散するとともに、中心市街地の人口密度の低下が予想されます。また、空き家・空き店舗等の影響により、まちなかのスポンジ化が懸念されます。
- ・用途地域郊外へのスプロール化が進む一方で、中心市街地がスポンジ化傾向にあります。比較的低密度の人口集中地区（DID）は徐々に拡大し、ある時期から中心市街地に向かって DID は縮小を始めると予想されます。

○各施設への影響と課題

- ・上田用途地域内の人口は微減傾向にありますが、一定の人口密度は保たれるため、都市施設等の縮小など、当面の影響は小さいと想定されます。
- ・将来の人口規模に合わせた持続可能な自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合の検討が求められます。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに、必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・利用者の減少に一定程度の歯止めをかけるためには利便性の向上が必要です。そのため、しなの鉄道の各駅を交通結節拠点として位置付け、鉄道から路線バス、路線バスから他の路線バスなど、複数の公共交通が結節し、公共交通を利用しやすい場所としての整備を進める必要があります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・都市機能が集中する千曲川右岸地域において、都市のスポンジ化が生じており、空き家等に関する不動産取引の活性化が課題です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 中心市街地のスポンジ化対策と、まちなか居住の促進
- ◆ 中枢交通結節拠点である上田駅との連携による大屋駅、信濃国分寺駅のハブ化
- ◆ 公共交通の充実と利用促進
- ◆ 歴史的風致維持と良好な景観形成による、訪れたいくなる“まちづくり”
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 中心拠点と地域拠点を結ぶ幹線道路網の整備促進
- ◆ 上田市と近隣主要都市とを結ぶ主要幹線道路の整備促進

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

上田市の中心部にふさわしい都市機能の充実と適切な土地利用の誘導を行い、城下町、宿場町のなごりがある景観と自然とが調和した都市空間の形成を目指します。また、市街地及びその近郊では既存の都市基盤を活用し、まちなか居住を推進するための周辺の環境と調和した良好な住環境の保全・形成を目指します。

②中心市街地の再生方針

- ・ 中心市街地活性化のための計画（中心市街地活性化基本計画等）における事業の実施を進めるとともに多様な施策を講じ、人の流れを呼び込む賑やかな中心市街地の再生を目指します。
- ・ 市街地内の交通の円滑化を図るための4つの環状道路の整備（駅環状、都心環状、市街地環状、都市環状）を進めます。また、その一部となる国道18号上田バイパスの整備促進など、道路交通ネットワークの強化・充実を図ります。一方で、生活道路の整備や歩道の整備を行い安全で快適な歩行空間を確保し、また、公共交通の中核結節拠点である上田駅と連携し、公共交通の利用促進と併せ、信濃国分寺駅、大屋駅の交通結節拠点としての機能強化を図ります。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

千曲川や神川などの河川、太郎山周辺や段丘緑地、また、市街地近郊の農地など豊かな自然環境を保全します。そして、これらの資源を活かして市街地内及びその近郊で身近に自然を感じられる場を創出します。

また、自然景観とともに、上田城跡・信濃国分寺史跡・城下町や蚕都のなごりが残るまちなみなど風格ある都市景観と歴史的風致を保全し、歴史的遺産・自然的資源を回遊する歩行者ネットワークを形成します。

②地域エリアの形成方針

上田城跡や信濃国分寺史跡などの歴史的遺産、新たな賑わい、また、交通の結節点など、市の玄関口にふさわしい交流の空間となる地域の機能を高める整備を促進します。

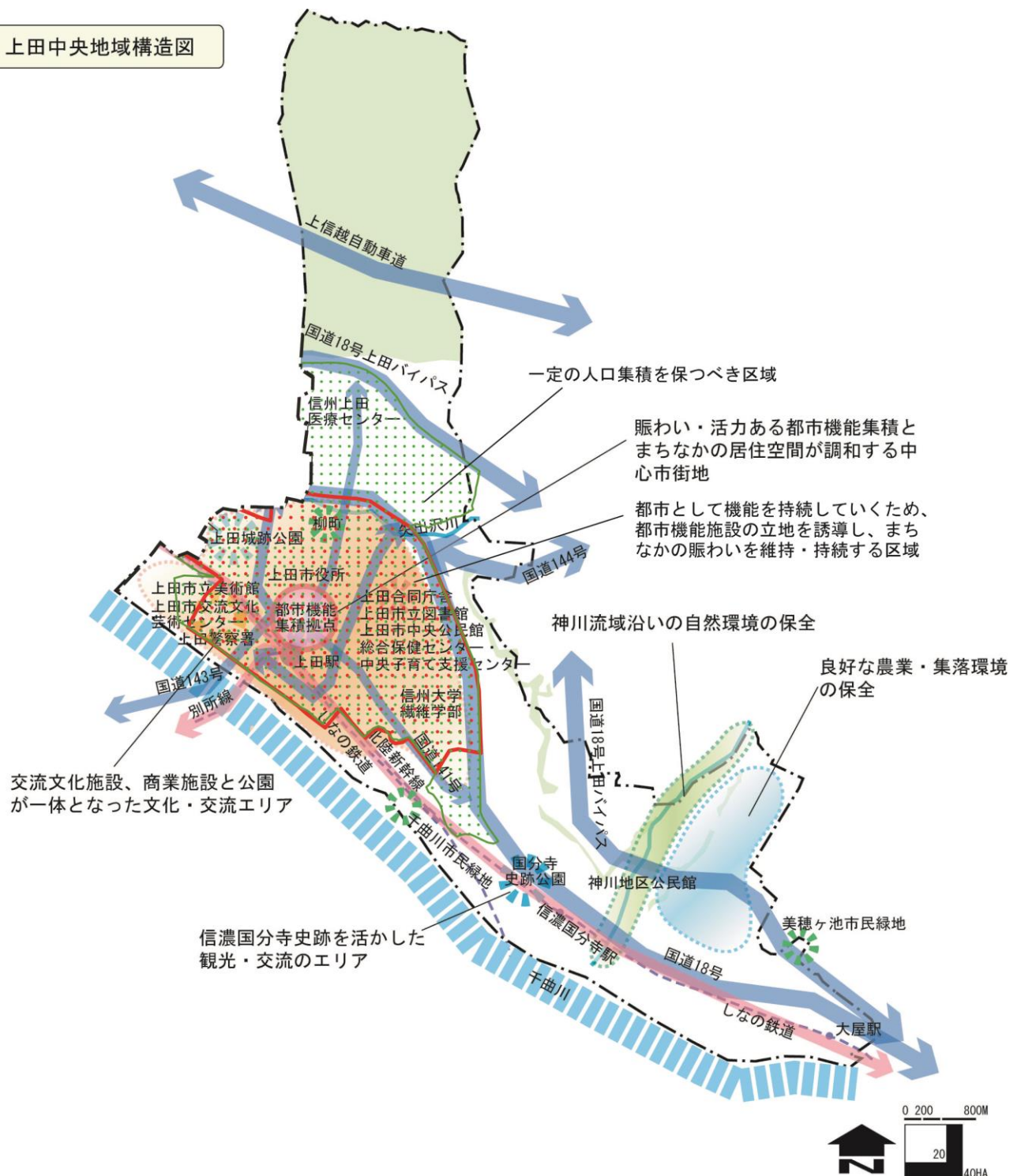
III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

安全で安心して暮らせるため、防災力・利便性の高い都市を形成する施策を推進します。また、増加が予想される、空き家空き地等の活用方法等を関係団体と連携、協力して検討を進めていきます。

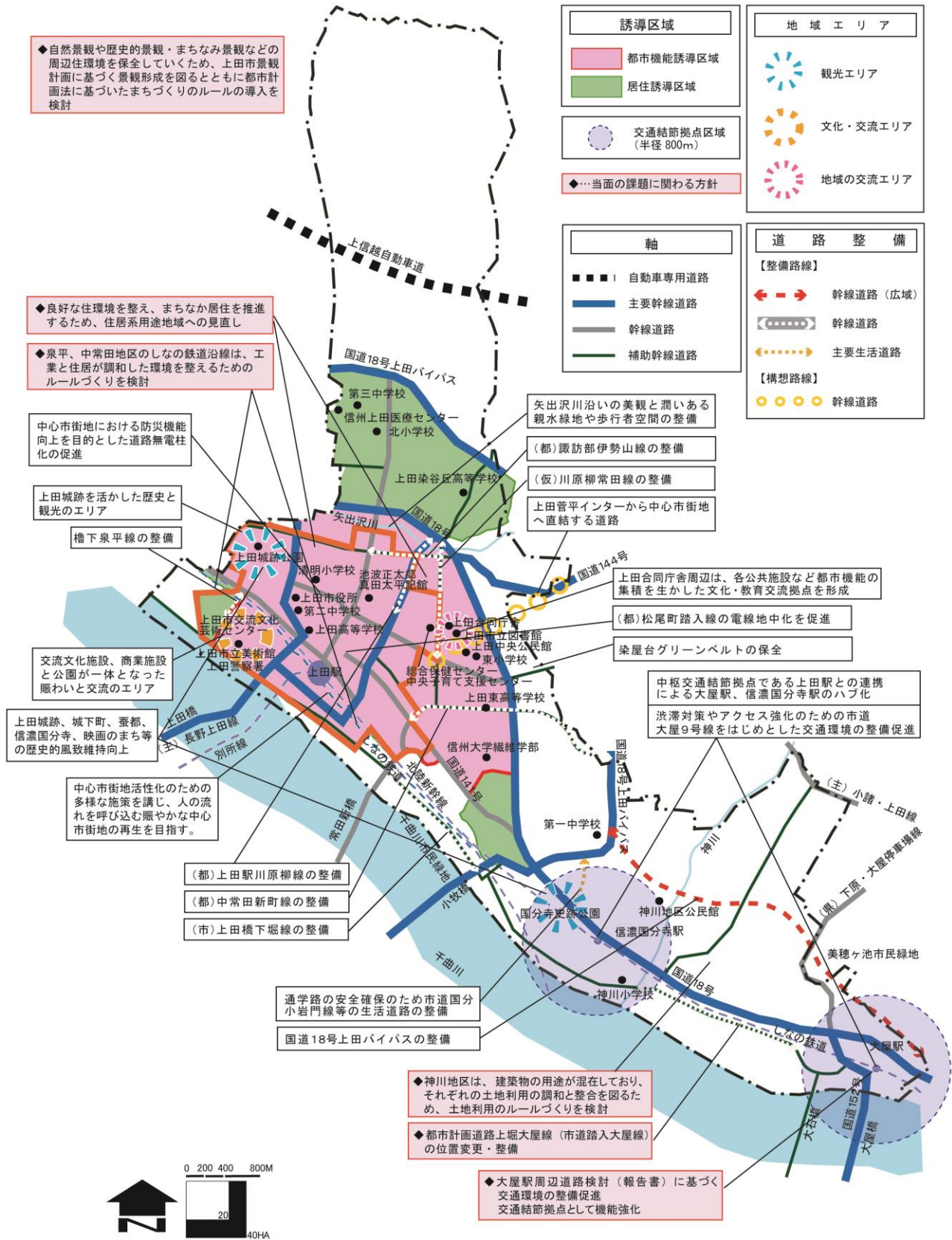
中心市街地における防災機能向上のため、道路の無電柱化を進めます。

(4) 地域別構造図

上田中央地域構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4-6 上田西部地域

(1) 将来像

(将来像)

**太郎山や歴史的まちなみの景観に恵まれ、人々の交流が
生まれる市街地と静かなたたずまいの住環境が調和したまち**

(基本目標)

○歴史的、文化的資源を保全しながら、恵まれた環境を生かすとともに商業機能などを活用して賑わいを創出するまちづくりを目指します。

○太郎山や千曲川、農地などと調和した落ち着いた生活環境のなかで、住民が健康で元気なまちづくりを目指します。

○地域の利便性向上のために、安全な交通環境の整備を進め、快適に暮らせるまちづくりを目指します。

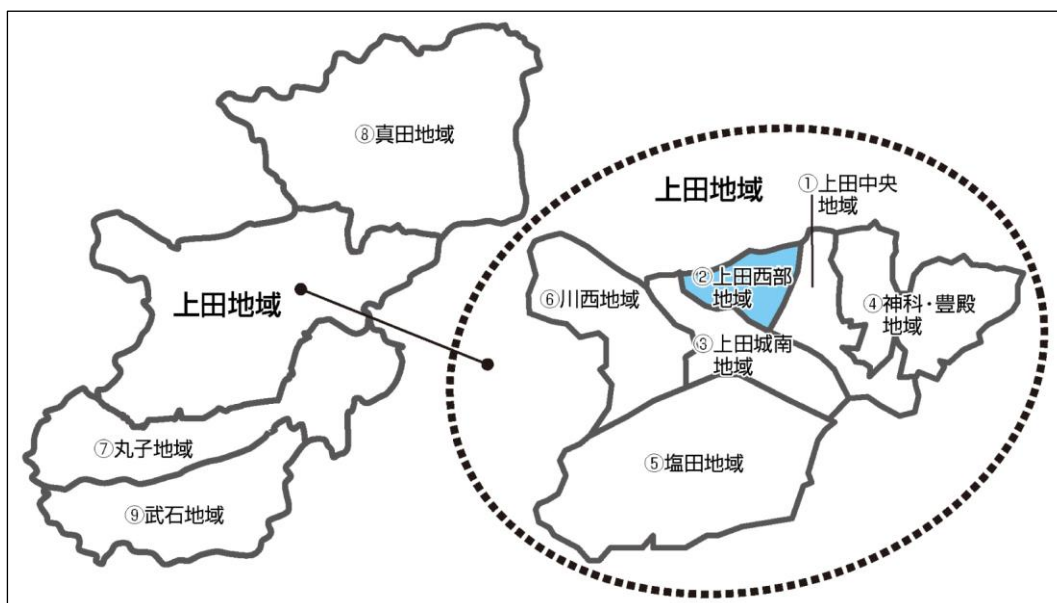
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

太郎山山系から千曲川まで広がる地域で、中央部を国道18号としなの鉄道及び新幹線が通過しています。

旧北国街道沿いは歴史的建造物が今も残り、閑静な住宅地となっています。

西上田駅周辺には優良農地の集積や大規模な工場が見られ、国道18号内側には卸団地等の商業・業務施設、国道沿いには商業施設が集積しています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・市街地が郊外に拡散するとともに、中心市街地の人口密度の低下が予想されます。また、空き家・空き店舗等の影響により、まちなかのスポンジ化が懸念されます。
- ・用途地域郊外へのスプロール化が進む一方で、中心市街地がスポンジ化傾向にあります。比較的低密度の人口集中地区（DID）は徐々に拡大し、ある時期から中心市街地に向かってDIDは縮小を始めると予想されます。

○各施設への影響と課題

- ・人口減少が進むことで店舗数に対して人口規模が小さくなるなど、需要と供給のバランスが保たれなくなるおそれがあります。
- ・将来の人口規模に合わせた持続可能な自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合の検討が求められます。

○交通網等への影響と課題

- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・利用者の減少に一定程度の歯止めをかけるためには利便性の向上が必要です。そのため、しなの鉄道の各駅を交通結節拠点として位置付け、鉄道から路線バス、路線バスから他の路線バスなど、複数の公共交通が結節し、公共交通を利用しやすい場所としての整備を検討する必要があります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・塩尻地区のしなの鉄道の北側は宅地化が進んでおり、良好な住環境を形成するための適切な土地利用のルールづくりが必要です。
- ・国道18号沿道、卸売市場、アクアプラザ上田周辺などでは、機能の充実により賑わいと交流を生むエリア形成が必要です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 空き家等低未利用土地の活用によるスポンジ化対策
- ◆ 中枢交通結節拠点である上田駅との連携による西上田駅のハブ化
- ◆ 公共交通の充実と利用促進
- ◆ 歴史的風致維持と良好な景観形成による、訪れたいくなる“まちづくり”の推進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 住みやすく働きやすい地域づくりを目指した用途地域の見直しと必要なインフラ整備

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

都市的土地利用のなかでの用途の棲み分けや農地の保全に向けて、秩序ある土地利用の調整を図ります。また、旧北国街道沿いのまちなみと調和した落ち着いた住環境の形成を目指します。一定のルールのもと、「土地利用のしやすさ」の観点から、用途地域の見直しを進めます。

②道路や交通の整備方針

地域内外の交流の促進及び地域内の利便性の向上を目指して、歩行者等の安全性への配慮と通過交通に適切に対処しながら道路整備などを進めます。また、将来的に整備を優先していく路線について検討し、地域内の都市計画道路の見直しを進めます。

公共交通の中核結節拠点である上田駅と連携し、公共交通の利用促進と併せ、西上田駅の交通結節拠点としての機能強化を図ります。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

太郎山・虚空蔵山や千曲川・矢出沢川などの豊かな自然環境を保全するとともに、それらの自然環境を観光、交流の場及び健康づくりに活用します。

また、それらの自然景観や、多くの史跡及び文化財による歴史と文化の薫りが高い景観を大切に保全します。

②地域エリアの形成方針

自然、歴史的遺産、スポーツレクリエーション施設などの地域資源を交流の場として効果的な活用を図るとともに、地域資源の連携を進め、地域全体の魅力向上を図ります。

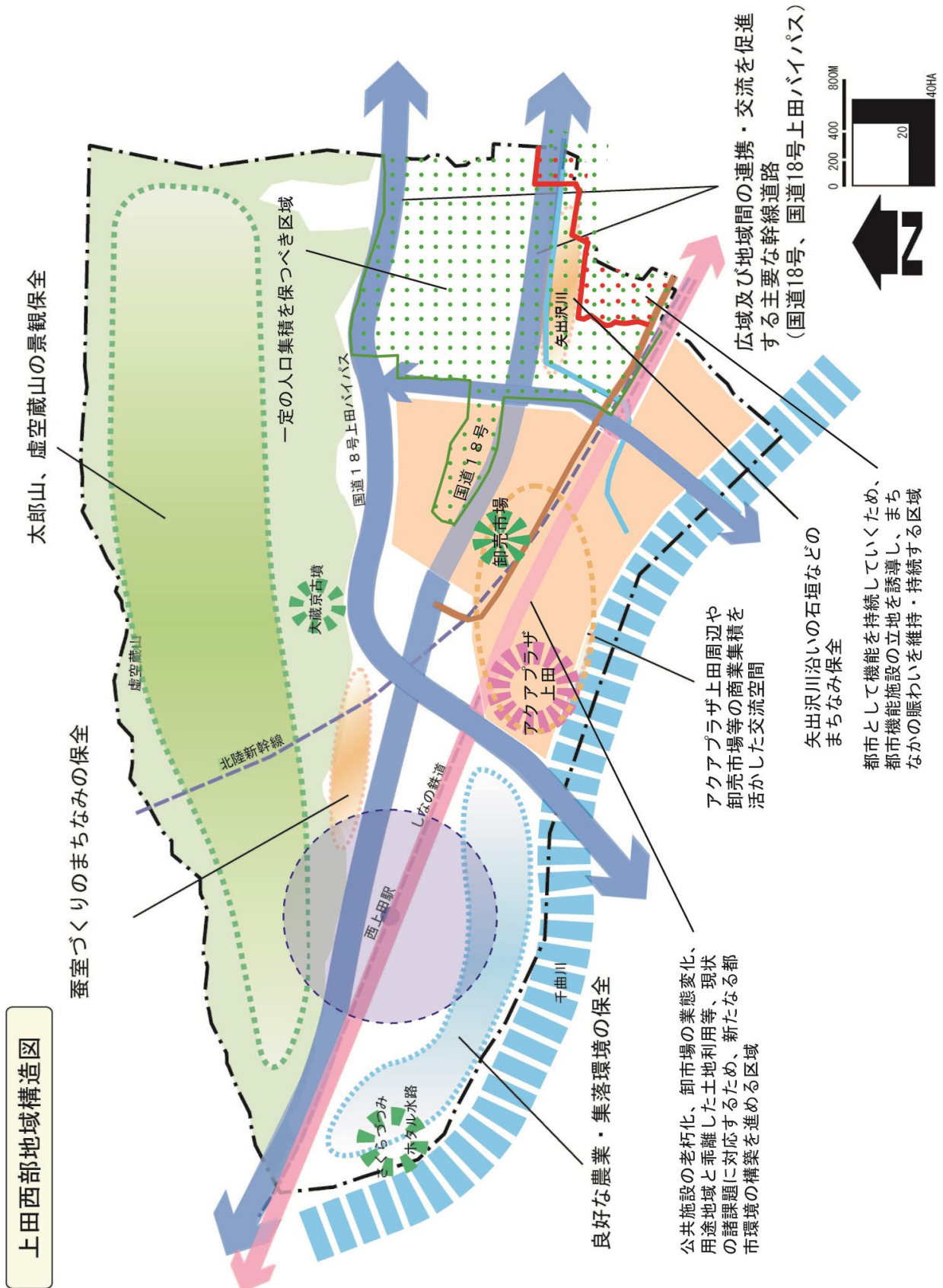
また、公共施設の老朽化、卸市場の業態変化、用途地域と乖離した土地利用等、現状の諸課題に対応するため、新たな都市環境の構築を進めます。

III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

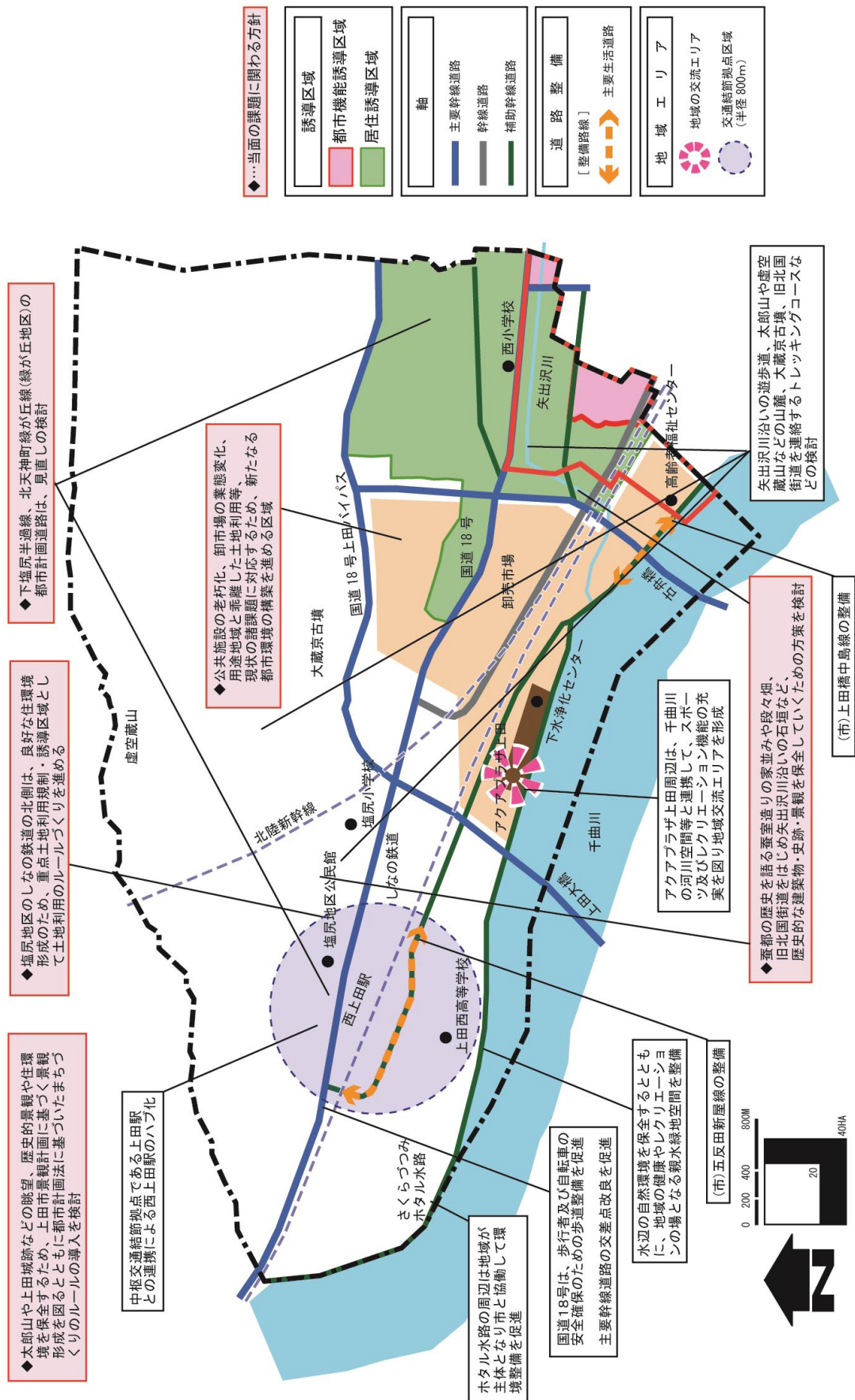
自然や歴史・文化などの豊富な地域資源を観光・交流の場として効果的な活用を図るとともに、交通結節拠点における拠点性の強化や、道路の歩道整備等、人々が訪れやすい交通環境の充実を図ります。

また、増加が予想される、空き家空き地等の活用方法等を関係団体と連携、協力して検討を進めていきます。

(4) 地域別構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4-7 上田城南地域

(1) 将来像

(将来像)

水と緑と多様な都市機能が調和し 快適な暮らしの環境が整ったまち

(基本目標)

○千曲川をはじめ産川や浦野川、小牧山や上田原古戦場、半過岩鼻など奇景や原風景の残る豊かな自然や農地を大切に保全するとともに、秩序ある都市空間づくりを進めます。

○良好な住環境を保全していくため、住宅と農地の混在抑制や景観形成に配慮し、多様な商業環境と調和した、快適に暮らせるまちを目指します。

○別所線など公共交通を活用しながら、地域の生活利便性の向上を図るとともに、渋滞緩和や歩行者・自転車などの安全性に配慮した、道路交通環境の整備を進めます。

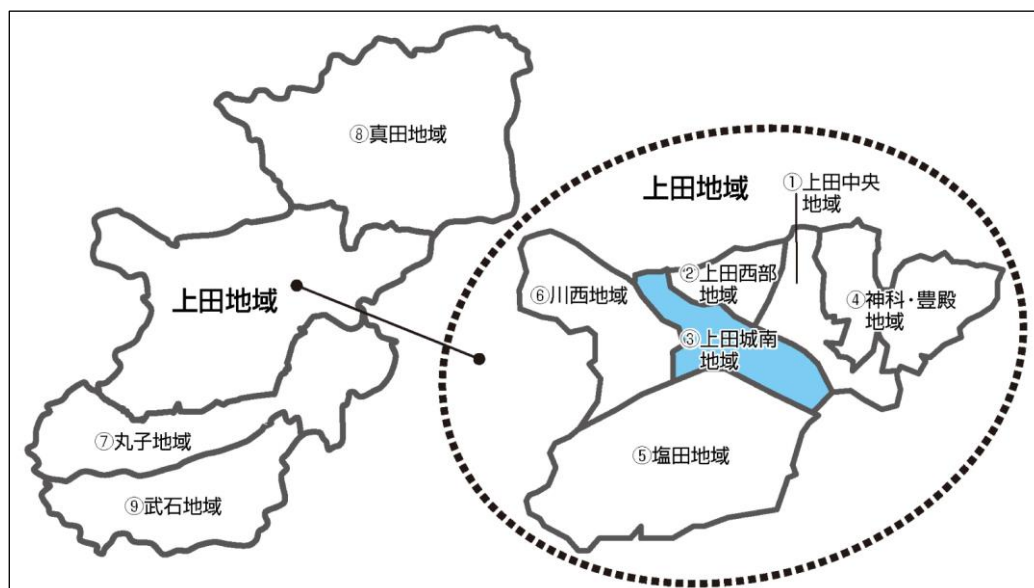
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

国道143号、(主)長野上田線、(主)上田丸子線、都市環状道路(築地バイパス)、更には別所線が通る交通利便性の高い地域です。

地域の西部と東部は丘陵地、中央部は平地となっており、千曲川や半過岩鼻をはじめ上田原古戦場など、原風景も数多く残しています。

幹線道路沿いには商業系施設が立地し、生活利便性の高さから住宅化が進み、人口は増加傾向にある地域となっています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・人口が増加している地域はありますが、用途地域郊外へのスプロール化が見られます。
比較的低密度の人口集中地区（DID）は徐々に拡大し、ある時期から中心市街地に向かって DID は縮小を始めると予想されます。
- ・人口減少と並行し、市街地では空き地や空き家の増加による都市のスポンジ化の進行が懸念されます。

○各施設への影響と課題

- ・将来の人口規模に合わせた持続可能な自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合検討が求められます。

○交通網等への影響と課題

- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・用途地域外縁部において宅地化が進んでおり、良好な住環境を形成するための適切な土地利用のルールづくりが必要です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 空き家等低未利用土地の活用によるスポンジ化対策
- ◆ 歩いて暮らせる良好な住環境の形成
- ◆ 地域と中心市街地とを結ぶ幹線道路網の整備促進
- ◆ 里山や河川など身近な自然環境の保全
- ◆ 公共交通の充実と利用促進
- ◆ 歴史的風致維持と良好な景観形成による、訪れたいくなる“まちづくり”の推進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成と、必要な防災インフラ整備

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

自然環境を保全しながら、自然との調和を重視した秩序ある土地利用を規制・誘導します。また、地域住民の生活における利便性向上を目指して、生活支援機能の充実を計画的に進め、快適に暮らせる都市空間づくりを進めます。

②道路や公共交通の整備方針

地域内外の円滑な移動と交通渋滞の緩和や沿道環境の改善、災害時の交通経路の確保のため、幹線道路網を充実します。また、歩道整備をはじめ誰もが安全・安心して移動できる道路環境づくりや、別所線など公共交通の維持・利用増進に取り組みます。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

千曲川などの水辺環境や農地、また、地域外縁部の山林等の緑環境を保全・活用し、自然と調和した潤いある市街地環境を形成します。また、山並みや千曲川をはじめとする河川、田園風景などの豊かな自然環境に調和した市街地景観を形成します。

②地域エリアの形成方針

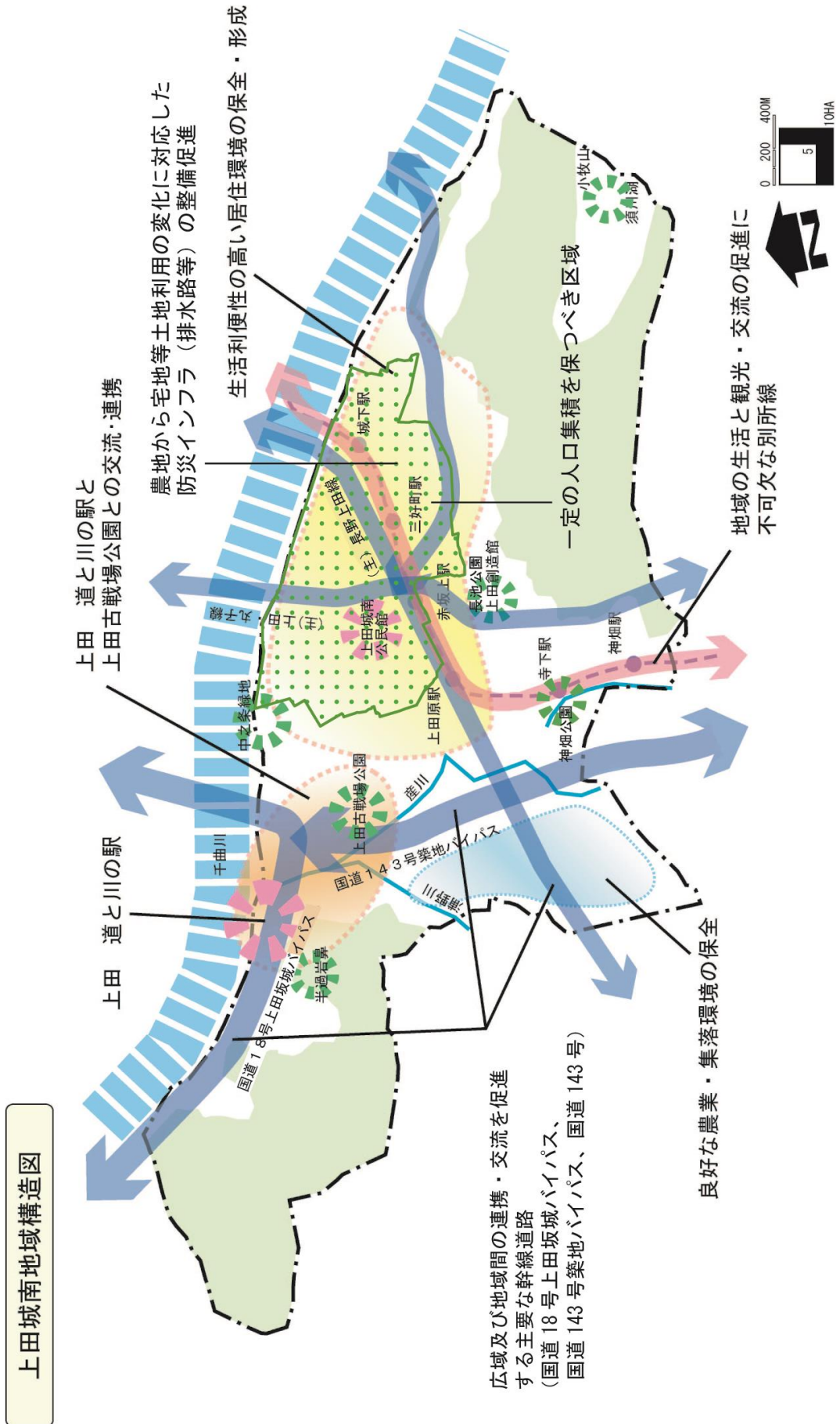
上田道と川の駅をはじめとした地域の賑わいを創出する拠点の形成や、城南公民館をまちづくり活動の中心として、機能向上を図りながら地域の活性化を目指します。

III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

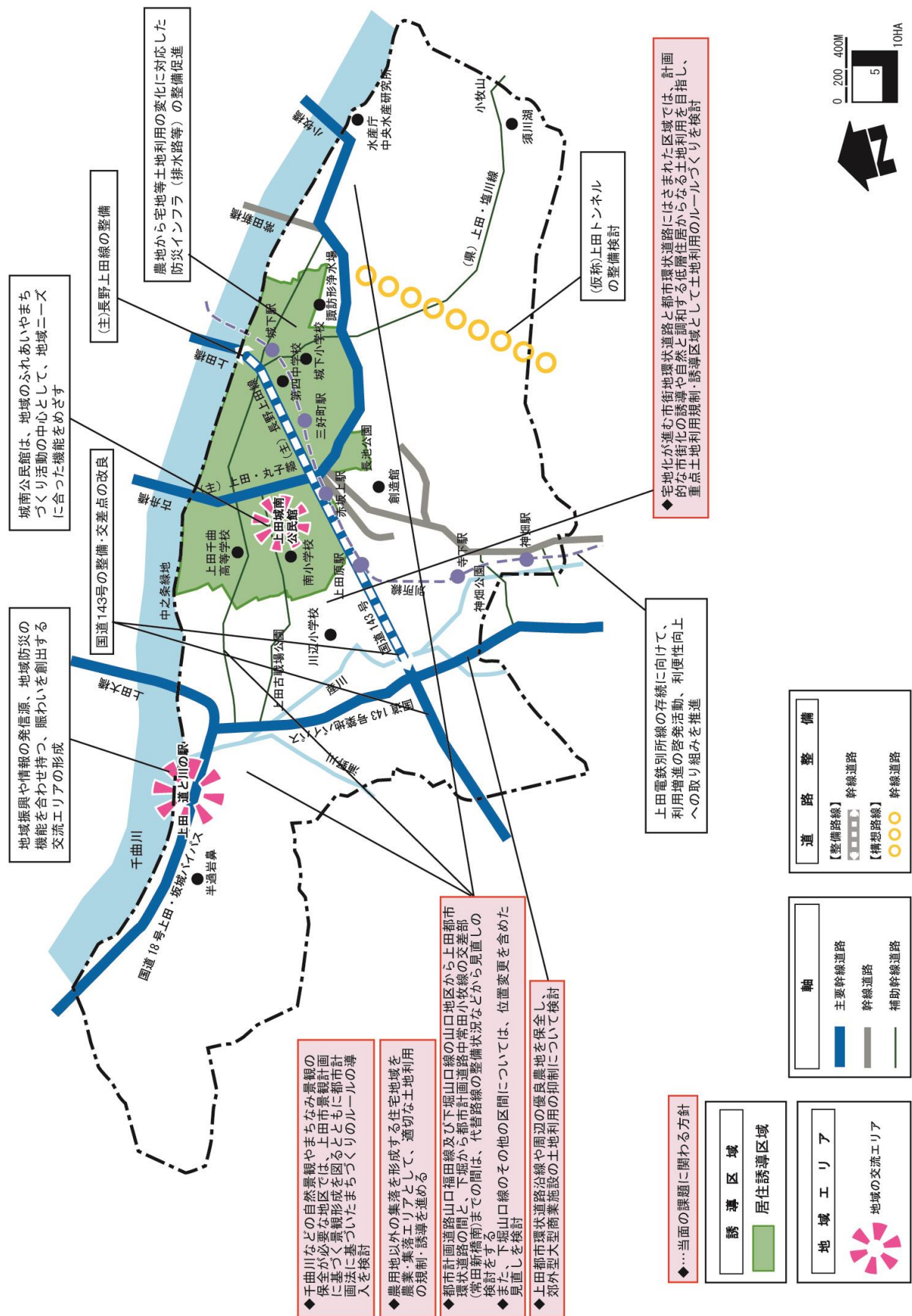
「上田道と川の駅」と「古戦場公園」が連携した、地域の防災や憩いの場づくりを推進して安心・安全で潤いがある地域づくりを目指します。

また、浸水リスクの高い低地帯である城下地区については、宅地保全のための排水路等防災インフラの整備を進めます。

(4) 地域別構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4-8 神科・豊殿地域

(1) 将来像

(将来像)

豊かな水や緑と調和するやすらぎの居住環境と多彩な交流があふれるまち

(基本目標)

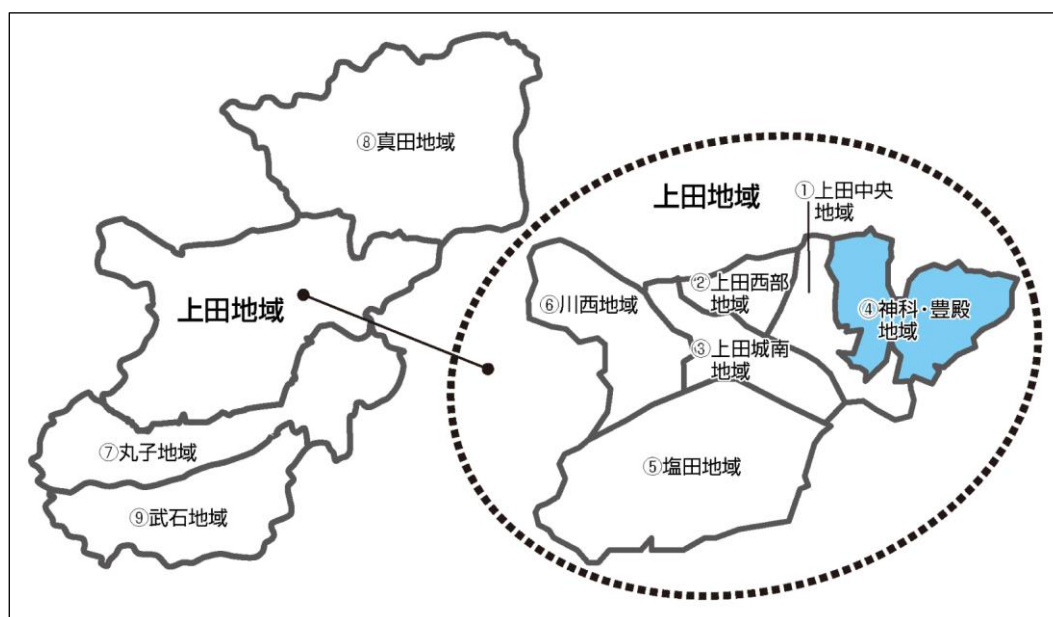
- 神川の緑豊かな水辺空間をはじめ里山や田園空間など、地域の自然環境を大切に保全し、景観形成などへの活用を目指します。
- 広域交通の結節点である上田菅平インターを玄関口として、史跡や田園、良好な景観などの地域資源の連携と活用により、観光振興や地域間交流の促進を進めます。
- 良好な田園居住環境の形成を図りながら、道路・公共交通など交通環境整備を進めて、子どもから高齢者まで安心して快適に暮らせる住みよいまちづくりを目指します。

(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

上信越自動車道上田菅平インターを中心とした、広域交通結節機能を有している地域です。神川兩岸の台地には、水稻、果樹栽培を中心とした農地が広がっています。

また、砥石米山城跡などの歴史資源、太郎山や神川、稲倉の棚田などの自然資源を有しています。都市的利用が拡大し人口増加の傾向であるほか、地域の貴重な交通機関である豊殿バスを地域自らが主体となり運営しています。



II 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・用途地域郊外へのスプロール化が見られます。比較的低密度の人口集中地区（DID）は徐々に拡大し、ある時期から中心市街地に向かって DID は縮小を始めると予想されます。

○交通網等への影響と課題

- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、公共交通における利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・神科地区では、過去 10 年間に於いて宅地分譲区画数が多い一方で、空き家の棟数も多い地区であることから、空き家空き地の有効活用の検討が必要です。

III 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 秩序ある開発行為の誘導
- ◆ 公共交通の充実と利用促進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 地域に広がる優良農地の保全
- ◆ 稲倉の棚田や砥石米山城など景観資源を活用した地域の魅力発信
- ◆ 地域における生活サービス施設の積極的な利用促進
- ◆ 空き地・空き家対策の推進
- ◆ 地域と中心市街地とを結ぶ幹線道路網の整備促進
- ◆ 自然景観や歴史的景観等の保全

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

地域の田園風景を残しながら良好な居住環境を形成していくために、秩序ある土地利用を行うルールづくりを進めます。また、幹線道路の沿道等には、周囲と調和した計画的な土地利用を誘導します。

②道路や公共交通の整備方針

地域内外の円滑な交通の確保に向けて、幹線道路や地域内道路の整備を進めます。また、子どもや高齢者、障がい者など誰もが安全で安心して暮らせる交通環境づくりを推進します。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

地域の大切な環境資源である農地をできる限り保全する取組を進めていきます。また、神川の緑地や斜面樹林などを保全し、自然を身近に感じられる居住空間づくりに活用していくとともに、自然景観や歴史的景観、また、ローマン橋などの景観を保全していきます。

②地域エリアの形成方針

豊殿地域自治センター及び上野が丘公民館をまちづくり活動の中心として、特色ある地域・地区の拠点を充実させ、結びつきを強めながら地域全体の魅力を高めます。

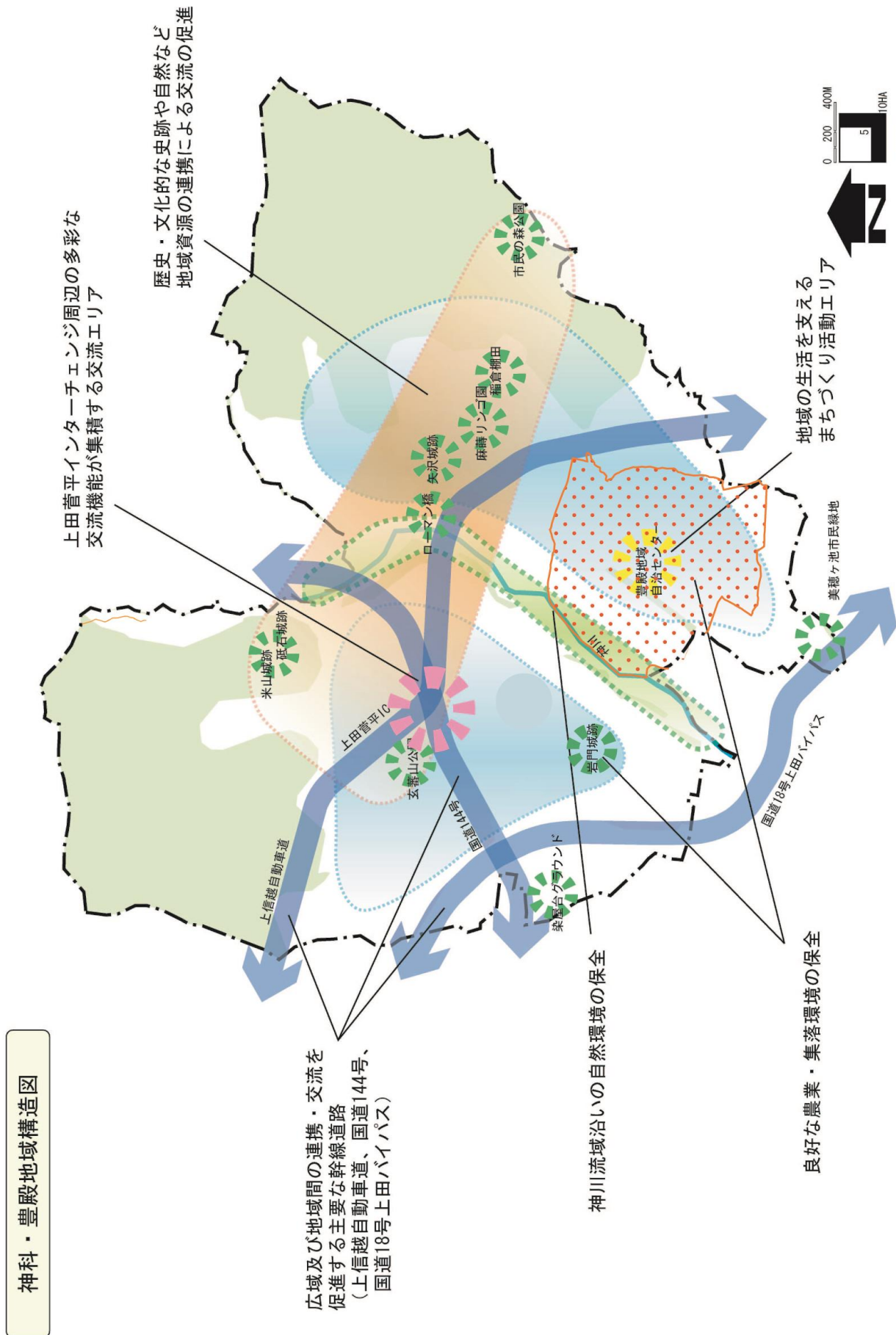
まちづくり活動拠点、市民の森運動公園、稲倉の棚田、クラインガルテン、各史跡等、それぞれのフィールドを舞台とした「地域おこし」を進めるとともに連携を強化し、地域の魅力を市内外に発信します。

III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

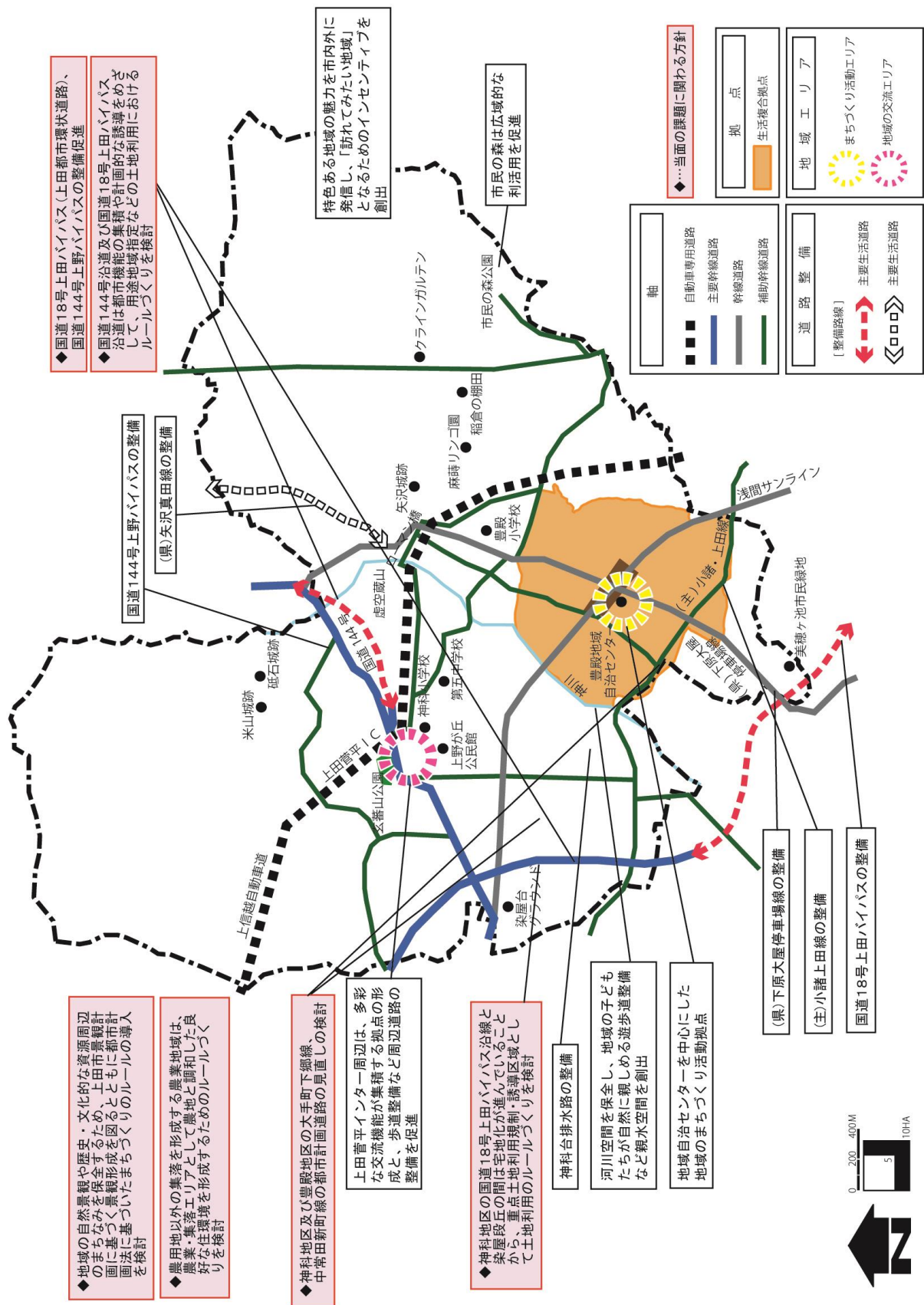
良好な田園居住環境を守り、災害に対する備えや身近な道路を整備し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

また、増加が予想される、空き家空き地等の活用方法等を関係団体と連携、協力して検討を進めていきます。

(4) 地域別構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4-9 塩田地域

(1) 将来像

(将来像)

**塩田平の田園風景や里山を大切にし
歴史・自然・生活の調和と多彩な交流を育むまち**

(基本目標)

- 田園風景や里山、河川やため池群などの豊かな自然環境と調和した、うるおいとやすらぎのある生活環境づくりを進めます。
- 豊富な史跡・文化財、別所温泉や別所線をはじめとする地域資源と農林業などの産業を、効果的に活用しながら観光への振興につなげていくことを目指します。
また、それらが連携しあい、さまざまな交流や体験ができる場の創出に努めます。
- 地域内外の交流促進と生活利便性の向上を目指し、だれもが安全で安心して暮らせる交通環境の整備を進めます。

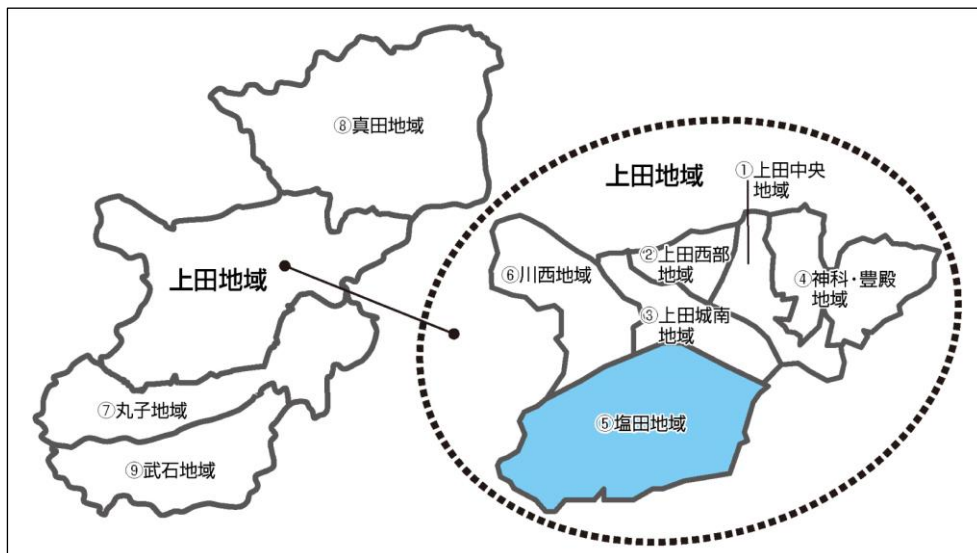
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

周囲を山地や丘陵地などに囲まれた塩田平と呼ばれる豊かな田園地帯であり、灌漑用のため池が多く見られます。

別所温泉や西塩田地区の周辺には、歴史・文化的建築物が多く「信州の鎌倉」と呼ばれています。

また、別所温泉をはじめ地域の足であり観光資源でもある別所線が通るほか、東山周辺には長野大学や上田リサーチパークの研究施設の集積及び東塩田林間工業団地があります。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・人口減少に併せ高齢化が進み、後継者不足など、生業としての農業経営や農地の適正な維持が困難になると予想されます。
- ・郊外で人口集積の比較的低い地域でもスポンジ化が進行します。将来的なライフラインの維持や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。

○各施設への影響と課題

- ・将来の人口規模に合わせた持続可能な自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合の検討が求められます。
- ・別所温泉など観光地域では、将来の人口減少の影響により、施設従業者等の減少が懸念される一方で、施設の運営、後継者の確保等を含め、次への展開が求められます。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通(鉄道・路線バス)と、支線公共交通(タクシー・地域循環バス、デマンド交通等)の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、公共交通における利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成(定期的な更新)・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・塩田駅周辺は拠点としての充実を図る一方で、自然環境や田園風景を保全していくため、無秩序な開発は抑制していく必要があります。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 秩序ある開発行為の誘導
- ◆ 地域と中心市街地とを結ぶ幹線道路網の整備促進
- ◆ 上田電鉄別所線を含む公共交通の充実と利用促進
- ◆ 歴史的風致の維持と“ため池群”などの水辺環境の保全
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 地域における生活サービス施設の積極的な利用促進
- ◆ 空き地・空き家対策の推進

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

塩田地域自治センター周辺、上田リサーチパーク、別所温泉、神社仏閣など特色を持った空間と一団の優良農地に恵まれた塩田地域の良さを残していくために、秩序ある土地利用となるよう調整していきます。また、地域にとって大切な農地や集落環境の保全を図る一方、都市的な生活利便性の向上と観光・交流の場としての魅力向上を目指します。

②道路や公共交通の整備方針

地域内の豊富な観光・交流の場の利用促進と生活利便性の向上に向けて、地域内外を円滑に結ぶ道路網の実現を目指します。また、歩道整備など誰もが安全に安心して移動できる交通環境づくりと別所線など公共交通の維持・利用増進に取り組みます。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

農地や里山、ため池群などが織りなす美しい田園風景と数多くの史跡、文化財が一体となった歴史的風土を大切に保全していきます。また、そのために必要な規制や誘導方策に取り組みます。

②地域エリアの形成方針

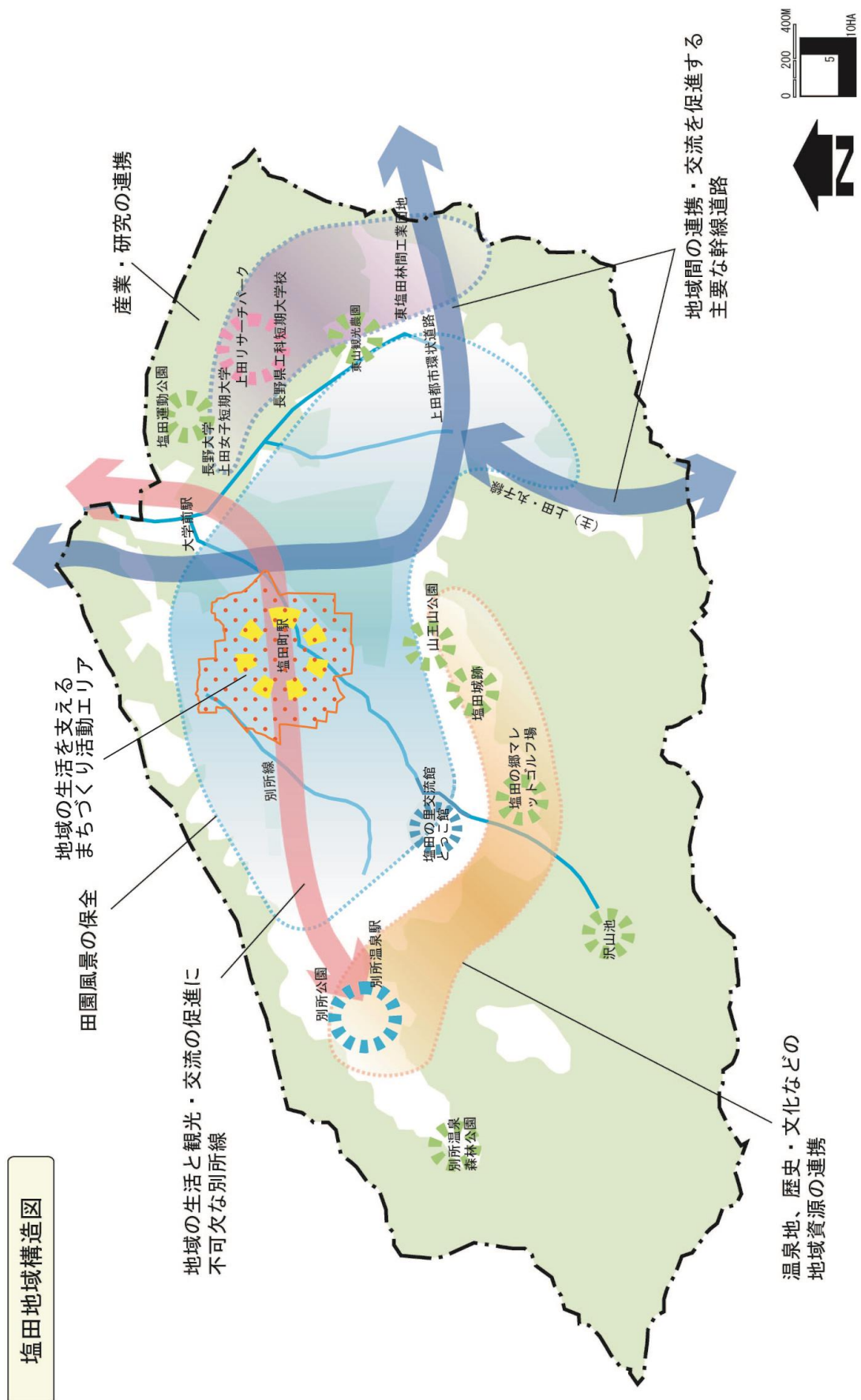
自然歴史・文化などの豊富な地域資源を観光・交流の場として効果的な活用を図ります。そして、訪れる人々がアクセスしやすい環境整備を実施し、地域資源の連携を強めることにより地域全体の魅力向上につなげます。また、大学を中心に学びのエリアを形成して地域と連携を図ります。

公立法人長野大学や上田女子短期大学、長野県工科短期大学の各大学と、行政、地域、産業の各分野との連携強化を進めるとともに「大学のあるまち」の特色を活かした“地域のづくり”を進めます。

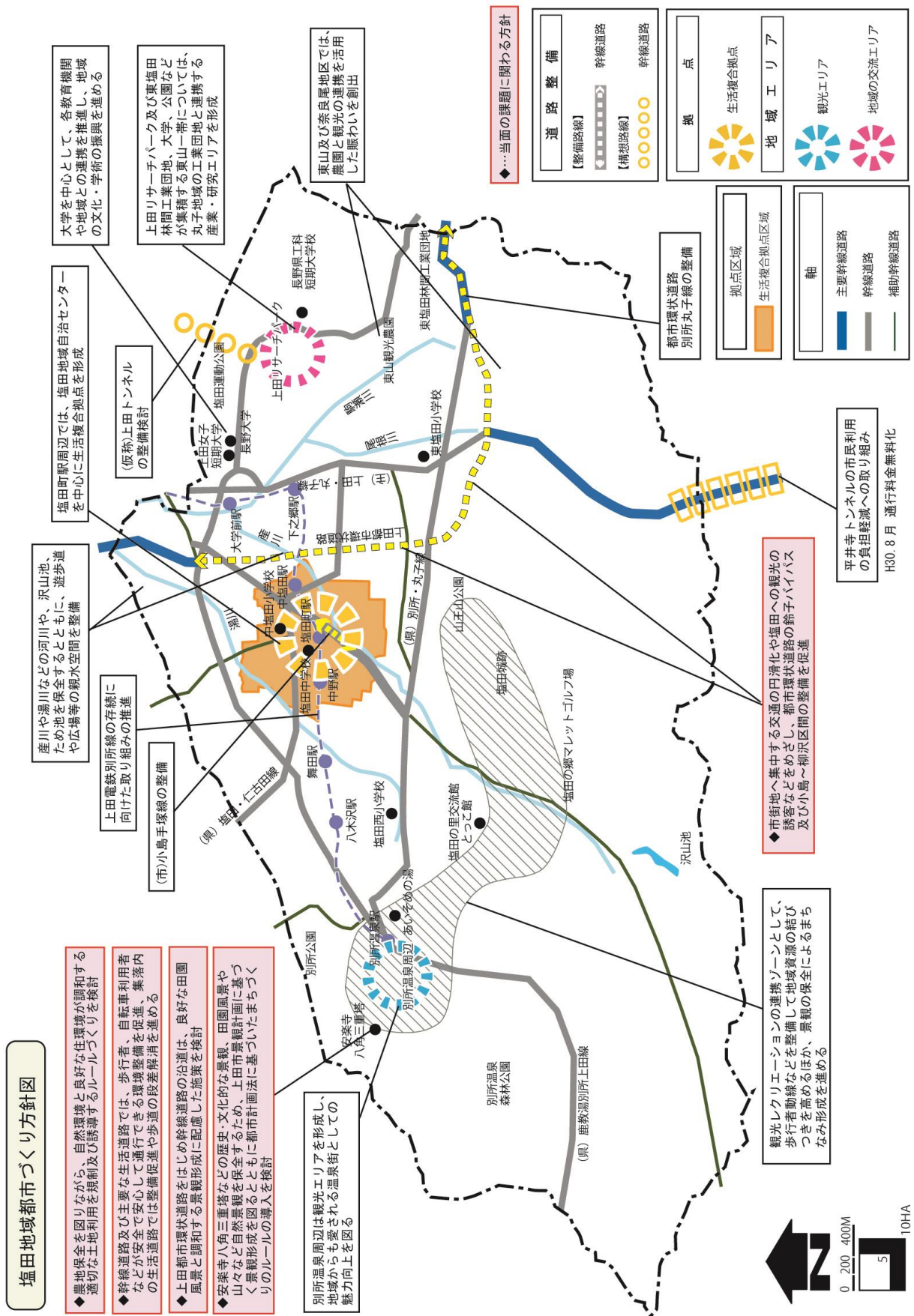
III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

地域住民が安全で安心して暮らせる、災害などに備えた河川整備や生活道路の改善を進めます。

(4) 地域別構造図



(5) “まちづくり” 方針図



14-10 川西地域

(1) 将来像

(将来像)

**里山や浦野川・室賀川、広がる田園空間など
豊かな自然と共生する心豊かな暮らしを育むまち**

(基本目標)

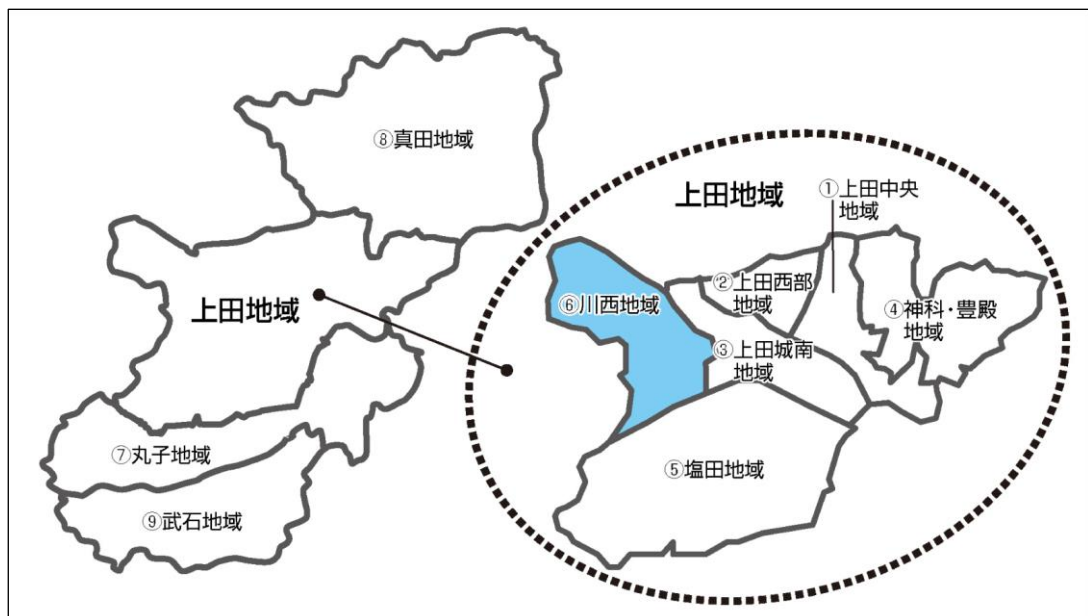
- 森林・河川・農地に囲まれた美しく豊かな自然を保全し、田園空間と保福寺道に沿って点在する歴史的建築物が調和したやすらぎのある農村景観を守ります。
- 子どもから高齢者までだれもが住みやすさを実感できる、自然との調和によるまちづくりを、地域住民と協働により進めます。
- 緑豊かな自然環境のなかで、農村地域の特色を活かした新たな交流を創出します。

(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

浦野川や室賀川を中心とした、豊かな自然に包まれた地域です。地域を縦断する国道143号は、上田市中心部から松本方面へと連絡しています。

地域内には保福寺道をはじめ、浦野宿など歴史的なまちなみや貴重な建物が残っています。また、室賀川上流には、温泉施設である「ささらの湯」が立地しています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・郊外で人口集積の比較的低い地域でもスポンジ化が進行します。将来的なライフラインの維持や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。

○各施設への影響と課題

- ・学校施設や子育て支援施設の老朽化と併せて年少人口の減少が進んでいますが、学校施設等の統廃合は市民生活への影響が大きく、また、年少人口の減少は全市的な傾向であることから、施設の統廃合や複合化などについては全市的な観点で検討を進める必要があります。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通(鉄道・路線バス)と、支線公共交通(タクシー・地域循環バス、デマンド交通等)の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成(定期的な更新)・市民周知が必要です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 小学校通学区を単位とした地域コミュニティの醸成
- ◆ 公共交通の維持・拡充と利用促進
- ◆ 地域における生活サービス施設の積極的な利用促進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 観光交流拠点としての“ささらの湯”の利活用
- ◆ 地域と中心市街地とを結ぶ幹線道路網の整備促進
- ◆ 浦野宿等歴史的風致の維持
- ◆ 空き地・空き家対策の推進

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

地域の豊かな自然、田園風景、歴史的遺産やまちなみを保全しながら、それらと調和する住環境づくりに努めます。

②道路や公共交通の整備方針

- ・地域内の幹線道路について、歩道整備など誰もが安全に安心して移動できる環境づくりを行うとともに、生活利便性の向上を目指して幹線道路の整備や公共交通の充実を図ります。
- ・松本・大北方面へのアクセス性向上と都市間交流の強化を目途に、国道143号青木峠のトンネル化を推進します。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

地域の山林、水辺空間については、豊かな自然環境を残していくための取組を充実し、身近な自然との交流の場として活用できるよう整備に努めます。

また、歴史的なまちなみが残る地区の周辺や良好な住環境の景観保全については、住民の意向を十分に尊重しながら検討をします。

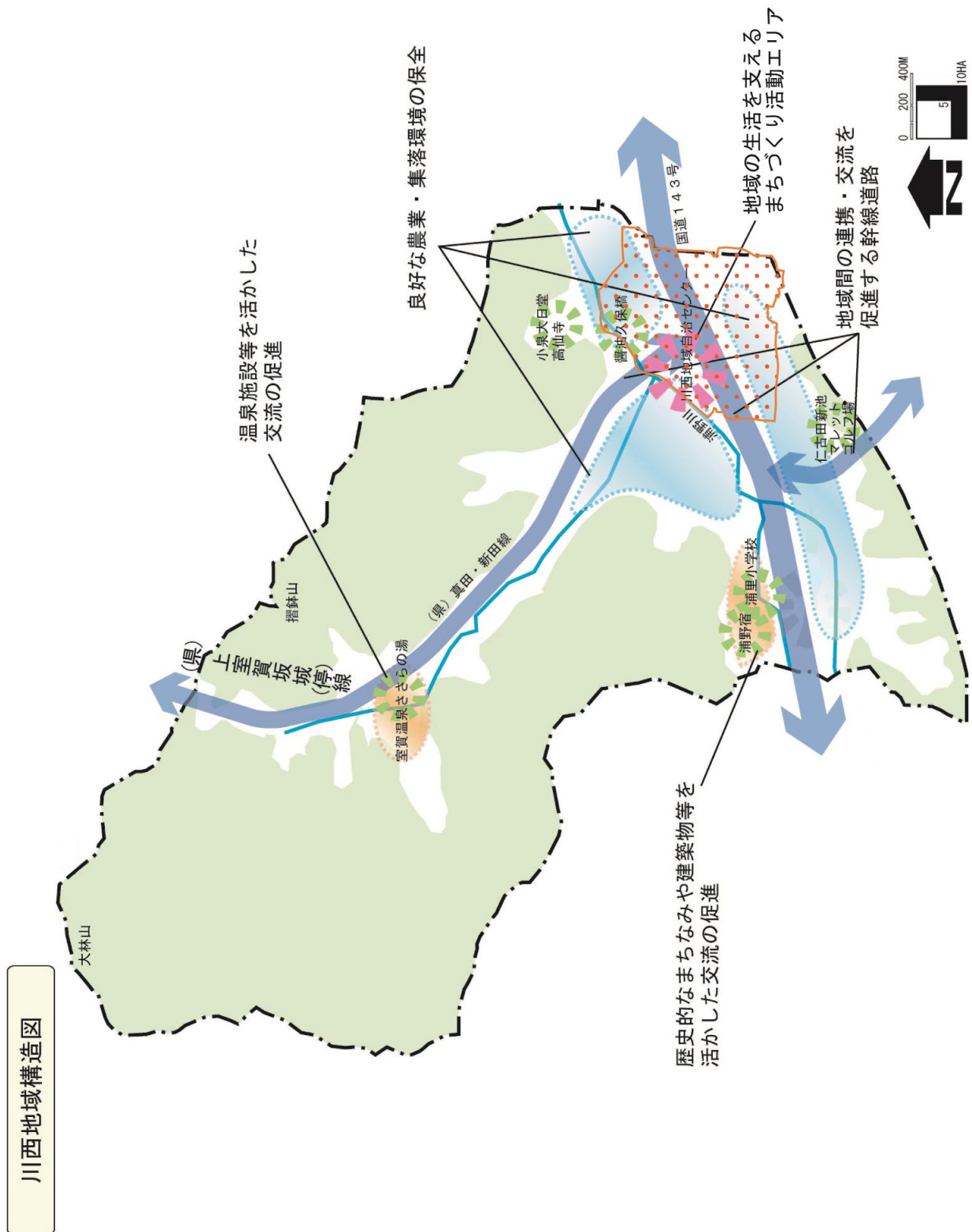
②地域エリアの形成方針

川西地域自治センター及び川西公民館は、まちづくり活動の拠点や放課後児童のよりどころとして有効活用します。

III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

恵まれた自然環境を守りながら災害への備えを行うとともに、生活道路を整備し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(4) 地域別構造図



県道上室賀坂城(停線)の改良整備

「ささらの湯」周辺等では、温泉、歴史的まちなみ、自然環境を生かし山村交流や農林業体験と連携して都市との交流を促進

県道真田新田線の改良整備

大林山
大鉢山
室賀温泉ささらの湯
特養老人ホーム
室賀の里
小泉大日堂
高仙寺
阿鳥川
浦野宿
川西小学校
川西中学校
川西地域自治センター
仁古田アネット
ゴルフ場
国道143号
国道143号沿道では商業・沿道サービスなどの生活利便施設の立地にあたり、周囲の田園環境との調和を誘導するルールづくりについて地域住民と協議する

◆良好な田園居住の環境にふさわしくなくない建物や、無秩序な農地への開発を抑制するためのルールづくりについて地域住民と協議する

◆保福寺道の沿道など歴史的なまちなみの残る地区周辺については、景観の保全や住環境保全のための上田市景観計画に基づく景観形成を図るとともに、都市計画法に基づいたまちづくりのルールを地域住民と検討

国道143号の交差点改良や歩道の整備を促進

行政機能や地域のまちづくり活動の中心となるエリアとして、地域自治センター及び公民館を有効活用する

歴史的まちなみや浦野川・室賀川・阿鳥川などの河川治いなどを巡る遊歩道、水辺公園・緑地等の整備

地域の憩いの場、また健康増進の場としての利用を図る

川西地域と塩田地域の連絡を強化する道路や国道143号に並行する道路の整備を促進

◆当面の課題に関わる方針

地域エリア
まちづくり活動エリア

軸
主要幹線道路
幹線道路
補助幹線道路

拠点区域
生活複合拠点区域

0 200 400M
5
10HA

1 4 - 1 1 丸子地域

(1) 将来像

(将来像)

水辺、里山、人きらめき、産業活力が満ちた 依田川流域のまち

(基本目標)

○製造業の集積が高い地域であることから、職住近接のゆとりある生活空間の創出を目指すとともに、地域内外の交流促進や日常生活のための道路交通環境整備を進めます。

○依田川、内村川周辺に親水空間を創出し、里山、農地とあわせて良好な自然環境や景観の保全を図り、有効活用を進めます。

○丸子温泉郷や信州国際音楽村などの観光・文化資源の効果的な連携と活用を図りながら、地域内外の交流の促進を目指します。

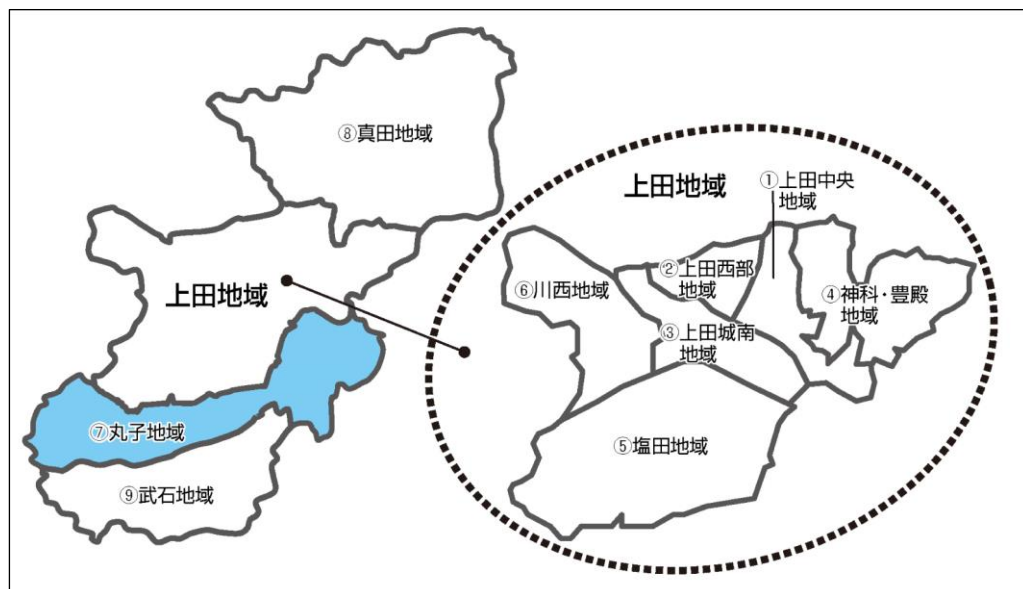
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

市内でも有数の製造業の集積地となっています。

国道152号や国道254号が通る交通の要衝であるほか、地域の中央には依田川が流れ、豊かな自然環境のなかに信州国際音楽村や温泉療養地である丸子温泉郷などの観光地が点在しています。

また、国道152号及び市道下丸子腰越線沿いの周辺では商業・業務施設や商店街、公共施設などの都市機能が集積した沿道型市街地を形成しています。



II 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・丸子地域では2015（平成27）年国勢調査で人口集中地区（DID）が消滅しました。丸子中心市街地の商業圏域である依田窪地域の人口減少も著しく、今後、利用者の減少と生活サービス施設の存続が懸念されます。
- ・人口減少と並行して、市街地では空き家等の増加による都市のスポンジ化が進行しています。

○各施設への影響と課題

- ・学校施設や子育て支援施設の老朽化と併せ年少人口の減少が進んでいますが、学校施設等の統廃合は市民生活に大きく影響すること、また、年少人口の減少は全市的な傾向であることから、施設の統廃合や複合化などについては全市的な観点で検討を進める必要があります。
- ・将来の人口規模に合わせた自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合の検討が求められます。
- ・鹿教湯温泉など観光地域では、将来の人口減少により、施設従業者等の減少が懸念される一方で、施設の運営、後継者の確保等を含め、次への展開が求められます。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。
- ・丸子地域の路線バスを安定的に継続させるためには、その利用者が大半を占める「丸子修学館高校」及び「丸子温泉郷」の存続が重要な鍵となります。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・丸子地域では、空き家の棟数が多いことから、空き地・空き家の有効活用の検討が必要です。

III 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 人口減少緩和のための積極的な施策の展開
- ◆ 都市機能施設、生活サービス施設の積極的な利用と利用者の誘導
- ◆ 地域の公共交通結節点の整備
- ◆ 地域間交流を目的とした道路整備の促進
- ◆ 河川環境の保全と水辺空間の活用
- ◆ 公共交通の維持・拡充と利用促進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 空き地・空き家対策の推進

(3) 人口減少に対応した“まちづくり”方針

I 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

森林、農地、河川等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、各種産業の活性化を促す土地利用を計画的に進め、職住近接のゆとりある居住環境を形成します。また、丸子中心市街地では、既存の都市機能集積を活かした暮らしやすい中心拠点の形成を目指します。

②道路や公共交通の整備方針

国道152号と国道254号の通過交通が引き起こす騒音や渋滞の改善に向けて、国道152号丸子バイパス、上田都市環状道路、下和子バイパス、国道254号の整備など、地域の骨格を成す道路整備を促進します。整備にあたっては、地域間交流の促進と通過交通の分散化による住民の安全、安心な生活環境の向上に配慮します。また、工業団地の集積を生かして、産業軸の強化を図ります。

II 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

特徴のある千曲川・依田川・内村川の水辺や、里山・段丘緑地の自然を大切に保全しながら、親水空間や自然体験できる環境を創出します。また、農地を保全するとともに、個々の場所に合った適切な規制・誘導方法を取り入れながら、自然と調和する市街地や集落環境を形成します。

②地域エリアの形成方針

- ・丸子地域自治センター、丸子ベルシティを中心とした中心拠点を形成するとともに、観光客や地域住民の交流の拠点となる施設整備など、それぞれの拠点の結びつきを強めながら地域の活性化と潤いある生活環境を創出します。
- ・依田窪地域全体の都市機能集積拠点として、多種多様な施策を講じる中、都市機能の持続を図ります。

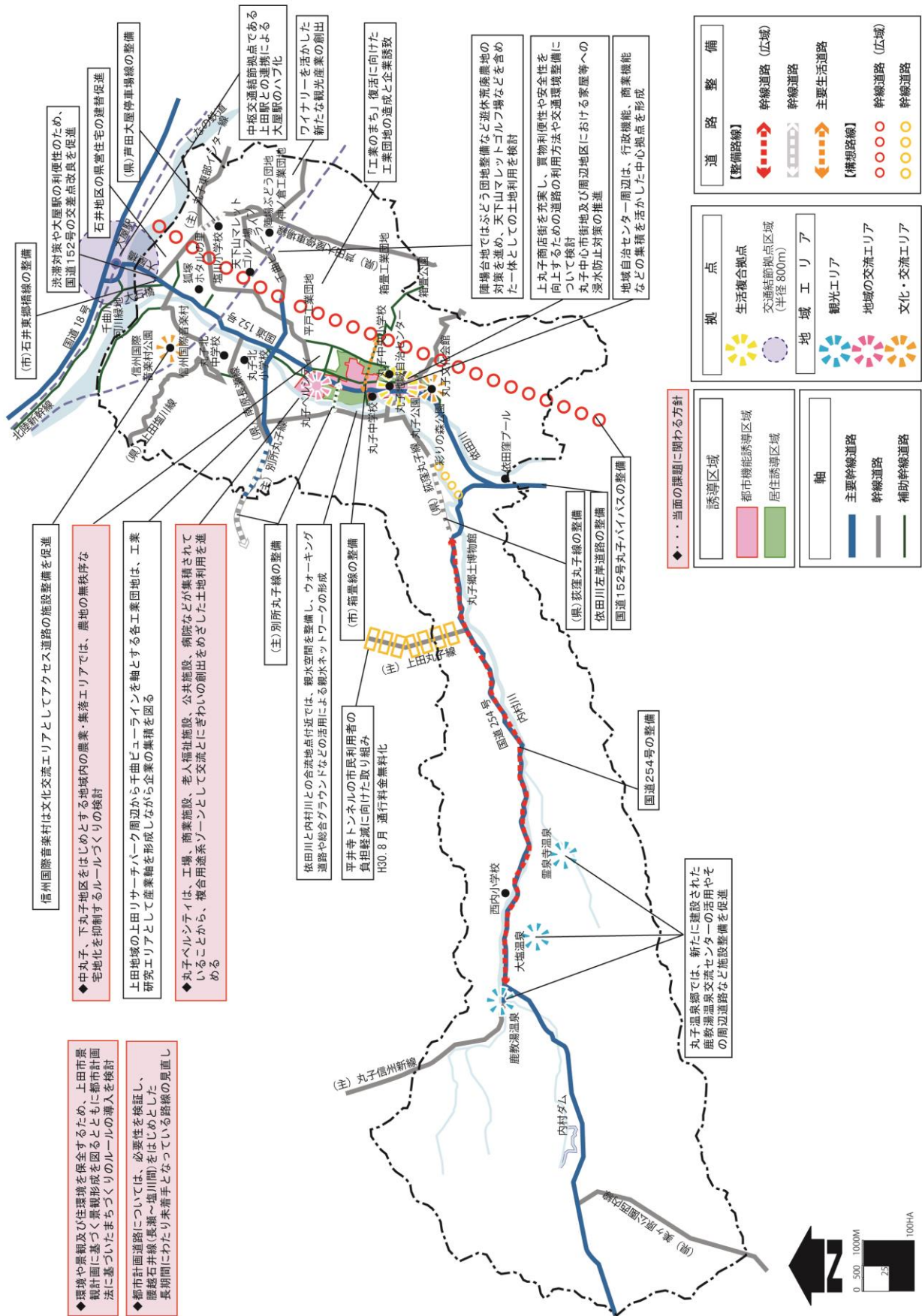
III 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

農地や里山と調和した良好な住環境を守りながら、災害に強く安全で安心な生活環境を創出します。

図 丸子地域構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4 - 1 2 真田地域

(1) 将来像

(将来像)

**雄大な自然に恵まれ、真田氏の歴史と文化が息づく魅力を誇りとし、
健康で活気あふれた交流のまち**

(基本目標)

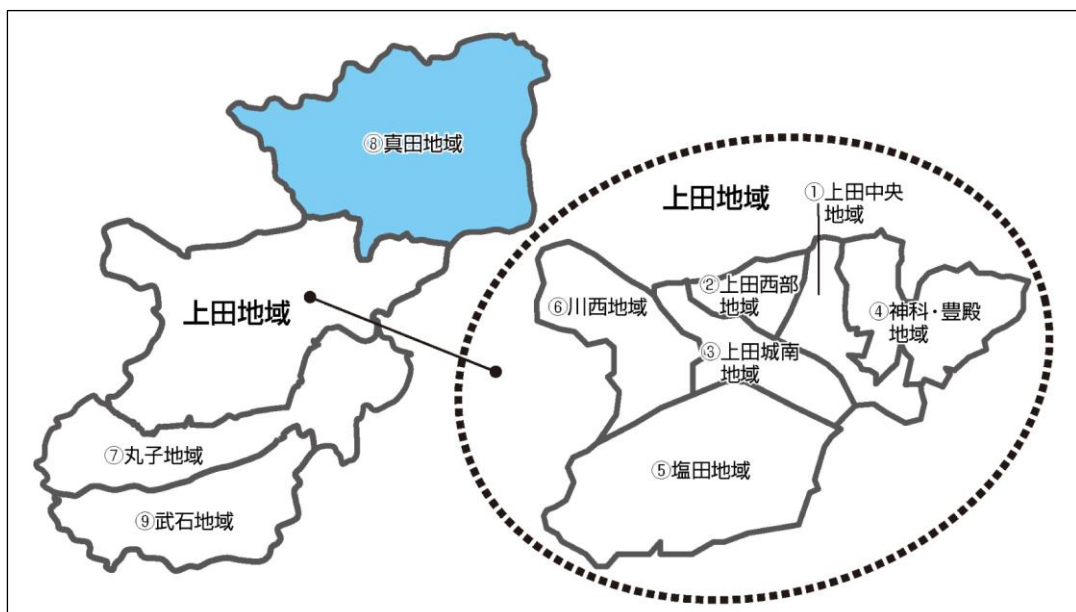
- 真田氏発祥の郷として培われた数多くの歴史・文化資源をはじめ、菅平高原に代表される雄大な自然を大切に保全し後世に伝えていきます。
- 自然・歴史・文化、スポーツリゾート、農業などの地域資源を効果的に連携させ活用することにより、多くの人々を惹きつけ活気にあふれた交流のまちを目指します。
- 上田市街地近郊の落ち着いたある居住空間を形成するとともに、地域内外を連絡する道路交通環境などの充実を図り、多世代が健康で快適に暮らせるまちを目指します。

(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

真田氏発祥の郷として培われた歴史資源をはじめ、上信越高原国立公園に位置する菅平高原の雄大な自然環境と、四季を通じて多くの人が訪れるスポーツリゾートなどの数多くの特性を備えています。

地域自治センター周辺には公益・公共施設が集積しているほか、上田市街地近郊にあたる地域南部では、宅地化が進行しています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・真田地域は将来において地域内の人口規模が著しく小さくなることが予想されるため、より効率的な自治体運営が課題となります。
- ・中山間地域の人口減少により自治会機能の存続が懸念され、今後統合の検討が必要になってきます。
- ・人口集積の低い地域ではスポンジ化により人口分布の散在が進行します。将来的なライフラインの維持や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。
- ・人口減少に併せ高齢化が進み、後継者不足など、生業としての農業経営や農地の適正な維持が困難になると予想されます。

○各施設への影響と課題

- ・人口減少に伴い利用者が減少することで、生活サービス施設の衰退が危惧されます。
- ・利用者（患者）の減少に加え、医療従事者の減少も想定され、地域診療施設の存続が課題です。
- ・学校施設や子育て支援施設の老朽化と併せ年少人口の減少が進んでいますが、学校施設等の統廃合は市民生活に大きく影響すること、また、年少人口の減少は全市的な傾向であることから、施設の統廃合や複合化などについては全市的な観点で検討を進める必要があります。
- ・将来の人口規模に合わせた自治体運営のため、公共施設の集約化や統廃合の検討が求められます。
- ・菅平高原など観光地域では、将来の人口減少により、施設従業者等の減少が懸念される一方、施設の運営、後継者の確保等を含め、次への展開が必要となります。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通（鉄道・路線バス）と、支線公共交通（タクシー・地域循環バス、デマンド交通等）の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。
- ・公共交通の維持や郊外地域の生活を支える燃料供給施設の維持が必要となります。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成（定期的な更新）・市民周知が必要です。
- ・都市計画区域外の集落等は集団規定等がないことが影響し狭あい道路が多く、緊急車両が安全に通行するための狭あい道路解消に関する施策が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・長地区では、空き家の棟数が多いことから、空き家空き地の有効活用の検討が必要です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 人口減少緩和のための積極的な施策の実施
- ◆ 生活サービス施設の積極的な利用と利用者の誘導
- ◆ 小学校通学区を単位とした地域コミュニティの醸成
- ◆ 地域間交流を目的とした道路整備の促進
- ◆ 都市計画制度を含めた“まちづくり”手法の検討
- ◆ 公共交通の維持・拡充と利用促進
- ◆ 地域診療施設の存続
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 空き地・空き家対策の推進

（３）人口減少に対応した“まちづくり”方針

Ⅰ 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

① 土地利用の誘導方針

菅平高原の雄大な自然を求めて多くの人々が訪れる環境を整備するとともに、広大な農地の保全・活用を進めます。また、真田地域自治センター周辺を生活複合拠点として、市街地近郊の魅力ある居住空間を形成し、自然や景観と調和した秩序ある土地利用を図ります。

②道路や公共交通の整備方針

交流人口の拡大と日常生活の利便性の向上を目指して、地域の生活や交流の基盤である交通ネットワークの充実を図ります。また、生活道路の整備や移動制約者に配慮した交通環境づくりを進めます。

路線バス利用者の伸びが停滞する中、今後も「市民の足」である公共交通を存続していくため、行政・地域・事業者・利用者等、関係者が一体となった取り組みを進めます。

Ⅱ 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

真田氏の史跡・文化財などの歴史や文化を醸し出す景観を大切に保全していきます。また、豊かな自然に調和した住環境が損われないよう、適切な規制や誘導方法を取り入れていきます。

②地域エリアの形成方針

地域の生活や交流の拠点機能を充実させるとともに、拠点相互の連携を強め、地域全体の活性化を図ります。

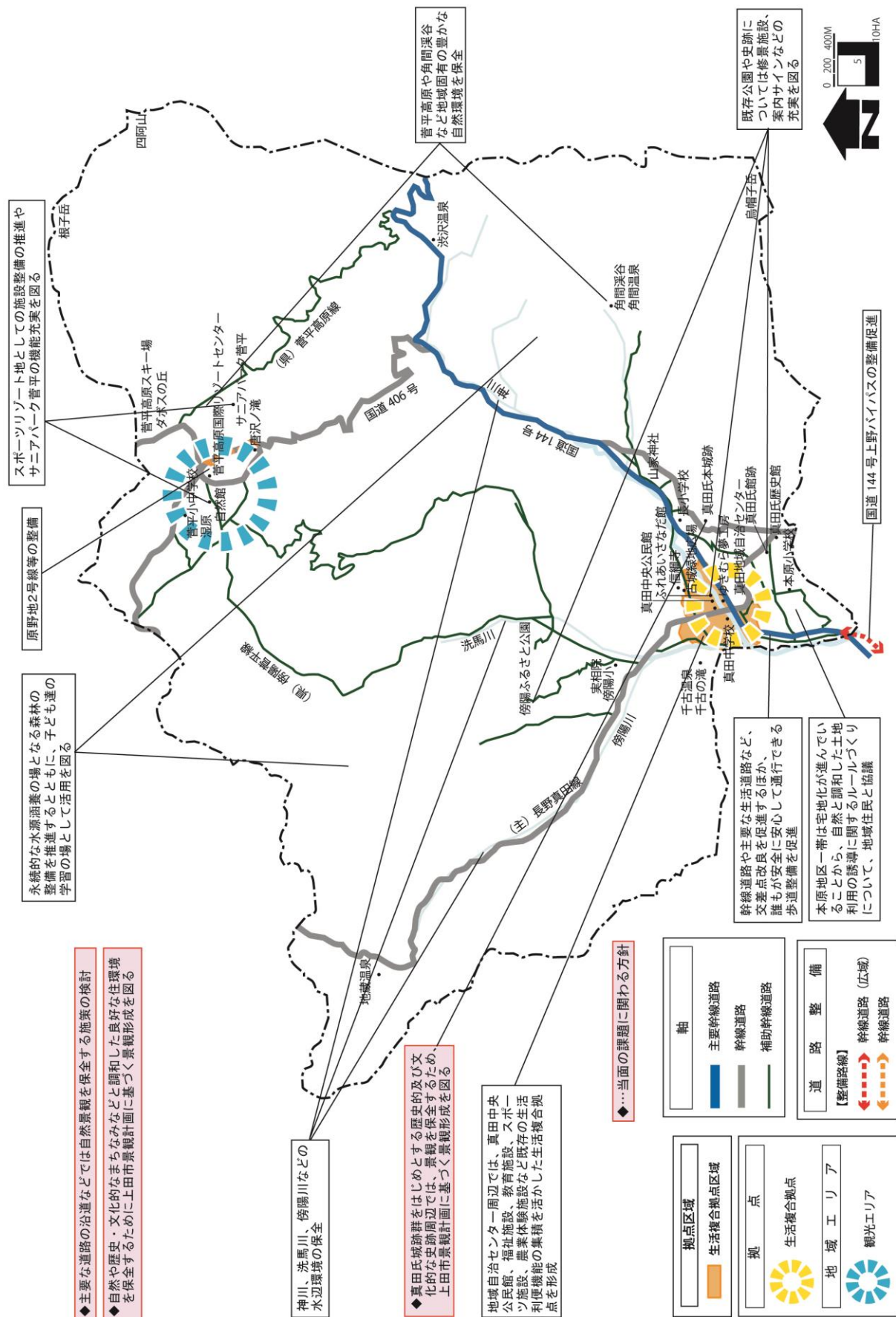
Ⅲ 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

自然や歴史と調和した良好な住環境のなかで安全に安心して暮らせるとともに、若者が定住し子育てがしやすい住環境を目指します。

真田地域構造図



(5) “まちづくり” 方針図



1 4-1 3 武石地域

(1) 将来像

(将来像)

**山あいの心安らぐ田園風景と地域の絆を大切にし
住んでよかった 訪れてよかったと実感できるまち**

(基本目標)

- 美ヶ原高原と、そこに連なる山々の大自然や心安らぐ田園風景を大切に守り育てていきます。
また、恵まれた環境のなかで地域全体が子どもを守り育てるまちづくりを目指します。
- 自然を生かした交流施設や農林業などの産業を都市や地域内外との交流・体験の場の創出に活用します。また、地域間の交通が確保され、安心して快適に暮らせるまちを目指します。
- 余里の一里花桃、福寿草群生地をはじめとした地域住民の連携と自主的な活動が、景観保全や農林業・観光業の活性化を支えるまちを目指します。

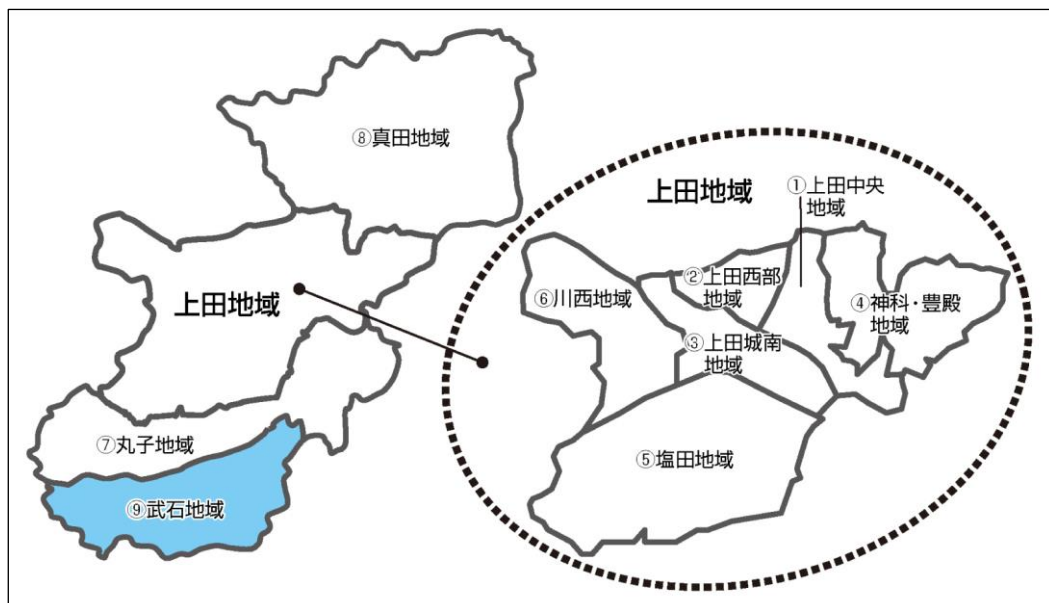
(2) 人口減少が与える都市構造への影響と課題

I 地域の現況

美ヶ原高原と、そこに連なる山並みや武石川の清流など、豊かな自然に囲まれた地域です。

畜産をはじめ、野菜や米、花卉などの生産が盛んであるほか、それら地域資源を活用した観光、グリーンツーリズム、県外都市との交流も行なわれています。

また、地域住民による花桃や福寿草など自然を生かした地域づくりも積極的に実施されています。



Ⅱ 地域の“まちづくり”における課題

○都市構造への影響と課題

- ・武石地域の生活サービス機能は、丸子地域に依存しているため、丸子地域の都市機能や生活サービス機能の存続が大きく影響します。
- ・武石地域は将来において地域内の人口規模が著しく小さくなることが予想されるため、より効率的な自治体運営が課題となります。
- ・中山間地域の人口減少により自治会機能の存続が懸念され、今後統合の検討が必要になってきます。
- ・人口集積の低い地域ではスポンジ化により人口分布の散在が進行します。将来的なライフラインの維持や地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。
- ・人口減少に併せ高齢化が進み、後継者不足など、生業としての農業経営や農地の適正な維持が困難になると予想されます。

○各施設への影響と課題

- ・学校施設や子育て支援施設の老朽化と併せ年少人口の減少が進んでいますが、学校施設等の統廃合は市民生活に大きく影響すること、また、年少人口の減少は全市的な傾向であることから、施設の統廃合や複合化などについては全市的な観点で検討を進める必要があります。
- ・美ヶ原高原など観光地域では、将来の人口減少により、施設従業者等の減少が懸念される一方、施設の運営、後継者の確保等を含め、次への展開が必要となります。

○交通網等への影響と課題

- ・上田中心市街地と、郊外の各地域を結ぶ幹線道路網、及び公共交通網の拡充・維持が必要です。
- ・利便性の向上と効率化のため、市内における幹線公共交通(鉄道・路線バス)と、支線公共交通(タクシー・地域循環バス、デマンド交通等)の連携を再度確認するとともに必要な再整備を行い、安定した利用者の確保と公共交通サービスの持続が必要となります。
- ・人口減少が今後さらに進行すると予想される中、今後の利用者の大幅な増加は困難であることが予想されます。そのため、現状の利用者数の確保を基本に、利用者のニーズに合わせた運行形態の継続的な見直しが必要です。
- ・公共交通の維持や郊外地域の生活を支える燃料供給施設の維持が必要となります。

○災害リスクへの影響と課題

- ・ハザードマップの作成(定期的な更新)・市民周知が必要です。
- ・都市計画区域外の集落等は、セットバックなど建築基準法上の集団規定等がないため、消防車、救急車などの緊急車両が安全に通行するための、狭あい道路解消に関する独自の施策が必要です。

○土地利用への影響と課題

- ・人口減少により発生が予想される、空き家・空き地の有効活用の検討が必要です。

Ⅲ 解決すべき主要課題（ターゲット）

- ◆ 人口減少緩和のための積極的な施策の実施
- ◆ 丸子地域と連携した生活サービス施設の積極的な利用
- ◆ 地域間交流を目的とした道路整備の促進
- ◆ 都市計画制度を含めた“まちづくり”手法の検討
- ◆ 公共交通の拡充と利用促進
- ◆ 武石地域自治センターの再整備に併せた拠点形成の推進
- ◆ 安心安全に暮らせる地域コミュニティの醸成
- ◆ 空き地・空き家対策の推進

（３）人口減少に対応した“まちづくり”方針

Ⅰ 持続可能な“まちづくり”のための方針（ストーリー）

①土地利用の誘導方針

農業・観光資源による地域の活性化を目指すとともに、定住人口の維持に向けて暮らしやすい地域づくりを進めるため、住宅地と農地等の調和のとれた秩序ある土地利用に配慮します。

②道路や公共交通の整備方針

交流人口の拡大及び若者の定住促進をはじめ、日常生活の利便性の向上や丸子・上田地域への時間的距離の短縮を目指した交通ネットワークの充実を図ります。また、移動制約者に配慮したデマンド交通など公共交通を維持し、だれにもやさしい交通環境づくりを進めます。

Ⅱ 魅力ある“まちづくり”（地域づくり）のための地域資源の活用・保全及びエリアの整備方針（ストーリー）

①自然環境や景観の保全・活用方針

美ヶ原高原をはじめ恵まれた自然景観を大切に保全し活用していきます。そのために、地域産業を支える農地の維持及び利用の促進や、地域に合った適切な規制・誘導方法を取り入れていくとともに、美しい景観を地域住民一人ひとりが守り育てていきます。

②地域エリアの形成方針

武石地域自治センター周辺に集約された公共施設を活かして、地域住民への生活サービス提供の拠点として都市的な機能の立地・誘導を図ります。

依田窪地域（武石・丸子地域、長和町）の連携した生活サービス機能の維持と、最寄りの都市機能施設への交通ネットワークの充実と維持を図ります。

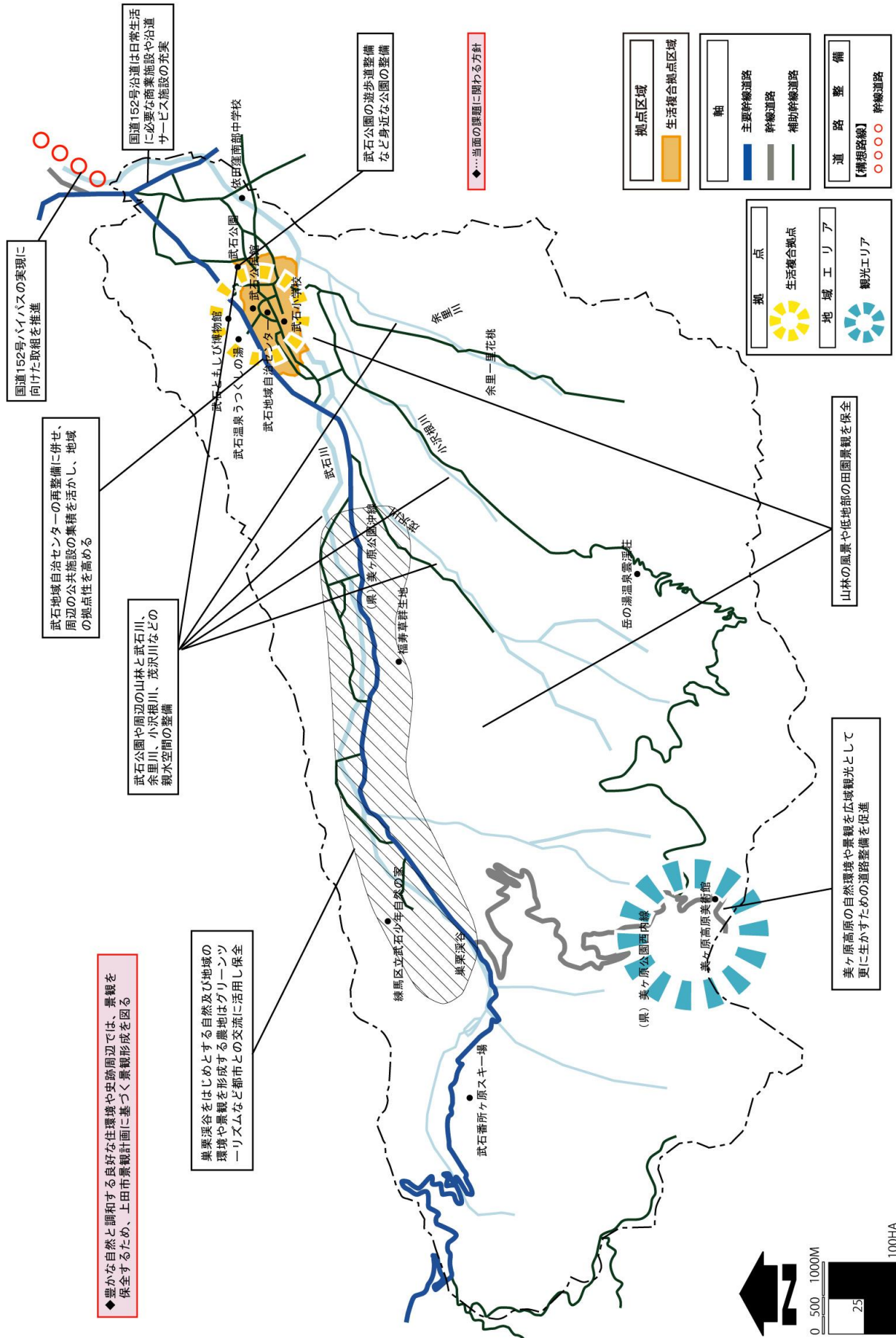
Ⅲ 生活環境の保全や防災に関する整備方針（ストーリー）

身近な生活道路や公園の整備により、安全で安心できる住みやすい地域づくりを進め、災害への備えに努めます。

武石地域構造図



(5) “まちづくり” 方針図



15 誘導施策

- 立地適正化計画を策定することで、必要な都市機能を維持・確保するための国の支援を受けることが可能となり、官民の事業者が誘導区域内で都市活動を行うにあたってのインセンティブ・動機付けとなる事業効果が期待できます。
- 生活複合拠点区域や交通結節拠点区域への居住誘導や都市機能誘導・維持を目論み、市独自の誘導施策を講じます。
- 居住や都市機能の誘導に大きな支障となっている低未利用地についての活用（都市のスポンジ化対策）を目論んだ「低未利用土地利用等指針」を本計画に定めます。

15-1 都市機能誘導区域

国等が直接行う誘導施策	■都市機能誘導施設に対する税制上の誘導措置 ■民間都市開発機構による金融上の支援措置	●民間誘導施設等整備事業（民間支援） ほかに
国の支援を受けて市が行う誘導施策	■都市機能誘導施設の整備 ■歩行空間の整備 ■民間事業者による誘導施設の整備に対する支援策 ■居住者の利便の用に供する施設の整備	●都市再構築戦略事業（都市再生整備計画） ●都市機能立地支援事業（民間支援） ●優良建築物等整備事業（民間支援） ほかに
市が独自に講じる誘導施策	■空き家、空き地等の有効活用に関する施策 ■都市機能誘導区域、居住誘導区域および用途地域内の居住を促進するための開発行為の規制緩和	●信州うえだ空き家バンクの活用 ●上田市空家等対策推進事業 ●上田市開発事業の規制に関する条例 ほかに

15-2 居住誘導区域

国の支援を受けて市が行う誘導施策	■地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取り組み支援 ■居住者の利便の用に供する施設の整備	●都市再生整備計画事業 ●公営住宅整備事業（非現地建替え支援） ほかに
市が独自に講じる誘導施策	■空き家、空き地等の有効活用に関する施策 ■居住誘導区域または用途地域内の居住を促進するための開発行為の規制緩和 ■交通網のサービスレベルの確保のための施策 ■災害リスクを分かりやすく提示する等の措置 ■空き家、空き地等の有効活用に関する施策	●信州うえだ空き家バンクの活用 ●上田市空家等対策推進事業 ●上田市開発事業の規制に関する条例 ●上田市地域公共交通網形成計画 ●ハザードマップの作成、配布 ほかに

15-3 生活複合拠点区域

国の支援を受けて市が行う誘導施策	■中山間地域における「小さな拠点」形成による、拠点施設の整備 ■地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取り組み支援 ■居住者の利便の用に供する施設の整備	●小さな拠点形成支援事業（真田、武石地域） ●都市再生整備計画事業（※） ほか
市が独自に講じる誘導施策	■空き家、空き地等の有効活用に関する施策 ■居住を促進するための開発行為の規制緩和 ■公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 ■災害リスクを分かりやすく提示する等の措置	●信州うえだ空き家バンクの活用 ●上田市空家等対策推進事業 ●上田市開発事業の規制に関する条例 ●上田市地域公共交通網形成計画 ●ハザードマップの作成、配布 ほか

15-4 交通結節拠点区域

国の支援を受けて市が行う誘導施策	■地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取り組み支援 ■居住者の利便の用に供する施設の整備	●都市再生整備計画事業（※） ほか
市が独自に講じる誘導施策	■空き家、空き地等の有効活用に関する施策 ■公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 ■災害リスクを分かりやすく提示する等の措置	●信州うえだ空き家バンクの活用 ●上田市空家等対策推進事業 ●上田市地域公共交通網形成計画 ●公共交通利用促進に関すること ●ハザードマップの作成、配布 ほか

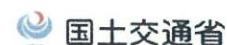
※ 観光等地域資源の活用に関する計画があり、市町村のコンパクト化の方針と齟齬がないもの（都市計画区域内であって、かつ居住誘導区域外が対象）

- 形質の変更を伴う土地利用等は、当該施策を実施する場合においても、農地法、都市計画法、建築基準法等関係法令に準拠して行うことを基本とします。
- 市が独自に講じる誘導施策は、全市域を対象とするものです。
- コンパクトシティの形成に関連する支援施策集（国土交通省ホームページ参照）

15-5 国における支援策

15-5-1 都市再生整備計画事業

都市再生整備計画事業



○国として重要度が高く、特に推進すべき施策に関連した都市再生整備計画事業への支援の重点化や、民間の資金やノウハウを活用したまちづくりの推進、スマートシティの推進に寄与する公共施設等の情報化の実現に向け、都市再生整備計画事業について、支援措置の拡充を行う。

【拡充内容①】

○国として重要度が高く、特に推進すべき施策と合致した都市再生整備計画事業について、施策を迅速に実現することを目的として支援の重点化を継続する。

○加えて、中枢・中核都市における都市再生整備計画事業を重点的・集中的に推進する。

（国として特に推進すべき施策）

- ・立地適正化計画（都市再生特別措置法）
- ・都市再生緊急整備地域関連（都市再生特別措置法）
- ・歴史的風致維持向上計画関連（歴史的風致の維持及び向上に関する法律）
- ・低炭素まちづくり関連（都市の低炭素化の促進に関する法律）

【拡充内容②】

○公共空間の維持管理費の削減や有効な利活用によるまちの賑わいの創出を図るため、民間の資金やノウハウを活用したまちづくりの推進が求められている。

○このため、民間まちづくり団体等の公共施設等整備への積極的な参加の促進を図るべく、都市再生整備計画事業において、民間まちづくり団体等の資金調達の結果に応じて国・地方公共団体・民間まちづくり団体等の負担割合を弾力的に変動できる仕組みを構築する。



民間による広場整備（イメージ）



広場空間の活用（イメージ）

【拡充内容③】

○スマートシティの推進に寄与する公共施設等の情報化の実現に向け、都市インフラと一体的に整備する技術が確立し、汎用性の高い基盤施設整備に対し、支援を行う。

駐車場管理、人流把握に資するセンサー、モニター機能を備えた多目的なスマートライトの設置



人流把握による混雑回避、にぎわい創出に資するカメラの設置

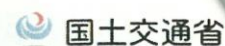


シームレスな移動支援に資する屋内測位環境の整備（3D地図、ビーコン設置）



14

都市再構築戦略事業・都市機能立地支援事業



○コンパクトシティを推進するためには、まちの中心拠点に都市機能の集積を高めることが重要であり、体育館やプール等の健康増進施設は都市に不可欠な施設であることに加え、高い集客効果が期待される。

○このため、都市再構築戦略事業及び都市機能立地支援事業において、体育館、プールその他の健康増進施設（都市公園その他公共空地に設置され、一般公共の用に供されるもの）を誘導施設として支援対象に追加する。

○また、中枢・中核都市において、生活に必要な都市機能をまちの拠点となるエリアに集積させ、まちの活力の増進を図ることが重要である。

○このため、都市再構築戦略事業及び都市機能立地支援事業の人口密度維持タイプの支援対象区域を拡充する。

【拡充内容①】

○集客効果の高い体育館、プールその他の健康増進施設（都市公園その他公共空地に設置され、一般公共の用に供されるもの）を、誘導施設として支援。

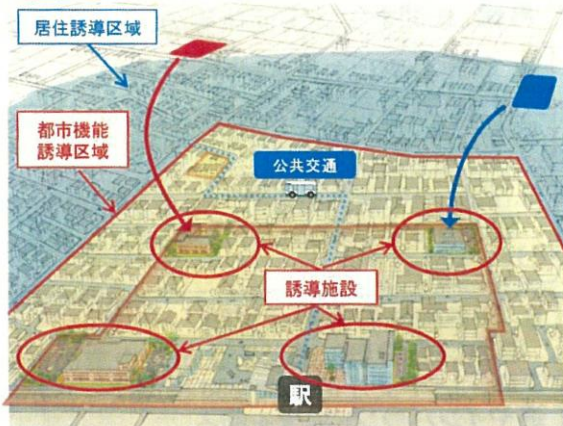


健康増進施設（イメージ）

【拡充内容②】

○人口密度維持タイプの支援対象区域を拡充。

<事業イメージ>

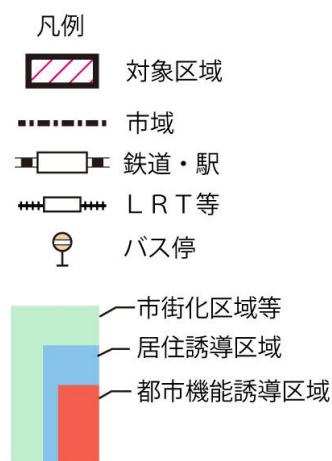
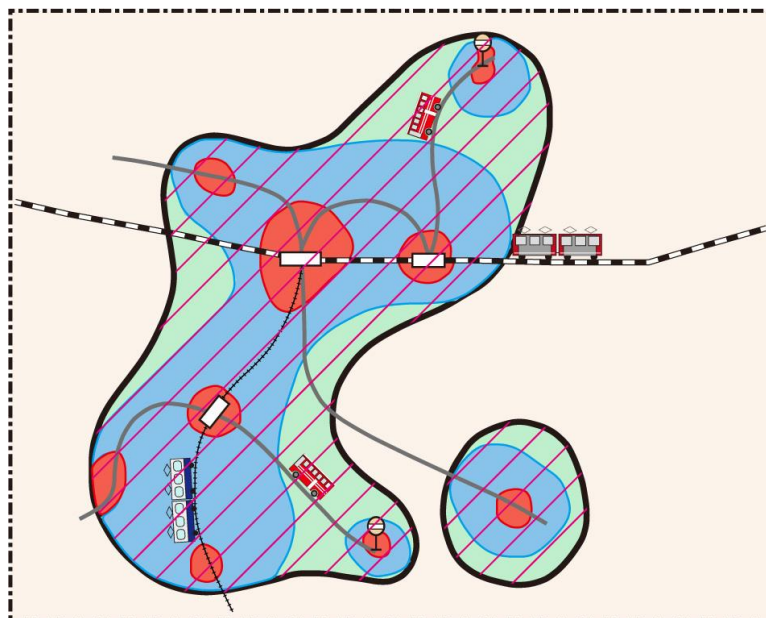


「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）」が、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に位置付けられた医療・福祉等の都市機能の整備等を支援するための事業として創設され、従来の事業が拡充されました。また、その一方で「都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）」の対象区域の考え方が以下のように変更されます。

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の対象区域 （2018（平成30）年度まで）

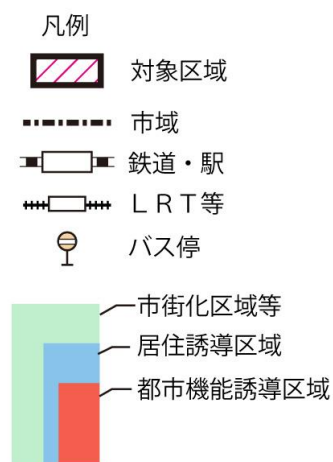
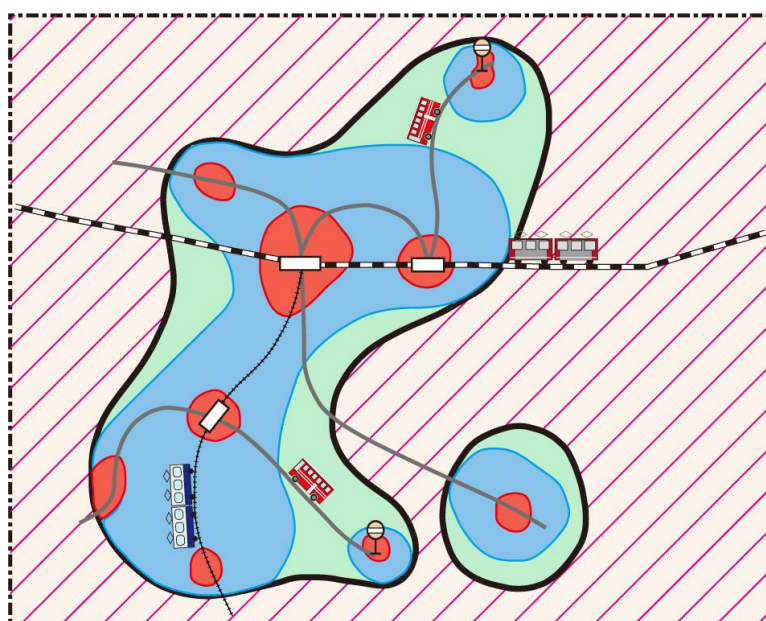
- 用途地域内、なお立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域内

用途地域内・居住誘導区域内



- 地方公共団体において観光等地域資源の活用に関する計画^{※1}が策定されており、且つ当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬が無いもの。ただし、用途地域外（立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域外）

用途地域外・居住誘導区域外

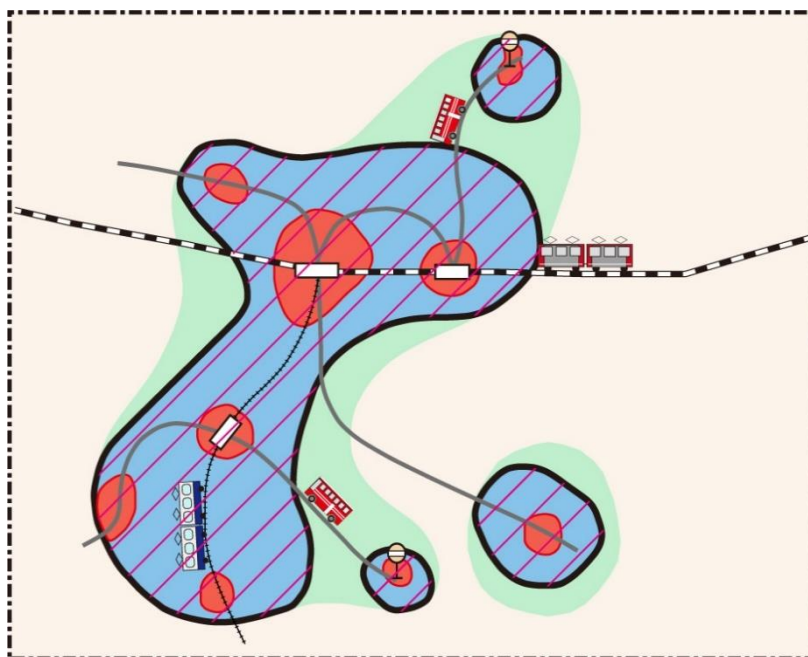


※1 歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」、観光圏整備法に基づく「観光圏整備実施計画」等。

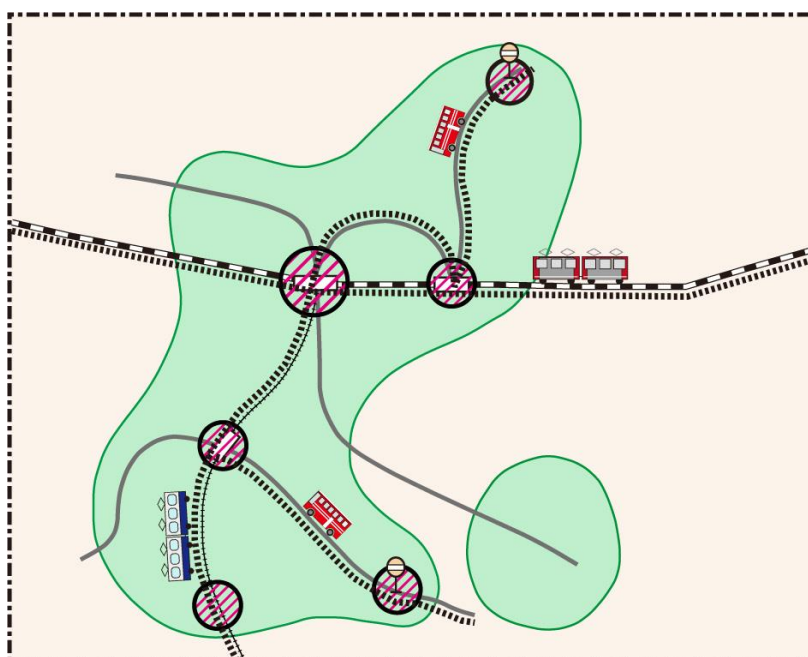
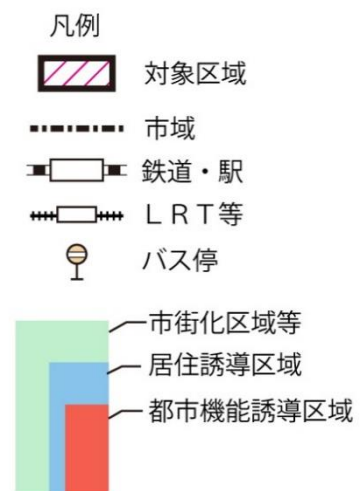
都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の対象区域 （2019 年度以降）

- 立地適正化計画を作成している市町村は居住誘導区域内・・・補助率 45%
- 立地適正化計画を作成していない市町村は、用途地域内であって、駅から半径 1 km の範囲内、またはバス停から 500m の範囲内（何れもピーク時運行本数片道 3 本以上の条件を満たすこと）・・・補助率 40%

用途地域内・居住誘導区域内



「立地適正化計画」を策定している市町村



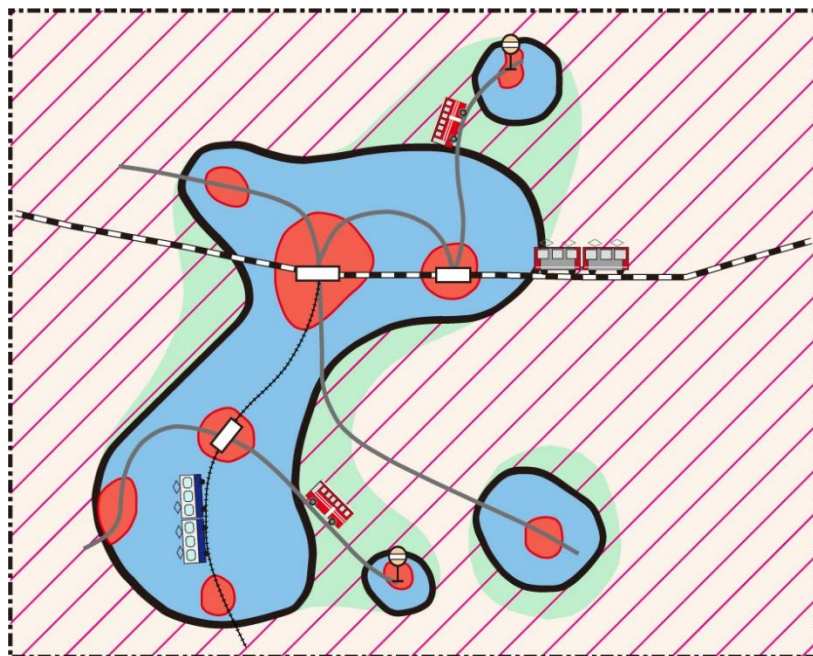
「立地適正化計画」を策定していない市町村



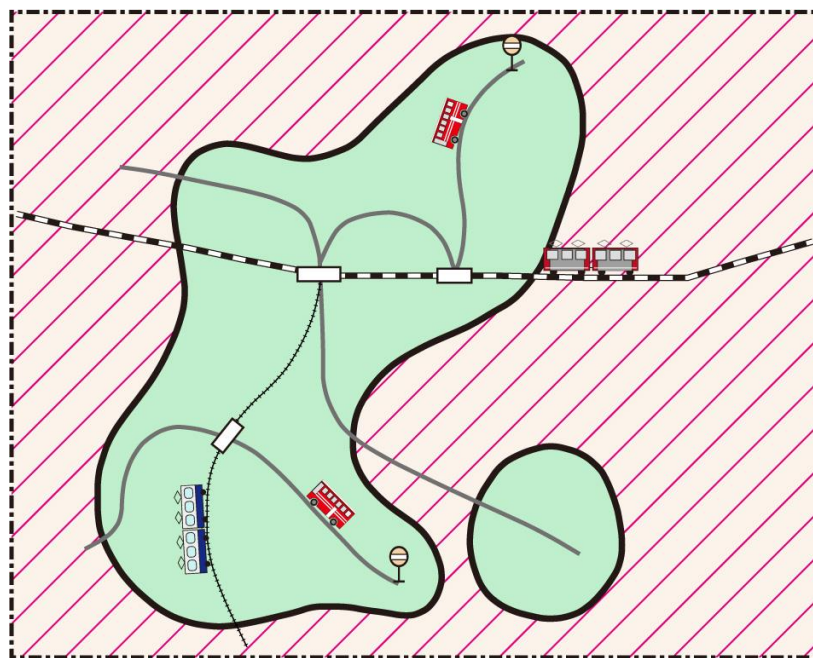
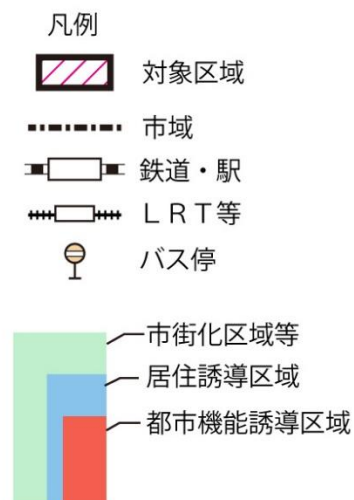
都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の対象区域 （2019 年度以降）

- 地方公共団体において観光等地域資源の活用に関する計画※¹が策定されており、且つ当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬が無いもの。ただし、用途地域外（立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域外）・・・補助率 40～45%

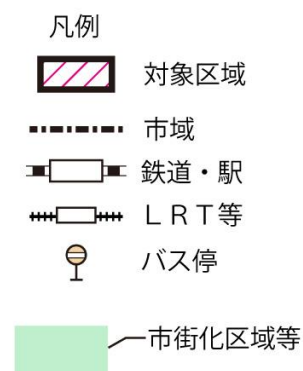
用途地域外・居住誘導区域外



「立地適正化計画」を策定している市町村



「立地適正化計画」を策定していない市町村



※1 歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」、観光圏整備法に基づく「観光圏整備実施計画」等。

	対象事業名	対象施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都保存・緑地保全等事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地
		広場
		駐車場(共同駐車場含む)
		自転車駐車場
		荷物共同集配施設
		公開空地(屋内空間も含む)
		情報板
		地域防災施設
		人工地盤等
	高質空間形成施設	緑化施設等
		電線類地下埋設施設
		電柱電線類移設
		地域冷暖房施設
		歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター
		観光交流センター
		まちおこしセンター
		子育て世代活動支援センター
		複合交通センター
	中心拠点誘導施設 ※1	医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設
	連携生活拠点誘導施設 ※1	医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設、地域交流センター
	生活拠点誘導施設 ※1	医療施設、商業施設、地域交流センター
	高齢者交流拠点誘導施設 ※1	
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅
		地域優良賃貸住宅
	都市再生住宅等整備	
	防災街区整備事業	
提案事業	事業活用調査 ※2	
	まちづくり活動推進事業 ※2	
	地域創造支援事業 ※2	市町村の提案に基づく事業

※1 都市再構築戦略事業に限る

※2 都市再構築戦略事業は除く

都市再構築戦略事業（箱モノ事業）・・・補助率 50%

● 区域要件

立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内において、区域要件を全て満たした中心拠点区域が設定されていることが要件。

i) 中心拠点区域（次の全ての要件を満たす区域）

a.区域の概要

- 必要な都市機能を誘導し、まちの活力の維持・増進や、持続可能な都市構造の再構築を積極的に図る拠点区域。

b.区域要件

- 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む)
- 鉄道・地下鉄駅(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時運行本数(片道)が3本以上)から半径500mの範囲内
- 公共用地率15%以上の地域内(今後公共用地率が15%以上となることが確実である地域を含む)

ii) 連携生活拠点区域（複数市町村が共同で作成した立地適正化計画が該当）・・・省略

iii) 生活拠点区域(次の全ての要件を満たす区域、設定は任意)

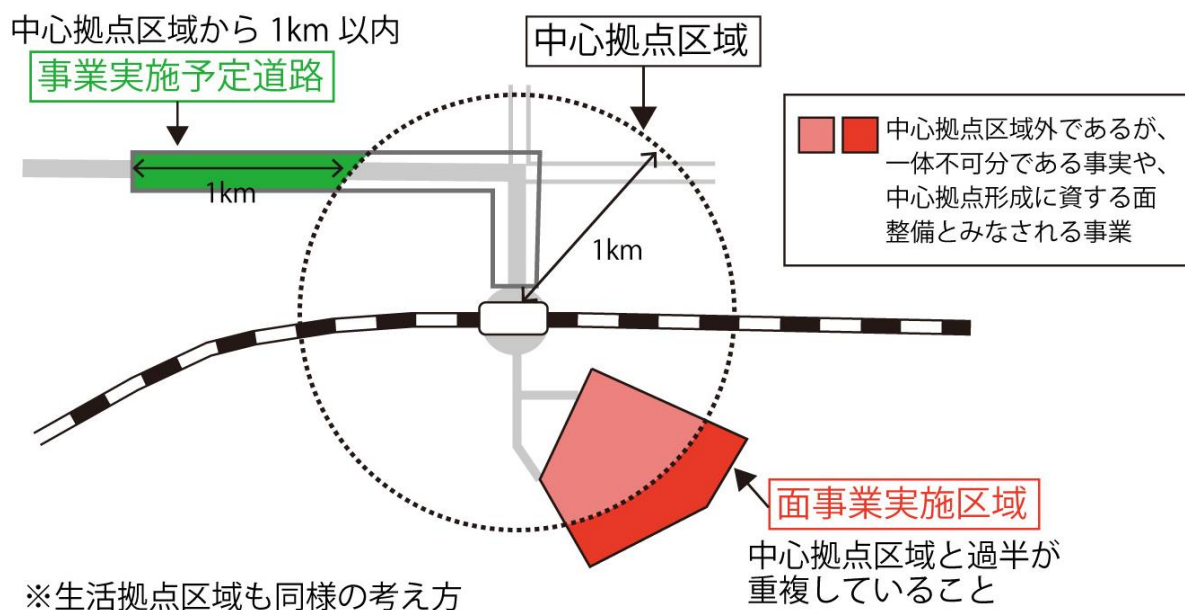
- 生活拠点区域は、中心拠点区域を設定し、かつ生活拠点誘導施設の整備を行う場合に限り、その設定ができます。

a.区域の概要

- 中心拠点区域の都市機能を公共交通により活用可能な区域で、公共交通の利用促進にもつながる拠点区域

b.区域要件

- 中心拠点区域に接続するバス・鉄軌道の停留所、停車場から半径 100m の範囲内
- 中心拠点区域の中心から半径 5km の範囲内
- 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内



i) 中心拠点誘導施設

対象施設	施設名	法的位置づけ
1) 医療施設	特定機能病院	医療法第4条の2
	地域医療支援病院	医療法第4条
	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2
2) 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
3) 教育文化施設	認定こども園幼稚園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
	幼稚園	学校教育法第1条
	小学校	
	中学校	
	高等学校	学校教育法第1条
	中等教育学校	
	特別支援学級	
	大学	
	高等専門学校	学校教育法第124条
	専修学校	
	各種学校	学校教育法第134条
	図書館	図書館法第2条第1項
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項
	博物館相当施設	博物館法第29条
4) 商業施設	以下の要件を満たす施設 ・周辺に同種施設がないこと ・市町村が必要と判断したこと ・多数の者が出入りし利用することが想定されること (風営法第2条各項に規定する施設でないこと)	

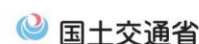
iii) 生活拠点誘導施設

対象施設	施設名	法的位置づけ
1) 医療施設	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2
2) 商業施設	以下の要件を満たす施設 ・周辺に同種施設がないこと ・市町村が必要と判断したこと ・多数の者が出入りし利用することが想定されること (風営法第2条各項に規定する施設でないこと)	
3) 地域交流センター	高次都市施設に定める地域交流センター	

15-5-2 「小さな拠点」形成支援

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保したりする取組を「小さな拠点」づくりといいます。

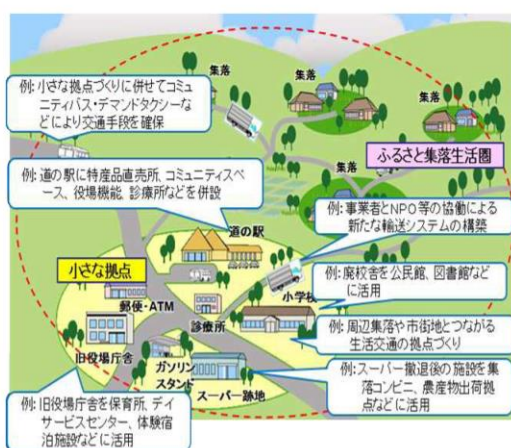
国では、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、さまざまな支援を行っています。



「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

このため、「小さな拠点」の形成に取り組む地域について、既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備に対し支援を行う。



「小さな拠点」：日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（集落活性化推進事業費補助金）

- 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体：市町村、NPO法人等（間接補助）
- 補助率：1/2以内（市町村）、1/3以内（NPO法人等）
- 対象事業
既存施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 （まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業）

- 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）における、住民の「くらし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

集落ネットワーク圏のイメージ

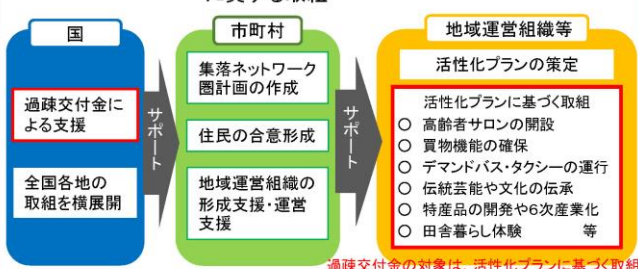
基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確保することにより、持続可能な暮らしを実現



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
※交付金の申請は市町村が実施
- (3)交付額 1事業当たり2,000万円以内
- (4)平成30年度予算案 4.0億円（平成29年度予算額4.0億円）
- (5)対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

1 5-5-3 都市のスポンジ化対策

(1) 低未利用土地利用等指針

空き地・空き家等の低未利用土地が、時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。そこで都市機能及び居住誘導区域を対象に「低未利用土地の利用及び管理に関する指針」を定め、地権者や周辺住民等による有効な利用及び適正な管理を促します。

また、既に発生したスポンジ化への対処として低未利用土地の解消に向けた取組や、未だ顕在化していない地域での予防措置としてエリア価値の維持・向上に向けた取組などを積極的に推進するため、今後、居住誘導区域内において「低未利用土地利用権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定」の活用について、都市のスポンジ化対策の一方策として検討します。

①利用指針

- ・信州うえだ空き家バンク

「信州うえだ空き家バンク」に空き家を登録し、流通を促進します。

- ・都市機能誘導区域内

オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨します。

- ・居住誘導区域内

リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨します。

②管理指針

土地及び建物所有者等は、管理する空き家等が周辺の良い生活環境の保全と美化に支障を及ぼさないよう、常に自らの責任において適切な管理に努める必要があります。

- ・空き家、空き店舗

定期的な空気の入れ換え等の適切な清掃を行います。

- ・空き地等

雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行います。

(2) 立地誘導促進施設協定に関する事項

- ◆立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域

都市機能誘導区域又は居住誘導区域

- ◆立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項

居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。

種類：広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては都市機能誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

低未利用土地権利設定等促進計画 概要

概要

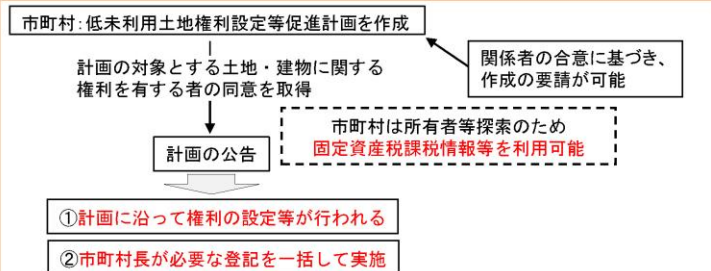
- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪い。さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかる。
- これまで行政は、民間による開発・建築行為を待って規制等により受動的に関与をしてきたところ、低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度を創設。

低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設

＜概要＞（立地適正化計画の誘導区域が対象）

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

＜制度フロー＞



支援措置

【税制】

（登録免許税）計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減

⇒ 地上権等の設定登記等（本則1%→0.5%）

所有権の移転登記（本則2%→1%）

（不動産取得税）計画に基づく一定の土地の取得について軽減（課税標準の1/5控除）

＜制度活用イメージ＞



8

都市再生法：立地誘導促進施設協定制度の創設

概要

- 空き地や空き家等の低未利用地の発生は、地権者の利用動機の乏しさなどによるもの。地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間「現代のコモンズ」を創出し、安定的に運営することが必要。
- 都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地や空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意による協定制度（承継効付）を創設。

立地誘導促進施設協定制度の創設

＜概要＞（立地適正化計画の誘導区域が対象）

レクリエーション用の広場（交流広場）、地域の催しの情報提供のための広告塔（インフォメーションボード）など、地域コミュニティやまちづくり団体（土地所有者等）が共同で整備・管理する空間・施設（コモンズ）について、地権者合意により協定を締結（都市再生推進法人などが管理）

（※）権利設定等促進計画により集約された低未利用地を「コモンズ」として整備・管理することも想定

⇒ 地域の幅広いニーズに対応し、必要な施設を一体的に整備・管理するなど、地域コミュニティによる公共性の発揮を誘導（ソーシャルキャピタルの醸成にも寄与）

○ 協定を締結した後に地権者になった者にも効力を及ぼす「承継効」を付与

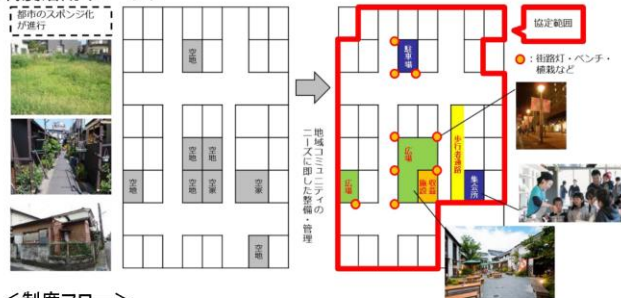
○ 市町村長が周辺地権者に参加を働きかけるよう、協定締結者が市町村長に要請できる仕組みを併せて措置

支援措置

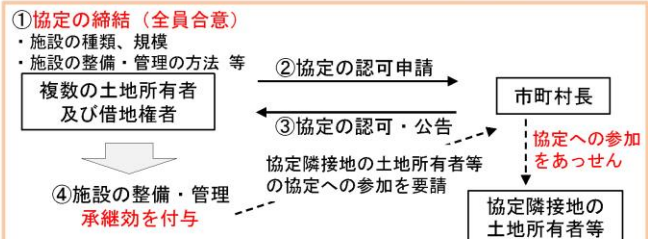
都市再生推進法人が、協定の目的となる土地及び償却資産を有料で借り受けたもの以外で、管理する場合には、その用に供する土地・償却資産に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を2/3に軽減（5年以上の協定の場合は3年間、10年以上の協定の場合は5年間）

※対象施設 道路、通路、公園、緑地、広場の土地及び償却資産

＜制度活用イメージ＞



＜制度フロー＞



15-5-4 公共施設等適正管理推進事業債

立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業を対象とした起債です。

公共施設等の適正管理の推進

概要

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実し、地方財政計画の計上額を3,500億円から4,800億円に増額。

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

（対象事業）

- ① 集約化・複合化事業 ② 長寿命化事業 i) 公共用建物
ii) 社会基盤施設（道路・農業水利施設）
③ 転用事業 ④ 立地適正化事業 ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業 ⑥ 除却事業

平成30年度 公共施設等適正管理推進事業費（4,800億円）

（対象事業）下線の事業を追加

- ① 集約化・複合化事業
② 長寿命化事業 i) 公共用建物
ii) 社会基盤施設（道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・
治山施設・港湾施設・漁港施設・農道）
③ 転用事業
④ 立地適正化事業
⑤ ユニバーサルデザイン化事業：公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
⑦ 除却事業

（事業期間）平成33年度まで

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ平成32年度まで

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額 29

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで））

※下線部分をH30年度より追加

※ ①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

① 集約化・複合化事業

（対象事業）延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 （充当率等）充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

（対象事業）

- 【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設（道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道）】
所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
（充当率等）充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

③ 転用事業

（対象事業）他用途への転用事業
（充当率等）充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

（対象事業）コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
（充当率等）充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

（対象事業）公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
（充当率等）充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

（対象事業）昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
（充当率等）充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

1 6 目標値等の設定

1 6-1 目標値等の設定に関する基本的な考え方

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に示すためには、客観的かつ定量的に評価する必要がある、その達成状況を確認することが重要です。

そこで、本計画の「都市づくりの目標」の実現に向けた目標値を設定し、当該目標値の達成状況等をもとに、本計画の見直し時期に合わせて評価、分析することにより、施策の必要性や妥当性を検証します。

1 6-2 目標値の設定

本計画の目的でもある、将来の人口減少社会に対応した「住みやすい上田市」を実現するために、現状を維持していくことが重要です。

よって、それぞれの居住誘導区域における目標値は直近の国勢調査における DID 人口密度を基本とします。

居住誘導区域内の人口密度の分布として、以下の人口密度以上の範囲（面積）を P.108 及び P.110 のメッシュ図に示す面積、メッシュの数以上とすることを目標とします。

【2035 年目標値】

上田居住誘導区域	
37.66 人／ha	2015(平成 27) 年 DID 人口密度

丸子居住誘導区域	
25.57 人／ha	2010(平成 22) 年 DID 人口密度

17 目標の達成状況に関する評価方法

本計画が効果的に機能し、目指す都市構造である「ネットワーク＋多極・拠点集約型都市構造」への進展がなされているかを確認するため、「都市計画基礎調査」による土地利用現況、建築物の新築状況、「上田市開発事業の規制に関する条例」に基づく届出の件数、分布、「住民基本台帳」に基づく人口移動の状況について調査を実施するものとします。

これらの結果を基に、目標達成状況の検証・評価を行うとともに、その要因を分析し、分析結果に基づいた次の展開への施策検討を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】

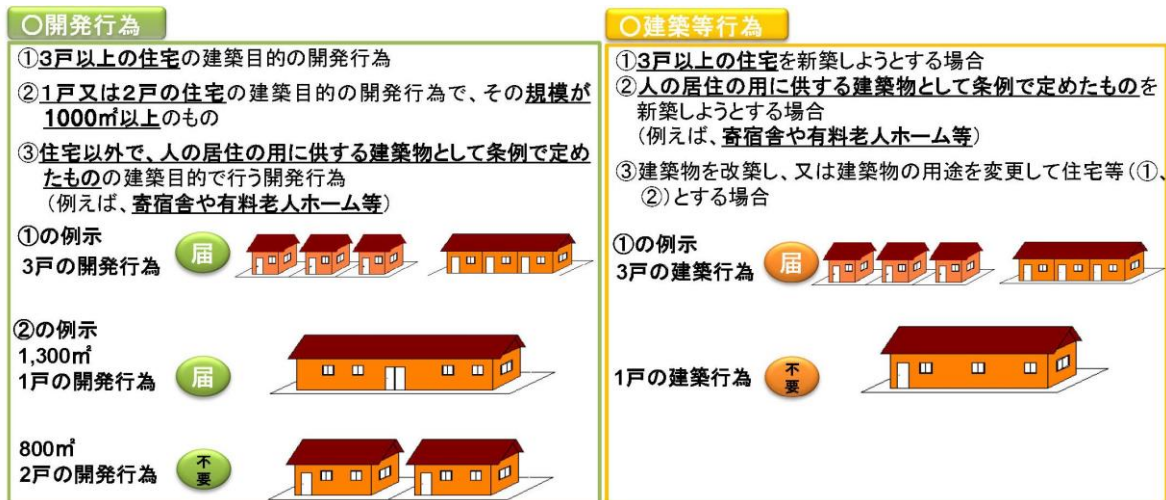


18 届出制度について

18-1 居住誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第88条）

居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握するため、居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為については、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の30日前までに市への届出が義務づけられます。※

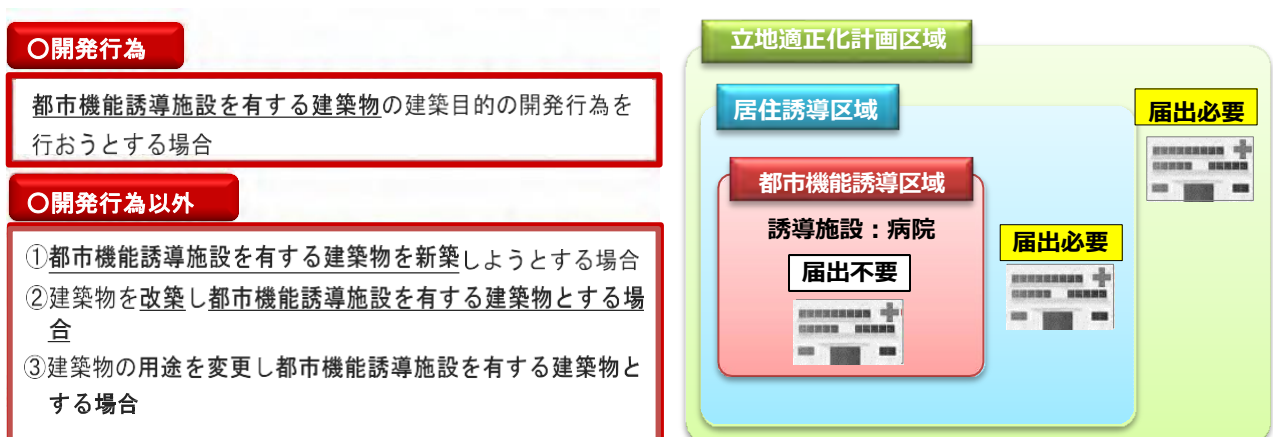
■届出の対象となる行為



18-2 都市機能誘導区域外における行為の届出（都市再生特別措置法第108条）

都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導施設を対象に次の行為を行おうとする場合は、既存の建築確認申請や開発許可申請に加え、行為着手日の30日前までに市への届出が義務づけられます。※

■届出の対象となる行為



※届出を行わない、或いは虚偽の届出を行った場合は、事業者等に対して罰則（30万円以下の罰金（法第130条））が適用されますが、居住誘導区域外・都市機能誘導区域外での開発行為を罰するものではありません。

1 8-3 都市機能誘導施設の休廃止に係る届出（都市再生特別措置法第 108 条の 2）

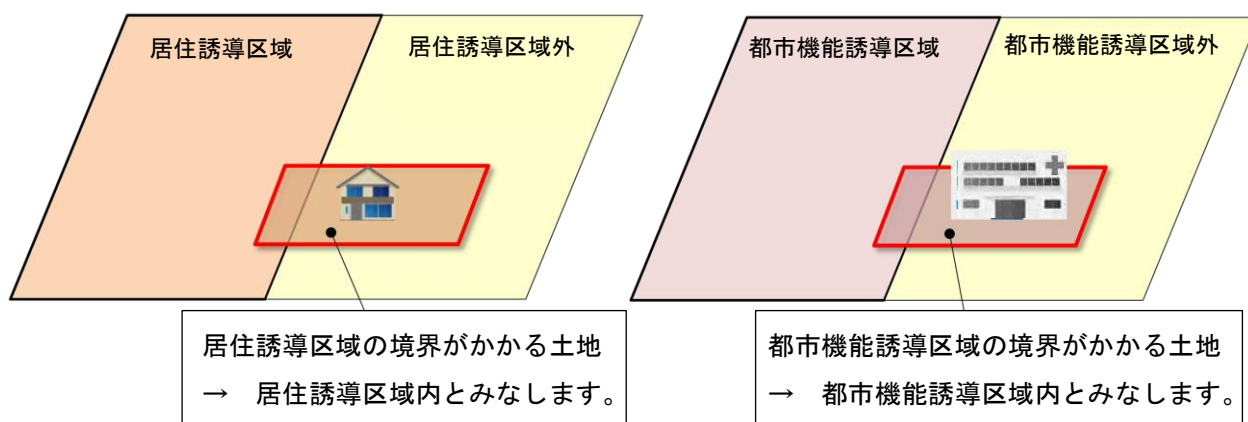
都市機能誘導区域内において、都市機能誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止または廃止しようとする日の 30 日前までに市への届出が義務づけられます。

■届出の対象となる行為



【誘導区域の境界にかかる土地の取り扱い】

誘導区域の境界にかかる土地で、一体的な建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域内とみなします。



1 8-4 宅地建物取引に関する事項

（宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 2 号、同施行令第 3 条第 1 項）

都市再生特別措置法の施行（2014（平成26）年8月）にともない、宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして、宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明させなければならない法律の制限として、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出義務等が追加されました。

宅地建物取引において、宅地建物取引士は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築物等の届出義務を説明しなければなりません。

【参考】届出様式

様式第十（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
上田市長 様		
届出者 住 所 氏 名 連絡先		印
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目： 整備する住宅の戸数（区画数）： 連絡先：

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
（位置図等 縮尺 1/1,000 以上のもの 敷地範囲を朱書）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 上田市長 様 届出者 住 所 氏 名 連絡先 印	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 住宅等の戸数： 連絡先：

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・住宅等の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上のもの）及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔位置図（縮尺 1/1,000 以上のもの）等〕

様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

上田市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 以上のもの 敷地範囲を朱書）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

《建築行為の場合》

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・住宅等の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上のもの）及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔位置図（縮尺 1/1,000 以上のもの）等〕

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
上田市長 様		
届出者 住 所 氏 名 連絡先 印		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称（住所）	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	地目： 連絡先：

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度（1/1000 以上のもの） 敷地範囲を朱書）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度（1/100 以上のもの））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 年 月 日 上田市長 様 届出者 住所 氏 名 連絡先 印	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在： 地目： 面積：
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 連絡先：

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

（添付書類）

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・建築物の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上のもの）及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書〔位置図（縮尺 1/1,000 以上のもの）等〕

様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

上田市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
連絡先

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

《開発行為の場合》

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度（1/1000 以上のもの） 敷地範囲を朱書）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度（1/100 以上のもの））
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

《建築行為の場合》

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上のもの）
- ・建築物の2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上のもの）及び各階平面図（縮尺 1/50 以上のもの）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書〔位置図（縮尺 1/1,000 以上のもの）等〕

様式第二十一（都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

上田市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日から 年 月 日

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の指名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

19 立地適正化計画策定までの経過

年 月	経 過	内 容
H26. 8	都市再生特別措置法改正	立地適正化計画制度の創設
H27. 1. 14	市長プレゼンテーション	上田市立地適正化計画策定について説明
H27. 4	上田市立地適正化計画の策定に着手	
H27. 7. 21	まちづくり庁内会議 (庁内 39 課)	上田市立地適正化計画 概要説明・報告
H27. 9. 24	部長会議	
H28. 8～	各地域自治センターワーキンググループによる情報交換会	立地適正化計画の概要説明、地域の課題と今後のまちづくりについて（全 7 回開催）
H28. 11. 16	第 17 回上田市都市計画審議会 調査審議	上田市立地適正化計画策定に係る経過報告 意見聴取
H29. 3. 15	上田市議会 3 月定例会 環境建設委員会 議題外報告	上田市立地適正化計画の概要について 説明・報告
H29. 3. 17	第 18 回上田市都市計画審議会 調査審議	上田市立地適正化計画の概要について 意見聴取
H29. 5～	各地域自治センターワーキンググループによる情報交換会	都市機能誘導区域、居住誘導区域、拠点の設定について等（全 12 回開催）
H29. 6～	市内 9 地域協議会への情報提供	上田市立地適正化計画の概要について 説明・意見聴取
H29. 7～	関係諸団体への情報提供（商工会議 所建設業部会ほか 5 団体）	
H29. 11. 13	庁内連携ワーキンググループによる 情報交換会（庁内関係 50 課）	上田市立地適正化計画の基本方針、誘導区域、拠 点の設定等の案について 意見交換
H29. 12. 21	市政経営会議	上田市立地適正化計画の基本方針、誘導区域、拠 点の設定等の案について 説明・報告
H30. 2. 22	上田市議会 3 月定例会 環境建設委員会 議題外報告	
H30. 2. 27	第 19 回上田市都市計画審議会 調査審議	上田市立地適正化計画の基本方針、誘導区域、拠 点の設定等の案について 意見聴取



【上田市都市計画審議会】

年 月	経 過	内 容
H30. 5. 16 ～6. 14	パブリックコメント (9 月結果公表)	上田市立地適正化計画書(案) 基本方針、誘導区域、拠点の設定等について
H30. 5～10	市民説明会、(5/26, 27) 市内 9 地域協議会への説明 関係諸団体等への説明会・資料送付	上田市立地適正化計画 基本方針、誘導区域、拠点の設定等の案について 説明・意見聴取
H30. 10～	上田市ホームページへの掲載 (広報でHP掲載を周知)	・上田市立地適正化計画(案)の概要 ・リーフレット ・上田市立地適正化計画Q&A
H31. 1. 7 ～2. 5	パブリックコメント (3 月結果公表)	上田市立地適正化計画 計画書の最終案について
H31. 1. 18 ～1. 20	市民説明会(3 回開催)	上田市立地適正化計画 最終案について 説明・意見聴取
H31. 1. 28	庁内ワーキング(庁内関係 50 課) 情報交換会	上田市立地適正化計画 最終案について 説明・意見交換
H31. 2. 13	第 20 回上田市都市計画審議会 調査審議	上田市立地適正化計画の成案化について 意見聴取
H31. 3 月	上田市議会 3 月定例会 環境建設委員会 議題外報告	上田市立地適正化計画について報告
H31. 3 月	部長会議	上田市立地適正化計画について報告
H31. 3 月	上田市議会 3 月定例会 議会全員協議会	上田市立地適正化計画について報告
H31. 3. 25	上田市立地適正化計画公表	国土交通省へ報告・長野県へ計画書提出



【庁内ワーキンググループ情報交換会】



【市民説明会】

20 庁内連携ワーキンググループ構成

	所 属	職 名	関連施策等(※太字は事務分掌の主なもの)
1	政策企画課	課長補佐 兼政策企画担当係長	市政の総合施策の企画立案、調整及び推進に関すること 第二次上田市総合計画、国土利用計画第二次上田市計画、上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、上田市版人口ビジョン ほか
2	移住定住推進課	課長補佐 兼移住定住推進担当係長	移住定住に関すること 上田市移住定住支援、空き家活用 ほか
3	行政管理課	行政改革担当係長 兼公共施設マネジメント担当係長	公共施設の見直しに関すること 上田市公共施設白書、上田市公共施設マネジメント基本方針
4	庁舎整備室	室長補佐兼庁舎整備担当係長	新庁舎の建設に関すること
5	危機管理防災課	課長補佐兼危機管理防災担当係長	災害対策及び地域防災に関すること 地域防災計画に関すること
6	情報システム課	ICT化推進担当係長	マルチメディア情報センターの管理に関すること
7	財政課	財政担当係長	財政計画に関すること 市財政について
8	財産活用課	課長補佐兼財産活用担当係長	公有財産の取得、処分、管理に関すること
9	税務課	課長補佐 兼家屋係長	税制等に関すること 立地適正化計画の税制措置 ほか
10	市民参加・協働推進課	地域内分権推進担当係長	地域内分権の推進に関すること
11	生活環境課	課長補佐兼環境保全担当係長	環境保全・自然保護に関すること(空き地対策)
12	生活環境課	課長補佐兼環境政策担当係長	環境基本計画に関すること
13	資源循環型施設建設関連事業課	課長補佐 兼資源循環型施設建設関連事業係長	資源循環型施設建設に関すること 資源循環型施設建設推進に向けた地元及び上田地域広域連合との調整
14	住宅課	住宅整備係長	市営住宅、住宅施策に関すること
15	福祉課	課長補佐兼庶務施設係長	福祉関連施設運営に関すること
16	障がい者支援課	障がい者支援担当係長	障がい者支援施設等に関すること
17	高齢者介護課	課長補佐兼地域包括ケア推進係長	高齢者福祉の企画立案及び運営に関すること 第6期上田市高齢者福祉総合計画、地域包括ケア ほか
18	健康推進課	課長補佐 兼健幸政策担当係長	保健予防及び健康増進の企画立案及び推進に関すること 地域医療、スマートウェルネスシティ首長会議、健幸都市づくり ほか
19	保育課	課長補佐 兼保育施設担当係長 兼保育担当係長	保育園及び公立幼稚園の統廃合等による適正配置に関すること 丸子地区3園統合 ほか
20	子育て・子育て支援課	課長補佐 兼子育て・子育て支援担当係長 兼子育て支援施設長	子育て支援施策の総合的な企画及び調整に関すること 上田市未来っ子がやきプラン ほか
21	商工課	市街地商業活性化担当係長	商工業の振興に関すること 上田市中心市街地活性化基本計画、空き店舗対策 ほか
22	農政課	課長補佐兼農業振興係長	農村活性化対策、農業振興地域、都市農業・市民農園
23	管理課	交通政策係長	交通施策の企画立案、調整及び推進に関すること 上田市地域公共交通網形成計画 ほか
24	土木課	課長補佐兼整備計画係長	幹線道路等整備に関すること
25	建築指導課	課長補佐 兼指導兼審査係長	建築基準法に基づく許認可等に関すること 空家対策特別措置法に基づく空家等対策計画 ほか

	所 属	職 名	関連施策等(※太字は事務分掌の主なもの)
26	上水道課	課長補佐兼施設整備係長	上水道整備に関すること
27	下水道課	課長補佐兼下水道建設係長	下水道事業の計画・建設・維持管理、集落排水の公共下水道への接続
28	教育総務課	教育施設整備担当係長	教育施設の整備・保全・管理に関すること 小中学校の配置ほか
29	学校教育課	放課後こども育成係長	放課後こども育成に関すること 放課後こども育成施設の配置
30	生涯学習・文化財課	課長補佐兼生涯学習係長	生涯学習施設の整備計画・管理運営
31	上田市立図書館	館長	図書館運営に関すること 図書館の建設
32	スポーツ推進課	課長補佐兼スポーツ施設係長	スポーツ・体力づくりの推進、体育施設の整備・管理運営に関すること 体育館等スポーツ施設の配置 ほか
33	消防予防課	課長補佐兼査察指導担当係長 消防司令	危険物施設等の立入検査及び違反処理に関すること 火災予防の普及及び啓発に関すること
34	豊殿地域自治センター	センター長補佐兼庶務企画係長	所管地域の地域政策の調整及び推進に関すること
35	塩田地域自治センター	庶務企画係長	所管地域の地域政策の調整及び推進に関すること
36	川西地域自治センター	庶務企画係長	所管地域の地域政策の調整及び推進に関すること

	所 属	職 名	関連施策等(※太字は事務分掌の主なもの)
37	丸子地域振興課	課長補佐兼地域政策担当係長	丸子ワーキンググループ
38	丸子地域振興課	課長補佐兼庶務担当係長	丸子ワーキンググループ
39	丸子市民サービス課	課長補佐兼市民窓口担当係長	丸子ワーキンググループ
40	丸子市民サービス課	市民窓口担当係長	丸子ワーキンググループ
41	丸子市民サービス課	課長補佐兼福祉担当係長	丸子ワーキンググループ
42	高齢者介護課	高齢者支援担当係長丸子地域担当	丸子ワーキンググループ
43	丸子産業観光課	課長補佐兼商工観光係長	丸子ワーキンググループ
44	丸子産業観光課	課長補佐兼農林振興担当係長	丸子ワーキンググループ
45	丸子建設課	建設担当政策幹	丸子ワーキンググループ
46	丸子建設課	課長補佐兼土木担当係長	丸子ワーキンググループ
47	丸子建設課	土木担当担当幹	丸子ワーキンググループ
48	丸子地域教育事務所	所長補佐兼社会教育係長	丸子ワーキンググループ
49	丸子・武石上下水道課	課長補佐兼業務係長兼上下水道係長	丸子ワーキンググループ
50	農産物マーケティング推進室	室長	丸子ワーキンググループ

	所 属	職 名	関連施策等 (※太字は事務分掌の主なもの)
51	真田地域振興課	課長補佐兼地域政策担当係長	真田ワーキンググループ
52	真田地域振興課	課長補佐兼庶務担当係長	真田ワーキンググループ
53	真田地域振興課	課長補佐兼庶務担当係長兼有線放送 担当係長	真田ワーキンググループ
54	真田市民サービス課	生活環境担当係長	真田ワーキンググループ
55	真田市民サービス課	課長補佐兼福祉担当係長	真田ワーキンググループ
56	真田市民サービス課	課長補佐兼地域健康支援担当係長	真田ワーキンググループ
57	真田産業観光課	課長補佐兼観光商工担当係長	真田ワーキンググループ
58	真田産業観光課	菅平高原スポーツランド所長兼観光商 工担当係長	真田ワーキンググループ
59	真田産業観光課	菅平高原アリーナ所長兼観光商工担 当係長	真田ワーキンググループ
60	真田産業観光課	課長補佐兼農林振興担当係長	真田ワーキンググループ
61	真田建設課	課長補佐兼管理担当係長	真田ワーキンググループ
62	真田建設課	課長補佐兼土木担当係長	真田ワーキンググループ
63	真田地域教育事務所	生涯学習担当係長	真田ワーキンググループ
64	真田図書館	次長	真田ワーキンググループ
65	上水道課	課長補佐兼上水道維持担当係長	真田ワーキンググループ
66	武石地域振興課	課長	武石ワーキンググループ
67	武石地域振興課	課長補佐兼地域政策担当係長	武石ワーキンググループ
68	武石地域振興課	課長補佐兼庶務担当係長	武石ワーキンググループ
69	武石市民サービス課	課長補佐兼生活環境担当係長	武石ワーキンググループ
70	武石市民サービス課	課長補佐兼高齢者支援担当係長	武石ワーキンググループ
71	武石市民サービス課	課長補佐兼地域健康支援担当係長	武石ワーキンググループ
72	武石診療所	事務長補佐兼業務係長	武石ワーキンググループ
73	武石産業建設課	商工観光担当係長	武石ワーキンググループ
74	武石産業建設課	農林振興担当係長	武石ワーキンググループ
75	武石産業建設課	課長補佐兼建設管理担当係長	武石ワーキンググループ
76	武石地域教育事務所	所長補佐兼生涯学習係長	武石ワーキンググループ

上田市立地適正化計画

発 行 日 / 2019（平成 31）年 3 月

編集・発行 / 上田市都市建設部都市計画課
長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
電話：0268-22-4100

ホームページ / <https://www.city.ueda.nagano.jp>